

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(I-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること(施策目標 I-1-1) 基本目標 I : 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 : 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	担当 部局名	医政局 老健局	作成責任者名	医政局総務課長 水谷 忠由 総務課医療国際展開推進室長 高山 研 歯科保健課長 小嶺 祐子 看護課長 畠田 由美子 医事課長 中田 勝己 医療経営支援課医療法人支援室 桑原 寛 地域医療計画課長 西嶋 康浩 参事官(医療情報担当) 木下 栄作 医薬産業振興・医療情報企画課長 安中 健 老健局老人保健課長 堀 裕行
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。				
	①医療の質向上に向けて、医療の質評価・公表やデータベース整備等を推進する。 ・ これまでの既存の取組を最大限に活かすことを前提とし、医療の質の評価・公表に積極的に取り組む病院団体等の協力を得ながら、「医療の質向上のための協議会」を立ち上げ、質指標の標準化、質指標を活用した医療の質向上活動の普及・促進を図る。				
	②歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)等に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。))に関する施策を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与する。 ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(平成24年厚生労働省告示第438号。以下「基本的事項」という。)を策定している。 ・ 基本的事項では、歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上、定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の保持・増進、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備により、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を図ることとしている。				
	③医療機関における助産師就業の偏在解消や助産所と連携する医療機関確保の推進等を図る。 ・ 助産師出向の企画・実施・評価や、助産所と連携する医療機関確保のための調整・支援を行う。				
	④新専門医制度の円滑かつ適切な実施による質の高い専門医の養成や総合的な診療能力を有する医師の養成を推進する。 ・ 専門医については、制度を運用する学会が乱立して認定基準が統一されておらず、国民にとって分かりやすい仕組みになっていないとの指摘があり、また、専門医制度は医師の地域偏在、診療科偏在との関係から重要な課題と認識されてきた。 ・ そこで、厚生労働省において、医師の質の一層の向上を図ること等を目的として、平成23年10月より「専門医の在り方に関する検討会」を開催し、専門医に関して幅広く検討を重ね、平成25年4月に報告書を取りまとめた。報告書では、(1)中立的な第三者機関を設立し専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこと、(2)総合的な診療能力を有する総合診療専門医を専門医の一つとして基本領域に位置づけること、(3)養成数の設定において患者数や研修体制等を踏まえて地域の実情を総合的に勘案すること等とされている。 ・ この報告書を踏まえ、中立的な第三者機関として一般社団法人日本専門医機構が、研修病院に対する指導医の派遣支援、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこととされ、平成30年度から新専門医制度による専門医の養成が開始されている。 ・ 新専門医制度開始後も、地域医療や医師のキャリアに対する配慮が継続的になされるよう、専攻医の都市への集中抑制や柔軟な研修を可能とする取組が求められており、新専門医制度の円滑かつ適切な実施を支援することにより、質の高い専門医の養成に資する。 ・ また、近年、特定の疾患に限定することなく幅広い視野で患者を診る必要があること、高齢化に伴う特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者が増えていることなどから、総合的な診療能力を持つ医師が必要とされているところであり、その養成の支援を行うことにより、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備や医師偏在対策に資する。				
	⑤外国人患者が安心して日本の医療サービスを受けられるよう、地域全体で外国人患者の受入れ環境を整備する。 ・ 我が国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、観光先進国の実現を目指しており、その中で、健康・医療戦略推進本部のもとに設置された訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループで、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられ、関係府省庁が連携して取組を進めている。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に訪日外国人数は減少したものの、令和4年10月11日に水際措置が緩和されて以降、再び増加している状況にある。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)に基づき、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。 ・ 今後も、日本の医療機関を受診する外国人患者が増加すると予想される中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者の受入体制を構築する必要がある。 ・ このほか、外国人の相談・診療が適切に行われるよう、多言語対応体制の確保に必要な支援を行う。				
	⑥病院経営管理指標等の医療施設への提供や持分なし医療法人への移行を促進することによって医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図る。 ・ 医療機関は、健全かつ安定した経営を維持した上で、経営上の問題点の改善はもとより、中長期的な展望に立った経営方針や経営戦略を策定することが必要とされている。そのため、病院の機能や規模、地域性に密着した経営状況の実態を係数的に把握し、病院の健全な運営を支援する。 ・ 持分あり医療法人は、社員の退社や死亡により、評価額が巨額となった持分の払戻を請求されるリスクがあるため、持分なし医療法人への移行が進められている。そのため、持分なし医療法人への移行に関する計画の認定に係る事前審査の一部を医療法人制度に精通する事業者に委託することにより、当該審査業務を円滑に進め、持分なし医療法人への移行を支援する。				
	⑦女性医師等の就業継続及び復職支援を推進する。 ・ 近年、医師国家試験合格者に占める女性の割合は全合格者の約3分の1となっており、出産や育児等の様々なライフステージに対応して、女性医師等が働き続けやすい環境の整備を進めている。				

	⑧人口構造の変化に伴う地域の医療ニーズに応じた質の高い効率的な医療提供体制を確保する。 ・医療法（昭和23年法律第205号）により、国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定める。また、都道府県は、中長期的な人口構造の変化に伴う地域の医療ニーズに応じて、質の高い効率的な医療提供体制を構築するため、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能ごとに推計し、地域医療構想として策定する。 ※ 都道府県は、五疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）六事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））及び在宅医療ごとに、必要な医療機能（目標、医療機関に求められる事項等）と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。 ・消防法（昭和23年法律第186号）により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされている。 ・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っている。 ・介護保険法における市町村の地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業を位置づけ、市町村を主体とした在宅医療と介護の連携を図っている。
施策を取り巻く現状	1. 医療の質向上に資する体制整備の現状 ・医療の質を向上させるため、平成22年度から医療の質の評価・公表の取組を行う病院団体を支援することで、約千の病院が取組を行うようになった。しかしながら、データ収集の負担、医療の質の向上活動を担う中核人材不足を理由とした参加病院数の伸び悩み、団体間での臨床指標やその定義のばらつきなどが課題となっている。これらの課題を解決するため、「医療の質の評価・公表等推進事業」により、医療の質の評価・公表に積極的に取り組む病院団体等の協力を得ながら、「医療の質向上のための協議会」を立ち上げ、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制の整備を図っている。
	2. 歯科口腔保健に関する施策の現状 ・骨太の方針2025において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組等の歯科口腔保健の充実や、歯科専門職の人材確保を含めた歯科保健医療提供体制の推進・強化に取り組むことが盛り込まれた。 ・口腔の健康の保持・増進は健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすが、う蝕の罹患状況等の歯・口腔に関する地域格差等が指摘されている。
	3. 助産師就業の現状 ・就業助産師の人数は増加傾向であり、令和6年末現在で38,721人（衛生行政報告例）となっている。 ・医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスク・シフト/シェアの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要である。
	4. 新専門医制度の現状 ・新専門医制度における基本領域の新規専門医認定数は、令和3年度が3,962人、令和4年度が7,159人、令和5年度が7,376人（日本専門医機構調べ）となっており、増加している。 ・医療の専門分化・高度化が進み、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、高齢化が同時に進行しており、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の養成が求められている。 ・経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえ、大学医学部において、「地域を診る医師」としての役割を担う総合診療医を養成・確保するための拠点（総合診療医センター（仮称））を整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に支援するための事業（「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業」）として令和2年度に予算を確保した。当該事業に応募があった大学から企画競争による総合評価によって6大学（秋田大学、福島県立医大、新潟大学、福井大学、三重大学、島根大学）を採択し、令和2年9月から事業に着手し、令和3年には大分大学が、令和5年には広島大学が採択され、8大学となった。
	5. 外国人患者の受入れの現状 ・訪日外国人は、令和元年までの増加の推移（3,188万人（令和元年））を経た後、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少していたが、令和4年10月の水際対策の緩和に伴い、再び増加が見られ、また令和5年5月の5類感染症への移行に伴い、今後も更なる増加が見込まれている。 ・在留外国人についても、約377万人（令和6年末時点）と増加傾向にある。
	6. 病院経営管理及び持分なし医療法人への移行計画の現状 ・高齢化の進展に伴い患者の疾病構造が変化する中で、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善など「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」のため、それぞれの医療施設においても様々な課題に取り組む必要がある。加えて、近年では、新型コロナウイルスや物価高騰の影響など、医療施設の安定的な経営を継続していくには難しい状況がある。 ・「持分なし医療法人」への移行計画の認定制度は、平成26年の制度創設後も累次の期限延長や税制措置の拡充、認定要件の見直しが行われており、制度創設から令和6年度末までに持分あり医療法人から持分なしへ移行した1,800法人（対前年度204法人増、制度創設前も含めた移行数は2,112）のうち、1,031法人が認定制度を利用している。
	7. 女性医師等の就業継続及び復職支援の現状 ・医師国家試験合格者に占める女性の割合は近年全合格者の約3分の1となっており、その結果、年々女性医師数は増加し、女性医師の割合も2000年は14.4%であったが、2010年は18.9%、2020年では22.8%と急激に伸びている。一方、女性医師は出産や育児等のためキャリアを中断したり労働時間が短くなる傾向にある。
	8. 人口動態の変化を踏まえた医療提供体制の現状 ・いわゆる団塊の世代が2022年から後期高齢者（75歳以上）となることから、2025年に向けて、高齢者、特に後期高齢者の人口が急速に増加し、その後も2040年頃まで、65歳以上人口の増加が緩やかに続く。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降もさらに減少が加速する。 ・2025年から2040年にかけて、主に都市部では65歳以上人口の増加が見られる一方で、65歳以上人口が減少する都道府県が発生する。 ・こうした人口動態の変化が進む中、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の6事業については、患者や住民が安心して医療を受けられるようにするため、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。
	9. 在宅医療・介護連携の現状 ・2025年は団塊の世代が全て後期高齢者となる年。さらに、今後、団塊の世代が85歳以上になっていく中で、認知症の方を含め医療・介護の複合ニーズを持つ方が増え、訪問診療を利用する方が増えることも見込まれる。一方で、2040年に向けて生産年齢人口が急減することも踏まえ、患者がそれぞれの状態にふさわしい医療・介護サービスを受けられるよう、医療・介護サービスの提供体制を一体的に整備していくことが必要。

施策実現のための課題	1	データ収集の負担や団体間での臨床指標やその定義のばらつきなどが課題となっている。
	2	口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。))を縮小させる必要があり、そのための生活習慣の改善や社会環境の整備等が求められている。
	3	助産師は病院に偏在しており、多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難になっている。分娩を取り扱う医療機関の減少等により、助産所と連携して妊産婦の異常に対応する医療機関の確保が困難になっている。
	4	新専門医制度においては、地域医療や医師のキャリアに対する配慮を行いながら、質の高い専門医の養成が求められている。卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制の確立による、総合的な診療能力を持つ医師の養成が求められている。
	5	外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、国内の医療機関において、外国人患者の受入環境整備が不可欠である。
	6	少子高齢化による医療保険制度の持続可能性が問われている近年において、医療施設は地域において医療サービスを安定的に提供し続けることが求められている。
	7	出産・育児等によりキャリアを中断せざるを得ない場合等があり、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下するため、女性医師のライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。
	8	少子高齢化の進展に対応するため、地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化・連携により質の高い効率的な医療提供体制の構築が課題となっている。
	9	高齢化の進展に伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護を一体的に提供できる体制が求められており、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっている。

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
	目標1 (課題1)	医療の質向上に資する医療の質評価・公表等の推進					各医療機関が診療を行っている医療の質に関する情報を全国的に収集・分析し、分析結果等を公表することは、医療の質を向上させるために、非常に有益であると考えられるため、国においてもその取組を推進する必要があるため。				
	目標2 (課題2)	地域の実情に応じた歯科口腔保健施策の推進					今後の歯科口腔保健施策は、口腔機能の維持・向上や回復、歯科疾患等の予防、重症化予防に対する取組が求められているが、各地域における人口構成や歯科疾患の状況を踏まえつつ、歯科口腔保健に係る歯科医師等歯科医療専門職種や歯科医療機関等の役割の明示・分担を図り、他職種や他分野との連携体制の構築状況等の地域の実情に応じて進めることで、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を図る必要があるため。				
	目標3 (課題3)	助産師出向の推進、助産所と連携する医療機関確保の推進					医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上のため、都道府県単位で協議会を設置しマッチングを行うことで、病院・診療所・助産所間での、助産師出向を推進する必要があるため。助産所における安全性確保のためには、連携医療機関確保を推進する必要があるため。				
	目標4 (課題4)	地域医療に配慮した専門医養成の推進、総合診療医センターの設置の推進					地域において良質な医療を提供するためには、質の高い専門医を養成する必要があるため。総合的な診療能力を持つ医師の養成を推進するためには、卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制を確立する必要があるため、拠点となる総合診療医センターの設置が必要であるため。				
	目標5 (課題5)	外国人患者の受入れ環境の整備の推進					外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関を含め地域全体として、外国人患者の受入環境を整備する必要があるため。				
	目標6 (課題6)	病院経営管理指標等の医療施設への提供による医療施設の経営改善にかかる自助努力支援や持分なし医療法人への移行の促進					少子高齢化による医療保険制度の持続可能性が問われている近年において、医療施設は地域において医療サービスを安定的に提供し続けることが求められているため。				
	目標7 (課題7)	女性医師の就業の推進					卒後概ね10年目から20年目にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下することから、就業継続及び復職の支援等が必要と考えられるため。				
	目標8 (課題8)	医療計画に基づく医療提供体制の構築					地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることが必要であるため。				
	目標9 (課題9)	在宅医療・介護連携の推進					増大する慢性期の医療・介護ニーズに対しては、在宅医療を含め、医療・介護のネットワーク全体で対応していくことが必要であるため。				

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	医療の質向上のための協議会開催回数 (アウトプット)	0	令和元年度	10	令和7年度	17	14	15	15	10	医療の質向上のための体制を整備するために、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を行うためには、協議会の開催が必要であるため。	人材育成については一定の成果が得られたと考えられるため、人材育成に係る会議を令和5年度に終了しており、令和6年度の医療の質向上のための評価・分析を含めた協議会は、令和5年度に行ったものから人材育成に係る会議の差分を登録する。令和7年度においては、令和6年度と同数の会議の回数を目標値とする。
						14	15	13	10			

(6)	ICTを活用した医科歯科連携の検証事業 (令和2年度)	※	※	※	3						※		002007
		※	※										
(7)	歯科疾患実態調査 (令和4年度) ※令和6年度で終了。次回は4年後に実施予定。	-	※	-	3.4						※		006994
		-	※										

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値						
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○5	助産師出向人数の増加数 (アウトカム)	—	—	前年度以上	令和7年度	前年度 (42人)以上	前年度 (66人)以上	前年度 (70人)以上	前年度 (88人)以上	前年度 (97人)以上	助産師偏在が拡大しないようにするために、各都道府県における助産師出向が促進される必要があることから、当該事業により出向した助産師数を指標として選定した。	都道府県の周産期医療提供体制の実情に応じて出向する人数や期間を検討する必要があることから、目標値を「前年度以上」としている。
						66人	70人	88人	97人			
6	助産師活用推進事業実施都道府県数 (アウトプット)	—	—	前年度以上	令和7年度	前年度(25都道府県)以上	前年度(26都道府県)以上	前年度(25都道府県)以上	前年度(24都道府県)以上	前年度(27都道府県)以上	助産師偏在が拡大しないようにするために、助産師就業の偏在の実態把握を始めとした取組が各都道府県で実施される必要があることから、当該事業実施県数を指標とした。	産科医師の負担軽減や地域における安全・安心・快適なお産の場の確保は全ての都道府県において実施する必要があるものの、産科医療機関及び助産所の数や助産師の就業状況には差があり、各都道府県の実情に応じて事業実施を支援する必要があることから、毎年度の目標値を「前年度以上」としている。
						27	25	24	27			
達成手段3		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(8)	助産師活用推進事業(旧:助産師出向等支援導入事業)	※	※	※	5.6	※						001952
		※	※									

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○7	日本専門医機構認定の基本領域の専門医数(アウトカム)	18,088人	令和元年度	前年度以上	令和7年度	—	—	前年度(66,561人)以上	前年度(87,441人)以上	(110,090人)以上	新たな専門医の仕組みにより質の高い専門医を養成するためには、新たに設立された日本専門医機構が認定する基本領域の専門医数とした。	質の高い専門医を多く養成することにより、質の高い効率的な医療提供体制の整備を推進するものであり、基本領域の専門医の養成が現在行われているため、令和7年度目標値については前年度以上とした。
						51,751人	66,561人	87,441人	110,090人			
○8	総合診療医センターを整備している大学が所在する都道府県(アウトカム)	6県	令和2年度	前年度以上	令和7年度	前年度(6県)以上	前年度(7県)以上	前年度(7県)以上	前年度(8県)以上	前年度(8県)以上	効率的かつ質の高い医療提供体制の整備や医師偏在対策に資するよう、総合的な診療能力を持つ医師の養成を推進するためには、卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制を確立する必要があることから、拠点となる総合診療医センターの設置数を指標とした。	総合診療医センターの設置数を増加させることにより、総合的な診療能力を持つ医師の養成数を増やし、質の高い効率的な医療提供体制の整備を推進するものであり、その進捗状況を測る指標として、毎年度の目標値を「前年度以上」としている。
						7県(当該事業採択による)	7県(当該事業採択による)	8県(当該事業採択による)	8県(当該事業採択による)			

達成手段4		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(9)	専門医認定支援事業 (平成26年度)	※	※	※	7	※	001975
		※	※				
(10)	総合的な診療能力を持つ医師養成の 推進事業 (令和2年度)	※	※	※	8	※	002010
		※	※				

達成目標5について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
⑨	外国人患者受入認証病院数(アウトカム)	—	—	前年度以上	令和7年度	88施設	85施設	前年度(71施設)以上	前年度以上	前年度以上	外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保のため、第三者機関により外国人受入体制等について認証を受けた、外国人受入認証病院数を指標とした。	第三者機関が、中立・公平な立場で、国際的に高い評価を得ている日本の医療サービスを外国人が安心・安全に享受できる病院として評価・認証することで、外国人受入環境整備を推進している。昨今の認証病院数の減少を踏まえ、目標値を前年度以上とした。		
						75施設	71施設	68施設	69施設					
10	医療通訳配置病院数(アウトカム)	—	—	前年度以上	令和7年度	144施設	168施設	前年度(178施設)以上	前年度以上	前年度以上	外国人が安心して医療サービスを受けるためには、言語の面において適切なサポートを行う医療通訳者の存在が重要であり、医療通訳者が配置された拠点病院数を指標とした。 ※令和2年度より、集計対象を都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」へ変更。	外国人が安心して医療サービスを受けるため、地域の外国人患者受入の拠点となる医療機関における多言語対応等の体制整備を進めている。昨年度の実績等を踏まえ、目標値を前年度以上とした。		
						168施設	178施設	184施設	170施設					
11	地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置都道府県数(アウトプット)	—	—	前年度以上	令和7年度	47都道府県	47都道府県	令和元年度(24都道府県)以上	前年度以上	前年度以上	地域全体として外国人患者の受入環境を整備するため、都道府県における地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び対応方針を策定するための協議の場等の設置数を指標とした。 ※令和2年度の実績値より、外国人患者受入れ環境整備等推進事業における地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業により補助を受けた都道府県数を実績値として変更。	外国人が安心して医療サービスを受けるための体制整備は、地域の実情を踏まえ協議する必要がある。地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者が集まり、地域の実態把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議等を行う協議会を設置することを目標とし、目標値を前年度以上とした。		
						6	5	5	集計中(令和8年3月以降に公表予定)					
達成手段5		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
		執行額	執行額											
(11)	外国人受入医療機関認証制度等推進事業 (平成23年度)	※	※	※	9,10,11	※					001968			
		※	※											

達成目標6について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
⑫	病院経営管理指標の閲覧数(アウトカム)	295	令和6年度	直近3か年の伸び率平均を前年度実績に加えて算出	毎年度	—	—	—	—	392	経営管理指標をより多くの医療施設が活用することにより、経営上の各種課題に対して客観的数値に基づいて合理的・効率的な対処を図ることが可能となり、地域医療の安定化に寄与する。	令和7年度より、厚労省HP内、事業公表ページ閲覧数に変更。 令和7年度目標については、直近3か年(令和4年度→令和5年度、令和5年度→令和6年度)の伸び率平均を令和6年度実績に加えて算出。	
						126	152	220	295				
13	持分なし医療法人への移行認定数(アウトカム)	98件	令和6年度	150件	毎年度	200件	200件	200件	200件	150件	持分なし医療法人への移行は安定的な医療提供体制の確立に資するものであり、その促進策である認定医療法人制度の認定数を指標とした。	令和7年2月に実施したアンケート調査の結果をもとに算出。認定件数の見込み(109件)に加えて、厚生労働省による奨励活動による効果(50件)を見込み、目標値として設定。	
						85件	132件	123件	98件				

達成目標8について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
15	一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の生存率(救命率) (アウトカム)	—	—	11.6%以上	毎年度	前年度 (12.2%)以上	前年度 (11.1%)以上	前年度 (10.3%)以上	直近実績値 (11.6%)以上	●直近実績値 (11.6%)以上	・ 救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで生存率(救命率)の向上を図ることは重要な課題である。 ・ また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な生存率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の生存率(救命率)を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 (参考)令和5年度実績値11.6%は、分母:一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者の人数(2万8,354人)、分子:1ヵ月後生存者の人数(3,348人)から算出したもの。 【出典】「救急・救助の現況」(総務省消防庁)	生存率(救命率)については、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値としていたが、今年から、公表済みの直近値を具体的な数値目標として使用することとした。(今回であれば、直近値である2年前の数値を使用している。)
16	一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の社会復帰率 (アウトカム)	—	—	7.3%以上	毎年度	前年度 (7.5%)以上	前年度 (6.9%)以上	前年度 (6.6%)以上	直近実績値 (7.3%)以上	直近実績値 (7.3%)以上	・ 救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで救命後の後遺症の軽減等の向上も重要な課題である。 ・ また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な社会復帰率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心肺停止者の一ヶ月後の社会復帰率を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 (参考)令和5年度実績値7.3%は、分母:一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者の人数(2万8,354人)、分子:1ヵ月後社会復帰者の人数(2,090人)から算出したもの。 【出典】「救急・救助の現況」(総務省消防庁)	社会復帰率については、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値としていたが、今年から、公表済みの直近値を具体的な数値目標として使用することとした。(今回であれば、直近値である2年前の数値を使用している。)
17	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率(アウトプット) 【国土強靱化アクションプラン2017項目関連:1-2】 【アクションプランの重要業績指標】	—	—	前年度以上	毎年度	前年度 (93.6%)以上	前年度 (94.6%)以上	前年度 (95.4%)以上	前年度以上	前年度以上	・ 災害時に適切に医療を提供する観点から、災害時医療の拠点として、多数発生する傷病者の受入や被災地内の医療機関の支援等を行う災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を図ることは重要な課題であり、それらの耐震化を促進し、全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率を向上させることを目標とした。 (参考)令和5年度実績値96.0%は、分母:回答病院数の件数(778件)、分子:全ての建物に耐震性のある病院の件数(747件)から算出したもの。 * 令和6年度の数値は、調査様式の変更に伴い、正確な統計を取るのに十分な回答数が得られなかったため、非公表とした。	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率については、コロナ禍を経た医療機関の経営状況の不振を踏まえ、高い上昇率を見込むことは困難なことから、前年度以上の耐震化率の達成を目標値とした。
18	災害派遣医療チーム(DMAT)養成数 (アウトプット)	—	—	41チーム	毎年度	前年度 (1チーム)以上	前年度 (7チーム)以上	前年度 (19チーム)以上	前年度 (41チーム)以上	前年度 (26チーム)以上	・ 災害時に適切に医療を提供する観点から、救命医療に携わる医療従事者(災害急性期(発災後48時間以内)に迅速に被災地に赴き活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(DMAT))を養成しており、DMATチーム数の維持・拡充させることを目標とした。 ・ 令和3年度もは、新型コロナウイルス感染症の影響により、DMAT隊員養成研修の開催が8回に留まった(例年25回程度開催)。 ・ 令和4年度は、DMAT隊員養成研修を26回開催した ・ 令和5年度は、DMAT隊員養成研修を23回開催した ・ 令和6年度は、DMAT隊員養成研修を26回開催した 災害時に適切に医療を提供する観点から毎年度継続的にDMATチームを養成することが重要であり、目標値は前年度の養成数以上とした。	南海トラフにおける想定は、平成25年度厚生労働科学研究「南海トラフ巨大地震の被害想定に対するDMATによる急性期医療対応に関する研究」において、初動時に必要なDMATチーム数は1,392チームと算出されているところ、令和7年4月時点の全国で、1,840チームがDMAT指定医療機関に登録されているが、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値とした。

19	へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合(アウトプット)	65%	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度 (66.2%)以上	前年度 (74.2%)以上	前年度 (70.7%)以上	前年度 (70.9%)以上	●	・へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関を増やしていくことは、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制の構築につながることから、当該数値を前回と比較して向上させることを目標とした。 (参考1)令和3年度実績値74.2%は、分母:へき地医療拠点病院の件数(345件)、分子:へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の件数(256件)から算出したもの。 (参考2)令和4年度実績値70.7%は、分母:へき地医療拠点病院の件数(348件)、分子:へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の件数(246件)から算出したもの。 (参考3)令和5年度実績値70.9%は、分母:へき地医療拠点病院の件数(358件)、分子:へき地医療拠点病院の中で主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上の件数(254件)から算出したもの。	へき地医療拠点病院における医療活動の主要3事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣については、地域の実情に合わせた医療の提供が求められており、主要3事業の数値は毎年変動が生じることから直近の状況を踏まえた目標設定を行う必要があるため。
20	周産期死亡率(出産1,000対)(アウトカム)	3.5 (3.6)	平成29年度 (平成28年度)	周産期死亡率を過去3年度の最高値である3.4以下とする。	毎年度	前年度 (3.2)以下	前年度 (3.4)以下	前年度 (3.3)以下	過去3年度の最高値 (3.4)以下	●過去3年度の最高値(3.3)以下	・周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体、胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療であり、周産期における救命率を向上させることが重要な課題であることから、その死亡率を前年度と比較して低下させることを目標とした。 (参考)妊娠満22週以後の死産数と早期新生児死亡数を出生数と妊娠満22週以後の死産数で除し、算出したもの(出産1,000対)。 【計算式】 (妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数)/(出生数+妊娠満22週以後の死産数)*1,000 (出典)人口動態調査	アウトカム指標については、単に前年度の数値を用いるのではなく過去の最高値など状態が継続的に悪化しないような設定方法を検討すべきであるという行政レビューシートでの外部有識者の意見もあり、周産期死亡率(出産1,000対)を過去3年度の最高値以下としている。
21	幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)(アウトカム)	17.8 (17.7)	平成29年度 (平成28年度)	幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)を過去3年度の最高値17以下とする。	毎年度	前年度 (12.8)以下	前年度 (13.8)以下	前年度 (14.6)以下	過去3年度の最高値 (17)以下	●過去3年度の最高値(17)以下	・小児医療については、他の先進国と比べ、乳児死亡率は低いものの、1～4歳児死亡率は高くなっており、幼児の死亡率を低下させることは喫緊の課題であるため、1～4歳の死亡率を測定し、その数値を前年度と比較して低下させることを目標とした。 (参考)幼児(1～4歳)死亡数を幼児(1～4歳)人口で除し、算出したもの(人口10万対)。 【計算式】 幼児(1～4歳)死亡数/幼児(1～4歳)人口*100000 (出典)人口動態調査	行政レビューシートでの外部有識者の所見では、長期アウトカム指標については、単に前年度の数値を用いるのではなく過去の最高値など状態が継続的に悪化しないような設定方法を検討すべきであるとコメントがあったことから、過去3年度の最高値の状態が継続しないよう目標設定している。
22	重点支援区域として支援した事例数(アウトプット)	—	—	直近3力年度の平均値以上	毎年度	8例	6例	5例	7例	6例	全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行っており、当該支援を拡大していくことが地域医療構想の推進につながることから、支援事例を増加させることを目標とした。 ※令和6年度実績:3例	重点支援区域の設定は、都道府県の申請に基づき実施されるものであり、申請には地域の合意が必要であることから、各年度の申請数に幅が生じてしまうが、地域の協議の場である地域医療構想調整会議の開催回数はコロナ禍前の水準以上に開催されるようになり、重点支援区域に関する議論も今まで以上に議論されることが期待できることなどを踏まえ、目標値を設定する。
23	地域医療構想調整会議の開催回数(アウトプット)	—	—	平均4回以上	毎年度	—	—	—	平均4回以上	平均4回以上	都道府県は、構想区域等ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている(医療法第30条の14)。地域医療構想の取組の推進にあたっては、地域で協議をしながら着実に取組を進めていくことが重要であることから、地域医療構想調整会議の開催回数を目標とした。	都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら年間スケジュールを計画し、年4回は構想区域単位の地域医療構想調整会議の実施することを求めているが、構想区域数は変動がありうることから、平均回数を目標とする。
24	将来の病床数の必要量との差異の解析を行った実施率(アウトプット)	—	—	43%以上	毎年度	—	—	—	前年度 (43%)以上	前年度以上	地域医療構想については、2015年から比べると病床機能計及び医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)において、必要量に近づくなど、一定の進捗は認められるものの、構想区域によっては必要量との大きな乖離が残っている区域があるため、必要量との乖離の状況について、構想区域毎に確認・分析を進め、地域医療構想調整会議で協議を行い、必要な対応を行っていくことが重要であることから、将来の病床数の必要量との差異の解析を行った構想区域数を目標とした。	地域医療構想は構想区域毎の取組であり、構想区域毎に将来の病床数の必要量との差異の解析を行うことを求めているが、構想区域数は変動がありうることから、構想区域数ではなく実施率を目標値とし、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値とした。

達成手段8		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(16)	医療施設の施設整備の支援 (昭和31年度)	※	※	※	19	※	001965
		※	※				
(17)	へき地における医療提供等の実施 (昭和32年度)	※	※	※	19	※	001955
		※	※				
(18)	医療施設の設備整備の支援 (昭和36年度)	※	※	※	19	※	001964
		※	※				
(19)	へき地歯科巡回診療車運営事業 (昭和45年度)	※	※	※	-	※	001959
		※	※				
(20)	離島歯科診療班運営事業 (昭和55年度)	※	※	※	-	※	001960
		※	※				
(21)	へき地における医療提供体制整備の 支援 (平成13年度)	※	※	※	19	※	001954
		※	※				
(22)	災害時における医療提供体制の確保 (平成14年度)	※	※	※	21	※	001958
		※	※				
(23)	医療提供体制推進事業 (平成18年度)	※	※	※	20,21,22	※	001936
		※	※				
(24)	医療施設指導等経費 (平成18年度)	※	※	※	-	※	17483
		※	※				
(25)	医療施設の耐震化 (平成18年度) 【国土強靱化アクションプラン2017項目 関連:1-2】 【アクションプランの重要業績指標】	※	※	※	17	※	001956
		※	※				
(26)	産科医療機関の確保 (平成20年度)	※	※	※	19	※	001957
		※	※				
(27)	ドクターヘリの導入促進 (平成21年度)	※	※	※	15,18	※	002039
		※	※				
(28)	救急患者の受入体制の充実 (平成22年度)	※	※	※	15,16	※	001963
		※	※				
(29)	医療計画に関する見直し等の検討・推 進支援経費 (平成23年度)	※	※	※	-	※	001967
		※	※				
(30)	医療・介護サービスの提供体制改革の ための基金 (平成26年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保 障分野39b.42b】	※	※	※	-	※	001983
		※	※				

(31)	病床機能報告・外来機能報告情報収集経費 (平成26年度)	※	※	※	—	※	001976
		※	※				
(32)	病院前医療体制充実強化事業 (平成27年度)	※	※	※	15,16	※	003100
		※	※				
(33)	医療関係者養成確保対策費(※8000 対応研修) (令和元年度)	※	※	※	21	※	002087
		192万円	※				
(34)	医療施設ブロック塀整備事業 (令和3年度)	※	※	※	—	※	003058
		※	※				
(35)	災害拠点精神科病院等整備事業 (令和3年度)	※	※	※	18	※	002024
		※	※				
(36)	医療施設非常用通信設備整備事業 (令和3年度)	—	—	—	—	・ 災害時において医療機関が都道府県やDMAT等と情報交換を行って患者救助にあたるためには通信の確保が必要である。しかし、令和元年房総半島台風においては、停電による通信障害が発生し、現地に赴かないと被災しているかどうか、また、被災していた場合、どのような支援が必要か等の確認が取れない事例が相次いでおり、指定要件とされている災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段の整備について補助をする。 ・ 具体的には、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院及び地域医療支援病院の災害時における通信確保を図るため、衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信手段を整備するための経費の一部を支援する(補助率1／3)。	—
		—	—				
(37)	医療施設浸水対策事業 (令和3年度)	※	※	※	—	※	002026
(38)	医療施設給水設備強化等促進事業 (令和3年度)	※	※	※	—	※	002012
		※	※				
(39)	医療施設非常用自家発電装置施設整備事業 (令和3年度)	※	※	※	—	※	002015
		※	※				
(40)	医療施設等災害復旧費 (平成27年度)	※	※	※	—	※	001979
(41)	医療コンテナ活用促進事業 (令和5年度)	0.57億円 (R6へ繰越)	3.33億円 (R7へ繰越)	2.76億円	—	・医療コンテナについては、第8次医療計画において、都道府県や医療機関は、災害時等に検査や治療に活用することが求められている。 ・これを受け、災害時等に被災した病院機能の補完として医療コンテナを活用することを念頭に、災害拠点病院等における医療コンテナの導入を促進するため、財政支援を行う。	—
(42)	中毒情報センター情報基盤整備費 (昭和61年度)	※	※	※	—	※	001934
(43)	救急医療従事者の育成・確保 (令和3年度)	※	※	※	—	※	001935
(44)	医療問題調査費 (平成13年度)	※	※	※	—	※	001961
(45)	医療提供体制施設整備交付金 (平成18年度)	※	※	※	—	※	001966
(46)	医療用物資の備蓄等事業 (令和4年度)	※	※	※	—	※	002028
(47)	マスク等国内生産・輸入実態把握調査事業 (令和4年度)	※	※	※	—	※	002019
		※	※				

達成目標9について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
25	在宅患者訪問診療件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1,228,040件	平成29年度	前回調査 以上	毎調査年度 ※次回調査は令和8 年度	—	—	前回調査 (1,477,229 件)以上	—	—	在宅患者訪問診療件数が増加することが、在宅医療の提供体制の充実につながることから、当該数値を前回調査と比較して向上させることを目標とした。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	在宅患者訪問診療件数がどの程度あればよいのか事前に見積もることは困難であることから、前回調査と比較して向上させることを目標としている。 なお、当該数値は、医療施設調査(静態)の数値であり、次回調査年度は令和8年度となる。 令和7年度の実績は算出されないため、令和8年夏に評価を行う際には、令和5年度の目標値及び実績値を元に実績を評価する。
						—	—	1,735,830 件	—	—		
達成手段9		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
(50)	在宅医療・介護の推進 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野⑦】 (平成23年度)	※	※	※	25	※	001969					
		※	※									
(51)	人生の最終段階における医療体制整備等事業 (平成26年度)	※	※	※	—	※	001977					
		※	※									

	(52)	医療・介護サービスの提供体制改革のための基金 (平成26年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野39b.42b】	※	※	※	—	※				001983
	(53)	在宅医療・介護連携推進事業 (平成27年度)	1,933億円の内数 地域支援事業によって実施	1,804億円の内数 地域支援事業によって実施	1,800億円の内数 地域支援事業によって実施	—	市町村が主体となって地域の医療・介護関係者と協議しながら、地域の実情にあった在宅医療と介護の連携の推進を図る。				—
	(54)	在宅医療・介護連携推進支援事業 (平成28年度)	※	※	※	—	※				006936
	(55)	全国在宅医療会議経費 (平成29年度)	※	※	※	25	※				001985
	(56)	在宅医療・救急医療連携セミナー (平成29年度)	※	※	※	—	※				002949
	(57)	かかりつけ医機能普及促進等事業 (令和3年度)	※	※	※	—	※				003009
	(58)	遠隔医療の普及推進にかかる事業 (令和4年度)	※	※	※	—	※				005519
			※	※							

施策の予算額(千円)	令和5年度		令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
	245,770,912		221,909,608		178,525,522			
施策の執行額(千円)	122,736,857		133,431,172					

施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
	第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		2022年2月25日		医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。	
					また、団塊の世代が全て七十五歳以上となる二〇二五年に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進するため、感染症や災害への対応力を強化するとともに、介護予防、認知症施策の推進、人材確保、生産性向上等に取り組みます。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－1－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医療従事者の働き方改革を推進すること(施策目標Ⅰ－1－2) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること		担当 部局名	医政局	作成責任者名	医事課長 中田 勝 看護課長 習田 由美子 総務課長 水谷 忠由
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。 医師の働き方改革の推進 ・「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、医師については、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされた。 ・これに伴い、平成29年8月より「医師の働き方改革に関する検討会」において検討を重ね、平成31年3月に報告書を取りまとめた。報告書においては、労働時間管理の適正化に加え、労働時間短縮を強力に進めていくための具体的方向性として、 ① 医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化(タスク・シフティング、タスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化や勤務環境の改善) ② 地域医療提供体制における機能分化・連携、プライマリ・ケアの充実、集約化・重点化の推進(これを促進するための医療情報の整理・共有化を含む)、医師偏在対策の推進 ③ 上手な医療のかかり方の周知 があげられている。 ・また、同時に医師からのタスク・シフティング/タスク・シェアリングを受け止める看護職の業務効率化も進める必要があり、看護業務効率化に資する取組を表彰・周知すること等を目的とした「看護業務効率化先進収集・周知事業」(令和5年度で終了)ポータルサイトにおいて先進的な取組や情報を提供している。 ・また、令和元年7月より「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、当該報告書で引き続き検討することとされた論点の検討を行い、令和2年12月に「中間とりまとめ」を公表し、以下の内容を盛り込んだ改正医療法が令和3年5月に成立した。 ①勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成 ②地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設 ③当該医療機関における健康確保措置(面接指導、勤務間インターバル規制等)の実施 ④医療関係職種がより専門性を活かせるようにする観点から、各職種の業務範囲の拡大 等					
施策を取り巻く現状	我が国の医療が医師の長時間労働によって支えられ、今後さらに、少子高齢化に伴う医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進むなど、医療を取り巻く環境が変化していく中で、医師の働き方改革を進めることは、医師自身が健康で充実して働くことのできる環境を整備していくだけでなく、医療を受ける立場にある患者・国民に対し、質の高い安全な医療を持続可能な形で提供する体制を維持していく上での喫緊の課題である。 医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・組織マネジメントの課題のみならず、医療の需給や偏在、医師の養成の在り方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在、医療・介護連携や国民の医療のかかり方等における様々な課題が絡み合って存在している。また、個々の医師の健康確保、医療の質や安全を確保するに当たっては、医師との協働をする看護職の業務についても効率化を図ることが求められている。 令和6年4月の医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始後も、医療従事者を含めた国民全体の理解促進のため働き方改革に関する制度の周知を行うとともに、医療機関における労務管理の徹底や、特定行為研修制度の更なる推進によるタスク・シフト等により、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において労働時間の短縮をはじめとした働き方改革を推進している。 そのうえで、大学病院や地域の中核医療機関から行われている医師派遣により、地域医療が確保されている実態を踏まえ、上限規制の適用に当たり、都道府県や病院を対象に、施行状況や医療提供体制への影響に関する実態を把握しながら、都道府県と緊密に連携をとりつつ、以下のような取組を行っている。 ・ 管理者の意識改革に取り組む必要があることから病院長等を対象とした医療機関労務管理に関するマネジメント研修を実施 ・ 医療機関の勤務環境改善等に対し、きめ細かな相談・助言を行う「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・ 地域医療介護総合確保基金による医師の勤務環境改善の体制整備に係る支援 等					
施策実現のための課題	1	令和6年4月の医師に対する時間外・休日労働の上限規制適用に伴い、個々の医療機関は労働時間短縮・医師の健康確保措置の整備を進めているが、医師の働き方改革に関する取組が十分でない医療機関もある。				
	2	医療従事者の働き方改革の推進にあたっては、国民が安心して必要な医療を受ける観点からも、国民の医療のかかり方の適正化が必要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	医療機関の勤務環境に係る管理者(院長)の意識改革			病院長等向けの研修の開催等を通じて、医療機関の勤務環境に係る意識改革を図ることは、個々の医療機関における労働時間短縮・医師の健康確保の取組の促進につながると考えられる。	
	(課題1)					
	目標2	医療のかかり方に関する国民の理解促進			国民に適切な医療のかかり方を普及し、その理解を促進することは、国民の医療のかかり方の適正化につながると考えられる。	
	(課題2)					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	病院長等に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野52-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1,512人	令和元年度	令和6年度から令和8年度の期間に述べ3,000人	令和8年度	1,500人	1,500人	1,500人	1,000人	1,000人	病院長等に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成することを目的としていることから、指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和6年4月からの時間外労働の上限規制の施行に向けマネジメント層の意識改革を後押しする必要があることから、病院長等に対する労務管理に関するグループワークを含むマネジメント研修の受講者数を目標は1,000人とし、令和6年度から令和8年度の期間に延べ3,000人を目標としている。
						1,699人	2,101人	1,486人	1,310人			
2	マネジメント研修受講者のアンケートによる満足度割合(「非常に参考になった」「参考になったと回答した割合」)(アウトカム)	98.0%	令和4年度	95.0%	令和76年度	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	マネジメント研修受講者のアンケートによる満足度が高いことは、医療機関における労務管理を担う人材の育成が順調に進んでいることを示すと考えられることから、指標として選定した。 (参考)令和46年度実績値98%は、分母:回答者の人数(93496人)、分子:回答「非常に参考になった」「参考になった」の人数(915人)から算出したもの。	目標値については、マネジメント層の意識改革に資する研修として、過年度の満足度調査等の結果も勘案し、満足度の高い研修内容とする必要があることから、「非常に参考になった」「参考になった」と回答した割合について95%と設定している。
						100.0%	98.0%	99.0%	98%			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	医療従事者勤務環境改善推進事業 (平成29年) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障 分野42】	※	※	※	1.2	※	001988
		※	※				
(2)	医師の働き方改革の推進関連事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障 分野42】	※	※	※	-	※	002083
		※	※				
(3)	看護業務効率化先進事例収集・周知事 業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障 分野44- i 】 ※令和5年度で終了	※	※	※	—	※	002084
		※	※				
(4)	病院薬剤師の確保及び業務改革推進 事業 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002004
		※	※				
(5)	長時間労働医師への面接指導の実施 に係る研修事業 (令和3年度)	※	※	※	1.2	※	003013
		※	※				
(6)	集中的技能水準向上に向けた対応事 業(令和4年度)	※	※	※	1.2	※	002003
		※	※				
(7)	医療機関勤務環境評価センター運営費 補助金 (令和4年度)	※	※	※	1.2	※	003053
		※	※				
(8)	勤務医等を対象とした働き方改革周 知・啓発事業 (令和4年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障 分野42】 ※令和5年度で終了	※	—	-	1.2	※	000303
		※	—				

達成目標2について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値										
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度								
○3	医療のかかり方普及事業を認知している成人の割合(アウトカム)	23.8%	令和元年度	30.0%	令和7年度	25.0%	25.0%	30.0%	30.0%	30.0%	・医療のかかり方普及事業を通じて、国民に適切な医療のかかり方を普及することを目的としていることから、当該事業を認知している成人の割合を指標とした。 (参考令和6年度実績値20.5%は、分母:回答者の人数(N=10,000人)、分子:回答「内容まで詳しく知っている」「見聞きしたことがある程度」の人数から算出したもの。 なお、例年国勢調査の結果を基に都道府県別、性別、年齢層を設定して調査の対象集団を定めている。	・目標値については、普及の促進を図ることも目的とし、令和5年度より30%を目標値として設定している。令和5年度及び令和6年度は目標値を達成できていないが、達成に向けて引き続き、認知度の向上を図る。				
						23.0%	26.3%	21.6%	20.5%							
4	「上手な医療のかかり方」公式サイトアクセス数(アウトプット)	319,169	令和2年度	1,103,038	令和7年度	3191,69	671,985	919,198	1,103,038	750,000	適切な医療のかかり方に関し情報を発信する「上手な医療のかかり方」公式サイトが閲覧されることは、国民の医療のかかり方に関する国民の理解促進につながるものであるため、「上手な医療のかかり方」公式サイトのアクセス数を指標とした。	・目標値については、アウトカム指標の向上の要因となる公式サイトのアクセス数の向上を目的とし、前年度目標比120%を令和67年度の目標値とした。				
						671,985	919,198	750,000	627,559							
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID				
		予算額	予算額													
		執行額	執行額													
(9)	医師の働き方改革の推進関連事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野42】 【再掲】	※	※	※	3,4	※						002083				
		※	※													
施策の予算額(千円)		令和5年度					令和6年度					令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		692,007					3,582,983					3,425,460				
施策の執行額(千円)		463,411					396,812									
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		第212回臨時国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明							2023年11月1日			医療分野では、人口構造の変化を見据えつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、医師偏在対策を一体的に進めます。地域の医療機関の外来機能を明確化し、機能分化、連携を推進するとともに、かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた検討や、医師の時間外、休日労働上限規制の円滑な施行に向けた準備を丁寧に進めます。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－2－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること（施策目標Ⅰ－2－1） 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標2：必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	担当 部局名	医政局医事課 歯科保健課 看護課 地域医療計画課	作成責任者名	医事課長 中田 勝己 歯科保健課長 小嶺 祐子 看護課長 習田 由美子 地域医療計画課長 中田 勝己
施策の概要	【Ⅰ－1：医療人材の確保(医師養成数)】 ・ 全国レベルで医師数は毎年3,500～4,000名ずつ増加してきた一方で、人口減少に伴い将来的には医師需要が減少局面となるため、医師の増加のペースについては見直しが必要である。 ・ 経済財政運営と改革の基本方針2025において、地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在は是正の取組を進め、医師需給や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進めることとされた ・ 令和9年度以降の医学部定員については、「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」等における議論を踏まえ、検討を進めていく。				
	【Ⅰ－2：医師の偏在対策～医師養成課程を通じた偏在対策～】 ・ 医師の地域偏在や診療科偏在に対応するため、以下のような取組を実施。				
	① 大学医学部教育における偏在対策 ・ 医学部入学定員において地域枠(※1)を設定し、地域・診療科偏在対策への取組を実施。 ※1 特定の地域で就業することや、都道府県によっては特定の診療科で診療を行うこと等を条件とした選抜枠。	② 医師臨床研修制度における偏在対策 ・ 都道府県別募集定員上限の設定。 ・ 全国の研修希望者に対する募集定員の倍率を縮小。	③ 専門研修における偏在対策 ・ 日本専門医機構が、都道府県別・診療科別採用上限数(シーリング)を設定。		
	【Ⅰ－3：医師の偏在対策～医師確保計画等を通じた医師偏在対策～】 ・ 三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すため、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた、医師偏在指標の算定式を国が提示。 ・ 都道府県は、三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師確保計画において以下の事項を定め、3年ごとに見直しを実施。 ①医師偏在指標の大小、将来の需給推計を踏まえ、地域ごとの医師確保方針 ②確保すべき医師の数(目標医師数) ③目標医師数を達成するための具体的な施策 ・ また、産科・小児科における医師偏在対策の検討は、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかになりやすいことから、医師確保計画では、産科・小児科における医師偏在指標も踏まえ、三次医療圏、周産期・小児医療圏ごとに、医師確保の方針、偏在対策基準医師数、偏在対策基準医師数を踏まえた具体的な施策を盛り込んでいる。 ・ 外来診療についても、都道府県ごとに「外来医療の提供体制の確保に関する事項」(外来医療計画)を策定し、地域ごとの外来医療に関する情報の可視化、新規開業希望者等への情報提供、外来医療に関する協議の場の設置等を盛り込んでいる。				
	【Ⅱ－1：医療人材の確保(看護職員)】 ・ 看護職員の確保策については、新規養成・復職支援・定着促進の3本柱の推進に加え、地域の実情に合わせた地域・領域別偏在の調整を行っている。 ・ 地域偏在については、平成29年度より都道府県ナースセンターが軸となり、都道府県や医師会、病院団体等と連携の上、地域の実情に応じて対象領域を絞った確保策を計画・展開する「地域に必要な看護職の確保推進事業」が実施されている。 ・ 領域偏在については、病院等で働く看護師等が、多様なキャリアを選択できるよう、訪問看護事業所や介護保険施設等での研修の実施、看護管理者に対する多様な背景を持つ看護職員の活用に関する研修の推進等を行っている。				
	【Ⅱ－2：医療人材の確保(歯科衛生士)】 ・ 地域包括ケアシステム構築の観点から、歯科衛生士は重要な役割を果たすと考えられるが、免許登録者のうち業務従事者は46.6%(約15万人)にとどまる。 ・ 歯科衛生士の人材確保対策として、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを実施するとともに、雇用主として求人を行う歯科医療機関の管理者や復職相談等を受ける者に指導を行う人材を育成するための研修を実施する。また、歯科衛生士が復職する際や新人歯科衛生士に対する技術修練等の離職防止及び復職支援の取組を実施している。				
【Ⅲ：質の確保(医療従事者)】 ・ 医師・歯科医師の臨床研修の充実を図ること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通じて、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施している。					

施策を取り巻く現状	1. 平成20年度から、特定の地域等での勤務を条件とした地域枠を中心に、医学部定員を臨時的に増員しており、医師数は、平成24年から令和4年までの10年間で、全国で、約30万3千人から約34万3千人へ、約4万人増加してきている。令和6年1月に公開した医師偏在指標では、平成28年のデータを用いた医師偏在指標と比較し、医師少数県の約4割、医師少数区域の約4割において、当初の下位1/3の基準である目標医師数を超えている。令和5年3月に「医師確保計画ガイドライン」を発出し、都道府県においては、令和6年度から開始する医師確保計画（第8次前期）を策定済である。		
	2. 新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした看護職員確保対策を進めており、令和元年度（基準年度）の就業看護職員総数が168万人であったのに対して令和2年度は173万人へ増加している。今後は、訪問看護については需要の増加が見込まれている。 ・骨太方針2024において、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保を含めた歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むことが盛り込まれた。		
	3. 医師の臨床研修医採用数は、令和5年度が9,388人、令和6年度が9,460人と増加傾向にある。また、臨床研修の満足度調査においても基準値以上の満足度となっている。歯科医師の臨床研修医採用数は、令和5年度が1,970人、令和6年度が2,085人、令和7年度が2,178人と増加傾向にある。また、臨床研修の満足度調査についても一定の水準を維持している。		
施策実現のための課題	1	・ 医師の養成には8年の期間を要することから、中長期的な観点で考える必要がある中、直近の需給推計では、医師数が増える一方で、人口が減少していくことから、将来的には供給（医師数）が需要（医療ニーズ）を上回ることが見込まれており、今後の医師増加のペースについて検討が必要である。 ・ また、医師数は増加している一方で、地域間や診療科間での偏在が存在しているため、偏在対策を講じる必要がある。	
	2	・ 地域医療構想の実現に向けて、看護職員の総数不足への対応策だけでなく、看護職員の地域偏在や、病棟から訪問看護・介護領域への移行の必要といった領域偏在が課題である。 ・ 歯科衛生士は、他職種と同様に、ライフイベント後の復職が課題である。また、歯科疾患の予防や重症化予防に対するニーズの高まりから、歯科衛生士に対する需要が増大している。	
	3	・医師・歯科医師の資質の向上のためには、その基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することが必要であるとともに、高齢化の進展が見込まれる中で、今後必要とされる医療ニーズに適合できる医師・歯科医師の養成が課題である。 ・看護職員については、免許取得後も継続的にその資質の向上を図り、質の高い看護職員を育成することが課題である。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	医療需要に見合った医師数の確保及び医師の偏在を是正すること。	将来にわたって適正な医師数を確保していくため、人口減少・高齢化といった人口構造の変化やこれに伴う医療ニーズの変化など、中長期的な要素を踏まえながら定期的に医師需給推計を行った上で、需要に見合った医師数の確保を進めるとともに、医師養成過程を通じて医師偏在は是正に向けた取組を行っていく必要があるため。
	目標2 (課題2)	看護職員の量的確保を図るとともに、領域偏在を是正すること。 歯科衛生士の量的確保を図ること。	看護職員については、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すると、今後の医療需要の高まりに対応するための量的確保とともに、地域包括ケアシステムの円滑な構築に向けて、領域偏在の是正が求められている。また、歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上等、歯科保健医療の需要が多様化する中で歯科衛生士を確保していくことが必要であるため。
	目標3 (課題3)	臨床研修の充実により質の高い医師及び歯科医師を養成すること。 資質向上に関わる研修推進により、新人看護職員や質の高い看護職員を育成すること。	臨床研修の充実を図ることで、資質の高い医師及び歯科医師を養成することができ、結果として質の高い医療サービスを提供する体制の整備に資するため。 看護職員の資質の向上のためには、看護職員が必要な研修を受けることができるよう、研修の推進を図る必要があるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	診療科別医師数の増減割合 (平成6年を1.0とした場合) (アウトカム)	小児科: 1.26倍 産科・産婦 人科:0.97 倍 外科:0.99 倍	平成26年度	前回調査 以上	2年に1度		前回調査 以上		前回調査 以上		・ 診療科別医師数の指標として、医師の不足が指摘されることの多い 診療科の医師数の増減割合を評価することが妥当。	・ 目標年度については、「医師・歯科医師・薬剤師統計」が2年に1度 実施されていることから、次回統計(調査)時点において、診療科偏在 対策の効果検証を行い、今後の検討材料とするため、それぞれの診療 科の現在の医師数よりも増加していることを確認する。 ・ 目標値については、医師の不足が指摘されることの多い診療科の 医師数を減少させないことが必要であることから、「前回調査以上」とし ている。 ・ 令和7年度は、「医師・歯科医師・薬剤師統計」が実施されないた め、目標値の設定は行わない (参考)平成28年度実績 小児科:1.27倍、産科・産婦人科:1.00倍、外科:0.99倍
2	医師偏在指標 (三次医療圏・二次医療圏ごとに医 師の偏在の状況を示す指標) (アウトカム)	医師少数の 都道府県: 16 医師少数の 二次医療 圏:112	令和元年度	医師少数 区域及び 医師少数 都道府県 が医師確 保計画期 間開始時 の下位 33.3%の 基準より脱 した数 都道府県: 16 二次医療 圏:112	3年に1度 (令和5年までは4年に 1度)		前回調査(医 師少数の都 道府県:16 医師少数の 二次医療圏: 112)以下			前回調査(医 師少数の都 道府県:16 医師少数の 二次医療 圏:110)以下	・ 三次医療圏・二次医療圏ごとに、地域ごとの医療ニーズや人口構 成、医師の性年齢構成等を踏まえた「医師偏在指標」を新たに設定し た。 ・ 医師偏在指標は、医療需要(ニーズ)及び将来の人口・人口構成の 変化や患者の流出入等、医師の性別・年齢分布、等の要素を考慮し、 全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に評価する指標として設定 したものである。	・ 目標年度については、医師偏在指標の見直しが3年に1度実施され ていることから、次回調査時点において、それぞれの地域の偏在は正 の程度を確認する。 (参考)令和元年より確定値を算出していき、最初は4年に1度、令和5 年以降は3年に1度
3	必要医師数を達成した都道府県数 (アウトカム)	必要医師数 を達成した 都道府県 数:19	平成30年度	47都道府県	令和18年度		25		28		・ 医師確保計画は都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行う ために策定する計画であり、定量的な分析に基づいて計画を定め3年 (初回のみ4年)ごとにその内容を見直すこととしている。 ・ 令和2年4月より、医師の少ない地域(医師少数区域等)において 6ヶ月以上勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供に必 要な業務を行った医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度が創設さ れた。当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価するほ か、認定医師個人や、認定医師によって質の高いプライマリ・ケアが提 供される医療機関等に対する財政支援を行っている。 ・ こうした認定制度を活用し、長期的な医師偏在は是正の目標年である 2036(令和18)年において、各都道府県において、必要医師数を確保す ることが求められるため、指標として設定した。	2036(令和18)年において、すべての都道府県が必要医師数を確保す ることを目標とする。 (参考)3年間の計画期間中の目標医師数は、医師少数区域及び医 師少数都道府県が下位1/3の基準を脱するための医師数であり、令和 18年度までに47都道府県において必要医師数を達成するよう、目標値 とする都道府県数は段階的に引き上げるものとして設定した。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
4	救急科医師数(救急科は平成18年から統計を開始したため、倍率ではなく医師数で表示。また、複数回答の診療科で集計) 平成18年 救急科医師数 2,175人 (アウトプット)						5242		(医師・歯科 医師 ・薬剤師統計 (R6)から把 握)		・ 診療科別医師数の指標として、政策医療としても重要な救急科の医師数を評価する。 ・ 令和6年度の実績値は現時点で公表されていない。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	医政局国家試験関係費 (昭和21年度)	※	※	※	—	※	002032
		※	※				
(2)	医政局国家試験等電算化経費 (昭和55年度)	※	※	※	—	※	002031
		※	※				
(3)	医師等国家試験実施費 (平成12年度)	※	※	※	—	※	002036
		※	※				
(4)	キャリア形成プログラム等運用支援事 業等 (平成30年度)	※	※	※	1,2,3	※	001990
		※	※				
(5)	医師等の地域偏在・診療科偏在対策 に向けた調査事業 (令和3年度)	※	※	※	—	※	002886
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○5	就業看護職員総数 (アウトカム)	1,683,295人	令和元年度	1,801,633人以上	令和8年度			1,750,916人以上			・ ①看護職員の業務密度・負担が高くなっていること、②患者本位の質の高い医療サービスを実現するため、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、就業看護職員総数を測定指標として設定した。就業看護職員総数は医療施設(静態)調査及び衛生行政報告例(隔年報)に基づき算出する。 ・ なお、従前は、病院の看護職員数については、毎年実施される病院報告に基づき算出していたが、病院の看護職員数に関する調査が病院報告においては行われなくなり、3年に一度の医療施設(静態)調査において行われることとなったことを踏まえて、就業看護職員総数を3年ごとに算出することとしている。	・ 目標値の設定の根拠は、「看護職員需給分科会中間とりまとめ」(令和元年11月15日)で推計された令和7年度における就業看護職員総数の需要数1,801,633人を、実績値の把握が可能な令和8年度の目標値として設定したもの。	
6	訪問看護ステーション及び介護保険施設等の就業看護職員数(アウトカム)	218,291人	平成30年度	299,971人以上	令和8年度		259,131人以上		279,551人以上		地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、訪問看護ステーション及び介護保険事業所等において看護職員確保のニーズが特に高まることから、訪問看護ステーション及び介護保険施設等の就業看護職員数を測定指標として設定した。なお、訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所の就業看護職員数は、衛生行政報告例(2年ごと)に基づき把握していることから、2年ごとに実績値を把握する。	・ 目標値の設定の根拠は、、「看護職員需給分科会中間とりまとめ」(令和元年11月15日)で推計された令和7年度における訪問看護ステーション及び介護保険施設等の就業看護職員数の需要数を、実績値の把握が可能な令和8年度の目標値として設定したもの。	
7	就業歯科衛生士数 (アウトカム)	123,831人	平成28年度	前回調査以上	2年に1度		前回調査 (142,760人)以上		前回調査 (145,183人)以上		・ 歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上等、歯科保健医療の需要が多様化する中で、歯科衛生士の人材確保が求められていることから、就業歯科衛生士数を測定指標として選定した。	・ 令和6年度の目標値を「前回調査以上」とした理由は、歯科保健医療の多様化に伴い、歯科衛生士の需要が高まっている中、まずは就業歯科衛生士の量的確保が必要であるため。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(6)	中央ナースセンター事業 (平成4年度)	※	※	※	5.6	※					001994		
(7)	看護職員確保対策特別事業費(団体分) (平成5年度)	※	※	※	5	※					001995		
(8)	学生実習国民向けPR経費 (平成20年度)	※	※	※	5	※					002033		
(10)	看護師養成所における社会人経験者受入事業 (平成26年度)	※	※	※	5	※					002037		
(11)	歯科衛生士の人材確保実証事業 (平成29年度)	※	※	※	7	※					001998		

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
⑧	研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	0.7	平成25年度	基準値以上	毎年度	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	・ 医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容が充実しているということでもあり、医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、令和2年度開始の臨床研修より、各研修医の到達目標の達成状況について、各分野・診療科の研修終了時に、医師及び医師以外の医療職が「研修医評価票」を用いて評価するとともに、2年間の臨床研修終了時には、各臨床研修病院の研修管理委員会において、それまでの「研修医評価票」を勘案し「臨床研修の目標の達成度判定票」を作成し、全ての項目を達成している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 臨床研修は、医師の基本的な診療能力を習得するために毎年度実施しているものであり、臨床研修の質の向上は医師の質の向上に資することから、毎年度の目標値を基準値の70%としている。 (参考)令和5年度実績値77.2%は、分母:臨床研修修了者アンケート回答者の人数(6,874人)、分子:『問44 臨床研修全体の満足度について』において、『4 』若しくは『5 』と回答した人数(5,307人)から算出したもの。
						0.717	0.771	0.772	集計中 (令和8年中に集計予定)			
9	研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	0.833	平成26年度	前年度以上	毎年度	前年度 (75.7%)以上	前年度 (64.6%)以上	前年度 (67.2%)以上	前年度 (70.9%)以上	前年度以上	・ 歯科医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修施設等における研修内容が充実しているということでもあり、歯科医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、研修歯科医の評価については、多面評価を推進するため、指導歯科医の他、研修歯科医に関わる関係者により研修の進捗状況を把握・評価するとともに、研修期間の終了時には、各臨床研修施設の研修管理委員会において、それまでの研修期間中の評価及び到達目標の達成度の評価が基準に到達している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 毎年度の目標値を「前年度以上」としている理由は、臨床研修制度や臨床研修施設等における研修内容の質の更なる向上のためである。 (参考)令和5年度実績値70.9%は、分母:臨床研修修了者アンケートにおける『問41 研修実施体制の満足度について』回答者の人数(1,449人)、分子:『問41 研修実施体制の満足度について』において、『満足している』若しくは『やや満足している』と回答した人数(1,027人)から算出したもの。
						0.646	0.672	0.709	集計中 (令和7年中に集計予定)			
10	新人看護職員がいる300床未満の病院における新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している病院の割合 (アウトプット)	0.78	平成26年度	前回調査以上	3年ごと			前回調査以上			・ 新人看護職員研修実施病院の割合が増加することは、看護師等の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、医療施設静態調査の結果より、300床以上の病院に比べ、300床未満の病院では新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修の実施割合が低下する傾向にあるため、研修推進の観点から中小規模の病院における実施率を指標とすることとした。	・ 目標値を「前回調査以上」としている理由は、次のとおり。 ・ 平成21年7月の保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、平成22年4月1日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務となっている。よって、質の担保のために研修率低下につながらないよう前年度以上を目標にしてい必要がある。 ・ なお、令和5年度の実績値については、医療施設静態調査の結果を、参考の計算式を用いて算出した割合(85%) (参考)令和5年度実績値85%は、分母:新人看護職員がいる300床未満の病院数、分子:新人看護職員研修ガイドラインに沿ったを実施している病院数から算出したもの。
								0.85				
11	看護師の特定行為研修に係る指定研修機関数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野52 i】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	87機関	平成30年度	475機関	令和7年度		360機関	380機関	432機関	475機関	・ 特定行為研修を実施する指定研修機関数の増加は、看護師等の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用い、前回の実績を上回ること目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 新経済・財政再生計画改革工程表2023のKPIでは2024年度までに400機関と設定されているが、この目標値については令和5年度で達成した。 ・ 看護師等の資質の向上を図るためには、より多くの看護師等が特定行為研修を受講できる体制の整備を引き続き推進する必要がある。 ・ 令和3年度に全ての都道府県において指定研修機関1カ所以上を達成したことから、今後は地域の実情に応じた指定研修機関の確保を推進する方針であることを勘案して令和6年度の目標を設定した。
						319機関	360機関	412機関	462機関			
12	ドクターヘリ従事者研修の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	92.00%	令和元年度	前年度以上	毎年度	前年度 (93.1%)以上	前年度 (95.7%)以上	前年度 (95.7%)以上	前年度 (98.6%)以上	前年度以上 (100%)	・ ドクターヘリにおいて提供される医療の質を評価することは非常に困難であるが、ドクターヘリ従事者研修者が研修に満足しているということは、研修内容が充実しているということでもあり、ドクターヘリによる救急医療提供体制の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を選定した。 ・ なお、研修講師の評価については、多面評価を推進するため、研修講師の他、研修講師に関わる関係者により研修の進捗状況を把握・評価するとともに、研修期間の終了時には、それまでの研修期間中の評価及び到達目標の達成度の評価が基準に到達している場合に、ドクターヘリ従事者研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 目標値を「毎年度:前年度以上」としている理由は、満足度については一定の目標を定めるのではなく、研修内容の改善を図り年々増加させていくことが適当であると考えられるため、当該目標値を設定したものである。 (参考)令和6年度実績値100%は、分母:満足度調査の回答者の人数(91人)、分子:満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の人数(91人)から算出したもの。
						95.70%	95.70%	98.60%	100%			

達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(13)	医療関係者問題調査検討会等経費 (昭和63年度)	※	※	※	8	※	002041
		※	※				
(14)	医療関係職種実習施設指導者等養成 講習会費 (平成8年度)	※	※	※	9	※	002044
		※	※				
(15)	歯科医師臨床研修費 (平成9年度)	※	※	※	9	※	001982
		※	※				
(16)	歯科関係者講習会 (平成10年度)	※	※	※	9	※	002043
		※	※				
(17)	死体検案講習会費 (平成17年度)	※	※	※	—	※	002040
		※	※				
(18)	歯科医師臨床研修指導医講習会費 (平成18年度)	※	※	※	9	※	002045
		※	※				
(19)	外国人看護師・介護福祉士受入事業 (平成19年度)	※	※	※	—	※	002000
		※	※				
(20)	臨床研修修了者アンケート調査費 (平成22年度)	※	※	※	8	※	002047
		※	※				
(21)	新人看護職員研修推進費 (平成22年度)	※	※	※	10	※	002046
		※	※				
(22)	看護師の特定行為に係る研修機関支 援事業 (平成26年度)	※	※	※	11	※	001997
		※	※				
(23)	保健師等再教育講習会費 (平成22年度)	※	※	※	—	※	002049
		※	※				
(24)	看護教員等養成講習推進費 (平成22年度)	※	※	※	10	※	002048
		※	※				
(25)	外国人看護師候補者学習支援事業 (平成22年度)	※	※	※	—	※	001980
		※	※				
(26)	実践的な手術手技向上研修事業 (平成24年度)	※	※	※	—	※	002050
		※	※				
(27)	看護教員養成支援(通信制教育)改善 経費 (平成24年度)	※	※	※	—	※	002051
		※	※				

(28)	看護教員教務主任養成講習会事業 (団体分) (平成27年度)	※	※	※	—	※		002053	
		※	※						
(29)	オンライン診療研修の推進事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保 障分野41】	※	※	※	—	※		002086	
		※	※						
(30)	OSCEの在り方・評価者養成に係る調 査・実証事業 (令和3年度)	※	※	※	—	※		003016	
		※	※						
(31)	ドクターヘリの導入促進 (平成21年度)	※	※	※	13	※		002039	
		※	※						
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定 時期	
		5,479,331			15,695,366		15,661,003		
施策の執行額(千円)		5,083,867			6,484,340			令和5年度	
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説				令和4年2月25日		医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。	
		第213回国会衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説				令和6年3月8日		医療分野では、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(I-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		医療等分野におけるデータ活用や情報共有の推進を図ること(施策目標Ⅰ－3－1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること				担当 部署名		医政局医療情報担当参事官室 大臣官房情報化担当参事官室		作成責任者名		医政局参事官(医療情報担当) 木下 栄作 大臣官房参事官(情報化担当) 岡部 史哉	
施策の概要		「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、医療分野等のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。											
施策を取り巻く現状		我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところ、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠であり、こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。また、医学・医療分野のイノベーションを進め、国民・患者にその成果を還元するためには、医療等情報の二次利用を進めていく必要がある。											
施策実現のための課題		1	安全で質の高い医療の効率的な提供を目指し、医療機関等間で保健・医療・介護に関する情報を共有するためには、基盤となる情報システムの整備・普及が不可欠となる。 具体的には、医療機関等間で電子カルテ情報の共有を行うための電子カルテ情報共有サービス等の全国的なシステムの整備に加え、医療機関に導入済みの電子カルテの標準規格化や、電子カルテ未導入の小規模医療機関に対するクラウド型の標準型電子カルテの開発・整備等が必要である。また、全国の医療機関等で患者の情報を共有するためには、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことも求められている。										
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由			
		目標1	医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する				医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有を推進することで、個人情報保護に配慮しつつ、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮した、質の高い医療提供体制の構築等につなげるため。						
		(課題1)											
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
①	全国の医療機関における電子カルテ普及率(一般病院200床以上399床以下)(アウトカム)	74.8%	令和2年度	85%	令和8年度	-	-	85%	-	-	・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。 ・一般病院(400床以上)における電子カルテ普及率については、令和5年度に93.7%を達成しているところ。一般病院(200床以上)における電子カルテの普及率を測定指標とする。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査)(参考)令和5年度実績値79.2%は、分母:200床以上399床以下の一般病院の数(1,207)、分子:200床以上399床以下の電子カルテを導入している一般病院の数(956)から算出したもの。 ※なお、次回の「医療施設(静態)調査」(令和8年)の結果が判明するのは令和9年秋頃の予定であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。	・一般病院(200床以上)について、まずは精神病床単独の病院を除く病院において電子カルテの普及を進めるため、この数値を目標として掲げる。 ・日本再興戦略(閣議決定)等において、「2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%」にするとの目標を掲げており、該当の目標は達成したため。次は200床以上399床以下の一般病院にて目標を設定した。	
2	必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテ導入率	0%	令和6年度	概ねすべての医療機関	令和12年度	-	-	-	-	-	・各医療機関での業務効率化や、医療情報の共有にあたり電子カルテが必要である。医療DX工程表(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、電子カルテの情報共有のために電子カルテ情報共有サービスの構築・運用開始に向けた準備を進めており、また、同工程表において、「必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」とこととしているため。	・医療DX工程表(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)において、各医療機関における業務効率化や質の高い医療等の提供の観点から、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」とこととしている。	
						-	-	-	0%				

3	全国の医療機関におけるサイバー攻撃を想定したBCPの策定率（一般病院20床以上）（アウトカム）	27.0%	令和5年度	90%	令和12年度	-	-	-	36%	60%	・サイバー攻撃が増加する近年の状況を踏まえ、「医療情報システムの安全管理ガイドライン」においては、医療サービスを提供し続けるための事業継続計画（BCP）として、医療機関がサイバー攻撃を非常時と判断するための基準、手順、判断者及び復旧への手順をあらかじめ定めておくことと明記されている。また「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」においても「サイバー攻撃を想定したBCP」を令和6年度中に策定すること、としていることから、サイバー攻撃に備えたBCP策定率を測定指標とする。 ・当該策定率については、厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室が実施している「病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査」を利用する。（1年に1度の調査）（参考）調査対象はG-MIS IDが付与されている病床数20床以上の一般病院（8,171）の回答から算出したもの。（病院総数：8,205 ※令和3年医療施設動態調査）	・令和6年に厚生労働省が実施した「病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査」においては、サイバー攻撃によるシステム障害発生時に備えたBCPの策定状況は十分ではない事が明らかになった。 ・特に、300床以下の病院では策定率50%程度に留まっている。 ・中小規模をはじめとした医療機関等におけるBCP策定の一助となるよう、「BCP策定のための確認表等」を令和6年6月に公開した。 ・医療情報システムを利用する病院ではBCPの策定が望ましいことから、最終目標として、電子カルテの普及率と同水準(90%)を掲げる。（至令和12年度） ・令和7年度目標においては、最終目標を達成するための段階的目標として60%を設定とする。

達成手段1 （開始年度）		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(1)	医療情報システム普及啓発等経費 （平成15年度）	※	※	※	2	※	002061		
		※	※						
(2)	医療情報システム等標準化推進事業 （平成16年度）	※	※	※	2	※	002060		
		※	※						
(3)	医療情報セキュリティ等対策経費 （①平成22年度、②平成29年度、③令和5年度）	※	※	※	－	※	002059		
		※	※						
(4)	EBM普及推進事業 （平成23年度）	※	※	※	－	※	002062		
		※	※						
(5)	保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及・啓発事業 （平成25年度）	※	※	※	－	※	002016		
		※	※						
(6)	保健医療情報利活用推進関連事業 （平成30年度～令和元年度までは保健医療記録共有サービス実証事業であり、令和2年度に事業名変更）	※	※	※	2	※	002065		
		※	※						
(7)	データヘルス改革推進サービス全般プロジェクト管理支援業務 （令和元年度）	※	※	※	－	※	002067		
		※	※						
(8)	全国医療情報プラットフォーム開発事業 （令和4年度）	※	※	※	－	※	019926		
		※	※						
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定時期	令和8年度
		14,381,606		11,782,963		0			
施策の執行額(千円)		3,496,940		8,719,348					
施策に関係する内閣の重要施策 （施政方針演説等のうち主なもの）		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分（概要・記載箇所）		
		第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明			令和6年3月8日		医療DXの実現に向けて、医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」を創設するとともに、マイナポータルを活用し公的な健診情報を自分自身で一元的に把握することが可能となるような取組を進めます。また、電子カルテ情報の標準化や電子処方箋の普及拡大、「診療報酬改定DX」による医療機関等の間接コストの軽減などを着実に進めます。さらに、創薬や医療機器の研究開発等に資する医療等情報の二次利用に関する検討、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の検討などの準備を進めるとともに、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策を着実に実行します。		

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ-3-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	医政局総務課 医政局地域医療計画課 医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室 医政局医事課 医政局歯科保健課	作成責任者名	総務課長 水谷 忠由 地域医療計画課長 西嶋 康浩 地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長 加藤 拓馬 医事課長 中田 勝己 歯科保健課長 小嶺 祐子
施策の概要	・ 医療は、多職種からなるチームによって提供されていることから、個々の要素の質を高め、システム全体として安全性の高いものにしていくため、以下のような取組を実施している。				
	【1. 病院等の医療安全管理体制の整備】 ・ 病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者に対し、以下の①～③の措置を講ずることを医療法において義務付けている。 ①医療の安全を確保するための指針の策定 ②従業者に対する研修の実施 ③その他当該病院等における医療の安全を確保するため措置				
	【2. 医療事故情報収集等事業】 ・ 医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成。これらを報告された事例とともにホームページで公開するとともに、本事業参加医療機関を対象に研修会を実施している。 ・ なお、本事業では、医療機関の任意参加により、事故等事案だけではなく、ヒヤリ・ハット事例についても情報を収集している。				
	【3. 医療事故調査制度】 ・ 対象となる医療事故が発生した医療機関は、遺族への説明、医療事故調査・支援センター(以下「センター」という。)への報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明及びセンターへの報告を行う。 ・ 医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告を行う。 ・ センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。				
	【4. 医療安全支援センター】 ・ 医療安全支援センターとは、医療法の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置されており(努力義務)、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。				
	【5. 医療安全対策の推進に関する診療報酬】 ・ 組織的な医療安全対策の実施に対する評価として、「医療安全対策加算」を設けている。 ・ 医療安全対策に関する複数の医療機関の連携に対する評価として、「医療安全対策地域連携加算」を設けており、互いに医療安全対策に関する評価を行うことを要件としている。 ・ 医療従事者と患者との対話を促進するため、患者又はその家族等に対する支援体制の評価として、「患者サポート体制充実加算」を設けている。				
	【6. 産科医療補償制度】 ・ 安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている。				
施策を取り巻く現状	【1. 病院等の医療安全管理体制の整備】 平成14年(無床診療所・助産所については平成19年)より、医療安全管理のための体制確保を義務化した。さらに平成28年に高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等を用いた医療提供における安全管理体制確保、平成31年に診療用放射線にかかる安全管理体制確保を義務化した。				
	【2. 医療事故情報収集等事業】 報告義務医療機関数270施設、参加登録申請医療機関は3,973施設(令和6年12月末現在)と増加傾向である。				
	【3. 医療事故調査制度】 医療事故調査・支援センターにおいて、全国医療機関より毎年300件前後の医療事故発生報告および、300件前後の院内調査結果報告を受けている。また、医療機関または遺族からの調査依頼を受けて毎年30件前後の調査(センター調査)を実施している。				
	【4. 医療安全支援センター】 令和6年9月現在、全国に394箇所設置されており、毎年10万件以上の相談を受け付けている。				
	【6. 産科医療補償制度】 令和7年3月現在、5,876件の審査を行い、そのうち4,507件が補償対象となっており、補償申請の受付件数の増加現象は落ち着いてきている状況である。				
施策実現のための背景・課題	1	医療事故情報収集等事業等の制度を通じ、医療機関にフィードバックした情報を院内の医療安全対策を検討・実施するうえで活用することで、各医療機関で医療安全における平時の質改善活動を実施することによって、医療安全向上を図っていく必要がある。			
	2	医療安全支援センターは、医療機関、患者・住民の双方に関わり、医療安全確保対策において重要な役割を果たしていることから、同センターの機能が広く患者・住民に周知され、かつ有効に機能することが求められる。			

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止					医療事故を減らしていくためには、医療事故を収集し分析することで、再発防止策を普及啓発し、医療事故発生の予防をしていくことが必要であるため。				
		(課題1)										
		目標2	医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備					安全に医療が提供されるためには、安全管理のための指針の整備や職員研修の実施、院内感染対策のための体制の確保や医薬品・医療機器の安全管理、安全使用のための体制確保が必要であるため。 また、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている医療安全支援センターが有効に機能することは、医療安全確保の体制整備に資するものであるため。				
(課題2)												
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	医療事故情報収集等事業における公開データ検索、医療安全情報、報告書・年報のWebアクセス件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	245,276件	平成29年度	295,000件以上	毎年度	295,000件以上	295,000件以上	295,000件以上	295,000件以上	295,000件以上	・ 医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検証をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、医療機関等へ情報提供を行う事業である。 ・ 医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の報告事例、医療安全情報等を医療機関等へフィードバックすることで、より一層の医療安全の向上がはかれるため指標として選定した。	・ 各医療機関は継続的にPDCAサイクルを回すことで安全管理に努めているところ、今後も各医療機関が継続的に当該事業の情報にアクセスしながら医療安全対策の推進を図っていくことが重要である。 ・ そのため、数値目標は上記の医療機関が継続的におこなっている改善プロセスに沿うよう、過年度の実績を踏まえて設定している。
②	産科医療補償制度の再発防止に関する分析件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	1,606件	平成29年度	3,450件以上	毎年度	2,600件以上	2,800件以上	3,100件以上	3,450件以上	3,800件	分娩時の医療事故の発生予防・再発防止のためには、より多くの事例について原因分析を行い、再発防止策を講じることが重要であるため指標として選定した。	・ 各分娩機関は継続的にPCDAサイクルを回すことにより産科医療の質や安全性の向上に努めているところ、当該事業の再発防止に関する報告書においては、より多くの事例について原因分析を行い、各分娩機関における発生予防策・再発防止策の向上につなげることが重要である。 ・ そのため、数値目標は上記の分娩機関が継続的におこなっている改善プロセスに沿うよう、過年度の実績を踏まえて設定している。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	医療事故調査制度における医療事故発生報告件数(アウトカム) ※年単位(1月1日～12月31日)					317件	300件	361件	349件		医療事故調査制度は、対象となる医療事故が発生した場合、医療事故調査・支援センターに報告するものであるため、医療事故発生報告件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
4	医療事故情報収集等事業における医療事故報告件数(アウトカム) ※年単位(1月1日～12月31日)					5,243件	5,313件	6,070件	集計中(令和7年12月頃)		医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う事業であるため、医療事故報告件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
5	産科医療補償制度における補償対象件数(アウトカム)					312件	306件	290件	302件		分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための制度であるため、補償対象件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額	予算額								
(1)	医療事故情報収集等事業 (平成16年度)	※	※	※	1, 4	※					002068	
(2)	産科医療補償制度運営費 (平成20年度)	※	※	※	2, 5	※					002069	
(3)	医療事故調査・支援センター運営費 (平成27年度)	※	※	※	3	※					002076	
(4)	支援団体等連絡協議会運営事業 (平成29年度)	※	※	※	3	※					002077	
(5)	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※					002078	
(6)	死因究明拠点整備モデル事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※					005765	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
6	診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合 (アウトプット) 医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関が対象	23.2%	平成29年度	30.9%以上	毎年度	27.8%以上	27.8%以上	27.8%以上	29.5%以上	30.9%以上	医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることで、この割合が増加するため指標として選定した。 ※算出方法:「医療安全対策加算」届出医療機関数÷全国の病院及び一般診療所(有床)の数	医療安全対策加算は医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることでこの割合が増加することを踏まえ、毎年度の目標値を設定した。
⑦	都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターへの相談件数 (アウトプット)	97,376件	平成29年度	104,000件以上	毎年度	104,000件以上	104,000件以上	104,000件以上	104,000件以上	104,000件以上	・ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされており、患者等からの医療に関する苦情・相談への対応や医療安全の確保に関する必要な情報提供や支援を業務としており、全国に394箇所設置されている(令和5年10月末現在)。 ・ 医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているかを把握するため、相談件数を指標として選定した。	医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているか把握するための指標であることを踏まえ、毎年度の目標値を104,000件以上と設定した。
8	院内感染対策講習会受講者に占める過去5年間の初回受講者数の割合 (アウトプット)	80.5%	平成29年度	80.5%以上	毎年度	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	・ 近年、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)、VRE(バンコマイシン耐性腸球菌)、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取組むことが重要であることから、医療従事者に対する講習会を実施してきた。 ・ 当該講習会の開催は、医療安全確保のための体制整備に資すると考えられることから、指標として選定した。	・ 本事業は開始から30年以上が経過し、直近5年の受講者数をみてものべ28,223人に達している。 想定している研修受講対象者では初回受講が一定程度達成したと思われる一方、研修内容も毎年更新されており、引き続き未受講の対象者には受講が望まれるほか、既受講者には一定期間経過後に再度の受講が望まれる。 したがって、令和7年度以降の目標値については、講習会の各開催日で受講定員をこれまでどおり満たすとともに、過去5年間での初回の受講者の割合を「80.5%」と設定する。 ・ 最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することから、当該数値を毎年度、基準年度における基準値以上とすることを目標とした。 ・ なお、平成29年度実績値を基準値とした理由は、事業の見直しを行い当該指標を選定した初年度を基準としているためである。 ・ 直近の実績値である令和6年度実績値は、分子:院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数6,991人、分母:院内感染対策講習会受講者の受講者全体9,184人から算出したもの。
9	病院の立入検査における検査項目(事故報告等、医療の安全の確保を目的とした改善のための方策)の遵守率(アウトプット)	98%	平成26年度	98.5%以上	毎年度	98.5%以上	98.5%以上	98.5%以上	98.5%以上	98.50%	・ 都道府県等が実施する立入検査の実施状況、検査項目の遵守状況を効率的に把握し、全国的に遵守率が低い検査項目を特定した上で、その結果を都道府県に情報提供することにより、次回立入検査の際に遵守率が低い項目を重点的に指導する等の対応が可能となる。 ・ 検査項目のうち、「病院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策」が講じられているかどうかに着目し、遵守率を測定指標として選定した。 ・ なお、本指標は、平成27年度から令和3年度の実績が非常に高い水準となっているが、高い水準を維持することが病院における医療安全体制の確保に繋がる一方、当該項目の遵守率が高いことにより、病院における医療安全が確保できていることを確認できるという理由から、引き続き測定指標とすることが適当である。	・ 遵守率の向上及び高い遵守率を維持することにより、医療安全、医療の質の向上が期待できることから、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。 (参考1)平成27年度実績:98.2%、平成28年度実績:98.6%、平成29年度実績:98.5%、平成30年度実績:98.4%、令和元年度実績:98.7%、令和2年度実績:99.3% (参考2)令和3年度実績99.6%は、分母:検査施設数(5,428施設)、分子:適合施設数(5,407施設)から算出したもの。令和4年度実績98.4%は、分母:検査施設数(7,098施設)、分子:適合施設数(6,987施設)から算出したもの。

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(7)	院内感染対策 (平成5年度)	※	※	※	8	※	002072			
		※	※							
(8)	医療機関行政情報システム改善事業費 (平成5年度)	-	-	-	9	都道府県等からの立入検査結果報告データの集積システムを構築することにより、医療法第25条の規定に基づく医療機関への立入検査(医療機関が医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について検査)の結果について迅速かつ正確に報告・集計し、各都道府県等に情報提供等を行うことにより、遵守率の向上に寄与する。	-			
		-	-							
(9)	患者安全推進(PSA)事業 (平成13年度)	※	※	※	6	※	002064			
		※	※							
(10)	医療安全支援センター総合支援事業 (平成13年度)	※	※	※	7	※	002071			
		※	※							
(11)	死因究明等体制の推進に向けた支援 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002074			
		※	※							
(12)	統合医療に係る情報発信等推進事業 (平成23年度)	※	※	※	-	※	002075			
		※	※							
(13)	医師法と刑事責任との関係等についての調査検討事業 (平成29年度)	※	※	※	-	※	002079			
		※	※							
(14)	特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業 (平成30年度)	※	※	※	-	※	002080			
		※	※							
(15)	あはき柔整等の広告適正化事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002088			
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
		1,455,903			1,618,393		1,432,293			
施策の執行額(千円)		1,245,258			1,361,526					
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-				-		-		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top/>)の

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－5－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標Ⅰ－5－1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること		担当 部署名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課 肝炎対策推進室	作成責任者名	感染症対策課長 木庭 愛 予防接種課長 前田 彰久 肝炎対策推進室長 木村 剛一郎
施策の概要	以下の3つの施策を、各根拠法に基づき推進することで、公衆衛生の向上及び増進を図ることとしている。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を行い、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)) ②伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図る。(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ③肝炎の予防や早期発見の推進、肝炎医療の均てん化、肝炎研究の推進等の肝炎対策を総合的に推進する。(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号))					
施策を取り巻く現状	新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往來の再開等による流入により、一部の感染症ではここ数年と比較して報告数が増加していることから、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構(JIHIS)による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。					
	結核は、患者数が減少傾向にあり、令和6年の罹患率は8.1と、令和3年以降結核低まん延国の水準を維持している。しかしながら、令和5年と比較したときの新登録患者数の減少幅は縮小しており、引き続き、今後の発生動向を注視する必要がある。					
	「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)、「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年厚生労働省告示第122号)において、国は、都道府県を通じ、各市町村に対し、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるよう積極的に働きかけが必要であるとされているが、令和5年度の接種率は93.5%となっている。					
	B型肝炎ウイルス患者はウイルスの排除ができないことから医療費助成対象者数が増加傾向にある。また、C型肝炎ウイルスの治療に係る受給者証の交付件数は、根治を目的とした治療薬の普及を背景に近年減少傾向にある。					
施策実現のための課題	1	新興・再興感染症等の様々な感染症に対し、感染症対策の充実・強化が喫緊の課題となっている。				
	2	感染症の発生及びまん延の予防のため、予防接種の実施等の必要な措置を講ずることが必要である。				
	3	肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあるため、関係者全てが肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等が安心して生活できる環境作りに取り組むことが必要となっている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	感染症の発生状況を把握するとともに、患者への医療提供体制の整備、感染症の発生予防措置の徹底を図る。		感染症の発生の予防・まん延の防止のためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制を整備し、感染症の発生予防措置を徹底して講じる必要があるため。		
	目標2 (課題2)	定期の予防接種の接種率を向上させ、また、高い接種率を維持する。		予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種法に基づき策定された、「予防接種に関する基本的な計画(平成26年3月28日 厚生労働省告示第121号)」において、定期の予防接種の接種率の向上を目標としているため。		
	目標3 (課題3)	肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させる。		課題の解決のため、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することを通して、達成を図るものとしたため。		

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値						
			基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		

①	医療機関によるオンライン届出報告率 (アウトカム)	26%	令和5年度	35%	令和7年度		-	-	-	-	35%	新型コロナウイルス感染拡大時において、紙による発生届の提出が医療機関や保健所の業務のひっ迫につながったことを踏まえ、次の感染症危機に備え、平時から医療機関におけるシステムの利用を促進することが、そのまます事への備えにつながることから、オンラインによる届出の割合を当該目標として測定指標とした。 なお、測定指標は各自治体から報告された情報を元に感染症対策課にて集計した数値である。	令和5年度から感染症指定医療機関からのオンライン届出報告を義務付けたところ、令和5年度のオンライン届出割合は26%、令和6年度のオンライン届出報告割合は、30%であった。まずは利用率35%を目標値とする。
②	結核患者罹患率(人口10万対) (結核登録者情報調査年報集計結果による) (アウトカム)	17.7	平成23年度	7.0以下	令和7年度		10.0以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下	7.0以下	結核の新規登録患者数は年々減少しているものの、なお年間約1.01万人(令和6年)の結核患者が発生しており、引き続きの対策が必要とされている。令和6年の罹患率は8.1と、令和3年以降WHOが示している結核低まん延国の水準(人口10万対結核罹患率10.0以下)を維持しているが、引き続き水準を維持する必要があることから、当該目標を測定指標とした。 (2024年結核登録者情報調査年報集計結果 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175095_00016.html)	「2021年改定版ストップ結核ジャパンアクションプラン」(※)では、2025年までに罹患率を7とすること、2035年までに罹患率を2とすることを目指しており、同目標値とした。 (※)外務省、厚生労働省、JICA、公益財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本において、2021年8月18日策定
③	人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量 (アウトカム)	10.2	令和2年度	8.67以下	令和9年度		10.0以下	10.0以下	8.67以下	8.67以下	8.67以下	抗微生物薬の不適切な使用は、薬剤耐性(AMR)の拡大の要因の一つとされており、抑制される必要がある。令和5年に改定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2023-2027」において、それを評価する成果指標として、「2027年までに人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量を2020年の水準から15%減少させる」ことを掲げていることから、当該目標を測定指標とした。 (2013-2023 全国抗菌薬販売量サーベイランス URL: http://amrcrc.ncgm.go.jp/surveillance/020/20190902163931.html) 令和3年度および令和4年度の値は「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2016-2020」と同様に2017年のDDD:Defined Daily Doseに設定した。 令和5年度以降は「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2023-2027」の目標である2020年の水準に合わせるためDDDを2020年に設定した。 DDD:WHOが定義している測定単位。臨床現場での推奨投与量ではなく、医薬品の主な適応症に対する成人の1日仮想平均維持量	左記のとおり。
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							行政事業レビューシート予算事業ID
(1)	結核研究所補助 (昭和14年度)	※ ※	※ ※	※	2	※							002116
(2)	ワクチン等対策事業 (昭和24年度)	※ ※	※ ※	※	—	※							002126
(3)	感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	※ ※	※ ※	※	2	※							002125
(4)	感染症対策特別促進事業費 (昭和54年度)	※ ※	※ ※	※	2	※							002102

(5)	エイズ発生動向調査経費 (昭和59年度)	※	※	※	—	※	002135
		※	※				
(6)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	※	※	※	—	※	002132
		※	※				
(7)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	※	※	※	—	※	002133
		※	※				
(8)	感染症指定医療機関運営費 (平成11年度)	※	※	※	1,2	※	002109
		※	※				
(9)	特定感染症検査等事業費 (平成11年度)	※	※	※	—	※	002103
		※	※				
(10)	保健所等におけるHIV検査・相談事業 (平成11年度)	※	※	※	—	※	002104
		※	※				
(11)	感染症予防事業費等負担金(感染症 発生動向調査事業を除く) ((①②平成11年度、③昭和56年度)	※	※	※	2	※	002105
		※	※				
(12)	感染症予防事業費等負担金(感染症 発生動向調査事業) (平成11年度)	※	※	※	2	※	002106
		※	※				
(13)	検疫業務に必要な経費 (昭和26年度)	※	※	※	—	※	002130
		※	※				
(14)	エイズ対策費 (平成13年度)	※	※	※	—	※	002134
		※	※				
(15)	結核患者療養諸費・結核医療費補 助金・結核医療費負担金 (平成19年度)	※	※	※	2	※	002110
		※	※				
(16)	新型インフルエンザ等対策費 (平成20年度)	※	※	※	—	※	002112
		※	※				
(17)	感染症予防対策費 (平成20年度)	※	※	※	2	※	002117
		※	※				
(18)	感染症危機管理費 (平成20年度)	※	※	※	2	※	002120
		※	※				
(19)	病原体等管理体制整備事業 (平成19年度)	※	※	※	—	※	002124
		※	※				
(20)	HTLV-1対策推進費 (平成24年度)	※	※	※	—	※	002129
		※	※				
(21)	麻しん・風しん排除対策推進費 (平成27年度)	※	※	※	—	※	002131
		※	※				

(22)	AMR対策推進費 (平成29年度)	※	※	※	3	※	002136
		※	※				
(23)	結核対策推進費 (令和2年度)	※	※	※	2	※	002139
		※	※				
(24)	新型コロナウイルス感染症緊急包括 支援等事業 (令和2年度)	※	※	※	－	※	002140
		※	※				
(25)	ワクチン生産体制等緊急整備基金 (令和2年度)	※	※	※	－	※	017852
		※	※				
(26)	ワクチン接種体制確保事業 (令和2年度)	※	※	※	－	※	002145
		※	※				
(27)	ワクチン接種円滑化標準システム開発 運用事業 (令和2年度)	80.9億円	39億円	94百万円	－	ワクチンの供給量に応じた効率的なワクチン等の配布、ワクチン接種を実施する医療機関等の調整など、国民(希望者)が混乱なく接種予約できる体制を構築し、多くの方への接種を円滑に実施するため構築したワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の改修や運用を行う。	－
		39.4億円	66百万円				
(28)	新興・再興感染症臨床研究ネットワー ク事業 (令和2年度)	※	※	※	－	※	002070
		※	※				
(29)	新型インフルエンザ等対策事業費負 担金 (令和3年度)	※	※	※	－	※	003024
		※	※				
(30)	国際感染症危機管理対応人材育成・ 派遣事業 (令和4年度)	※	※	※	－	※	003070
		※	※				
(31)	感染症危機管理リーダーシップ人材の 育成・確保 (令和5年度)	※	※	※	－	※	007724
		※	※				
(32)	病原体検査体制訓練事業 (令和6年度)	※	※	※	－	※	007004 021287
		※	※				
(33)	国立健康危機管理研究機構運営費交 付金 (令和7年度)	※	※	※	－	※	020280
		※	※				
(34)	国立健康危機管理研究機構施設周辺 安全対策等事業費補助金 (平成27年度)	※	※	※	－	※	002964
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
④	予防接種の接種率(麻しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.5%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。
						93.7%	93.9%	93.5%	91.9%			

⑤	予防接種の接種率(風しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.8%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。また、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にされており、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)	風しんの予防接種は、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ目標にしているほか、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。
達成手段2		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(35)	予防接種事故救済給付費 (昭和46年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002108
(36)	予防接種対策費 (昭和52年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002107
(37)	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費 (昭和52年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002111
(38)	予防接種対策推進費 (昭和58年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002118
(39)	予防接種従事者研修事業費 (平成6年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002119
(40)	予防接種後副反応報告制度事業費 (平成6年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002121
(41)	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費 (平成22年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002127
(42)	予防接種の有効性・安全性の効果測定に関するデータ収集等経費 (平成30年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002137
(43)	新型コロナウイルス予防接種健康被害負担金 (令和3年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						003026
(44)	予防接種事務デジタル化等事業 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						019915
(45)	予防接種業務体制強化 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						003075
(46)	HPVワクチン相談支援事業 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						003072
(47)	ワクチンの安全性実態把握及び予防接種の総合的推進等に関する調査研究事業 (令和5年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						007725
(48)	HPVワクチン等に係る普及啓発事業 (令和5年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						005521

達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
⑥	都道府県における肝炎対策に関する数値目標を含んだ計画等の策定数 (肝炎対策推進室調べ) (アウトプット)	31	平成27年度	47	毎年度	47	47	47	47	47	平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、国は、都道府県に対して、肝炎対策にかかる計画、目標の設定を図るよう促しており、その中で、具体的な指標等を設定することを求めているため。 (参考)平成27年度実績:31件、平成28年度実績:35件	左記のとおり。			
						44	44	44	集計中 (令和8年3月頃)						
⑦	肝炎医療費の助成者総数 (アウトカム)	605,375	令和5年度	605,375	毎年度	557,519	575,926	591,590	605,375	605,375	ウイルス性肝炎は治療により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことができることから、毎年度の肝炎医療費助成対象者数調から算出される当該数値の増加を測定指標とした。 (肝炎医療費助成対象者数調査票 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/iryouhijyosei.html) (参考)令和5年度実績:605,375人)	左記のとおり。			
						575,926	591,590	605,375	集計中 (令和8年3月頃)						
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
8	肝炎医療コーディネーターを設置している都道府県(肝炎対策推進室調べ)					47	47	47	集計中 (令和8年3月頃)		平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、「地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。」と定めたところであり、平成29年4月に発出した肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等に係る通知に基づき、都道府県が要綱を定め育成を進めることとしている。 (参考)平成27年度実績:34都府県、平成28年度実績:37都府県				
達成手段3		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額												
(49)	特定感染症検査等事業費(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業) (平成14年度)	※	※	※	6	※						002115			
		※	※												
(50)	肝炎患者等支援対策事業費 (平成18年度)	※	※	※	6	※						002113			
		※	※												
(51)	肝炎総合対策費等 (平成18年度)	※	※	※	6	※						002123			
		※	※												
(52)	肝炎治療特別促進事業費 (平成20年度)	※	※	※	6	※						002114			
		※	※												
(53)	肝炎研究基盤整備事業 (平成21年度)	※	※	※	6	※						002122			
		※	※												
(54)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金 (平成23年度)	※	※	※	-	※						002128			
		※	※												
(55)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 (平成30年度)	※	※	※	6	※						002138			
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和8年度
		2,075,515,809				330,691,124				189,652,500					
施策の執行額(千円)		1,497,798,747				234,514,251									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		第217回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						2025年3月7日			新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた、次なる感染症危機への備えを着実に進めてまいります。				

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅰ－5－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)			感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること(施策目標Ⅰ－5－2) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5：新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること			担当 部局名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 大臣官房厚生科学課	作成責任者名	感染症対策課長 木庭 愛 厚生科学課長 荒木 裕人				
施策の概要			本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・厚生労働省における感染症による健康危機発生時における、迅速かつ適切に対処する健康危機管理体制の整備 ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「感染症健康危機管理実施要領」(平成25年10月厚生労働省健康局一部改正) ・「国立健康危機管理研究機構法」(令和5年法律第46号)										
施策を取り巻く現状			・ 政府の感染症危機管理体制としては、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、厚生労働省は感染症対応の実務の中核を担っている。 ・ また、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し、政府に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に「国立健康危機管理研究機構」(Japan Institute for Health Security、略称JIHS)が設立された。 ・ 新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往來の再開等による流入により一部の感染症ではここ数年と比較して報告数が増加していることから、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構(JIHS)による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。										
施策実現のための課題			1	・ 感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る必要がある。 ・ 今後新たに発生する感染症に対しては、政府が科学的根拠ある対策を迅速にとるため、質の高い科学的知見を提供する体制を整備することが必要。									
各課題に対応した達成目標			達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
			目標1	感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する					感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制などを整備する必要があるため。				
			(課題1)										
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	健康危機管理調整会議の定期開催件数(アウトプット)	-	-	月2回	毎年度		月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることが、感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する厚生労働省の健康危機管理体制の整備にも資するため、指標として選定した。	健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、概ね15日に1回の会議を開催することが必要との趣旨から、月に2回の開催を目標値としている。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。 (参考)各年度の開催件数(定期開催と臨時開催の合計) 平成30年度実績：25件、令和元年度実績：27件、令和2年度実績：25件、令和3年度実績：26件、令和4年度実績：26件、令和5年度実績：24件、令和6年度実績：24件
2	国立健康危機管理研究機構法第30条の規定に基づく主務大臣による毎年度の業務の実績の評価について、標準評価(B評価)以上の評価を受けた項目の割合(アウトカム)	-	令和7年度	100%	令和7年度		-	-	-	-	100%	国立健康危機管理研究機構が行う業務については、業務の専門性等及び客観性・中立性・透明性等を確保するため、国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、外部の専門家等の意見を聴きつつ、毎年度の業務の実績の評価を実施することとされているため選定した。 (参考) 第1期 国立健康危機管理研究機構中期目標(R7.4～R13.3) https://www.jihs.go.jp/aboutus/010/Mid-term_goals.pdf	目標は、他の研究開発法人の目標値を参考に、各項目が全て中期計画における所期の目標を達成していると認められる状態(B評価)以上を目指すべく設定した。

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(1)	健康危機管理体制の整備 (平成10年度)	※	※	※	1	※	002353			
		※	※							
(2)	感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	※	※	※	-	※	002125			
		※	※							
(3)	感染症予防事業費等負担金(感染症 発生動向調査事業) (平成11年度)	※	※	※	-	※	002106			
		※	※							
(4)	感染症危機管理費 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002120			
		※	※							
(5)	新興・再興感染症臨床研究ネットワ ーク事業 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002070			
		※	※							
(6)	国立健康危機管理研究機構運営費交 付金 (令和7年度)	※	※	※	-	※	020280			
		※	※							
(7)	国立健康危機管理研究機構施設周辺 安全対策等事業費補助金 (平成27年度)	※	※	※	-	※	002964			
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		144,022,277			17,367,098		31,112,947			
施策の執行額(千円)		41,166,970			5,395,101					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		新型インフルエンザ等対策政府行動計画(閣議決定)				2024年7月2日		新型コロナウイルスへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。本政府行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。		

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－6－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること	担当 部局名	健康・生活衛生局難病対策課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課 医政局医療経営支援課	作成責任者名	健康・生活衛生局難病対策課長 山本 博之 健康・生活衛生局がん・疾病対策課長 鶴田 真也 医政局医療経営支援課国立ハンセン病療養所対策室長 北 礼仁
施策の概要	【1.難病・小児慢性特定疾病対策等】 ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、難病及び小児慢性特定疾病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活環境の質の向上を図る。 ・ また、難病法附則に基づく施行5年後見直しについて、2021年7月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会(合同開催)において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、2022(令和4)年12月16日に難病法や児童福祉法の一部改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号)が公布され、2024年(令和6)年4月1日に全部施行されたところである。改正難病法及び改正児童福祉法により、福祉や就労支援の円滑な利用に向けた「登録者証」の発行、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化、匿名化した難病・小慢データの第三者提供の仕組みの創設等を行い、円滑に取組が実施されている。また、引き続き、地域協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化等の取組を進めている。 ・ 慢性疼痛対策については、①病態解明等の研究の推進、②患者を支援するための相談支援体制の整備、③慢性疼痛に係る医療体制の構築等を目的として、各種事業を実施している。 ・ 慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を徹底するため、国民や医療従事者等に慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発や研修等を行っている。 ・ 2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。				
	【2.ハンセン病対策】 ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)等に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図る。 また、2019年11月に成立・公布された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。)に基づき、対象となるハンセン病元患者家族の方々に補償金を支給している。2024(令和6年)通常国会において、家族補償法の一部を改正する法律が成立し、補償金の請求期限が従前の施行日から起算して5年を経過した日から10年を経過した日に延長された(延長後の請求期限は、令和11(2029)年11月21日まで)。 ・ ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として、2021年度から「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を設置し、2023年3月に報告書が取りまとめられたところ。				
	【3.アレルギー疾患対策】 ・ 「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指して、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、国・地方公共団体が取り組むべき方向性を示すものとして、平成29年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(令和4年3月改定。以下「アレルギー基本指針」という。)を策定した。 ・ アレルギー基本方針を踏まえて、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるため、令和4年3月までに、47都道府県でアレルギー疾患医療拠点病院(以下「都道府県拠点病院」という。)が選定された。 ・ このほか、平成31年1月に策定した、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究の推進や、アレルギーポータルサイトを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供の実施を行っている。				
	・ 難病及び小児慢性特定疾病の医療受給者証の交付は、対象疾病の追加等を背景に近年増加傾向にある。 ・ 地域協議会の設置率は、自治体の予算、人員不足及び業務量の増加等の課題を主な背景として、難病は約6割、小児慢性特定疾病は約65割にとどまっている状況である。 ・ また、他の協議会との連携状況については、難病は約2割、小慢は約4割にとどまっている。 ・ 慢性的痛みを抱える患者からの電話相談は、一般市民への周知等を背景に近年増加傾向にある。				
施策を取り巻く現状	・ わが国における慢性腎不全によって透析を受ける患者は依然として高い水準にあり、令和5年末には約34万人が透析療法を受けている。また、腎疾患患者は年々増加傾向にあるとされ、年間新規透析導入患者数は約3.9万人にのぼる。 ・ 循環器病は、心疾患が我が国の死因の第2位、脳血管疾患が第4位と、がんに次ぐ我が国の主要な死亡原因であり、特に急性期突然死の原因に占める割合は、循環器病が最も多い。さらに、循環器病は介護が必要となる主な原因のひとつであるとともに、医科診療医療費に占める割合が最も高く、社会的な影響が大きい疾患群である。				
	・ 我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあり、さらに生活の質が著しく損なわれる場合も多いほか、アレルギー疾患に関する膨大な情報があふれており適切な情報を選択するのは困難な状況にある。 ・ 居住する地域にかかわらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県でアレルギー疾患医療の拠点となる都道府県拠点病院を選定するとともに、当該病院と日々のアレルギー疾患医療を行っている診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制を整備している。 ・ また、①診療、②情報提供、③人材育成、④研究、⑤学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・支援といった役割を担う、都道府県拠点病院の活動実績等を定期的に評価し、適宜選定の見直しを行っている。				

施策実現のための課題	1	・ 難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期にわたり療養が必要であること等から、医療費助成や治療研究を含む医療に関する支援を行う必要がある。 ・ また、地域において安心して療養生活及び日常生活を営むことができるよう、共生社会を実現するための支援が不可欠であり、疾病特性や個々の状況等に応じて多様な、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等のニーズに適切に対応するため、地域における関係者の一層の関係強化を図っていくことが重要である。 ・ さらに、難病相談支援センターによる支援の質の向上及び底上げを図り、患者のニーズに対応できる体制づくりを進めていくこと及び各都道府県等における地域協議会の設置率の向上を図った上で、当該協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化が重要である。 ・ 慢性的痛みを来す疾患は、筋骨格系及び結合組織の疾患、神経疾患等の内科的疾患、線維筋痛症や複合性局所疼痛症候群等の原因不明のものまで多種多様な一方で、客観的な評価が困難で、標準的な評価法や診断法は未確立のため、慢性的痛みを抱える患者は周囲から理解を得られにくく一人で悩みを抱えている。また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要である。 ・ 慢性腎臓病(CKD)は、患者の生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行うことで予防・治療や進行の遅延が可能な疾患であることから、正しい知識の普及を図り、早期発見・診断、良質で適切な治療の早期実施・継続につなげ、重症化予防を徹底するための施策等を行う必要がある。 ・ 循環器病は、加齢とともに患者数が増加する傾向にあり、急激に発症し、生命にかかわる重大な事態に陥り、突然死に至ることがあり、重度の後遺症を残すこと等があるため、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を行う必要がある。										
	2	・ ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされている。 ・ こうした中、普及啓発事業全般の在り方について検討を行う「ハンセン病資料館等運営企画検討会」がとりまとめた、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について(提言)」(平成29年3月)に基づき、ハンセン病問題に関する普及啓発を医療従事者を含め、国民に広く充実し、ハンセン病問題に対する正しい理解を広げ、偏見・差別の解消を推進していく必要がある。 ・ また、2019年11月に議員立法である「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立・公布され、2024(令和6年)通常国会において、議員立法により、家族補償法の一部を改正する法律が成立し、補償金の請求期限が従前の施行日から起算して5年を経過した日から10年を経過した日に延長されたことを踏まえ、同法に基づく補償金の支給を円滑に行う必要がある。										
	3	・ 我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われており、居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、医療従事者の質の向上等に取り組む必要がある。 ・ また、アレルギー疾患が患者の生活に与える影響に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できる体制を整備するとともに、生活の質の維持向上のための支援体制を整備する必要がある。										
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由									
	目標1 (課題1)	難病及び小児慢性特定疾病等の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、難病等の患者の療養生活の質の維持向上及び小児慢性特定疾病の患児等の健全な育成のため、難病・小児慢性特定疾病対策等を推進すること	難病患者や小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減や、療養生活の環境整備を進めるためには、難病法等に基づく基本方針を踏まえた施策を講じる必要がある。									
	目標2 (課題2)	ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、ハンセン病対策を推進すること	ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じる必要がある。									
	目標3 (課題3)	アレルギー基本指針に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進すること	突然症状(アナフィラキシーショック)が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組む必要がある。									
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)		年度ごとの実績値		測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和6年度	令和7年度	
○	衛生行政報告例による難病法に基づく医療受給者証交付件数(アウトプット)	986,071	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	前年度(1,033,770件)以上	前年度(1,021,606件)以上	前年度(1,048,680件)以上	過去3年間の実績値の最高値(1,048,680件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値(1,121,462件)を上回る値	難病法に基づく医療費助成は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする難病患者数が増加する見込みであるため、過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和7年度目標数値は暫定的に令和3年度～令和5年度の実績値の最高値(1,086,579件)とした。
2	難病拠点病院を設置している都道府県数(アウトプット)	-	平成29年度	47	令和7年度	47	47	47	47	47	難病の医療提供体制の整備については、基本方針において、都道府県は難病の患者に対する必要な医療提供体制の構築に努めることとしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院を設置している自治体数を設定している。	目標値については、平成30年度より都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としていたが、令和6年度実績値では、46都道府県86病院となった。引き続き、各都道府県に難病診療の連携の拠点となる病院を整備する必要がある、これを早期に達成するため、令和7年度の目標値も47とした。
						44	45	45	46			

3	難病相談支援センターにおける相談件数 (アウトプット)	103,686	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	平成30年度 (108,374件)以上	前年度 (95,507件)以上	前年度 (89,359件)以上	過去3年間の実績値の最高値 (95,507件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値 (95,507件)を上回る値	難病相談支援センター事業は、難病の患者の療養生活の質の維持向上や難病の患者及びその家族の生活の質の向上を図る上で重要な施策であることから、当該センターの活用状況を測る指標として相談実績件数を設定している。	目標値については、難病患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和7年度目標数値は暫定的に令和3年度～令和5年度の実績値の最高値(95,507件)とした。
4	衛生行政報告例による児童福祉法に基づく医療受給者証交付件数 (アウトプット)	113,751	平成29年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	前年度 (123,693件)以上	前年度 (115,012件)以上	前年度 (115,000件)以上	過去3年間の実績値の最高値 (123,693件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値 (115,000件)を上回る値	児童福祉法に基づく医療費助成は、小児慢性特定疾病の医療の確立及び普及、小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする小児慢性特定疾病患者数が増加する見込みであるため、過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和7年度目標数値は暫定的に令和3年度～令和5年度の実績値の最高値(115,012件)とした。
5	慢性疼痛に関する電話相談実績件数 (アウトプット)	459	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	前年度 (766件)以上	814件以上	前年度 (1,104件)以上	過去3年間の実績値の最高値 (1,104件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値 (1,116件)を上回る値	・「慢性の痛み」を来す疾患には、多くの患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。 ・ また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要であると考えられている。 ・ そのため、慢性の痛みを抱える患者からの相談への対応及び周囲の理解促進を含む患者の支援のための事業を実施することにより、患者・家族へのサポート体制の整備を図る必要があることから、当事業の活用状況を図る指標として電話相談実績件数を設定している。	目標値については、患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため、令和7年度目標を過去3年間の実績値の最高値(1,116件)を上回る値とした。
6	腎疾患特別対策事業費申請自治体数(アウトプット)	36	平成28年度	47都道府県	令和7年度	前年度以上	47自治体以上	47自治体以上	47自治体以上	47都道府県全て	・ 慢性腎臓病(CKD)の重症化により透析に至る患者は年々増加しており、国民のQOL低下を招いている。 ・ 新規透析導入数の抑制には、地域の実情に応じた重症化予防の取組が必要であることから、自治体の取組状況を把握できる指標として腎疾患特別対策事業費申請自治体数を設定している。	・特別対策事業費の対象自治体は、都道府県、政令市、中核市であり、負担割合は国が1/2、自治体が1/2となっている。 ・都道府県において地域の実情に応じた重症化予防の取組が行われることを目指し、令和6年度までの目標値は、都道府県数を踏まえ47自治体以上としていた。 ・近年、自治体数(都道府県、政令市、中核市全ての区分での実施件数)での実績値が目標値を達成したため、令和7年度はより高い目標値として47都道府県全てでの実施を目指し設定した。 ・参考：R5及びR6ともに26都道府県で実施済み
7	循環器病特別対策事業費申請自治体数(アウトプット)	44	令和4年度	47都道府県	令和7年度		-	47都道府県	47都道府県	47都道府県	都道府県循環器病対策推進計画に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進することが重要であるため。	目標値については、全ての都道府県において循環器病対策を推進することが重要であることから47都道府県とした。
8	難病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	61%	令和3年度	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	各都道府県等において、難病対策地域協議会を設置することは、難病患者への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の難病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、難病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において難病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
9	小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	45%	令和3年度	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	各都道府県等において、小児慢性特定疾病対策地域協議会を設置することは、小児慢性特定疾病児童等への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の小児慢性特定疾病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において小児慢性特定疾病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
10	都道府県において、難病医療の拠点となる病院の設置数 (アウトプット)					79	81	81	86		・ 難病の医療提供体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。 ・ 測定指標2の目標値については、都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としているが、全国で設置された病院数を把握するため本指標を参考指標としている。	
11	都道府県別の総人口当たり特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の割合が上位10都道府県の難病対策地域協議会設置率 (アウトプット)							90%	集計中 (令和7年12月目途判明予定)		・ 測定指標8については、全ての都道府県等において難病地域対策協議会が設置されることを目標としているが、特に特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の割合が高い地域の状況を把握するため、本指標を参考指標としている。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002165
(2)	特定疾患等対策費 (昭和47年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002166
(3)	代謝異常児等特殊ミルク供給事業 (昭和55年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002181
(4)	難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002159
(5)	難病特別対策推進事業 (平成10年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,8	※	002162
(6)	慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 (平成21年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002164
(7)	難病患者サポート事業 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002171
(8)	からだの痛み相談支援事業 (平成24年度)	※ ※	※ ※	※	5	※	002172
(9)	難病対策の推進のための患者デー タ登録整備事業経費 (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002173
(10)	難病医療費等負担金 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002174
(11)	小児慢性特定疾病対策等総合支 援事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	9	※	002175
(12)	小児慢性特定疾病医療費負担金 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	4	※	002179
(13)	小児慢性特定疾病児童等自立支 援事業費負担金 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002178
(14)	小児慢性特定疾病情報管理事業 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002177
(15)	小児慢性特定疾病児童等支援者 養成事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002180
(16)	療養生活環境整備事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	3	※	002163

	(17)	慢性疼痛診療システム均てん化等事業 (旧:慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業) (令和2年度)	※	※	※	5	※	002186
	(18)	循環器病特別対策事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003027
			※	※				
	(19)	難病等制度推進事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003028
			※	※				
	(20)	難病の全ゲノム解析等実証事業 (令和3年度)	-	-	-	-	研究・医療両面から、難病患者等のよりよい医療につながるゲノムデータ基盤の構築につなげることを目的としている。 具体的には、本格解析に向けて、持続可能な運営主体が以下の①～③を行う。 ①拠点医療機関から新規の検体・臨床情報をゲノム基盤に直接送付し、全ゲノム解析の一連の作業を実証 ②AMEDの研究班のゲノム・臨床データを試験的に移行 ③難病遺伝子パネル検査の運用の実証	-
			-	-				
	(21)	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003074
	(22)	難病ゲノム医療専門職養成研修事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003076
			※	※				
	(23)	難病ゲノム等情報利活用検証事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	019911
			※	※				
	(24)	慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業(令和5年度)	※	※	※	-	※	005522
			※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○12	ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数 (アウトカム)	31,660人	平成29年度	26,280人以上	令和7年度	37,000人以上	前年度(4,302人)以上	前年度(17,605人)以上	前年度(21,084人)以上	前年度(26,280人)以上	国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、ハンセン病資料館の入館者数を測定指標として設定した。	ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図るため、より多くの者がハンセン病資料館を訪れることが望ましいと考えられ、コロナ以降は毎年おおよそ5000人ほどの入館者数の増加が見られることから、R8までには基準値としたH29の31,660人まで入館者数が回復することを目指し、R7は26280人以上と設定した。
						4,302人	17,605人	21,084人	26,280人			
13	中学生向けパンフレットの印刷及び発送部数 (アウトプット)	-	-	目標年度における中学校生徒数(1,037,231人)	令和7年度	目標年度における中学校生徒数(1,080,717人)	目標年度における中学校生徒数(1,080,717人)	目標年度における中学校生徒数(1,054,898人)	目標年度における中学校生徒数(1,054,898人)	目標年度における中学校生徒数(1,037,231人)	ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する必要があることから、当該指標を選定した。	・ 目標値は、全国の中学1年生の生徒数等の調査結果に基づき、中学生向けパンフレットの印刷及び発送した部数とした。 ・ 現在の中学1年生の生徒数の近似値として、2012年出生数(平成24年(2012)人口動態統計(確定数)の概況「厚生労働省」)を目標値に設定。 前年度を下回る目標値となっているが、近年出生数は減少傾向にあること、また、当該指標については、「全国の中学生に周知を行うこと」を目標として設定していることから、令和7年度は1,037,231人以上とした。
						0部	2,337,165部	1,469,414部	1,331,224部			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
14	補償金の支給件数					691件	362件	437件	427件		「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき補償金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
15	ハンセン病療養所退所者給与金、ハンセン病療養所非入所者給与金及び特定配偶者等支援金の受給対象者数					1,140人	1,095人	1,060人	1,009人	961人	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助を行うため、各給与金を支給しており、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進を図る上で、重要な指標である。	

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(25)	国立ハンセン病療養所運営費 (昭和5年度)	※	※	※	12.13	※	002170
		※	※				
(26)	国立ハンセン病療養所施設費 (昭和24年度)	※	※	※	12.13	※	002169
		※	※				
(27)	私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	※	※	※	12.13	※	002158
		※	※				
(28)	国立ハンセン病療養所等入所者家族 生活援護委託費 (昭和29年度)	※	※	※	12.13	※	002156
		※	※				
(31)	ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	※	※	※	12.13	※	002157
		※	※				
(30)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	※	※	※	12.13	※	002168
		※	※				
(31)	退所者等対策経費 (平成14年度)	※	※	※	12.13	※	002154
		※	※				
(32)	名誉回復事業 (平成14年度)	※	※	※	12.13	※	002155
		※	※				
(33)	国立ハンセン病資料館収蔵庫増設 経費 (令和4年度)	※	※	※	12.13	※	003077
		※	※				

達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績値								
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
○16	アレルギーポータル の月間ページ閲覧数の年間中央値 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	262,983PV	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・ アレルギー疾患については、インターネット等に溢れている情報から適切な情報を選択することが非常に困難となっている現状に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できるよう、指標として選定した。	・ 目標値については、より多くの国民がアレルギー疾患に関する正しい知識が 習得できるよう、PV数が(線形でなくとも長期的には)増加するように設定した。 ・ PV数の調査が令和3年度からで、伸び率は変動(R4: 27.2%, up R5 1.0% up) が激しく想定困難なため、目標値は「前年度以上」とする。また、年間PV数だと、 突発的イベント(広告によるアクセス増加)などの影響が強くなるため、月間ペー ジ閲覧数の中央値に変更した。			
						206,800PV	262,983PV	265,563PV	205,851PV						
17	1年間で中心拠点病院での実地研 修に参加した医師数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	22人	平成30年度	30人	毎年度	30人	30人	30人	30人	50人	・ アレルギー基本指針において、中心拠点病院協力のもと、専門的な知識 と技術を有する医療従事者の育成等を推進することが求められており、中 心拠点病院での研修等を通じ、全国的な医療水準の向上のための医療従 事者の育成を行うことが必要である。 ・ このため中心拠点病院での研修参加状況を指標とした。	・ A研修において、オンラインを活用した研修が令和4年度より開始し、受講者数 が大幅に増えたため、研修受講者全体の増加傾向を評価困難となったため、よ り質の高い研修を修了した人数かつ研修受講者の趨勢を評価しやすくなるた め、年間の実地研修に参加した医師数を集計する事とした。 ・ 基準値は、コロナウイルス感染症の影響を受ける前で、医療提供体制在り方 検討会で拠点病院に求められる機能等取りまとめられた直後の平成30年度 の数値を活用し、目標値は、基準値を十分超えられるように直近の受講者数の実 績も踏まえ、30人と設定した。			
						31人	37人	32人	34人						
18	食物によるアナフィラキシーショック 死亡者数ゼロ (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	-	-	0人	令和10年度	-	0人	0人	0人	0人	上記の測定指標の総合的な結果として、食物によるアナフィラキシーショッ クの発症、重症化予防に寄与し、もって死亡者を発生させないことが必要で あるため指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すもの になっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 当該測定指標については令和10年度を目標年度とするものではあるが、各 年度においても死亡者数ゼロとすることを目標として設定した。 ・ データは、e-Stat人口動態調査死亡数を参照した。			
						0人	1人	0人	集計中 (R7年9月目 途公表予 定)						
達成手段3 (開始年度)			令和5年度	令和6年度	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
			予算額	予算額											
			執行額	執行額											
(34)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002167				
		※	※												
(35)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002161				
		※	※												
(36)	アレルギー情報センター事業費補 助金 (平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002160				
		※	※												
(37)	アレルギー疾患医療提供体制整備 事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会 保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002183				
		※	※												
(38)	免疫アレルギー疾患患者に係る治 療と仕事の両立支援モデル事業(令 和5年度)	※	※	※	-	※					005523				
		※	※												

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施 予定時期	令和5年度
	175,906,331	177,508,721	19,112,934		
施策の執行額(千円)	150,492,679	159,531,330			
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		2022年2月25日	難病対策については、制度の見直しを進めるとともに、総合的な支援策を推進します。 ハンセン病問題対策については、元患者の御家族への補償制度を着実に実施するとともに、ハンセン病に対する偏見、差別の解消に全力で取り組みます。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省 7 (1-6-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	適正な移植医療を推進すること(施策目標 1-6-2) 基本目標 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること		担当 部署名	健康・生活衛生局難病対策課 移植医療対策推進室	作成責任者名	移植医療対策推進室長 島田 志帆
施策の概要	・平成22年に施行された改正後の「臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)」(以下「臓器移植法」という。))に基づき、臓器の提供のあっせん体制の確保及び臓器移植に関する普及啓発等を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 ・「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づき、白血病等の治療に用いる造血幹細胞(骨髄・末梢血幹細胞及び臍帯血)の適切な提供を推進するため、造血幹細胞移植医療の普及啓発を行うとともに、あっせん体制を整備し、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。 等					
施策を取り巻く現状	1. 臓器移植の現状 ・平成9年の臓器移植法施行から令和7年3月末までの間の臓器移植実施件数は45,250件。 ・令和6年度の臓器移植実施件数は1,516件であるが、臓器移植希望者数は18,941人(令和7年3月末時点)であり、臓器移植実施件数と臓器移植希望者数とに乖離がある状況。 2. 臓器提供施設の体制整備 ・脳死下での臓器提供体制を整えている施設数は452施設(R6年度)。 ・臓器提供実施件数は施設間で偏在しており、臓器提供を実施した施設のうち複数事例を実施している施設は6割程度に留まっている。 ・令和6年度において、「臓器提供施設連携体制構築事業」における臓器提供の経験が豊富な拠点施設数は25施設、臓器提供の経験が少ない連携施設数は206施設となっている。当該事業を開始した令和元年度から拠点施設数・連携施設数ともに増加しており、令和6年度において臓器提供者数は過去最高数となった。 3. 臓器移植の普及啓発の状況 ・臓器提供に関心がある者の割合は65.5%(令和3年10月)であり、これまでの調査で最も高い数値であった。 ・一方で、臓器提供に関する意思表示をしている者の割合は10.2%にとどまっており、近年横ばいとなっている。 ・家族や親しい人と臓器提供について話をしたことがある者の割合は43.2%。 4. 造血幹細胞移植に係る状況 ・骨髄バンクドナー登録者数は増加傾向にあるが、最も多い年齢層は50歳前後であり、高齢化が見られる。 骨髄・末梢血幹細胞の提供を行える年齢は54歳以下のため、今後、年齢上限による取消等によりドナー登録者数の減少が懸念される。また、高齢者のドナーは健康上の理由等から骨髄・末梢血幹細胞の提供まで至らない割合も高い。 ・出生数が減少する中で、臍帯血の公開本数(移植に使用できる数)は、ここ数年横ばい傾向にある。					
施策実現のための課題	1	脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、全体として移植希望者数には届かない状況であり、体制の整備と普及啓発を行う必要がある。				
	2	造血幹細胞移植の治療成績は向上しているが、少子高齢化によって今後骨髄バンクドナー登録者数の減少や臍帯血公開本数の減少が見込まれることから、引き続き、国民(特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層)への理解・協力を求める必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。		臓器移植については、国民における認知度や理解はある一方、自らの意思表示について家族との共有等ができていないことや、医療機関の体制整備が十分でないことが、国民の臓器提供に関する意思が十分に活かされず、臓器移植に結びついていない理由であると考えられるため。		
	目標2 (課題2)	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層への普及啓発に取り組む、骨髄バンクドナー登録者数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上を確保する。		造血幹細胞移植は、患者と医療機関だけでは成立せず、任意・善意に基づく提供者(ドナー)がいてはじめて成立する医療であり、そのためには国民の理解・協力が不可欠であることから、普及啓発に取り組む必要があるため。		

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
1	意思表示に係るリーフレット発注数 (アウトプット)	6580475枚	令和4年度	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値	令和7年度	—	—	—	—	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (6580475枚) 以上	普及啓発の取り組みとしてリーフレット配布等を行っており、普及啓発の取組状 況の指標として有用である。 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	臓器移植は善意の第三者から臓器を提供いただきはじめて成立するものであ ることから、国民一人ひとりが移植医療について知り、理解を深めていただい た上で、家族等と話し合うことや「臓器を提供する」、「臓器を提供しない」にか かわらず意思表示をしていただけるような普及啓発を進めることが重要であ り、年々上伸されていくことが適当と考える。そのため、過去5年間の実績値の 最高値を上回る値を目標値として設定した。	
						2613150枚	6580475枚	5480470枚	6010515枚				
2	臓器提供者数 (アウトカム)	148名	令和6年度	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値	令和7年度	120名以上	120名以上	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (121名)以上	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (132名)以上	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (149名)以上	臓器移植推進に関する施策の最終目標は、臓器移植の実施であり、臓器提供 者数が臓器移植実施件数に影響を与えることから、臓器移植対策の施策の指 標として有用である。 (参考)平成28年度実績:103名、平成29年度実績:105名、平成30年度実績:100 名、令和元年度実績:120名、令和2年度実績:69名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	臓器提供については、臓器提供者の意思を汲み取ることが必要であり、ま た、法的脳死判定を受けた者や心臓が停止した者の存在があつて成り立つも のであり提供者の任意性が極めて重要であることから、具体的な数値目標の 設定は性質上困難であるが、臓器提供施設における構造的な課題を解消す ることで年々上伸されていくことが適当と考える。そのため、過去5年間の実績 値の最高値を上回る値を目標値として設定した。	
						92名	121名	131名	148名				
3	臓器提供施設連携体制構築事業にお ける連携施設数 (アウトプット)	206施設	令和6年度	221施設(前年 度の実績+新 規連携施設15 施設)以上	令和7年度	—	—	—	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (130施設)以 上	221施設(前年 度の実績+新 規連携施設15 施設)	国民の臓器提供に関する意思を活かすための医療機関の体制整備の取組とし て、臓器移植対策事業の中で臓器提供施設連携体制構築事業を実施してい る。脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設(拠点施設)が、臓器 提供の経験が少ない施設(連携施設)等に対して、平時から臓器提供に関する 教育を実施する等の支援を行うことで臓器提供体制を整えている施設が増えて いくことから、医療機関の体制整備状況の指標として有用である。 (参考)令和元年度:連携施設数は84施設 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	臓器提供施設連携体制構築事業により、脳死下臓器提供体制を整えている 施設数の増加に向けた取組を行っている。令和6年度に行った臓器提供施設 を対象にしたアンケートにおいて、ノウハウ面を課題に挙げた施設数が15施設 であった。ノウハウ面については、同事業により拠点施設・連携施設間のマッ チングを行うことで速やかな改善が見込めるため、15施設増を目標値として設 定した。	
						92施設	115施設	129施設	206施設				
4	臓器提供施設において「家族に臓器提 供に関する情報提供が実施された」件 数 (アウトプット)	799件	令和6年度	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値	令和7年度	—	—	—	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (531件)以上	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (800件)以上	・本人の意思表示が無くても家族の判断で臓器提供ができることから、患者の 家族に対して臓器提供に関する情報提供が行われることが重要であり、実施件 数を増やしていくことにより脳死下臓器提供体制を整えている施設数の増加に つながり、ひいては臓器提供者数、移植実施件数の増加につながっていくこと から臓器移植対策の施策の指標として有用である。 ・また、当該施設数により、臓器提供施設連携体制構築事業の効果を測定で きる。	家族への臓器提供に関する情報提供は、脳死・心停止の患者が発生した際 に行われるものであり、具体的な数値目標の設定は性質上困難であるが、令 和7年度世論調査では4割の者が臓器提供に前向きな意向を示していること から、臓器提供施設連携体制構築事業等を通じて臓器提供に関する情報提 供が適切に実施されるよう支援することで、年々上伸されていくことが適当と考 える。そのため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値として設 定した。	
						—	—	530件	799件				
5	臓器移植実施件数(アウトカム)	1,516件	令和6年度	過去の実績値 の最高値を上 回る値	令和7年度	—	—	—	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (1,708件)以 上	過去の実績値 の最高値を上 回る値(1,808 件)以上	・臓器移植推進に関する施策の最終目標は、臓器移植の実施であることから、 臓器移植の実施件数は指標として有用である。 ・本指標における臓器移植の実施件数は、脳死下及び心停止後において、臓 器移植法第5条で定められている各臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、 眼球)の移植が実施された件数を足し合わせた件数である。 (参考)平成28年度実績:1,727件、平成29年度実績:1,807件、平成30年度実績: 1,576件、令和元年度実績:1,707件、令和2年度実績:1,234件。 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	臓器移植については、臓器提供者(ドナー)と臓器移植待機者(レシピエント) がいて成り立つものである。臓器提供については臓器提供者の任意の意思を 汲み取ることが必要であり、法的脳死判定を受けた者や心臓が停止した者の 存在があつて成り立つものである。臓器移植についてもドナーの医学的理由 等により移植に至らないケースがある。そのため、具体的な数値目標の設定 は性質上困難であるが、年々上伸されていくことが適当と考える。そのため、 過去の実績値の最高値を上回る値を目標値として設定した。	
						1,218件	1,370件	1,434件	1,516件				
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由		
6	臓器提供意思登録システム現登録者数					159,722名	163,292名	168,023名	176,194名		この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。 (参考)平成28年度登録者数:136,696名、平成29年度登録者数:141,076名、平成30年度登録者数:145,496名、令和元年度登録者数:150,066名、令和2年度登 録者数:154,391名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ		
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
(1)	臓器移植対策事業 (平成15年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,3,4	※					002188		

	(2)	移植対策費 (平成19年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,3,4	※	002190

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
⑥	骨髄バンクドナー登録者数 (アウトカム)	470,270名	平成28年度	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値	令和7年度	前年度 (530,953名) 以上	前年度 (537,820名) 以上	前年度 (544,305名) 以上	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (554,124名) 以上	過去5年間の 実績値の最高 値を上回る値 (562,453名) 以上	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるためには、一定規模以上の骨髄バンクドナー登録者数を確保するための普及啓発を行うことが必要であることから、当該指標を普及啓発の効果の測定指標とした。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ。年度末時点の登録者数。	①ドナー登録対象年齢(18～54歳)の人口が年々減少傾向であること、 ②ドナー取消者数が毎年度異なること、 ③造血幹細胞の提供は国民の任意・善意の下で進められるものであること、 から、目標値は過去5年間の実績値の最高値を上回る値とすることが適切である。 ・また、時代による移植適応の疾患の変化や治療技術の進歩等もあり、移植に用いる造血幹細胞の総需要の予測は困難である。
						537,820名	544,305名	554,123名	562,452名			
⑦	臍帯血新規公開本数 (アウトカム)	2,597本	平成28年度	前年度の臍帯 血移植件数 +1,000本以上	令和7年度	前年度の臍帯 血移植件数 +1,000本 (2,431本)以上	前年度の臍帯 血移植件数 +1,000本 (2,316本)以上	前年度の臍帯 血移植件数 (2,241本) +1,000本以上	前年度の臍帯 血移植件数 (2,157本) +1,000本以上	前年度の臍帯 血移植件数 (2,298本) +1,000本以上	臍帯血公開本数が10,000本維持できれば、臍帯血移植を希望する患者の95%以上にHLA(ヒト白血球抗原)が5/6適合する臍帯血が得られることが示されていることから、新規公開本数により臍帯血移植体制の整備状況を測定できる。 (出典):日本赤十字社調べ (参考)臍帯血公開本数実績(毎年度末時点) 令和2年度:9,316本、令和3年度:9,617本、令和4年度:9,674本、令和5年度:9,854本、令和6年度:10,204本	・ 臍帯血の公開期間は10年であることから、10,000本を維持するためには、年度に使用する臍帯血に加えて更に1000本ずつ公開する必要があることから、前年度の臍帯血移植件数+1000本以上を毎年度の目標値として設定している。
						2,450本	2,241本	2,157本	2,298本			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
8	造血幹細胞移植件数					2,489件	2,415件	2,459件	2,338件		移植件数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社調べ	
9	骨髄バンクの新規患者登録者数に対する骨髄・末梢血幹細胞移植件数の割合					55.4%	55.1%	59.6%	54.5%		移植件数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ	
10	40歳未満の若年ドナーの新規登録割合					65.6%	68.1%	69.8%	72.6%		骨髄バンクの新規登録ドナーのうち若年ドナー登録数の推移を把握することで、若年ドナー対策の効果測定ができる。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ ※なお、実態をより適切に反映させるため、令和6年度結果より集計期間が前年度12月～本年度11月のものとなっている。	
11	コーディネート期間における採取行程日数(中央値)					61日	63日	60日	59.5日		骨髄等の採取行程日数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算値 執行値	令和6年度 予算値 執行値	令和7年度 予算値	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
(3)	移植対策(造血幹細胞)事業 (平成15年度)	※	※	※	6,7,8,9,10,11	※					002189	
		※	※									
(4)	造血幹細胞移植医療体制整備事業 (平成25年度)	※	※	※	8,9,11	※					002191	
		※	※									

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定時期	令和6年度
	3,572,741	3,468,400	3,660,598		
施策の執行額(千円)	3,509,482	3,463,280			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	-		-	-	

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅰ-6-3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標Ⅰ-6-3) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6：健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること		担当 部局名	健康・生活衛生局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 清水 彰				
施策の概要		本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」に基づき、被爆者に対して医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物・樹木の保存や、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する事業を推進する。									
施策を取り巻く現状		現在、原爆被爆から80年以上経過しており、被爆者の平均年齢は85歳を超えた。被爆者は年々減少しており、令和7年3月末現在被爆者数は、99,130人となっている。被爆者に対する手当の受給者数としては、健康管理手当の受給者が81,120人と一番多く、加齢に伴う慢性的な疾患をもつ被爆者が多いことが予想される。 被爆者数の推移は、平成30年度：145,844人、令和元年度：136,682人、令和2年度：127,755人、令和3年度：118,935人となっており、毎年約9千人減少している。 ※令和4年度以降については、「黒い雨」訴訟により、被爆者認定の数が増加し、減少数が令和4年度で5千人程度、令和5年度で7千人程度、令和6年度で7.5千人程度となっている。									
施策実現のための課題		1	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることに鑑み、援護施策として、健康診断や医療費の支給等を行う。 被爆後80年以上が経過し被爆者の高齢化が進む中、介護等の必要性も高まっており、引き続き、被爆者に寄り添い、施策を実施していく必要がある。(令和7年3月末現在：被爆者数：99,130人。平均年齢：86.13歳)								
		2	これまで、被爆者本人が被爆体験を語ることで、戦争を知らない世代への語り継ぎが行われていたが、被爆後80年以上が経過し、すでに被爆者の多くが亡くなり、現在生存している被爆者も高齢化しているため、被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承することが課題となっている。 これに対して、被爆者に代わり、被爆者の家族などの被爆者でない者が「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」として被爆体験談を受け継ぎ、小中学校の生徒など若い世代に講話や朗読を行う取組が広島市及び長崎市において行われているところ。厚生労働省では、その取組を全国及び海外へも広げるため、「被爆証言者(被爆者本人)」、「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」及び「被爆体験記朗読ボランティア」(これらを総じて「被爆体験伝承者等」。以下同様。)の派遣にかかる調整や費用の支援を平成30年度から行っている。								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策として、健康診断の実施や医療費、手当の支給等を講じる。			原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため。					
		目標2 (課題2)	世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていく。			世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていくため。					
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
①	被爆者健康診断受診率 (アウトプット)	前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	前年度 ×過去3年の平均増減率	毎年度	45.7%	39.8%	46.7%	49.8%	49.8%	・ 被爆者に対する健康診断の実施(原則年2回)は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であることから、この受診率を測定指標として選定した。 ・ なお、少なくとも年1回の受診により各被爆者の健康状況を把握することで、健康の保持・増進に資することから、受診率は受診件数を被爆者健康手帳所持者数で除したものとしている。	・ 被爆者が高齢化し、長期入院等のため受診者数は減少傾向にある中で、受診率の直近の減少トレンドを考慮した受診率(＝前年度受診率×過去3年の平均増減率)を目標値としつつ、減少トレンドより上回る受診率の達成を目指す。 (参考) 令和3年度実績：49.8%(59,265件)、令和4年度実績：49.9%(56,664件)、令和5年度実績：49.7%(53,085件)、令和6年度実績：48.8%(48,366件)

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	※	※	※	1	※	002202
		※	※				
(2)	原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	※	※	※	-	※	002193
		※	※				
(3)	原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	※	※	※	-	※	002201
		※	※				
(4)	原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	※	※	※	-	※	002203
		※	※				
(5)	原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	※	※	※	-	※	002200
		※	※				
(6)	原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	※	※	※	-	※	002204
		※	※				
(7)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の生物試料の保管及び活用に関する研究) (昭和44年度)	※	※	※	-	※	002194
		※	※				
(8)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の臨床情報の保管及び活用に関する研究) (昭和49年度)	※	※	※	-	※	002195
		※	※				
(9)	毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	※	※	※	-	※	002209
		※	※				
(10)	特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	※	※	※	-	※	002210
		※	※				
(11)	放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	※	※	※	-	※	002207
		※	※				
(12)	被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	※	※	※	-	※	002197
		※	※				
(13)	老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	※	※	※	-	※	002192
		※	※				
(14)	原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	※	※	※	-	※	002208
		※	※				
(15)	国際交流調査研究事業 (平成8年度)	※	※	※	-	※	002196
		※	※				
(16)	在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	※	※	※	-	※	002199
		※	※				
(17)	土地借料 (平成14年度)	※	※	※	-	※	002205
		※	※				
(18)	被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	※	※	※	-	※	002198
		※	※				
(19)	広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	※	※	※	-	※	002211
		※	※				
(20)	広島原爆体験者調査等委託費 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003030
		※	※				

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度								
○2	被爆体験伝承者等の派遣件数 (アウトプット)	629件	令和元年度	前年度以上	令和7年度	—	前年度以上	前年度以上	令和元年度(629件)以上	前年度(883件)以上	・ 被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承する必要があることから、広島市・長崎市が養成、研修している被爆体験伝承者等を国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、国内、国外へ派遣した件数を測定指標に選定した。	被爆体験伝承者等を国内・国外へ派遣することで、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを伝承されることが期待される。コロナ禍を経て、令和3年度以降は実績が増加してきているが、コロナ禍の反動(外部要因)が増加理由の一つと考えられる。今後、も着実に事業を実施する観点から、令和7年度の目標値については前年度(883件)以上とした。			
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等									行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額												
		執行額	執行額												
(21)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	※	※	※	—	※					002206				
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度	
		118,678,021				114,807,950				109,522,246					
施策の執行額(千円)		90,103,153				85,862,512									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話							令和3年7月27日(閣議決定)		政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84名の原告の皆様には被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84名の原告の皆様と同一ような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。				
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説							2022年2月25日		原子爆弾被爆者援護施策については、広島黒い雨訴訟判決を踏まえた運用を本年四月から開始し、救済できるよう迅速に取り組むとともに、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策を進めてまいります。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰー7ー2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(施策目標1-7-2) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること		担当 部局名	医薬局	作成責任者名	総務課長 笹子 宗一郎 副作用被害対策室長 谷 俊輔 医薬安全対策課長 安川 孝志 監視指導・麻薬対策課長 小園 英俊
施策の概要	【1.医薬品の販売制度】 ・ 一般用医薬品の適正使用の推進のためには、適切な専門家が適切な情報を提供するとともに、購入者からの相談に応じて必要な情報を提供することが必要であり、下記の医薬品の販売ルールを徹底させ、医薬品販売の適正化を図る。 ・ さらに、厚生労働省のホームページに、一般用医薬品のインターネット販売を行うサイトのリストを掲載し、安心して一般用医薬品を購入できるようにするための措置を行っているほか、一般消費者を調査員として、全国の薬局・店舗販売業等を対象とした、医薬品の販売ルールを遵守しているかを確認する調査を行っている。					
	【第1類】		【第2類】		【第3類】	
	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特にその注意が必要なもの		その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品		第1類及び第2類以外の一般用医薬品	
	(対応する専門家) 薬剤師		(対応する専門家) 薬剤師又は登録販売者		(対応する専門家) 薬剤師又は登録販売者	
	(患者・購入者への情報提供) 義務		(患者・購入者への情報提供) 努力義務		(患者・購入者への情報提供) -	
	(購入者から相談があった場合の応答) 義務		(購入者から相談があった場合の応答) 義務		(購入者から相談があった場合の応答) 義務	
	(取扱場所) 薬局又は店舗販売業		(取扱場所) 薬局又は店舗販売業		(取扱場所) 薬局又は店舗販売業	
	(特定販売:インターネットによる販売) 可		(特定販売:インターネットによる販売) 可		(特定販売:インターネットによる販売) 可	
	【2.医薬品等による健康被害への対応】 ・ 医薬品等による健康被害にあった被害者等に対し、裁判の和解等に基づく支援事業等を行うとともに、薬害に関する理解を深めてもらうことを目的として薬害教育の推進を図る。また、PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の運営・医薬品等による健康被害を受けた方に対する支援業務を円滑に実施する。					
	【3.医療用医薬品の品質確保対策】 ・ 薬機法に基づき、地方厚生局及び都道府県が製造販売業者への立入検査や不良品の回収指導等を行い、医薬品等の品質の確保を図っている。また、偽造医薬品を含む個人輸入のリスク情報の収集と周知を図る。 ・ 品質に対する信頼性確保のための取組として、市場で流通している後発医薬品の検査を行うことで、患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、一層の品質確保を図る。 ・ また、令和2年12月以降に後発医薬品製造販売業者が行政処分を受ける事案が続いたことから、類似事案の再発防止、医薬品の適切な品質と安全性を確保するため、①医薬品製造販売業者等に対する法令遵守体制の整備、②製造業者に対する無通告立入検査の強化、③行政処分基準の厳格化などの措置を講じている。					
施策を取り巻く現状	【1.一般用医薬品の販売制度】 ・ 近年、若年者間で一般用医薬品の濫用が問題になっている。濫用等のおそれのある医薬品について、販売ルール(個数制限)が設けられており、遵守率を一般用医薬品販売制度実態把握調査事業において把握に努めているところ。遵守率は、実店舗においては近年7〜8割程度で推移しており、また、インターネット販売においては平成30年度以前の5割前後から改善し、令和6年度は8割となっている。					
	【2.医薬品等による健康被害への対応】 ・ 薬害被害者の高齢化が進んでおり、医療面だけでなく福祉・生活面でも新たな困難が生じるケースが増加している。薬害被害者の身体面での特性を踏まえて、医療、介護、障害福祉サービスなど関連施策を適切に組み合わせて、包括的に支援していく必要がある。					
	【3.医療用医薬品の品質確保対策】 ・ 近年、医薬品の品質に関連して、医薬品製造業者等の行政処分事案が複数発生している。こうした状況を受け、都道府県による薬事監視体制の継続的な向上と後発医薬品の品質に対する信頼の確保が急務となっている。					
施策実現のための背景・課題	1	平成26年6月に新たな一般用医薬品の販売制度が見直され、医薬品が適正に使用されるよう、医薬品販売の適正化を図る必要がある。				
	2	医薬品の使用により生じた健康被害に関しての和解などに基づき、PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の運営及び医薬品等による健康被害者に対する支援業務を円滑に実施する必要がある。				
	3	・ 厚生労働省は、都道府県及び(独)医薬品医療機器総合機構とともにひとつのGMP(※)査察当局として、平成26年7月にPIC/S(医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム。欧州、アメリカ、アジア、豪州等の医薬品GMP査察当局が参加し、医薬品GMPに係る指針を作成し、国際整合性を図るとともに、当局間の相互査察が進むよう活動を行っている団体)に加盟している。 ※「GMP」(Good Manufacturing Practice)は、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準 ・ 医薬品の製造は自国内で完結しない場合も多く、国際的な生産がなされる中で、より国際的な監視体制の構築や査察内容の他国との共有等を目的としPIC/Sに加盟しているが、今後もPIC/S加盟当局の一員として各当局と同等の査察が行えるよう、都道府県を含めた調査当局の査察能力の向上に努め、引き続き国際水準の調査体制の維持・向上を図る必要がある。				
	4	・ 昨今、後発医薬品製造販売業者において、重大な健康被害が多数生じることとなった事案の発生や、製造管理上の法令違反が発覚し行政処分の対象となるなど、後発医薬品の品質や安全性に対する国民の信頼を失墜させる事案が続いて発生したため、後発医薬品等の信頼回復に向けて必要な監視指導の強化など対応を継続する必要がある。 ・ 後発医薬品使用割合は、全国平均は80.2%となっている(2023年薬価調査)。ただし、90%近い使用割合の県もある一方で、11都府県で80%未満となっている(2022年度のNDBデータから算出。)。				

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	一般用医薬品の販売制度の徹底					国民が安心・安全に医薬品を購入できるようにするために、販売制度の遵守が必要であるため。				
		(課題1)										
		目標2	医薬品等副作用被害救済制度等 による適正かつ迅速な救済の実施					医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要であるため。				
		(課題2)										
		目標3	都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上					都道府県も、厚生労働省及び(独)医薬品医療機器総合機構とともにひとつの当局として、PIC/Sに加盟しており、国際水準の調査体制の維持・向上をはかるためには、都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の平準化・向上が必要であるため。				
(課題3)												
目標4	医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保					・ 後発医薬品の信頼性確保のためには、科学的な分析・評価を踏まえた対応が必要であるため。						
(課題4)												
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率(アウトカム) 薬局及び店舗販売業	90%	平成29年度	95%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	95%以上	・ 薬機法第36条の9第1項第1号の規定により、第1類医薬品を販売・授与する際は、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならないこととされており、同法第36条の10第1項において、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に情報提供させなければならないこととされている。 ・ 平成26年6月の法改正以降、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されないことに変更されたため、第1類医薬品販売時の薬剤師による説明の実施状況を把握するため、測定指標として選定した。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で第1類医薬品を購入した際に、情報提供が実施された件数から算出している。なお、令和6 5年度実績値(97.0%)については、一般用医薬品を販売している薬局・店舗販売業者3,028件を対象とし、うち、第1類医薬品については820件を対象に情報提供の実施状況等の調査を実施した。 分母:第1類医薬品の調査店舗(820件)、分子:「情報提供があった」店舗数(795件)から算出している。 (出典)「医薬品販売制度実態把握調査」(厚生労働省)	目標値は、直近3年の平均水準を維持すべきであると考えられるため、95%以上と設定している。
2	第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率(アウトカム) 特定販売(インターネット))	80%	平成29年度	92%以上	毎年度	80%以上	90%以上	90%以上	90%以上	92%以上	・ 平成26年6月の法改正以降、全ての一般用医薬品において、特定販売(インターネット販売等)を行うことが可能となったが、特定販売の場合であっても、測定指標1同様に、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されない。 ・ そのため、特定販売における、第1類医薬品販売時の薬剤師による説明の実施状況を把握するため、測定指標として選定した。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で第1類医薬品を購入した際に、情報提供が実施された件数から算出している。なお、令和6年度実績値(97.1%)については、特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト400件を対象とし、うち、第1類医薬品については70件を対象に情報提供の実施状況等の調査を実施した。 分母:第1類医薬品を注文したウェブサイト(70件)、分子:「情報提供があった」ウェブサイト数(68件)から算出している。 (出典)「医薬品販売制度実態把握調査」(厚生労働省)	目標値は、直近3年の平均水準を維持すべきであると考えられるため、92%以上と設定している。

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方々に対する救済事業であり、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。	
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
5	医薬品副作用被害救済制度、生物由来製品感染等被害救済制度における支給件数(アウトプット)					1,214件	1,152件	1,405件	1,020件		PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の事務処理に必要な費用を補助する事業であるため、救済給付の支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
6	重症スモン患者介護費用支給者数(アウトプット)					61人	55人	60人	48人		裁判上の和解等に基づき国と和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを行うものであり、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
7	エイズ患者遺族等相談事業、ヤコブ病サポートネットワークにおける相談件数(アウトプット)					4,579件	4,612件	4,682件	2,570件		裁判上の和解等に基づき遺族等に対して必要な支援を行い、精神的な苦痛の緩和を図るものであるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
8	サリドマイド被害者生活支援等事業における相談件数(アウトプット)					3,553人	4,099件	4,317件	3,401件		裁判上の和解等に基づき被害者に対して必要な支援を行い、精神的な苦痛の緩和を図るものであるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
9	C型肝炎訴訟における和解者数(アウトプット)					34人	42人	53人	41人		「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)」に基づき給付金を請求するために必要な国を被告とした訴訟に対応するものであり、裁判の進捗状況等により左右されるため、和解者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額									
		執行額	執行額	予算額								
(3)	医薬品副作用等被害救済事業等補助 (昭和54年度)	※	※	※	5,6	※						002222
		※	※									
(4)	医薬品事故障害者対策事業 (昭和55年度)	※	※	※	6	※						002220
		※	※									
(5)	エイズ患者遺族等相談事業 (平成9年度)	※	※	※	7,8	※						002224
		※	※									
(6)	医薬品等事故対策事業 (平成9年度)	※	※	※	9	※						002223
		※	※									
(7)	特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給 付金支給等業務費交付金	※	※	※	9	※						17190
		※	※									

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
10	都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の受講者に対して実施したアンケートにおいて、GMP査察について理解が高まったと回答した受講者の割合(アウトカム)	-	令和4年度	100%	毎年度	-	90%	90%	100%	100%	・ 受講者に対して実施したアンケートにおいて理解が高まったと回答した受講者の割合には、GMP調査担当者の質の向上が反映されていると考えられるため、当該指標を測定指標として選定した。 ・ 当該指標については、令和4年度医療・衛生WGの議論を踏まえ設定したものであり、正式には令和5年度から算出を行う。(令和4年度実績値については、代替値として、厚生労働省が主催した2回の模擬査察を対象として算出した(アンケート回答人数(11人)のうち、「GMP査察について理解が高まった」と回答した人数(11人)。) ※ 令和6年度実績値(100%)は、分母:都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の受講者に対して実施したアンケート回答人数(119人)、分子:「GMP査察について理解が高まった」と回答した人数(119人)から算出したもの。	令和4年度、令和5年度、令和6年度の実績値が100%であったことを踏まえ、令和7年度目標値は100%と設定している。	
11	都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の実施回数(アウトプット)	24回	毎年度	24回	毎年度	24回	24回	24回	24回	24回	・ 研修内容や研修実施体制を強化することにより、都道府県のGMP調査に係る職員の質の向上を図ることができるため、当該研修の実施回数を測定指標として選定した。	目標値は、全都道府県を7ブロックに分け、7ブロックと厚労省においてそれぞれ3回研修を実施することを目標に、毎年度:24回と設定している。	
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
(8)	医薬品迅速分析法等作成事業 (昭和56年度)	※	※	※	—	※					002231		
(9)	医薬品等監視指導対策費 (平成元年度)	※	※	※	—	※					002230		
(10)	医薬品等GMP対策事業 (平成4年度)	※	※	※	10,11	※					002232		
(11)	医薬品等GVP(製造販売後安全管理基準)対策事業(平成17年度)	※	※	※	10,11	※					002228		

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
10	都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の受講者に対して実施したアンケートにおいて、GMP査察について理解が高まったと回答した受講者の割合(アウトカム)	-	令和4年度	100%	毎年度	-	90%	90%	100%	100%	・ 受講者に対して実施したアンケートにおいて理解が高まったと回答した受講者の割合には、GMP調査担当者の質の向上が反映されていると考えられるため、当該指標を測定指標として選定した。 ・ 当該指標については、令和4年度医療・衛生WVGの議論を踏まえ設定したものであり、正式には令和5年度から算出を行う。(令和4年度実績値については、代替値として、厚生労働省が主催した2回の模擬査察を対象として算出した(アンケート回答人数(11人)のうち、「GMP査察について理解が高まった」と回答した人数(11人)。) ※ 令和6年度実績値(100%)は、分母:都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の受講者に対して実施したアンケート回答人数(119人)、分子:「GMP査察について理解が高まった」と回答した人数(119人)から算出したもの。	令和4年度、令和5年度、令和6年度の実績値が100%であったことを踏まえ、令和7年度目標値は100%と設定している。	
11	都道府県・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)でのGMP査察研修の実施回数(アウトプット)	24回	毎年度	24回	毎年度	24回 6回	24回 22回	24回 20回	24回 19回	24回	・ 研修内容や研修実施体制を強化することにより、都道府県のGMP調査に係る職員の質の向上を図ることができるため、当該研修の実施回数を測定指標として選定した。	目標値は、全都道府県を7ブロックに分け、7ブロックと厚労省においてそれぞれ3回研修を実施することを目標に、毎年度:24回と設定している。	
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(8)	医薬品迅速分析法等作成事業(昭和56年度)	※ ※	※ ※	※	—	※						002231	
(9)	医薬品等監視指導対策費(平成元年度)	※ ※	※ ※	※	—	※						002230	
(10)	医薬品等GMP対策事業(平成4年度)	※ ※	※ ※	※	10,11	※						002232	
(11)	医薬品等GVP(製造販売後安全管理基準)対策事業(平成17年度)	※ ※	※ ※	※	10,11	※						002228	

達成目標4について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
⑫	後発医薬品の品質確認に必要な溶出試験等の検査の実施件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	900品目	毎年度	900品目	900品目	900品目	900品目	900品目	後発医薬品の品質確保を図るため、品質確認に必要な検査を実施しており、この検査件数は品質に対する信頼の確保に資する取組と考えられることから、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	目標値は、当該試験検査を実施する国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所及び地方衛生研究所の検査能力を踏まえ、毎年度900品目と設定している。			
						552品目	656品目	559品目	集計中 (令和8年3月公表予定)						
13	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県) (アウトカム)	70%	令和2年度	80%	令和11年度		77.2%	80.0%	80.0%	80.0%	医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の状況が、最終的には、アウトカムとして後発医薬品の使用割合に反映されることになるため。 ※後発医薬品の使用割合の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分母(Y):後発医薬品の数量 ・分子(X):後発医薬品がある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量	後発医薬品に係る新目標(2029年度)においては、医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることとされているため、当該目標を目標値として設定している。			
						73.2%	73.2%	74.6%	集計中						
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額	予算額												
(12)	医薬品国家検定事業 (昭和23年度)	※	※	※	—	※						002234			
		※	※												
(13)	後発医薬品品質確保対策事業 (平成10年度) 【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野54】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	12,13	※						002233			
		※	※												
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
14	後発医薬品の品質確認に必要な溶出試験等の検査における適合割合					99.8%	100%	100%	集計中 (令和8年3月公表予定)		後発医薬品の品質確保を図るため、品質確認に必要な検査を実施しており、その適合割合については後発医薬品の品質が担保されていることの指標として適切と考えられることから指標として選定した。なお、直近5年の実績値が次のとおりであることから、測定指標ではなく参考指標として設定した。 (参考)平成28年度:99.6%、平成29年度:99.7%、平成30年度:100%、令和元年度:100%、令和2年度:100%				
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和5年度
		1,253,449				1,414,188				1,175,795					
施策の執行額(千円)		3,199,300				1,050,620									
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		経済財政運営と改革の基本方針2024							令和6年6月21日閣議決定		足下の医薬品の供給不安解消に取り組むとともに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品業界の理想的な姿を見据え、業界再編も視野に入れた構造改革を促進し、安定供給に係る法的枠組みを整備する。				
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説							2022年2月25日		医薬品、医療機器産業については、医薬品産業ビジョン二〇二一に基づき、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備や、医薬品等の品質及び安定供給の確保等に取り組みます。また、薬剤師の対人業務の推進や薬局の機能強化の方策について、更に検討を進めてまいります。加えて、医薬品等行政評価・監視委員会の御意見等も尊重し、医薬品等の安全性の確保や薬害の再発防止に一層取り組んでまいります。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行

施策目標名(政策体系上の位置付け)		医薬品の適正使用を推進すること(施策目標Ⅰ-7-3) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適正に利用できるようにすること	担当 部局名	医薬局	作成責任者名	総務課長 笹子 宗一郎
施策の概要		・ 薬局は、平成19年4月に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)により、医療提供施設として位置づけられ、地域医療計画の下に、在宅医療や医薬品などの供給を通じて地域医療に貢献することが期待されている。また、医薬品の適正使用の観点から、医薬分業の推進にも努めている。 ・ 平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した「患者のための薬局ビジョン」(以下「薬局ビジョン」という。)を策定・公表しているが、高齢化の進展による多剤投与や外来で治療を受けるがん患者の増加など、在宅を含めた薬物療法が重要となっている状況の下で、薬剤師・薬局の機能を強化するとともに、薬局と医療提供施設等との情報共有・連携強化を図り、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正薬機法」という。)において、薬剤師・薬局に関して、以下のような見直しを行った。 ① 薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務を法制化(令和2年9月1日施行) ② 患者が自身に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の都道府県知事の認定制度(名称独占)を導入する(令和3年8月1日施行) ③ 服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、オンライン服薬指導の実施を可能とする(令和2年9月1日施行) ・ また、令和5年12月に設置された「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」において、地域連携薬局等の在り方について検討を進めているところである。				
施策を取り巻く現状		1. 薬剤師や薬局の概況 ・ 約6.1万の薬局があり、そこに約19万人の薬剤師が従事。病院と診療所に従事する薬剤師はそれぞれ約5.6万人、約0.6万人。 ・ 店舗あたりの薬剤師数が1人又は2人の薬局が半分以上。 ・ 薬局の立地に関する現状については、診療所の近隣が約6割と最も多く、次いで病院の近隣が約2割、その他(面薬局等)が約1割である。 2. 薬局ビジョンへの対応状況 ・ 薬局ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて「2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す。」との目標を定めている。 ・ 薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことにより、患者の薬物治療を一元的・継続的に管理するとともに、患者が医薬品、薬物治療に関して安心して相談を受けられるようになることで、調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応を通じた医薬品の適正使用の推進が期待できる。 ・ また、薬局ビジョンでは、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能(セルフケア・セルフメディケーションの支援等)を有する薬局について、「健康サポート薬局」として住民に公表する仕組みを設けることで、薬局の積極的な取組を後押ししていくことも示しており、平成28年10月から健康サポート薬局の届出制度を開始した。 ・ このほか、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7年を目途に住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されているところ、薬局ビジョンでは、薬物療法に関して、薬剤師・薬局もその一翼を担うべく、すべての薬局がかかりつけ薬剤師を配置し、その機能を発揮することも目指している。 ・ モデル事業の実施、令和元年の薬機法改正(認定薬局制度、調剤後の継続的な服薬指導や服薬状況等の把握の義務化)、診療報酬改定等における対応を講じてきた。 ・ 認定薬局、健康サポート薬局を含めた地域における薬局の機能等のあり方については、検討会、審議会での検討を経て、医薬品医療機器等法等の改正法が令和7年5月に成立・公布。施行に向けて検討。 3. 薬剤師の業務・資質向上 ・ 将来的に薬剤師が過剰になると予想される(令和27年の需要推計範囲:33.2～40.8万人、供給推計範囲:43.2～45.8万人)。 ・ 一方で、医薬分業率が70%に達する中で、医薬品の適正使用を推進するために、かかりつけ薬剤師・薬局の推進や、医療事故の発生予防・再発防止、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成等が必要。 ・ このため、業務・資質の向上に向け、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化の方案等を検討。 4. 薬局薬剤師DX ・ 電子処方箋システムをはじめとする医療情報基盤が整いつつあり、こうしたデジタル技術への対応が必須。 ① レセプト薬剤情報や特定健診情報等のマイナポータル経由での閲覧(令和3年10月～) ② オンライン診療・服薬指導の恒久ルール策定(R3年度) ③ 電子処方箋システムの運用開始(令和5年1月～) ④ PHR(Personal Health Record)、コミュニケーションツールとして電子版お薬手帳の利活用推進				
施策実現のための課題		1	医薬品の適正使用を推進するためには、処方箋受付時以外の対人業務(調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応)や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実を通じて、薬剤師・薬局が果たす役割への国民・患者の理解を浸透させていくことが必要である。 また、薬剤師・薬局が地域包括ケアの一翼を担うものとして多職種・他機関と連携し積極的に地域活動に関わり、地域の身近な薬剤師・薬局として患者や住民により良い薬物治療等を提供することも、医薬品の適正使用の観点から重要である。			
		2	医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化するためには、薬剤師のITリテラシーの向上、IoTデバイス等を効果的に活用・管理できる知識・技能の習得が必要となっている。 また、薬局薬剤師DXに向けた活用事例の共有も必要とされている。			
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由	
		目標1 (課題1)	かかりつけ薬剤師・薬局の推進		医薬品の適正使用のためには、処方箋受付時以外の対人業務や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実のほか、地域の身近な薬剤師・薬局が患者や住民により良い薬物治療等を提供する体制が重要であるため。	
		目標2 (課題2)	電子処方箋の普及		電子処方箋を導入した医療機関・薬局では、紙の処方箋で発行・調剤したものも含め処方情報・調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録することで、重複投薬等チェックに活用できる。医薬品の適正使用のためには、薬歴管理が重要であり、電子処方箋を導入した医療機関薬歴管理による国民医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できることが重要であるため当該目標を達成目標に設定した。また、ITリテラシー発揮等の前提となる基盤の整備を通してITリテラシーの向上等を図るため当該目標を達成目標に設定した。	

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○1	地域連携薬局の数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	3,672件	令和4年度	4,774件以上	令和7年度	-	2,840件	3,246件	4,529件以上	4,774件以上	外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局を「地域連携薬局」として認定する制度を令和3年8月1日から開始したため設定した。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画 改革工程表2023では「令和7年度までに令和4年度と比べて30%増加」とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和7年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。	
	2,434件					3,672件	4,283件	4,209件	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。				
2	健康サポート薬局の届出数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	2,964件	令和3年度	3,261件以上	令和7年度	2,033件以上	3,261件	3,558件	3,229件以上	3,261件以上	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画 改革工程表2023では「令和7年度までに令和3年度と比べて10%増加」とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和7年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。	
	2,964件					3,077件	3,197件	3,188件	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考)平成28年度:267件、平成29年度:879件、平成30年度:1,355件、令和元年度:2,070件、令和2年度:2,515件 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。				
3	国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	48	令和元年度	48	毎年度	48	48	48	48	48	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。	当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており(新経済・財政再生計画 改革工程表2023では「各実施主体において年1回以上」とされている)、国及び都道府県において、それぞれ1回以上健康サポート薬局を推進するための周知活動を行うべきであるため設定した。	
	48					48	48	48	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。				
4	健康サポート機能等の薬局の機能を活用した施策を行った都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	4	令和3年度	8	令和6年度	-	5	6	8	-	かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。	当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており(新経済・財政再生計画 改革工程表2023では「令和6年度までに令和3年度と比べて倍増」とされている)、都道府県において、健康サポート機能等の薬局の機能を活用した施策を行うべきであるため設定した。	
	4					6	8	7	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。				
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等							行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額			執行額	執行額						
(1)	医薬品適正使用推進事業(普及啓発に係る部分) (昭和50年度)	※	※	※	1, 2		※					002237	
		※	※										
(2)	薬局医療安全対策推進事業 (平成20年度)	※	※	※	1, 2		※					002238	
		※	※										
(3)	薬剤師生涯教育推進事業 (平成22年度)	※	※	※	1, 2		※					002239	
		※	※										
(4)	薬剤師確保のための調査・検討事業 (令和3年度)	※	※	※	-		※					003033	
		※	※										
(5)	薬局における薬剤交付支援事業 (令和2年度)	※	※	※	-		※					002245	
		※	※										

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	医薬品適正使用推進事業(普及啓発に係る部分) (昭和50年度)	※	※	※	1, 2	※	002237
		※	※				
(2)	薬局医療安全対策推進事業 (平成20年度)	※	※	※	1, 2	※	002238
		※	※				
(3)	薬剤師生涯教育推進事業 (平成22年度)	※	※	※	1, 2	※	002239
		※	※				
(4)	薬剤師確保のための調査・検討事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003033
		※	※				
(5)	薬局における薬剤交付支援事業 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002245
		※	※				

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
5	オンライン資格確認等システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関	-	-	-	オンライン資格確認等システム運用開始施設数の90%	オンライン資格確認等システムを導入した概ね全ての医療機関・薬局	患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。	・ 当該設定指標については、令和7年7月の「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにおいて、目標の達成状況を踏まえ、医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、電子処方箋の新たな目標として、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」とこととされたことを踏まえて設定した。 (目標年度については、患者の医療情報を共有するための電子カルテ情報共有サービスが本格運用の開始前である等の諸状況を考慮し、今後設定する予定である。) (参考:令和6年度までの実績値は、分母:オンライン資格確認等システムを導入した医療機関・薬局数(令和4年度:137,858件、令和5年度:208,620件、令和6年度:212,255件)、分子:医療機関等向け総合ポータルサイトで電子処方箋の運用開始日を入力し、当該日を経過している医療機関・薬局数(令和4年度:2,005件、令和5年度:19,424件、令和6年度:63,680件)から算出している。) ・ ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。		
6	医療機関等向け総合ポータルサイトでの電子処方箋利用申請完了施設数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関	-	-	-	オンライン資格確認等システム運用開始施設数の90%	オンライン資格確認等システムを導入した概ね全ての医療機関・薬局	患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関	電子処方箋を導入し運用を開始するためには、全国システムの運用主体である社会保険診療報酬支払基金に対して利用申請を行う必要がある。その後システム改修等の上、アウトカム指標としている電子処方箋システムの導入が可能となることから、利用申請完了施設数をアウトプット指標に設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。	・ 当該設定指標については、令和7年7月の「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにおいて、目標の達成状況を踏まえ、医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、電子処方箋の新たな目標として、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」とこととされたことを踏まえて設定した。 (目標年度については、患者の医療情報を共有するための電子カルテ情報共有サービスが本格運用の開始前である等の諸状況を考慮し、今後設定する予定である。) (参考:令和6年度までの実績値は、分母:オンライン資格確認等システムを導入した医療機関・薬局数(令和4年度:137,858件、令和5年度:208,620件、令和6年度:212,255件)、分子:医療機関等向け総合ポータルサイトで電子処方箋の利用申請を行った医療機関・薬局数(令和4年度:47,153件、令和5年度:72,388件、令和6年度:111,074件)から算出している。) ・ ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。		
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(6)	医療情報化等推進事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※					002240			
		※	※											
(7)	電子処方箋管理システム構築事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※					002246、019884、 019879、019867、 019869			
		※	※			※								
(8)	薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査検討事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※					002247			
		※	※											
(9)	店舗販売業DX検討事業 (令和6年度)	※	※	※	-	※					007726			
		※	※											
(10)	店舗販売業における遠隔管理の検討事業 (令和7年度)	※	※	※	-	※					020428			
		※	※											

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和6年度
	5,894,183	25,239,468	12,442,534		
施策の執行額(千円)	4,309,695	15,361,033			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	-	-	-		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem>

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－8－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標：Ⅰ－8－1) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8：安全な血液製剤を安定的に供給すること		担当 部局名	医薬局	作成責任者名	血液対策課長 岩崎 容子 総務課医薬品副作用被害対策室長 上村浩代	
施策の概要	【血液事業の推進】 ・ 我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとされた。また、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これらの経緯等を踏まえ、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。)により、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適正使用の推進について、施策・計画を策定し、実施している。 ・ なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計画」という。)及び「血液製剤の安定供給に関する計画」(以下「需給計画」という。)を策定し、献血により確保すべき血液や原料血漿の確保目標量を定めている。一方、実際の確保量については、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保する必要があるため、医療機関における日々の血液製剤の需要に応じて必要量を確保している。						
	・ 少子高齢化が進む中、血液の安定した供給体制を確保するため、平成26年に日本赤十字社が実施した血液需給将来推計シミュレーションの結果等を踏まえ、平成27年度から令和2年度までの6年間を目標期間とする中期目標「献血推進2020」を策定し、①若年層(10代から30代)の献血者数の増加、②安定的な集団献血の確保、③複数回献血の増加、④献血の周知度の上昇を目標に掲げ、献血推進の取組みを強化してきたところ。中期目標に掲げた項目のうち「献血の周知度の上昇」以外の数値目標は未達成となったが、①については、令和元年度の若年層の献血者数は前年度を上回るとともに、総献血者数も約10年ぶりに増加傾向に転じた。						
	・ 令和3年2月に、令和3年度から令和7年度までの5カ年を対象とする新たな中期目標「献血推進2025」を策定した。①若年層の献血者数の増加②安定的な献血の確保③複数回献血の推進④献血Webサービスの利用の推進の4つの項目について数値目標を設定し、献血推進の取組を強化していくこととしている。なお、令和6年度に「献血推進2025」の見直しを行い、目標期間を令和10年度まで延長することとした。						
	・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から、各種イベントの中止、企業等におけるテレワーク・時差出勤の実施等の影響を受け、企業等で実施予定の献血が中止になるなど、短期的・局所的に献血血液の確保に影響が生じた。これまで血液製剤の安定供給に支障は生じていないものの、献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年4月7日、令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には「献血を実施する採血業」が含まれていることを地方自治体に周知した。また、令和3年度の献血推進計画から、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図る取組を支援することを記載した。						
【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 ・ HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤投与によりHIVに感染した者やエイズ発症者に対して、健康管理費用の支給(調査研究事業(※1))や健康管理手当の支給(健康管理支援事業(※2))を実施している。 ※1 エイズ発症前のHIV感染者(血液製剤の投与により感染した者)に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状に応じ月額39,900円又は55,900円を支給。 ※2 エイズ発症者(血液製剤の投与により感染した者であり和解が成立した方)に対し、健康管理に係る費用負担軽減等のため、月額15万円を支給。							
施策を取り巻く現状	【血液事業の推進】 血液製剤の原料となる血液は献血によって安定的に確保する必要があるが、献血者数は、特に10代～30代の若い世代で献血に触れる機会の減少もあり、近年減少傾向にある。また、少子高齢化による人口構造の変化により、献血可能人口が2020年約8,357万人から15年後の2035年には約7,198万人と約1,159万人(約13.9%)の減少が見込まれることから、若年層を含む国民全体への普及啓発活動の強化が必須となっている。 令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」に、「献血への理解を深める」として、「小中学校現場での献血推進活動を含む」と記載されたことから、献血可能年齢前からの普及啓発を進めている。						
	【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 和解が成立して今年で29年が経つ。HIV感染者やエイズ患者の高齢化が進んでおり、医療面だけでなく福祉・生活面でも新たな困難が生じるケースが増加している。医療、介護、障害福祉サービスなど関連施策を適切に組み合わせて、包括的に支援していく必要がある。						
施策実現のための課題	1	・ 医療需要に応じて、日々計画的に採血を行い、過不足なく安定的に供給に必要な血液量を確保する必要がある。 ・ 一方で、10代から30代の献血者数はこの10年で約27%減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している(※3)。 (※3)延べ献血者数に占める割合(年代別の割合は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない)。 平成26年度(延べ献血者数 約499万人)：10代(5.5%)、20代(17.2%)、30代(20.4%)、40代(28.8%)、50代・60代(28.0%) 令和 6年度(延べ献血者数 約499万人)：10代(4.3%)、20代(13.3%)、30代(14.2%)、40代(21.8%)、50代・60代(46.5%) ・ 国内自給により血液製剤の安定供給を確保するためには、その原料である血液を献血によって安定的に確保する必要があるが、少子高齢化によって今後献血可能人口(※4)の減少が見込まれることから、引き続き、国民一人一人に献血への理解と協力を求める必要がある。特に、近年減少が顕著な10代～30代の若年層への普及啓発活動を強化していく必要がある。 (※4)全血献血については69歳まで可能だが、65歳以上の方の献血は、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験のある方に限る。					
	2	平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	・ 献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液224万ℓ、原料血漿124.0万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。			・ 毎年度「献血推進計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※令和7年度の献血の推進に関する計画(令和7年厚生労働省告示第43号)		
	(課題1)	・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。			・ 毎年度「需給計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※令和7年度の血液製剤の安定供給に関する計画(令和7年厚生労働省告示第143号)		
	目標2	-			HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。		
(課題2)							

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度								
①	安定供給に必要な血液量の確保状況 (アウトカム)	—	—	224万ℓ	令和67年度	222万ℓ	226万ℓ	220万ℓ	222万ℓ	224万ℓ	毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。		
						225万ℓ	223万ℓ	224万ℓ	224万ℓ					
②	安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況 (アウトカム)	—	—	124.0万ℓ	令和7年度	122.3万ℓ	125.3万ℓ	120.0万ℓ	123.0万ℓ	124.0万ℓ	毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に献血により確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。		
						124.8万ℓ	125.8万ℓ	120.0万ℓ	124.2万ℓ					
3	献血推進活動に協力いただける企業・団体数 (アウトカム)	60,854社	令和2年度	70,000社	令和10年度	62,000社	64,326社	66,130社	67,970社	67,864社	企業等への働きかけを強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保が図られることから、測定指標として選定した。	令和3年度から令和10年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和10年度の目標値を設定しており、令和6年度実績値との差分を均等割りしたものを令和7年度の目標値として設定している。		
						62,435社	64,195社	65,939社	67,152社					
4	献血Web会員サービスの登録者数 (アウトプット)	2,468,899人	令和2年度	500万人	令和10年度	270万人	346.7万人	391.8万人	438.0万人	439.5万人	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の継続的な献血に繋がることが期待される他、献血の取り組みに関する周知度を計るものとして、測定指標として選定した。	令和3年度から令和10年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和10年度の目標値を設定しており、令和6年度実績値との差分を均等割りしたものを令和7年度の目標値として設定している。		
						2,955,408人	3,377,319人	3,759,780人	4,193,293人					
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由			
5	若年層の献血率の割合					10代:4.5% 20代:5.5% 30代:5.5%	10代:4.8% 20代:5.5% 30代:5.4%	10代:4.7% 20代:5.3% 30代:5.3%	10代:4.7% 20代:5.2% 30代:5.2%	少子高齢化が進む中、将来の献血基盤の確保という観点から、10代(※)～30代の若年層の献血率を増加させる必要があることから、参考指標として選定した。 ※ 10代とは献血可能年齢である16～19歳を指す。				
6	複数回献血者数					1,049,530人	1,051,670人	1,054,111人	1,061,132人		20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかけて減少する傾向が見られるため、一度献血を経験された方が、継続して繰り返し献血に協力いただくことが求められることから、参考指標として選定した。			
7	出前講座回数及び参加人数					1,341回 132,889人	1,682回 167,390人	2,378回 204,989人	2,640回 218,176人	将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を計る必要があることから、参考指標として選定した。				
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
(1)	血液安全・安定供給等推進事業 (平成25年度)	※	※	※	1,2	※					002249			
		※	※											

達成目標2について																
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
						年度ごとの実績値										
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度								
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。					
						-	-	-	-	-						
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由					
8	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数(アウトプット)					481人	471人	461人	459人	456人	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。 (参考) 指標8:エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数 平成29年度実績:509人、平成30年度実績:496人、令和元年度実績:491人、令和2年度実績:486人 指標9:血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数 平成29年度実績:119人、平成30年度実績:120人、令和元年度実績:119人、令和2年度実績:120人					
9	血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数(アウトプット)					120人	120人	118人	120人	118人						
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等							行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額	予算額													
(2)	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業 (平成5年度)	※	※	※	8,9	※							002151			
		※	※													
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度			政策評価実施予定 時期		令和4年度	
		638,733				664,000				651,443						
施策の執行額(千円)		595,000				566,610										
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)					
		-						-			-					

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－9－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標Ⅰ－9－1) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9:革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		担当 部局名	医政局医薬産業振興・医療情報企画課 医政局研究開発政策課 医政局総務課医療国際展開推進室	作成責任者名	医薬産業振興・医療情報企画課長 安中 健 研究開発政策課長 長谷川 学 医療国際展開推進室長 高山 研
施策の概要	○ 医薬品・医療機器産業は我が国の基幹産業であり、革新的医薬品・医療機器の創出を促進し、国際的な産業競争力を強化することは、我が国の経済活性化において極めて重要。「健康医療戦略」(令和7年2月 18 日閣議決定)においても世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新産業創出を図ることとしている。 ○ 医薬品については、日本の医療水準の維持及び向上のために必要な「革新的な医薬品や医療ニーズの高い医薬品の日本への早期上市」、「医薬品の安定供給」を確保する観点から、流通や薬価制度、産業構造の検証などの幅広い議論を行うため、令和4年8月に「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を立ち上げた。本検討会における令和5年6月の報告を踏まえ、各会議体において様々な施策の検討を進めている。 ○ 「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」(構想会議)の中間とりまとめ(令和6年5月)では、外資系企業・VCもメンバーとする官民協議会の設置、国際水準の臨床試験体制の整備、採算性の乏しい難病等の医薬品の開発促進等の方向性が示された。令和7年9月からは、創薬エコシステム育成施策の方針・課題・改善策等についての具体的な内容を議論するため、「創薬力向上のための官民協議会」の下にワーキンググループを設け、構想会議の中間とりまとめに沿って議論を行っている。 ○ また、厚生科学審議会臨床研究部会において取りまとめられた「臨床研究・治験の推進に関する今後の方向性について」(令和元年12月6日)等を踏まえ、更なる臨床研究・治験の推進のための取組を進めている。 ○ 医療機器については、第2期医療機器基本計画に基づく医療機器産業の振興、国民に必要な医療機器等の安定供給に向けた対応等を進めている。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)においても、医薬品業界の構造改革を進めるとともに、「健康・医療戦略」に基づき、創薬エコシステムの発展やヘルスケア市場の拡大、創薬力の基盤強化に向け、一体的に政策を実現すること等が明記されている。					
施策を取り巻く現状	○ 医薬品産業は今後の経済成長の中核となる重要な産業であるとともに、国民の生命の維持に直結する生命関連産業であるが、一方で、日本起源の医薬品が減少し、国内市場の縮小・世界市場に占めるシェアが減少するなど、わが国の医薬品産業の国際競争力・体力は低下している状況。 ○ こうした状況の背景には、世界市場における売上トップがベンチャー企業起源のバイオ医薬品に占められている等、創業の主体やモダリティが変化した一方で、わが国は依然として大手製薬企業由来の創業が主流となっているほか、バイオ医薬品の分野においても遅れを取っているなど、世界的な創業の潮流に立ち後れていること、すなわち創薬力の低下が挙げられる。 ○ 特に、近年の医薬品研究開発の複雑性や専門性の高まりから、革新的新薬の創出はベンチャー企業が中心となっている。世界の医薬品売上高シェアでは、大手製薬企業が64%、ベンチャー企業が14%である一方、開発品目数ではベンチャー企業が80%を占めているとされている。このように世界的には創業開発の担い手はベンチャー企業となっているが、日本国内におけるベンチャー企業の開発品目数の割合は2%に過ぎず、ベンチャー企業の育成やエコシステムの構築が十分とは言えない現状。 ○ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)における臨床研究中核病院の位置付け、健康・医療戦略推進本部及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の設立、臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)の制定及び施行といった制度基盤・背景の変化、海外の臨床研究関係規制の改正、リアルワールドデータの活用と言った新たな開発手法の登場など、臨床研究・治験を取り巻く環境が大きく変化している。 ○ 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する。 後発医薬品の使用促進に係る数量シェアは伸長している(令和4年79.0%、令和5年80.2%、令和6年85.0%)が、安定供給の確保に留意しつつ引き続き使用促進を進めていく必要がある。					
施策実現のための課題	1	○ 日本起源の医薬品が減少し、国内市場が縮小・世界市場に占めるシェアが減少している、ベンチャー企業の育成やエコシステムの構築が十分とは言えない等、我が国の医薬品産業の国際競争力・体力が低下している。				
	2	○ 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものである。また、効率化できた医療費を新しい技術や新薬に向けることも可能になる。 ○ このような観点から、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアの更なる拡大を引き続き図る必要がある。 ※「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18 日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」としており、後発医薬品に係る新目標においても引き続き2029年度末までに達成することとしている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	医薬品・医療機器産業の振興、及び革新的医薬品・医療機器の創出促進		医薬品・医療機器産業は我が国の基幹産業であり、革新的医薬品・医療機器の創出を促進し、国際的な産業競争力を強化することは、我が国の経済活性化において極めて重要である。		
	目標2 (課題2)	後発医薬品の使用促進		医療費の効率化が求められている中、後発医薬品の数量シェア拡大を図る必要がある。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	新たに大臣告示された先進医療Bの件数(アウトカム)	-	-	過去3年間の実績値の最高値以上	毎年度	前年度(9件)以上	前年度(11件)以上	前年度(11件)以上	過去3年間の実績値の最高値(11件)以上	過去3年間の実績値の最高値(11件)以上	・ 保険診療との併用が可能な先進医療の大臣告示の件数を増やし、アカデミア主導の臨床研究を活性化させることにより、患者に新規医療技術を提供する機会の増大及びその成果が治験・薬事申請及び保険適用等に繋がることによる有用な医療技術の普及の迅速化が期待されるため、新たに大臣告示された先進医療Bの件数を指標として選定した。 ※先進医療B: 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術など	・ 「「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う手続き等の取扱いについて」の一部改正について」(令和元年10月31日付け医政研発1031第1号・薬生薬審発1031第6号・薬生機審発1031第1号・保医発1031第4号厚生労働省医政局研究開発振興課長、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長及び保険局医療課長連名通知)により先進医療の告示にかかる審査の日数が短縮されたところであり、また、先進医療評価の迅速・効率化推進事業においても事前相談や評価による審査過程の迅速化を図るなど毎年改善を図っている。 ・ こうした施策を評価するにあたり、継続的に件数が増加しているかどうかを観測することは重要な観点であり、過去3年間の実績値の最高値以上を目標値とすることが適切である。
2	先進医療技術審査部会開催数(アウトプット)	-	-	12回以上	毎年度	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	先進医療技術審査部会では新規技術の評価以外にも、既に実施している技術の変更申請の審議等を実施している。 部会での審議を経て、先進医療技術の実施や変更された研究計画での実施が可能となるため、先進医療技術審査部会を定期的に実施し速やかに審議することは先進医療Bの円滑な運用につながるため指標として選定した。	先進医療Bの実施にあたっては、先進医療技術審査部会で審議し「適」と判断されるまでは先進医療実施の手続きを進めることが出来ない。 したがって、定期的な先進医療技術審査部会の実施が求められるところ、毎月実施することが先進医療Bの円滑な運用に資すると考え12回を設定した。 なお「12回以上」と設定したのは、迅速化対象である新規申請があった場合に、先進医療技術審査部会に加えて先進医療会議との合同会議が実施され、より円滑な先進医療Bの運用が可能であり、当該運用を適切に実施することを目標とするためである。
3	再生医療等安全性確保法に基づきにおいて実施されている再生医療等提供計画(臨床研究に限る)の件数(アウトカム)	-	-	過去3年度の最高値以上	毎年度	前年度(130件)以上	前年度(109件)以上	前年度(108件)以上	過去3年度の最高値(109件)	過去3年度の最高値(108件)	・ 特に開発が期待されている再生医療分野の臨床研究を促進するため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)において実施されている再生医療等提供計画の件数(臨床研究に限る。)を指標として選定した。	・ 令和元年度以降、コロナ感染症拡大の影響で臨床研究が減少したことを受け、提供計画の届出件数が減少したことから、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第93号)により、災害等のやむを得ない事由が発生し、緊急に再生医療等提供計画を提出する必要がある場合は、書面による審査を可能とするなど審査等の業務の迅速化を図るなど改善を図っている。 ・ こうした減少傾向の中、実際に実施されている再生医療等提供計画の件数が増加しているかどうかを観測するため、過去3年の最高値を目標値として設定した。
4	再生医療等安全性確保法に基づき実施されている再生医療等(臨床研究に限る)のうち、先進医療B技術として承認されたものの件数(アウトカム)	-	-	過去3年度の最高値以上	毎年度	-	-	-	-	過去3年度の最高値(11件)	再生医療等技術の臨床応用を促進するため、実用化への進捗を測る観点から、再生医療等安全性確保法に基づき実施されている再生医療等(臨床研究に限る。)のうち、先進医療B技術として各年度4月時点で大臣告示された件数を指標として選定した。	・ 先進医療B技術として承認された再生医療等に係る臨床研究支援については、AMED再生医療等実用化研究事業により支援を実施している。 ・ 令和元年度以降、コロナ感染症拡大の影響で臨床研究が減少したことを受け、再生医療等提供計画の届出件数は減少に伴い先進医療Bに進む件数についても減少しているが、再生医療分野の臨床研究を促進し、実用化への進捗を測る観点から、過去3年間の実績値の最高値以上を目標として設定した。

5	臨床研究登録情報の検索ポータル サイト閲覧数(アウトカム)	1,063,838件	平成29年度	過去3年間の 実績値の 最高値 以上	毎年度	前年度 (3,783,294 件)以上	前年度 (4,767,995 件)以上	前年度 (3,019,108 件)以上	過去3年 間の実績 値の最高 値 (4,767,995 件)以上	過去3年 間の実績 値の最高 値 (3,019,108 件)以上	「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議の中間とりまとめ(令和6年5月22日)」において、治験・臨床試験情報の公開と国民の理解促進を図るとされている。また、「規制改革実施計画(令和7年6月17日閣議決定)」においても、「[患者の疾患に即した治験に係る情報を容易に検索し、及び閲覧することを可能とする]ことが求められており、研究者、製薬企業及び患者団体等の意見を聞いた上で、毎年、必要な改修を行うとともに、国民向けに治験・臨床試験に関する知識及び治験・臨床試験情報の調べ方等の啓発を図っている。 - こうしたポータルサイトに掲載されている臨床研究情報がより多くの人に使われるような施策を評価するにあたり、継続的に件数が増加しているかどうかを観測することは重要な観点であり、過去3年間の実績値の最高値以上を目標値とすることが適切である。
						4,767,995 件	3,019,108 件	2,427,499 件	2,148,546 件		
6	医薬品・医療機器産業等の国際展 開を支援する事業の実施件数(ア ウトプット)	-	-	前年度以上	毎年度	30件以上	30件以上	30件以上	前年度(43 件)以上	前年度(51 件)以上	- 日本の医療技術に精通する諸外国の医療従事者を育成し、WHO事前認証や国際公共調達の活用等に取り組む日本企業を支援することは、医薬品・医療機器産業の国際展開及び国際貢献に資することから、支援事業の実施件数を指標として選定した。 - こうした施策を評価するにあっても前年比は重要な観点であり、前年度以上を目標値とすることが適切である。
						36件	44件	43件	51件		
7	企業ニーズに応じて支援を行ったレ ジストリの改修数(アウトカム)	-	-	4件 (注)	毎年度	4件	4件	4件	2件	2件	- レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施の上、企業ニーズに応じたレジストリの改修を支援し、レジストリ情報の質の向上や利活用促進を図ることは、医薬品開発のための基盤整備を推進すると考えられるため、その数値を指標として選定した。 ※レジストリ(疾患登録システム):特定の疾患、疾患群、健康状態又は曝露について、医療情報又は健康情報の収集を行うシステム、又はそれによって構築されたデータベース (注)ただし、予算内で支援可能な件数を上限とする
						5件	3件	3件	2件		
8	臨床研究中核病院によるリアル ワールドデータを用いた研究の論 文等による成果の公表数(アウトカ ム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野49】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	-	-	1件	令和7年度末まで	-	-	1件	1件	1件	- 臨床研究中核病院における医療情報の品質管理・標準化の体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用することは、開発期間やコストの削減による、早期上市の実現に資する。 - リアルワールドデータを活用した研究が実施されているかを判断するに当たっては、論文等による成果の公表数を指標として選定することが適切と考えられる。 ※リアルワールドデータ:様々なソースから日常的に収集される患者の状態や医療の提供に関連するデータ 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 - 現在、臨中ネット(臨床研究中核病院における病院情報システム内の医療情報データを研究等にも利活用できる体制)を構築しているところであり、まずは臨中ネットを活用した研究の論文等による成果を出すことが重要であることから、1件を目標値として設定した。
						-	-	1件	1件		

9	医師、CRC研修等の受講修了証発行人数(アウトプット)	-	-	1,100人	令和10年度末	869人	791人	933人	966人	1050人	・ 治験・臨床試験の質を向上し、国際共同治験・臨床試験を更に呼び込み、実施件数の増加にも対応するため、医師、CRC等の人材育成の強化が重要と考えられるため、臨床研究中核病院において実施している研修の修了証発行人数を指標として選定した。	・ 本指標は「「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議中間とりまとめ(令和6年5月22日)」を踏まえた政策目標と工程表」においても示しており、工程表をもとに目標年度及び目標値を設定した。年度ごとの目標値は直近4カ年の研修の実績等を踏まえ設定した。
						791人	933人	932人	956人			
10	バイオシミラー等のバイオ医薬品の製造技術研修に参加した人数(アウトプット)	-	-	過去5年間の合計が750人	令和10年度末まで	-	-	-	375人	500人	令和6年度事業において医療従事者に対してバイオシミラーについてアンケート調査を行ったところ、バイオシミラーの安定供給について懸念する声が多数寄せられた。そこで、バイオシミラーを含めたバイオ医薬品について研修事業により製造技術を身につけた人材を増やすことは国内におけるバイオ医薬品の製造体制の構築に繋がり、以てバイオシミラーの安定供給に資し医療従事者の懸念を払拭することとなる。 従って、本指標をアウトプット指標として設定した。 ※バイオシミラー：先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品。	目標値の水準については、平成30年度から開始した本研修の参加者数の実績等を踏まえて設定している。なお、同目標は創薬力構想会議の工程表においてもお示ししている。
						155人	223人	303人	428人			
11	バイオシミラーの置き換え率(成分数ベース)(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野56】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	バイオシミラーに80%(数量ベース)以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%(成分数ベース)以上	令和11年度末まで	-	-	-	60%以上	60%以上	・ バイオシミラーの普及を促進することは我が国におけるバイオ医薬品の市場を拡大し、医薬品産業の振興に資することから、バイオシミラーの普及状況を測定する指標としてバイオシミラーの置き換え率を設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 医療現場等の関係者がそれぞれの取組に活用できるよう定量的でシンプルな指標であること ・ 医療費適正化計画等の他の政策と連動可能であること ・ バイオシミラーは、市場規模が十分に大きくなく、新たに保険収載されたバイオシミラーの市場規模によっては、全体の置換率が大きく低下する等の影響を受けうることを踏まえて設定している。
						-	-	-	22%			
12	ベンチャー企業等への相談支援の実施件数(アウトプット)	-	-	200件	毎年度	200件	200件	200件	200件	200件	・ 研究開発、知財、薬事・保険、経営管理、国際展開等、医療系ベンチャーが各段階で抱える課題に対して、豊富な知見を有する国内外の人材(サポート人材)を登録し、知財相談、薬事承認申請相談、経営相談、製薬企業等との提携相談、海外展開相談等、医療系ベンチャー企業に対して各開発段階で生じた課題等に総合的な支援を行うとともに、これらのサポート人材について、医療系ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングを行うことは、医療系ベンチャーの振興に資するものであるため、指標として選定した。	・ 相談支援の実施は、対応数と提供するクオリティの両立が求められる。医療系ベンチャーのワンストップ相談窓口となるMEDISO事業(医療系ベンチャー・トータルサポート事業)においては、例年の実績を踏まえて、相談対応の目標値を200件としている。(なお、リピーターによる同品目の相談は何度対応をしてもカウントは1件としており、新規問合せを増やすための広報活動と並行して、既存ユーザーの成果に繋がるための伴走支援を実施している。)
						235件	257件	284件	299件			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	医薬品等価格調査費 (昭和27年度)	※	※	※	-	※	002251
		※	※				
(2)	医薬品等産業振興費 (昭和27年度) 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑧】	※	※	※	-	※	002252
		※	※				
(3)	医薬品安定供給支援事業 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002011
		※	※				
(4)	医療用医薬品提供情報緊急調査事業 (令和5年度)	※	※	※	-	※	006968
		※	※				
(5)	抗菌薬原薬国産化事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	006823
		※	※				
(6)	医薬品等研究開発推進費 (昭和63年度) ※平成29年度予算より「医薬品等研究 開発動向等調査費」から事業名を変更	※	※	※	-	※	002254
		※	※				

(7)	薬事工業生産動態統計調査業務費 (平成12年度)	※	※	※	－	※	001735
		※	※				
(8)	再生医療臨床研究対策費 (平成21年度)	※	※	※	2	※	002255
		※	※				
(9)	先進医療制度対策費 (平成21年度)	※	※	※	1	※	002256
		※	※				
(10)	先進医療評価の迅速・効率化推進事業 (平成25年度)	※	※	※	1	※	002257
		※	※				
(11)	臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業 (平成26年度)	※	※	※	3	※	002258
		※	※				
(12)	再生医療促進事業費 (平成26年度)	※	※	※	2	※	002259
		※	※				
(13)	医薬品・医療機器産業海外展開推進事業 (平成26年度)	※	※	※	4	※	001978
		※	※				
(14)	外国人医師等研修受入推進事業 (平成26年度)	※	※	※	4	※	001974
		※	※				
(15)	保険適用申請相談事業 (平成27年度)	※	※	※	－	※	002260
		※	※				
(16)	医薬品・医療機器産業競争力強化事業 (平成28年度)	0.10億円 0.09億円	0.10億円 0.10億円	0.10億円	－	各EPA等国際交渉において必要な情報を収集するため、コンサルティング会社等への依頼や自ら海外に赴き調査を行う等、国内や海外における医薬品・医療機器に係る制度やデータ等の状況について調査を行う。	－

(17)	医療機器に係る安全管理の促進事業 (平成28年度)	※	※	※	-	※	002261
		※	※				
(18)	医療機器の研究開発から保険適用までのガイドブック作成事業 (令和6年度)	※	※	※	-	※	007018
		※	※				
(19)	医療機器等安定供給確保事業 (令和5年度)	※	※	※	-	※	007729
		※	※				
(20)	臨床研究実施体制確保対策費 (平成28年度)	※	※	※	-	※	002262
		※	※				
(21)	臨床研究適正化等推進事業 (平成28年度)	※	※	※	-	※	002263
		※	※				
(22)	医療系ベンチャー育成支援事業 (平成29年度)	※	※	※	10	※	002264
		※	※				
(23)	臨床研究総合促進事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002089
		※	※				
(24)	リアルワールドデータ研究利活用基盤 整備事業	※	※	※	-	※	002008
		※	※				

達成目標2について																
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値										
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
13	後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】(アウトプット)	37	平成26年度	42	令和7年度	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	・「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしているところ、後発医薬品の使用促進にあたっては地域の実情に応じた取組を進めることが重要であることから、都道府県に対し後発医薬品安心使用促進事業の実施を促しているため指標として選定し、都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。	・ 測定指標の選定理由を踏まえ、前年度の実績及び都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。				
						42	42	42	40							
14	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県)【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】(アウトカム)	70%	令和2年度	80%	令和11年度末	74.7%	77.2%	80.0%	80.0%	80.0%	・「経済財政運営と改革の基本方針2021」で「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしていることも踏まえ、最も使用割合が低い都道府県における使用割合を測定指標として設定した。【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	後発医薬品に係る新目標(2029年度)においては、医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることとされているため、当該目標を目標値として設定している。				
						73.2%	74.6%	77.6%	集計中(令和8年4月頃公表予定)							
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等										行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額													
(25)	医薬品等産業振興費(昭和27年度)(再掲)【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】	※	※	※	12	※										002252
		※	※													
(26)	後発医薬品使用割合の「見える化」事業(令和4年度)	※	※	※	12	※										007286
		※	※													
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		8,953,951				13,640,820				13,903,481						
施策の執行額(千円)		7,986,286				2,626,616										
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称								年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明								令和4年2月25日		医薬品、医療機器産業については、医薬品産業ビジョン二〇二〇一に基づき、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備や、医薬品等の品質及び安定供給の確保等に取り組む。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

(厚生労働省7(Ⅰ－10－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること(Ⅰ-10-1) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10:国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		担当 部局名	保険局総務課	作成責任者名	保険局総務課長 姫野 泰啓
施策の概要	○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。 ○ また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中で、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。 ○ こうした状況を踏まえ、 ① 保険適用、保険料の徴収や給付の適正化等により医療保険財政の安定化を図るとともに、 ② レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等、データヘルスの推進により健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図る。 ○ 具体的には、以下の施策を実施する。 ・ データヘルス計画に基づいて実施される個別の保健事業の実態把握・分析等を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行う。 (データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析) ・ データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。(大規模実証事業) ・ 被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。(高齢者医療運営円滑化等補助金) ・ 被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援する。(国民健康保険保険者努力支援交付金) 等 ○ 上記に加え、 ・ 人生100年時代の到来と現役世代の減少という新たな少子高齢化の進行を見据えながら、医療保険制度を将来世代に引き継いでいく必要があることから、「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者となるタイミングにおいて、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の安心を広く支えるための改革を着実に実施するため、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(以下「令和5年改正法」という。)を令和5年通常国会に提出し、成立。 ・ 令和5年改正法附則には、「経済社会情勢等の変化に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について検討を加え、その結果に基づいて所要な措置を講ずること」、「施行後5年を目途に所要な措置を講ずること」とされている。さらに、改正法の附帯決議でも、「能力に応じた負担の在り方や保険給付の在り方等について、必要な法制上の措置等を講ずること」とされており、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」や骨太の方針等も踏まえ、引き続き総合的な検討を進める。					
施策を取り巻く現状	国民健康保険の保険者努力支援制度では、市町村・都道府県について、医療費適正化に向けた取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付している。同制度で設定している評価指標について、例えば特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、後発医薬品使用割合の達成状況は向上しており、市町村国保全体として見ると、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進の取組等について進展が見られる。 ・ 特定健康診査の受診率が政府目標値である60%を達成した市町村数:(R1'交付金) 83 → (R7'交付金)104 ・ 特定保健指導の実施率が政府目標値である60%を達成した市町村数:(R1'交付金) 347 → (R7'交付金)443 ・ 後発医薬品の使用割合が政府目標値である80%を達成した市町村数:(R1'交付金) 163 → (R7'交付金)1,428 特定保健指導については、財政状況等の理由により特定保健指導等の実施が困難な健康保険組合に対して、健康保険組合連合会が複数の健康保険組合と共同で特定保健指導等を行う事業に対し、その費用の一部の助成を行っているところであり、健康保険組合連合会の各都道府県連合会において当該事業を実施している。 ・被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和については、被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担が増加する中で、被用者保険者の負担の重さに応じた財政支援を実施している。(高齢者医療運営円滑化等補助金) 2008年度の制度開始以来、特定健診対象者数・特定保健指導対象者数ともに増加傾向であり、実施率においても、増加傾向である。 大規模実証の結果等を踏まえ、令和6年度から開始する特定保健指導においては、特定保健指導の成果等についての見える化やアウトカム評価を導入する。					
施策実現のための課題	1	○ 高齢化の進行や医療の高度化等による医療費の増大が進み、また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。 ○ 健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図るためには、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等データヘルスの推進を図る必要がある。				
	2	○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。 ○ こうした中で、医療保険財政の安定化を図るため、各保険者により、適正な運用・徴収・給付が実施される必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	データヘルスの推進による保険者機能の強化		保険者は、加入者の立場に立って健康の保持増進を図り、もって病気の予防や早期回復を図る役割が期待されている。 医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険者がその役割に基づき、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業を行い、国民の予防健康づくりを推進することで、医療費を適正化していくことが必要であるため。		
	目標2 (課題1)	保険者による適用・徴収・給付適正化等による医療保険財政の安定化		医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険の適用、保険料の徴収や給付の適正化等につとめることで、医療保険財政の安定化を図ることが必要であるため。		

達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供等に取り組む保険者の数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17.30】	293 保険者	令和2年度	2,000 保険者	令和7年度	-	-	-	-	-	本指標は、予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供および上手な医療の係方を広める活動に取り組む医療保険者を測定するものである。データヘルス等の取り組みを通じ、医療保険者の加入者や企業におけるヘルスリテラシーの向上を目指し、ひいては医療費の適正化に寄与するものであり、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	経済団体、医療団体、保険者団体及び有識者で構成された日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」(宣言4)で設定された保険者全体の目標値・目標年度であり、保険者種別の各年度ごとの目標値は設定されておらず、設定が困難なため前年度を上回る値かつ前年度からの増加率が計画期間中の最大増加率を上回るとして
1	健康保険組合	98保険者	令和2年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値かつ前年度からの増加率が計画期間中の最大増加率*を上回る	-	*R7年度8月時点における計画期間中の最大増加率はR2-R3に20.4%
									/		
	全国健康保険協会	4保険者	令和2年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値かつ前年度からの増加率が計画期間中の最大増加率*を上回る	-	*R7年度8月時点における計画期間中の最大増加率はR4-R5に100%
									/		
	市町村国保	182保険者	令和2年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値かつ前年度からの増加率が計画期間中の最大増加率*を上回る	-	*R7年度8月時点における計画期間中の最大増加率はR4-R5に14.9%
									/		
	国保組合	3保険者	令和2年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値かつ前年度からの増加率が計画期間中の最大増加率*を上回る	-	*R7年度8月時点における計画期間中の最大増加率はR4-R5に27.3%
									/		
	後期高齢者広域連合	4保険者	令和2年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値かつ前年度からの増加率が計画期間中の最大増加率*を上回る	-	*R7年度8月時点における計画期間中の最大増加率はR3-R4に25.0%
									/		

2	アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する保険者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野28.29】	-	-	-	令和7年度	-	-	-	-	-	データヘルス計画は、保険者がレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するために作成するものであり、国民の予防健康づくりに資する。また、アウトカムベースでの適切なKPIを設定することでデータヘルス計画の標準化の進展に繋がる。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	目標値・目標年度については新経済・財政再生計画 改革工程表で設定されているものと同じである。
	健康保険組合	-	-	100%	令和7年度	- 86%	前年度以上 85.4%	100% 87.2%	100% 86.5%	100%	(参考) 令和5年度実績値87.2%は分母:健康保険組合総数(1,373組合)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する健康保険組合数(1,197組合)から算出したもの。	-
	全国健康保険協会	-	-	100%	令和7年度	- 100%	前年度以上 100%	100% 100%	100% 100%	100%	(参考) 令和5年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。	-
	市町村国保	-	-	100%	令和7年度	- 91.3%	- 92.2%	100% 93.0%	100% 93.4%	100%	(参考) 令和5年度実績値93.0%は分母:市町村国保総数(1716保険者)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する市町村国保数(1597保険者)から算出したもの。	-
	国保組合	-	-	100%	令和7年度	- 60.6%	- 62.8%	100% 72.7%	100% 75.30%	100%	(参考) 令和5年度実績値72.7%は分母:国民健康保険組合総数(154組合)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する国民健康保険組合数(112組合)から算出したもの。	-
	後期高齢者広域連合	-	-	100%	令和7年度	- 89.4%	前年度以上 87.2%	100.0% 89.4%	100.0% 97.9%	100%	(参考) 令和6年度実績値97.9%は分母:後期高齢者医療広域連合の47、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する後期高齢者医療広域連合46から算出したもの。	-
3	保険者とともに健康経営に取り組む企業数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野29】	-	-	15万社	令和7年度	- 89,135	前年度以上 105,443	前年度以上 120,743	前年度以上 132,589	150,000	保険者が、より効率的、効率的にデータヘルスを実施していくためには、事業主と役割分担や職場環境の整備等、積極的に連携していくことが重要である。本指標は経済産業省が調査を行い、取り組んでいるものであるが、厚生労働省としても、健保組合等のデータヘルスを推進するために、健保組合等が事業主と連携することを促している。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」(宣言3)で設定された保険者全体の目標値・目標年度であり、目標年度(最終年度)を除く各年度については、目標値は設定されておらず、設定が困難なため前年度を上回る値としている。

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額	予算額	指標番号		
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野17,21,28,29,30,60 ii】	※ ※	※ ※	※	1	※	002265
(2)	健康保険組合事務費負担金 (大正15年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002273
(3)	医療保険統計分析等経費 (昭和29年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002280
(4)	医療保険実態調査費 (昭和37年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002281
(5)	行政指導費 (昭和40年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002274
(6)	医療保険制度改正経費 (昭和45年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002292
(7)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,4,5,6	※	002277
(8)	国民健康保険団体連合会等補助金 (昭和52年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野17,21,30】	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002271
(9)	医療費供給面統計システム (平成8年度)	17百万円 14百万円	16百万円 16百万円	264百万円	-	医療供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する。もって 制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定に寄与している。	—
(10)	医療費情報総合管理分析システムに 要する経費(平成8年度)	288百万円 285百万円	443百万円 244百万円	247百万円	-	医療保険の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系別に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。医療保険各制度の事業状況並び に実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	—
(11)	レセプト電算処理システムの推進に必 要な経費 (平成12年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002301
(12)	保険医療機関等管理システムに要する 経費 (平成20年度)	- -	- -	-	-	・R4予算からデジタル一括計上経費として計上し当省予算では計上していない。	—
(13)	高齢者医療制度円滑運営事業費補助 金 (平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野17,21,30】	※ ※	※ ※	※	-	※	002266 006892
(14)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,6,7	※	002267 018673
(15)	後期高齢者医療制度関係業務事業費 補助金 (平成20年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002268
(16)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野17,21,28,29,30】	※ ※	※ ※	※	2,3,4,5	※	002269

(17)	DPCデータベース管理運用システム等に要する経費 (平成26年度)	※	※	※	-	※	002314
		※	※				
(18)	医療介護総合確保促進会議に要する経費 (平成27年度)	※	※	※	-	※	002310
		※	※				
(19)	地域における医療・介護の連携強化の調査研究事業 (平成27年度)	※	※	※	-	※	002311
		※	※				
(20)	データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002319
		※	※				
(21)	大規模実証事業に必要な経費 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002320
		※	※				
(22)	40歳未満の事業主健診情報の活用に向けたシステム構築の支援 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003034
		※	※				
(23)	国保保健事業の健康づくり・医療費適正化に向けた調査・分析等事業(令和6年度)	※	※	※	-	※	002319
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
4 各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-		医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定した。	各医療保険者の財政運営は個別に行われるため、各年度において全体の目標値を立てることは困難であることから前年度下回る値または前年度以下とした。	
	健康保険組合	-	-	前年度を下回る値	毎年度	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度を下回る値	前年度を下回る値	(参考) 令和6年度見込値47.9%は分母:健康保険組合総数(1378組合)、分子:総収支差が赤字の健康保険組合数(660組合)から算出したもの。	-
						53.4%	40.3%	52.6%	47.9%(見込)			
	市町村国保	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(0%)以下	前年度(0%)以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	(参考)令和5年度実績値0%は分母:市町村国保総数(47都道府県)、分子:総収支差が赤字の市町村国保数(0都道府県)から算出したもの。 ※平成30年度以降、市町村国保の財政責任は都道府県が担うこととなっているため、各都道府県における国保特別会計と、各都道府県管内の市町村における国保特別会計を合計した上で算出している。 ※令和5年度の単年度収支差引額が赤字の市町村は1,156市町村(67.4%)	-
						0%	0%	0%	集計中(令和8年8月頃公表予定)			
国保組合	-	-	前年度を下回る値	毎年度	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度を下回る値	前年度を下回る値	(参考)令和5年度実績値57.2%は分母:国保組合総数(159組合)、分子:総収支差が赤字の国保組合数(91組合)から算出したもの。	-	
					56.5%	52.5%	57.2%	集計中(令和8年8月頃公表予定)				
後期高齢者広域連合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	(参考)令和5年度実績値0%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:総収支差が赤字の後期高齢者広域連合数(0広域連合)から算出したもの。 ※令和5年度の単年度収支差引額が赤字の後期高齢者医療広域連合は35(74.5%)	-	
					0%	0%	0%	集計中(令和8年8月頃公表予定)				

5	各医療保険制度の経常収支(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定し、収支の均衡を保つことを目標値とした。	左記のとおり。	
	健康保険組合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ ▲825億円	収支の均衡を保つ 1,368億円	収支の均衡を保つ ▲1,365億円	収支の均衡を保つ 145億円(見込)		(参考)令和5年度見込値▲1,367億円は健康保険組合連合会が提出する令和5年度決算見込を参照したもの。	
	全国健康保険協会	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 2,991億円	収支の均衡を保つ 4,319億円	収支の均衡を保つ 4,662億円	収支の均衡を保つ 6,586億円		(参考)令和6年度6,586億円は全国健康保険協会が提出する令和6年度決算を参照したもの。	
	市町村国保	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 6,352億円	収支の均衡を保つ 4,536億円	収支の均衡を保つ 3,937億円	集計中(令和8年8月頃公表予定)		(参考)令和5年度実績値3,937億円は市町村国保が提出する令和5年度決算を参照したもの。	
	国保組合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ ▲65億円	収支の均衡を保つ 63億円	収支の均衡を保つ 67億円	集計中(令和8年8月頃公表予定)		(参考)令和5年度実績値67億円は国保組合が提出する令和5年度決算を参照したもの。	
	後期高齢者広域連合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 5,823億円	収支の均衡を保つ 3,905億円	収支の均衡を保つ 3,490億円	集計中(令和8年8月頃公表予定)		(参考)令和5年度実績値3,490億円は後期高齢者広域連合が提出する令和5年度決算を参照したもの。	
6	各医療保険制度における保険料(税)の収納率(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの保険料(税)収納の適正化状況を参照するための指標として選定した。	各医療保険者の保険料(税)収納は個別に行われるため、各年度において全体の目標値を立てることは困難であることから前年度を上回る値とした。	
	健康保険組合	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度以上 99.97%	前年度以上 99.97%	前年度以上 99.98%	前年度(99.97%)を上回る値 99.98%(見込み)		(参考)令和5年度見込値99.97%は分母:保険料決定額(8,720,610,239千円)、分子:保険料収入額(8,718,371,775千円)から算出したもの。	-
	全国健康保険協会	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度(96.8%)以上 97.2%	前年度(97.2%)以上 97.3%	前年度(97.3%)以上 97.7%	前年度(97.7%)を上回る値 97.9%		(参考1)平成28年度実績:98.0%、平成29年度実績:98.2%、平成30年度実績:98.3%、令和元年度実績:98.4%、令和2年度実績:96.8% (参考2)令和6年度実績値97.9%は分母:調定額(11,886,326,120,883円)/分子:収納額(11,637,841,376,609円)から算出したもの。	-
	市町村国保	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度(93.69%)以上 94.24%	前年度(94.24%)以上 94.14%	前年度以上 94.20%	前年度を上回る値 集計中(令和8年8月頃公表予定)		(参考)令和4年度実績値94.20%は分母:調定額(2,404,642,603,450千円)、分子:収納額(2,265,286,900,246千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。	-
	国保組合	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度(99.97%)以上 99.98%	前年度(99.98%)以上 99.97%	前年度(99.97%)以上 99.97%	前年度を上回る値 集計中(令和8年8月頃公表予定)		(参考1)令和元年度実績:99.97%、令和2年度実績:99.97% (参考2)令和5年度実績値99.97%は分母:調定額(596,661,853千円)、分子:収納額(596,471,649千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。	-
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度以上 99.54%	前年度以上 99.47%	前年度以上 100%	前年度を上回る値 集計中(令和8年8月頃公表予定)		(参考1)令和元年度実績:99.40%、令和2年度実績:99.53% (参考2)令和5年度実績値99.51%は分母:調定額(1,537,846,930千円)、分子:収納額(1,530,227,048千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。	-

7	各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者の割合(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	・ 後発医薬品差額通知の実施により、後発医薬品の使用が促進され医療費の適正化につながることが期待される。したがって、保険者による給付適正化状況を参照するための指標として選定した。 ・ また、改革工程表では、「後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者」の割合を目標に設定しているが、本指標の目標は設定されていない。 ・ なお、後発医薬品差額通知の取組については、後期高齢者支援金の加減算制度や保険者努力支援制度等において別途評価している。	後発医薬品差額通知を実施する保険者割合(数)については、保険者が各保険者や各地域における実情を踏まえて取組を行うため、具体的な最終目標の設定が困難であり、同様に各年度において目標値を立てることも困難であることから、前年度を上回る値とすることを目標値とした。	
	健康保険組合	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度(77.62%)以上	前年度(80.73%)以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値	(参考1)平成27年度実績:65.1%、平成28年度実績:68.3%、平成29年度実績:72.0%、平成30年度実績:74.4%、令和元年度実績:78.1%、令和2年度実績:77.6% (参考2)令和5年度実績値82.48%は分母:全数調査に回答した健康保険組合総数(1,307組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしていると全数調査で回答した健康保険組合数(1,078組合)から算出したもの。	-
	全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	(参考1)平成27年度実績:100%、平成28年度実績:100%、平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100%、令和元年度実績:100%、令和2年度実績:100% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。	-
	市町村国保	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度(98.72%)以上	前年度(99.18%)以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値	(参考)令和5年度実績値99.24%は分母:市町村国保総数(1,716市町村)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている市町村国保数(1,703市町村)から算出したもの。	-
	国保組合	-	-	前年度を上回る値	毎年度	前年度(80.12%)以上	前年度(83.23%)以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値	(参考)令和5年度実績値84.18%は分母:国保組合総数(158組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている国保組合数(133組合)から算出したもの。	-
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度を上回る値	毎年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	前年度を上回る値	(参考1)平成30年度実績:100%(47/47広域連合)、令和元年度実績:100%(47/47広域連合)、令和2年度実績:98%(46/47広域連合) (参考2)令和5年度実績値100%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている後期高齢者広域連合数(46広域連合)から算出したもの。	-
8	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県)(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】	69.7%	令和元年度	80%	令和11年度	75%	77.2%	80.0%	80.0%	80.0%	「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしていることから、指標として設定した。	後発医薬品に係る新目標(2029年度)においては、医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることとされているため、当該目標を目標値として設定している。
9	バイオシミラーの置き換え率(成分数ベース)(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野56】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】			バイオシミラーに80%(数量ベース)以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%(成分数ベース)以上	令和11年度	-	-	-	60%以上	60%以上	医療費適正化計画や後発医薬品に係る新目標において、2029年度まで達成することとしていることから指標として設定した。	後発医薬品に係る新目標(2029年度)においては、2029年度(令和11年度)末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上とすることとされているため、当該目標を目標値として設定している。

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(24)	保険料等交付金に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (平成20年度)	※	※	※	5	※	002304
		※	※				
(25)	国民健康保険組合事務費負担金 (昭和21年度)	※	※	※	4.5	※	002299
		※	※				
(26)	過誤納保険料の払い戻し等に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (昭和22年度)	※	※	※	5	※	002305
		※	※				
(27)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費) (平成23年度)	※	※	※	4.5	※	002306
		※	※				
(28)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費) (平成23年度)	※	※	※	4.5	※	002307
		※	※				
(29)	医療技術の費用対効果を評価するために必要な経費 (平成25年度)	※	※	※	4.5	※	002308
		※	※				
(30)	診療内容及び薬剤使用状況調査費 (昭和25年度)	※	※	※	4.5	※	002279
		※	※				
(31)	医療担当者指導費 (昭和25年度)	※	※	※	4.5	※	002278
		※	※				
(32)	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金 (①昭和37年度・②平成15年度)	※	※	※	4.5	※	002298
		※	※				
(33)	医療経済実態等調査費 (昭和42年度)	※	※	※	4.5	※	002287
		※	※				
(34)	薬価基準改正経費 (昭和51年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野60 ii】	※	※	※	4.5	※	002284
		※	※				
(35)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	※	※	※	1.2,4.5,6	※	002277
		※	※				
(36)	医療指導監査官の活動に要する経費 (昭和54年度)	※	※	※	4.5	※	002288
		※	※				
(37)	衛生検査所検査料金調査費 (昭和56年度)	※	※	※	4.5	※	002290
		※	※				

(38)	健康保険組合指導等に必要な経費 (昭和57年度)	※	※	※	3.5	※	002276
		※	※				
(39)	顧問医師等の雇上げに要する経費 (昭和59年度)	※	※	※	4.5	※	002285
		※	※				
(40)	歯科技工料調査費 (昭和62年度)	※	※	※	4.5	※	002289
		※	※				
(41)	保険医療材料等の価格情報収集費 (平成6年度)	※	※	※	4.5	※	002286
		※	※				
(42)	保険診療の効率化に関する調査検討費 (平成10年度)	※	※	※	4.5	※	002291
		※	※				
(43)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(「急性期の包括評価に係る調査に要する経費」及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」) (平成15年度)	※	※	※	4.5	※	002296
		※	※				
(44)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) (平成16年度)	※	※	※	4.5	※	002297
		※	※				
(45)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) (平成18年度)	※	※	※	4.5	※	002295
		※	※				
(46)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	※	※	※	1,2,6,7	※	002267 018673
		※	※				
(47)	全国健康保険協会事務費負担金 (平成20年度)	※	※	※	5	※	002272
		※	※				
(48)	後期高齢者医療企画指導費 (平成20年度)	※	※	※	4.5	※	002282
		※	※				
(49)	再審査事件等処理システムに要する経費 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002303
		※	※				
(50)	国民健康保険の財政対策に必要な経費 (平成20年度)	※	※	※	4.5	※	002283
		※	※				
(51)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野17,21,28,29,30】	※	※	※	2,3,4,5	※	002269
		※	※				

(52)	全国健康保険協会業績評価関係経費 (平成21年度)	※	※	※	5	※						
		※	※									
(53)	特定健診・保健指導における医療費適正化効果検証事業 (平成27年度)	※	※	※	4.5	※						
		※	※									
(54)	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 (平成28年度)	※	※	※	4.5	※						
		※	※									
(55)	患者申出療養に関する経費 (平成28年度)	※	※	※	4.5	※						
		※	※									
(56)	療養費制度の見直し等に要する経費 (平成29年度)	※	※	※	4.5	※						
		※	※									
(57)	高齢者医療特別負担調整交付金 (平成29年度)	※	※	※	4.5	※						
		※	※									
(58)	国民健康保険保険者努力支援交付金 (平成30年度)	※	※	※	1.8	※						
		※	※									
(59)	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議に必要な経費 (令和2年度)	※	※	※	-	※						
		※	※									
(60)	診療報酬体系見直し後の評価等にかかる調査に必要な経費(外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査研究)(令和5年度)	※	※	※	-	※						
		※	※									
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定時期	令和8年度
		10,354,752,174			10,502,920,465			10,562,236,149				
施策の執行額(千円)		10,328,862,296			10,475,222,248							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第217回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明				令和7年3月7日		本格的な少子高齢化、人口減少が進む中で、負担能力に応じて皆が支え合う全世代型社会保障を構築していくことが重要です。高額療養費制度については、高齢化や高額薬剤の普及等により、その総額が医療費全体の倍のペースで伸びている状況において、制度の持続可能性を確保するとともに、現役世代を中心に保険料負担の軽減を図る必要があります。令和五年末に閣議決定された改革工程に掲げられた他の項目も含め、必要な保障が欠けることのないよう留意しつつ、セーフティネット機能を次の世代にも維持しながら、将来世代も含めた全世代の安心を保障する観点から検討を進めてまいります。				
		経済財政運営と改革の基本方針2025(閣議決定)				令和7年6月13日		(中長期的な医療提供体制の確保等) 医療保険制度について、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、給付と負担の見直し等の総合的な検討を進める。高額療養費制度について、長期療養患者等の関係者の意見を丁寧に聴いた上で、2025年秋までに方針を検討し、決定する。妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減のため、2026年度を目途に標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進める。妊婦健診における公費負担を促進する。「出産なび」の機能を拡充するほか、小児周産期医療について、地域でこどもを安心して生み育てることができるよう、最先端の医療を含めた小児周産期医療体制の確保を図るため、産科・小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、医療機関の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行う。安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する。リフィル処方箋の普及・定着や多剤重複投薬や重複検査の適正化を進めるとともに、保険外併用療養費制度の対象範囲の拡大や保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発を促す。国民健康保険の都道府県保険料水準の統一に加え、保険者機能や都道府県のカバランスの強化を進めるための財政支援の在り方について検討を行う。				

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－10－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること(施策目標Ⅰ－10－2) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10：国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること			担当 部局名	保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室	作成責任者名	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室長 長江 翔平				
施策の概要		○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)では、制度の持続可能な運営を確保するため、保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるべく、6年を1期として、国において医療費適正化基本方針を定めるとともに、都道府県において医療費適正化計画を定め、目標の達成に向けて取組を進めることとしている。 ○ 第4期医療費適正化計画(2024～2029年度)では、 ① 入院医療費については、都道府県の医療計画(地域医療構想)に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映させて推計し、 ② 外来医療費は、糖尿病の重症化予防、特定健康診査(以下「特定健診」という。)・特定保健指導(※1)の推進、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用、医療資源の効果的・効率的な活用による、医療費適正化の効果を織り込んで推計することとしている。 ○ このうち、特定健診・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が共通に取り組む保健事業である。 ※1 特定健診・保健指導は、保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入するものである(法定義務)。										
施策を取り巻く現状		2008年度の制度開始以来、特定健診対象者数・特定保健指導対象者数ともに概ね増加傾向であり、実施率においても、増加傾向である。 2023年度の特定健診実施率は2022年度と比較して1.8ポイント向上しており、特定保健指導実施率は2022年度と比較して1.1ポイント向上している。 また、特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数においても、増加傾向であるが、2023年度のメタボリックシンドロームの減少率(対2008年度比)は、17.2%であり、2022年度と比較して1.1ポイント向上している。										
施策実現のための課題		1	令和5年度時点の特定健診の受診者は約3,123万人であり、平成20年度時点の受診者約2,000万人と比較して増加している。特定健診の実施率は全保険者平均で59.9%であり、目標の70%には及ばないものの、保険者、医療機関、健診実施機関、専門職等の取組によって着実に実施され、実施率は向上している。他方、令和5年度時点の特定保健指導の全保険者平均の実施率は27.6%であり、目標の45%を上回る優良な保険者も一部あるが、保険者間の差が大きく、特定保健指導の趣旨への理解は十分とは言えない。特定健診・特定保健指導ともに被扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。					特定保健指導は、保険者が健診結果により内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、専門職等が個別に介入するものである。こうした対象者の個性性を重視した効果的な保健指導の実施により、加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等がはかられるため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	特定健診実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会 保障分野17】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	—	—	・毎年、前年度 以上 ・令和11年度に おいて70%以 上	毎年／令和11年度	前年度 (53.4%) 以上	前年度 (56.5%) 以上	前年度 (58.1%) 以上	前年度以 上	前年度以 上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度～2017年度)第3期(2018年度～2023年度)及び第4期(2024年度～2029年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 (参考) 令和5年度実績値(59.9%)は、母母：特定健康診査対象者数(52,103,341人)、分子：特定健康診査受診者数(31,230,198人)から算出したもの。	第4期医療費適正化計画においては、2029年度に40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健診を受診することを目指しており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
②	特定保健指導実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会 保障分野17】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	—	—	・毎年、前年度 以上 ・令和11年度に おいて45%以 上	毎年／令和11年度	前年度 (22.7%) 以上	前年度 (24.6%) 以上	前年度 (26.5%) 以上	前年度以 上	前年度以 上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度～2017年度)第3期(2018年度～2023年度)及び第4期(2024年度～2029年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 (参考) 令和5年度実績値(27.6%)は、母母：特定保健指導対象者数(5,190,914人)、分子：特定保健指導終了者数(1,434,051人)から算出したもの。	第4期医療費適正化計画においては、2029年度に40歳から74歳までの対象者の45%以上が特定保健指導を受診することを目指しており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
3	メタボリックシンドロームの該当者・ 予備群の減少率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会 保障分野17.20.②】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	—	平成20年度	・毎年、前年度 以上減少 ・令和11年度に おいて平成20 年度と比べ25% 以上の減少	毎年／令和11年度	前年度 (10.9%) 以上	前年度 (13.8%) 以上	前年度 (16.1%) 以上	前年度以 上	前年度以 上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度～2017年度)第3期(2018年度～2023年度)及び第4期(2024年度～2029年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 (参考) 令和5年度実績値(17.2%)は、母母：2008年特定保健指導対象者推定数(10628053.7人)、分子：(2008年度特定保健指導対象者推定数－2023年度特定保健指導対象者推定数)(1824537.6人)から算出したもの。	第4期医療費適正化計画においては、2029年度にメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が2008年度と比べて25%以上減少することを目指しており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の減少とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等			行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額							
(1)	特定健康診査・保健指導に必要な経費 (平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野17.②】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI】	※	※	※	1.2.3	※			002325	
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		18,203,168			19,058,950		18,895,570			
施策の執行額(千円)		18,203,141			19,058,950					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		—				—		—		

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅰ－11－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標Ⅰ－11－1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		担当 部局名	健康・生活衛生局 医政局	作成責任者名	健康課保健指導室長 後藤 友美 健康課地域保健室長 斎藤 基輝 総務課指導調査室長 清水 彰 地域医療計画課外来・在宅医療対策室長 佐野 圭吾
施策の概要	○ 本施策は、地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づき、地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることで、地域保健体制の確保を図るために実施している。					
	○ 厚生労働省では、地域保健対策の円滑な実施や総合的な推進を図ることを目的として、地域保健法に基づき地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所及び市町村保健センターの整備・運営に関する基本的事項を定める等しているが、地方自治体における保健師等の地域保健従事者については、地域の実情と特性を踏まえた中で各自治体がその裁量により人材確保を行う点に留意する必要がある。					
施策を取り巻く現状	○ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、令和3年度から令和5年度にかけて、感染症対応業務に従事する保健師を毎年約450名ずつ、合計1,350名増員するための地方財政措置を講じられた。					
	○ また、感染拡大時に備え、国において保健師等の都道府県間の応援派遣体制を構築するとともに、各保健所設置自治体は平時よりIHEAT(Infectious disease Health Emergency Assistance Team)要員になりうる者(関係団体や医療系大学等の専門職、保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等)に対して募集や広報を行い、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の専門人材を確保し、必要な場合すぐに支援を要請できる体制を整備する。また、各保健所設置自治体は、感染拡大時に即座に対応できるよう、IHEAT要員に、保健所設置自治体や国での研修を毎年実施することとしている。					
	【保健所体制等に関する現状】 ○ 保健所数は令和7年度で462箇所あり、過去5年で見ると横ばいである。 ○ 全国の常勤保健師数は、令和5年度末時点で29,005人であり、都道府県が設置する保健所に4,165人、政令市・特別区に9,119人、政令市・特別区以外の市町村に15,721人となっている。過去5年で見ると微増傾向である。 ○ 保健所及び地方自治体における医師数は令和5年度末時点で847人であり、過去5年で見ると横ばいか微減傾向である。					
施策を取り巻く現状	○ 保健所における地域保健医療協議会等の開催回数は令和5年度時点で、1,557回である。 ○ 保健所における地域・職域連携推進協議会の開催回数は令和5年度時点で、683回である。 ○ 上記の保健所における連絡調整会議の開催回数は、過去5年で見ると年度によってややばらつきがあり、経時的な増減傾向は見られない。 (上記データは地域保健・健康増進事業報告より集計) ※地域保健医療協議会:・・・地域保健法第11条により、保健所設置自治体は保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について、保健所に運営協議会を置くことができる旨規定している。これに基づき、保健所設置自治体において、二次医療圏毎の地域保健医療施策の総合的な推進に関する事項を審議等を行う地域保健医療協議会を設置している。 ※地域・職域連携推進協議会:・・・地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康審査の実施等に関する指針において位置づけられている。都道府県及び二次医療圏を単位として設置し、地域・職域連携推進事業の企画・実施・評価等において関係機関が合意形成する上で中核的役割を果たす。また、各地方公共団体の健康増進計画の推進に寄与することを目的とする。					
	【地域の健康危機(感染症)の応援派遣体制に関する現状】 ○ 保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は令和5年度時点で、1,496回ある。 ○ 上記の保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は、過去5年で見ると年度によってややばらつきがあり、経時的な増減傾向は見られない。 (上記データは地域保健・健康増進事業報告より集計) ※健康危機管理関連会議:地域保健法に基づく、保健所の運営協議会のうち、健康危機管理関連会議は、保健所設置自治体において、保健所管内の健康被害の発生に備え、平時から管内関係機関との情報交換や議論を行い、迅速、かつ、適切な即応体制を確保する等のために設置しているものである。					
施策実現のための課題	1	地域保健対策については、一人一人の暮らしと生きがいを共に創る「地域共生社会」の実現に向け、ソーシャルキャピタルと呼ばれる地域の様々な資源、活力を生かした取組を活用しつつ、各自治体において、地域の実情に即した具体的施策を推進しているところであるが、急速な少子高齢化の進行などにより、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、保健所等の人員体制の強化が急務となっている。こうした保健師の活動分野の多様化・役割の増大を踏まえ、地域保健に関する新たな課題に対応できるよう、保健師の人員確保・人材育成等を通じた一層の体制整備等を図っていくことが重要である。				
	2	新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、保健所等の業務を支援する体制を整備することが重要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	保健師の人員確保・人材育成等を通じた地域保健体制の強化		今後も、地域で増加する健康課題に対応する保健師について、適正な人員確保を推進するとともに、地域の保健師の資質の向上がより一層図られることが必要であり、より質の高い研修を実施する等の必要な地域保健対策を効果的・効率的に実施することが、地域保健体制の強化に資するため。		
	目標2 (課題2)	IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化		次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、各保健所設置自治体で、学会・関係団体等と連携して保健師、医師、看護師、管理栄養士等の専門人材を確保し、必要に応じて保健所等の業務を支援する体制を構築することにより、地域保健体制の強化につながるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
①	常勤保健師数 (地域保健・健康増進事業報告による)(アウトカム)	25,624人	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (27,298人)以上	前年度 (27,979人)以上	前年度 (28,560人)以上	前年度 (29,005人)以上	前年度以上	各地方自治体においては、がん対策、新型コロナウイルス等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があることから、その数値を向上させることを目標とした。	今後も増加する保健師業務に対応するため、自治体における保健師数については、毎年度着実に増加することが重要であるものの、自治体によって予算規模や業務量、職員数等が大きく異なり、一定の目標値を設定することは困難であることから、「前年度以上」を目標値としている。
						27,979人	28,560人	29,005人	集計中 (令和8年3月公表予定)	(出典)地域保健・健康増進事業報告「保健所及び市区町村の常勤職員数」より保健師の数値を引用。 URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030884&requestSender=dsearch		
2	全自治体における統括保健師の配置割合(アウトプット)	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (51.2%)以上	前年度 (62.4%)以上	前年度(65.4%)以上	前年度(66.9%)以上	前年度(69.5%)以上	統括保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動等を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整するとともに推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うことが、地域における保健師の保健活動に関する指針に明記されている。 統括保健師の配置により、保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、平時の地域保健対策の推進に加え、健康危機発生時の迅速な対応が可能となることや、自組織内における保健師に対する技術的な指導等を行う役割を担うことにより、保健師の人材育成につながることから、その配置率を向上させることを目標とした。 (出典:保健師活動領域調査) 【参考】令和6年度実績値(69.5%)は分母:全自治体数(1788自治体)、分子:統括保健師を配置している自治体数(1243自治体)から算出したもの。	自治体における統括保健師については、保健師の保健活動の総合調整や人材育成等に大きく寄与するため、毎年度着実に増加することが重要であるものの、自治体によって予算規模や業務量、職員数等が大きく異なり、統括保健師の配置割合について一定の目標値を設定することは困難であることから、「前年度以上」を目標値としている。
						62.4%	65.4%	66.9%	69.5%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	保健師未設置又は1人配置市町村数					17自治体	28自治体	22自治体	20自治体		地域保健体制を確保するために保健師は重要だが、特に小規模自治体での確保が課題となっている。 今後もニーズの高まりが想定される保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があり、「保健師未設置又は1人配置市町村数」を注視していくことは重要である。 一方で、保健師が2人以上配置されていることをもって、直ちに保健師が確保できているとは評価することはできず、また、その時々採用状況によって変動しやすい数値であることから、測定指標としては適さない。 (出典)保健師活動領域調査	
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(1)	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金(保健衛生施設等災害復旧費補助金含む) (昭和53年度)	※	※	※	-	※						002334
		※	※									
(2)	医療社会事業従事者(医療ソーシャルワーカー)指導強化費 (昭和63年度)	※	※	※	-	※						002333
		※	※									
(3)	地域保健活動普及等経費 (平成6年度)	※	※	※	2	※						002331
		※	※									
(4)	地域保健活動検討経費 (平成17年度)	※	※	※	-	※						002330
		※	※									
(5)	地域保健従事者現任教育推進事業 (平成18年度)	※	※	※	2	※						002327
		※	※									
(6)	地域・職域連携推進事業費 (平成18年度)	※	※	※	-	※						002328
		※	※									
(7)	地域保健総合推進事業費 (平成18年度)	※	※	※	1	※						002329
		※	※									

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○4	IHEAT研修を年に1回以上行っている保健所設置自治体の数(アウトカム)	19自治体	令和4年度	前年度以上	毎年度			前年度(19自治体)以上	前年度(55自治体)以上	前年度(119自治体)以上	令和4年12月に成立した地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。また、次の感染症危機に備え、感染症法に基づく予防計画の数値目標として、保健所設置自治体に対してIHEAT 要員に対し、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年1回受講させることを目標として求めている。このため、IHEAT研修を年に1回以上行っている保健所設置自治体の数を測定指標として設定する。 (出典)地域保健室調べ	令和4年12月に成立した地域保健法・感染症法の改正によりIHEATが法定化され(令和5年4月1日施行)、全ての保健所設置自治体が主体となりIHEAT要員に対して研修を実施することとなった。IHEAT研修は各保健所設置自治体で実施することとしているが、現状では全国一律の目標値を定めるのは困難であり、また、制度創設から年数が浅いため、着実に制度を普及させるという観点から本目標値とした。制度の普及状況を踏まえながら、今後157自治体(全保健所設置自治体)での研修実施に向けた目標値の検討を進めていく。		
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等							行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(8)	健康危機管理体制整備推進費(平成5年度)	※	※	※	4	※							002352	
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
		4,738,544				9,033,857				8,651,364				
施策の執行額(千円)		3,641,836				3,732,150								
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		経済財政運営と改革の基本方針2025						令和7年6月13日			「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、国立健康危機管理研究機構と連携しながら、次なる感染症危機への対応に万全を期す。			

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－11－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること(施策目標Ⅰ－11－2) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標11:妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること				
		担当 部局名	健康・生活衛生局健康課	作成責任者名	健康課長 丹藤 昌治
施策の概要	○ 本施策は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき定められた「健康日本21(第三次)」(令和6年度から令和17年度)を推進し、国民の生活習慣の改善等による健康寿命の延伸を図るために実施している。 (健康日本21(第三次)のURL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21_00006.html) ○ 健康日本21(第三次)では、以下の4つを健康増進に関する基本的な方向としている。 ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 - 健康日本21(第二次)から引き続き、生活習慣の改善、生活習慣病(NCDs)の発症予防・重症化予防、社会環境の質の向上等によって、健康寿命の延伸を目指す。 - 様々な健康格差を把握するとともに、格差の要因を分析し、格差縮小を目指す。 ② 個人の行動と健康状態の改善 - 栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善を進める。 - 生活習慣病(NCDs)の発症予防及び重症化予防に関する取組を推進する。 - 生活習慣の改善を通じ、生活機能の維持・向上を図る。 ③ 社会環境の質の向上 - 社会とのつながりやこころの健康の維持及び向上へ向けた環境整備を進める。 - 自然に健康になれる環境づくりを進める。 - 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備を進める。 ④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり - 社会の多様化等を踏まえ、ライフステージに特有の健康づくりについて取組を進める。 - ライフコースアプローチについて、健康づくりに関連する計画等とも連携しつつ取組を進める。 ○ 健康日本21(第三次)については、令和4年8月に「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会」において取りまとめた健康日本21(第二次)の最終評価の結果等も踏まえ、令和4年9月より次期国民健康づくり運動プラン策定に向けた検討を行い、令和5年に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(令和5年厚生労働省告示第207号)を策定した。				
施策を取り巻く現状	1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 - 令和4年の健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)は、平成22年と比較して男性で2.15年、女性で1.83年増加した(平成22年と平成25年の対比:男性0.77年、女性0.59年、平成22年と平成28年の対比:男性1.72年、女性1.17年、平成22年と令和元年の対比:男性2.26年、女性1.76年)。同期間における平均寿命は男性で1.50年、女性で0.79年増加(平成22年と平成25年の対比:男性0.66年、女性0.31年、平成22年と平成28年の対比:男性1.43年、女性0.84年、平成22年と令和元年の対比:男性1.86年、女性1.15年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成した。 2. 個人の行動と健康状態の改善 「糖尿病が強く疑われる者」の人数(推計値)は国民健康・栄養調査の大規模調査年に推計しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で平成28年以降調査されていない。厚生労働科学研究において参考としてこれまでの国民・健康栄養調査の結果から令和元年値を予測したところ、約1,150万人で1,000万人を上回ったが、健康日本21(第二次)の目標策定時に予測されていた1,270万人を下回った。次回は令和6年の国民健康・栄養調査(大規模調査)で推計を行う予定である。 20歳～60歳代男性の肥満者割合は平成22年(31.2%)から平成25年(29.1%)は減少したが、令和5年は32.8%となり、目標値には達していない。 - 食塩摂取量は有意な減少はみられず、目標値には達していない。 - 長期的に見た20歳以上の平均歩数は男女とも有意に減少した。 - 令和5年度における20歳以上の運動習慣のある者の割合は男女とも有意な増減はみられない。20～29歳、30～39歳の女性の割合がそれぞれ14.5%、16.9%と特に低い。 3. 社会環境の質の向上 「適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」の参画団体数は増加傾向にある。 - 健康格差対策に取り組む都道府県(課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県)は41都道府県(令和4年)と平成24年比で約4倍だが、平成28年以降は横ばい傾向にある。 4. ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり - 運動やスポーツを習慣的に行っていない子どもの割合はほぼ横ばいである。 - 肥満傾向にある子どもの割合は増加した(平成23年:8.59%⇒令和元年:9.57%⇒令和3年:10.96%)。				
施策実現のための課題	1	○ 生活習慣の改善等による健康づくり・疾病予防について、令和6年度からは、第5次国民健康づくり運動として、健康日本21(第三次)を開始しており、その推進に当たっては、これまでの取組の推移を踏まえ、新たな健康課題や社会背景、国際的な潮流等に留意しながら進める必要がある。 ○ 健康寿命の更なる延伸のため、健康日本21(第三次)では、個人の行動と健康状態の改善と、それらを促す社会環境の質の向上へむけて、自然に健康になれる環境づくり、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備を進めることとしている。			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1	栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等に関する生活習慣の改善等による健康づくりを効果的に推進する。	我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣の改善等による健康づくりを効果的に推進し、健康寿命の延伸等を実現するため。
	(課題1)		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	健康寿命 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野16】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	男性 72.57年 女性 75.45年	令和4年度	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加/ 健康寿命を男女とも3歳延伸し、75歳以上とする	令和14年度/令和22年			平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (令和5年度の健康寿命は算出予定なし)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (令和6年度の健康寿命は算出予定なし)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	- 日常生活に制限のない期間の平均として、国民生活基礎調査の調査結果を基に三年に一回算出している。平均寿命の延伸とともに、健康な期間だけでなく、不健康な期間も延びることが予想される。 - 平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味するため、この差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できる。 - この考えのもとに、健康日本21(第三次)においても、第二次に引き続き本目標値を設定している。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kenkou_unippon21_00006.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	左記のとおり。
2	スマート・ライフ・プロジェクトへ参画し活動している企業・団体数 (アウトカム) 【経済・財政新生計画: 社会保障2. 医療費適正化のKPI】	- 団体 ※令和8年中に公表予定。	令和6年度	1,500団体	令和14年度				(目安) 1,500団体	(目安) 1,500団体	- 国民の健康づくり対策を積極的に推進していく上で、行政と産業界(企業)や産業間の連携は不可欠であり、健康づくりを国民運動として、より実効性のあるものとするためには、国民の健康意識の向上や行動変容をサポートする関連情報を積極的に発信する活動主体(発信源)としての企業の役割が重要である。 - このため、健康日本21(第二次)においては累積登録企業・団体数を指標としていたが、登録後も積極的に健康づくりの活動を行う企業・団体を増加されることが重要であることから、健康日本21(第三次)では活動を継続している企業・団体数参画企業数を設定した。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kenkou_unippon21_00006.html) 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	左記のとおり。

3	適正体重を維持している者の割合（肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少） （アウトカム） 【経済・財政新生計画：社会保障3. 予防・健康づくりのKGI】	－％ ※令和8年中に公表予定。	令和6年度	66％以上	令和14年度				(目安) 66％以上	(目安) 66％以上	・ ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。 ・ 体重は、性・年齢で差が見られるため、その特徴を踏まえ、 [1]20～60歳代男性の肥満者の割合の減少：30％未満 [2]40～60歳代女性の肥満者の割合の減少：15％未満 [3]20～30歳代女性のやせの者の割合の減少：15％未満 [4]低栄養傾向の高齢者（65歳以上）の割合の減少：13％未満 [1]～[4]の目標を達成したと仮定した場合の適正体重の者の割合について、令和14年の割合が65.9％であることから、目標値を66％以上（令和14年）として設定した。 （健康日本21（第三次）のURL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou-unippon21_00006.html 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_20250526.pdf （出典）：国民健康・栄養調査（厚生労働省） ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。	左記のとおり。
4	成人の喫煙率 （アウトカム） 【経済・財政新生計画：社会保障3. 予防・健康づくりのKGI】	－％ ※令和8年中に公表予定。	令和6年度	12％	令和14年度	－	(目安) 12％	(目安) 12％	(目安) 12％	(目安) 12％	・ たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立している。 ・ また、現状の科学的視点からは、健康リスクを回避できる「閾値」を設定することは困難であり、喫煙率は目標が低ければ低いほど望ましい。 ・ 一方で、たばこは我が国において長年その使用が容認されてきたものであって、目標値については社会的・経済的要因を考慮し、現実的で到達可能なものとする。 ・ なお、未成年、妊娠中の喫煙においてはその健康リスクの大きさから、目標値を0％としている（妊娠中の喫煙率は第2次成育医療等基本方針に合わせて設定予定）。 （健康日本21（第三次）のURL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou-unippon21_00006.html （令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL： https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000687163.pdf （参考）平成28年度実績：18.3％ 平成29年度実績：17.7％ 平成30年度実績：17.8％ 令和元年度実績：16.7％ 令和4年度実績：14.8％ 令和5年度実績：15.7％ （出典）：国民健康・栄養調査（厚生労働省） ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。	左記のとおり。

5	日常生活における歩数 (アウトカム) 【経済・財政新生計画:社会保障3. 予防・健康づくりのKGI】	- 歩 ※令和8年中に公表予定。	令和6年度	7,100歩	令和14年度	(参考目安) 男性 8,409歩 女性 8,288歩 5,799歩	(参考目安) 男性 9,000歩 女性 8,500歩 6,000歩	(参考目安) 男性 9,000歩 女性 8,500歩 6,000歩	(目安) 7,100歩	(目安) 7,100歩	・ 歩数(身体活動量)は、身体の移動を伴うような比較的活発な身体活動の客観的な指標であり、「歩数の増加」は健康寿命延伸や社会生活機能の維持・増進につながる直接的かつ効果的な方策である。 ・ 過去10年間で全ての世代において、男性、女性ともに横ばいから減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。 ・ 歩数と疾病罹患率あるいは死亡率との間に明確な負の関係があることが確認されていることから、健康日本21(第三次)では目標値を現状値から10%の増加(現状値×1.1)と設定した。 (令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000687163.pdf)	左記のとおり。
6	糖尿病有病者数 (アウトカム) 【経済・財政新生計画:社会保障2. 医療費適正化のKPI】	- 万人 ※令和8年中に公表予定。	令和6年度	1,350万人	令和14年度	(目安) 1000万人	(目安) 1,000万人	(目安) 1,000万人	(目安) 1,350万人	(目安) 1,350万人	・ 我が国の糖尿病有病者数は、平成28年国民健康・栄養調査において、「糖尿病が強く疑われる人」は約1,000万人、「糖尿病の可能性が否定できない人」が約1,000万人であった。 ・ 糖尿病有病者数(「糖尿病が強く疑われる人」)はわが国の人口構成の高齢化に伴って、今後も増加することが予想される。 ・ このため健康日本21(第三次)においては健康日本21(第二次)に引き続き、糖尿病の一次予防として「糖尿病有病者の増加の抑制」を目標に設定し、令和14年時点で1,350万人を目標値としている。 ※健康日本21(第三次)の目標設定時点での性・年齢階級別糖尿病有病率の傾向が以降も続くと仮定した場合、令和14年度の糖尿病有病者数の将来予測値は約1,448万人。 (参考) 平成28年度実績:約1000万人 令和元年の予測値(参照):約1,150万人 (平成28年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/kekagaiyou_7.pdf)	左記のとおり。

7	野菜摂取量の平均値 (アウトカム) 【経済・財政新生計画:社会保障3. 予防・健康づくりのKGI】	- % ※令和8年中に公表予定。	令和6年度	350g	令和14年度	(参考目安) 327g	(参考目安) 350g	(参考目安) 350g	(目安) 350g	(目安) 350g	・ 諸外国を含むメタアナリシスによって、野菜及び果物の摂取量を増やすことで循環器病死亡率が低下することが認められている。 ・ また、野菜・果物は、消化器系のがん、果物は肺がんに予防的に働くことが報告され、日本でも食道がん、胃がんとの関連が示され、不足しないことが奨励されている。 ・ このようなことから、健康日本21(第三次)では、野菜と果物の摂取量の増加を目標に設定しており、野菜に関する目標値としては野菜摂取量の平均値350gとすることを目標として設定した。 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い調査を中止。	左記のとおり。
							270g	256g	258.7g			
8	食塩摂取量の平均値 (アウトカム) 【経済・財政新生計画:社会保障3. 予防・健康づくりのKGI】	- % ※令和8年中に公表予定。	令和6年度	7.0g	令和14年度	(参考目安) 8.7g	(参考目安) 8.0g	(参考目安) 8.0g	(目安) 7.0g未満	(目安) 7.0g未満	・ 成人の非感染性疾患(NCDs)による死亡に対する食事因子としては食塩の過剰摂取が最も大きいことが示されている。 ・ また、減塩の取組を効果的に進めていくためには、食習慣改善に対する考え方も考慮した取り組みが重要となる。 ・ このようなことから、健康日本21(第三次)では、食塩摂取量の減少を目標に設定し、目標値としては、「日本人の食事摂取基準」(2020年版)における食塩摂取量の目標量を踏まえ、1日当たり7.0g未満をとして設定した。 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い調査を中止。	左記のとおり。
							9.7g	9.8g	9.6g			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額							
		執行額	執行額							
(1)	管理栄養士国家試験費 (昭和38年度)	※	※	※	1	※	002343			
		※	※							
(2)	生活習慣病対策推進費 (平成10年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野05】	※	※	※	1,2,3,4	※	002344			
		※	※							
(3)	国民健康・栄養調査委託費 (平成15年度)	※	※	※	1,2,3	※	002339			
		※	※							
(4)	健康的な生活習慣づくり重点化事業 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野02,05,09】	※	※	※	1,2	※	002338			
		※	※							
(5)	管理栄養士専門分野別人材育成事業費 (平成18年度) ※令和4年度で終了	－	－	－	1	複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施および食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成することを目的とし、各専門領域におけるリーダーを対象とした専門研修プログラムを作成することで、水準の高い栄養ケアを効率良く提供する。 ※令和4年度をもって終了。	－			
		－	－							
(6)	健康増進事業 (平成20年度) (関連:29-(X-1-2))	※	※	※	1,2,3	※	002337			
		※	※							
(7)	健康増進総合システム(保守・運用) (平成20年度) ※令和6年度で終了	－	－	－	1,2,3	最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行うことで、国民が生活習慣を改善するための支援を図る。 ※令和6年度をもって終了。	－			
		－	－							
(8)	健康増進総合システム(情報提供) (平成20年度)	※	※	※	1,2,3	※	002342			
		※	※							
(9)	糖尿病の重症化・合併症の発症予防のための地域における診療連携体制推進に資する事業(平成23年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野02,05】	※	※	※	1,6	※	002346			
		※	※							
(10)	栄養ケア活動支援整備事業 (平成24年度) ※令和5年度で終了	19百万円	－	－	1	増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行うことで、栄養ケアを担う人材を確保する。 ※令和5年度をもって終了。	－			
		15百万円	－							
(11)	健診結果の様式の標準化整備事業 (令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野12,13】 ※令和3年度で終了	－	－	－	1	特定健診のみならず、それ以外の健診・検診においても、健診結果を標準的な電磁的記録の様式で提供できるよう、通知にてその標準的な様式を定めるとともに、市町村において、速やかに標準的な電磁的形式を活用出来るように、様式の標準化に係る整備(データ標準レイアウトの改版に伴う市区町村のシステム改修等)に必要な経費について補助する。【補助率1/2】 これにより、転居時に市区町村間で健康診査情報が引き継がれる仕組みや、マイナポータル等を活用した個人の健診・検診結果情報を一元的に確認できる仕組みを構築するものである。また、個人の健康状態等を本人や家族が把握することで、日常生活の改善や健康増進につながり、ひいては健康寿命の延伸に寄与すると考えられる。 ※令和3年度をもって終了。	－			
		－	－							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定時期	令和7年度
		5,567,358			5,714,793		6,611,104			
施策の執行額(千円)		5,048,831			5,324,022					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第210回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明				令和4年10月21日		国民の健康を増進し、健康寿命の延伸を図るため、次期「国民健康づくり運動プラン」策定に向けた議論を進めるとともに、予防・重症化予防・健康づくりの政策効果に関する実証事業を着実に実施します。		

（※）「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－11－3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	総合的ながん対策を推進すること(施策目標Ⅰ-11-3) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		担当 部局名	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	作成責任者名	がん・疾病対策課長 鶴田 真也
施策の概要	本施策は、がん対策基本法に基づき策定された「がん対策推進基本計画」に基づき、がん患者を含めた国民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、様々ながんの病態に応じて、いつでもどこに居ても、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるよう、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」を3つの柱として取組みを進める。具体的には、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図ることとしている。 現在は令和5年3月に閣議決定された第4期がん対策推進基本計画(計画期間:令和5年度～令和10年度)に基づき、取組を進めている。					
	【がん検診の推進について】 ・ がん検診は健康増進法に基づく市区町村の事業として実施されており、厚生労働省では、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、科学的根拠に基づくがん検診として、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの検診を推進している。 ・ 第4期がん対策推進基本計画においては、同指針に基づく全てのがん検診において受診率60%、精密検査受診率 90%を目指すこととしている。 ・ また、がんの早期発見・早期治療につなげ、がんの死亡率を減少させるためには、がん検診における精度管理が必要不可欠であることから、レセプトやがん登録情報を活用したがん検診の精度管理について、自治体に対して技術的支援等を行っている。					
	【がんの医療提供体制の均てん化・集約化について】 ・ 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき、拠点病院等を中心として、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法、病理診断、緩和ケア等の提供、がん相談支援センターの整備、院内がん登録及び多職種によるカンファレンスの実施等を推進し、医療の質の向上や均てん化に向けた取組を進めてきた。 ・ 令和7年11月時点で、全ての都道府県に、計464施設の拠点病院等が指定されている。これらの拠点病院等においては、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。					
	【がん患者等の生活の質の向上について】 ・ がん医療の進歩により、がんは長く付き合う病気となり、がん患者・経験者が、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっている。これを踏まえ、企業における治療と仕事の両立支援の取組を推進するため、平成28年2月に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定したほか、「がん患者の就労に関する総合支援事業」により拠点病院等における情報提供・相談支援や両立支援の充実を進めている。 ・ また、がんは小児・AYA世代(Adolescent and Young Adult(思春期・若年成人)の頭文字をとったもので、主に思春期(15歳～)から30歳代までの世代を指す。)の病死の主な原因の一つであるが、これらの世代のがんは、多種多様ながん種を多く含むことや、乳幼児・小児期・思春期・若年成人世代といったライフステージで発症することから、成人のがんとは異なる対策が求められる。こうした現状を踏まえ、小児がん拠点病院等を指定し、地域における小児がん診療のネットワーク化をすすめている。 ・ こうした施策により、がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会の構築を進めている。					
施策を取り巻く現状	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっている。 がん検診は、がんの早期発見・早期治療につながるものであるが、我が国のがん検診の受診率は依然として諸外国に比べて低い状況にある。 また、精密検査の受診率についても、多くのがん種で十分とは言えない。					
	令和4年8月に、がん医療の更なる充実のため、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の見直しを行い、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化を踏まえ、拠点病院等の役割分担を図る必要がある項目については、患者の適切ながん医療へのアクセスを確保した上で、一定の集約化を求めることとしたほか、都道府県がん診療連携協議会の体制を強化し、拠点病院等の役割分担や連携体制の構築、感染症発生・まん延時や災害時等への対応等を新たな要件として盛り込んだ。					
	がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの年齢でがんに罹患しており、20歳から64歳までのがん罹患患者数は増加している(平成14年:約19万人→令和3年:約24万人)。 我が国の全がんの5年生存率は上昇しており、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっている。このため、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要であり、がんの治療と学業や仕事とを両立し、また、治療後も同様の社会生活を維持する上で、がんの治療に伴う外見の変化に対する支援が重要となっている。また、将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者にとっては、妊孕性の温存は大きな課題である。					
施策実現のための課題	1	がんの死亡者は依然として多く、がん検診受診率・精密検査受診率も十分とは言えない状況にある。				
	2	がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化を踏まえた、がん医療提供体制の整備を進める必要がある。				
	3	20歳から64歳までのがん罹患患者数の増加、全がんの5年生存率の上昇等を踏まえ、がん患者・経験者の生活の質の向上に向け、治療と学業や仕事の両立や、アピアランスケア等のサバイバーシップ支援、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対する妊孕性温存等に関する支援が重要となっている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現する。			がん検診は、当該がんの死亡率減少を目的として、無症状の健康な集団から当該がんの疑いのある者となない者を選別し、前者を適切な治療に、後者を次回の検診に導く一連のプログラムであり、科学的根拠に基づくがん検診の受診や精密検査の受診は、がんの早期発見・早期治療につながる。がんの死亡者数を更に減少させていくためには、がん検診の受診率向上及び精度管理の更なる充実が必要であることから当該目標を設定した。	
	目標2 (課題2)	地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する。			がん医療が高度化する中で、少子高齢化・人口減少という人口動態の変化をも踏まえ、引き続き質の高いがん医療を提供するために重要な施策であることから、当該目標を設定した。	
	目標3 (課題3)	ライフステージに応じたがん対策を推進することで、全てのがん患者及びその家族等の生活の質の向上を目指す。			がん患者・経験者の生活の質の向上において、治療と学業や仕事の両立や、アピアランスケア等のサバイバーシップ支援や、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対する妊孕性温存等のライフステージに応じたがん対策が重要であることから、当該目標を設定した。	

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19-i】 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	人口10万対67.4人	令和4年	令和4年 と比べて低下	毎年度	平成29年(人口10万対73.6人)以下	平成29年(人口10万対73.6人)以下	令和4年(人口10万対67.4人)以下	令和4年(人口10万対67.4人)以下	令和4年(人口10万対67.4人)以下	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づき、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図り、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させることとしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	第3期がん対策推進基本計画(平成29年度～令和4年度)においては、75歳未満のがんの年齢調整死亡率を低下させることとしていた。第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)においても、第3期計画期間における実績を踏まえ、最終アウトカムの1つとして75歳未満のがんの年齢調整死亡率を設定している。75歳未満のがんの年齢調整死亡率はほぼ一貫して減少し続けているが、引き続き推移を注視する。 ※年齢調整死亡率の基準人口は昭和60年モデル人口を使用
2	がん検診受診率 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19-i】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】 (アウトプット)	男性 胃がん:46.4% 肺がん:51.0% 大腸がん:44.5% 女性 胃がん:35.6% 肺がん:41.7% 大腸がん:38.5% 子宮頸がん:42.4% 乳がん:44.9%	平成28年	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 60% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 60%	令和10年度	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 50% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 50% - 女性 胃がん:43.5% 肺がん:46.4% 大腸がん: 42.8% 子宮頸がん: 43.6% 乳がん:47.4%	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 50% 男性 胃がん:53.7% 肺がん:53.2% 大腸がん: 49.1% 女性 胃がん:53.7% 肺がん:53.2% 大腸がん: 49.1%	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 60% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 60%	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 60% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 60%	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 60% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 60%	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画において、男女とも対策型検診で実施される全てのがん種におけるがん検診の受診率の目標値を60%としている。 なお、本指標については、国民生活基礎調査の大規模調査年の調査結果により実績値を算出しているが、次回の実施年は令和7年度である。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※ 基準値(平成28年実績値)の一部変更について ・ 国民生活基礎調査は3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。 同調査では、平成16年に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成10年3月31日厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知別添)の一部が改正されたことを踏まえ、平成22年から平成28年の大規模調査までは、子宮頸がん検診及び乳がん検診について、「過去1年間」及び「過去2年間」の受診状況を調査していたが、過去3回の調査結果が比較可能となったことや、平成20年に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)において、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、2年に1回の受診回数としていることを踏まえ、令和元年調査以降は、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、「過去2年間」の受診状況のみ調査することとした。 これまで、子宮頸がん検診及び乳がん検診の基準値は、他のがん検診との平仄から平成28年調査における「過去1年間」の受診率を記載していたが、上記を踏まえ、これを「過去2年間」の受診率に変更している。 (参考)変更前の子宮頸がん検診及び乳がん検診の平成28年における受診率は、子宮頸がん検診:33.7%、乳がん検診:36.9%。	左記のとおり、がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されていることから、第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)において、第3期計画期間における実績を踏まえ、男女とも対策型検診で実施される全てのがん種におけるがん検診の受診率の目標値を60%としている。 なお、国民生活基礎調査の次回の実施年は令和7年度であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、令和7年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。また、その際は、8項目のうち何項目が目標を達成しているかにより達成度を評価する。
3	精密検査受診率 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19-i】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】 (アウトプット)	胃がん:80.1% 肺がん:83.4% 大腸がん:69.5% 子宮頸がん:76.3% 乳がん:87.5%	平成28年度	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90%	令和10年度	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90% 胃がん:84.4% 肺がん:82.5% 大腸がん: 69.9% 子宮頸がん: 77.6% 乳がん:89.9%	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90% 胃がん: 85.2% 肺がん: 82.4% 大腸がん: 70.4% 子宮頸がん: 77.9% 乳がん: 89.5%	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90% 集計中 (令和8年3月頃公表予定)	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90% 集計中 (令和9年3月頃公表予定)	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90% (参考)変更前の実績値 平成28年度における40歳から74歳(子宮頸がんのみ20歳から74歳)の受診率(基準値)は、胃がん(エックス線):81.6%、胃がん(内視鏡):83.9%、肺がん:83.0%、大腸がん:70.6%、子宮頸がん:75.4%、乳がん:87.8% 令和3年度における40歳から74歳(子宮頸がんのみ20歳から74歳)の受診率(実績値)は、胃がん(エックス線):80.7%、胃がん(内視鏡):93.1%、肺がん:83.2%、大腸がん:71.3%、子宮頸がん:77.7%、乳がん:90.1%	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画において、精密検査受診率の目標値を90%としている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※基準値(平成28年度実績値)及び実績値(令和3年度実績値)の変更について 前年度までは、数値設定の対象年齢は40歳から74歳(子宮頸がんのみ20歳から74歳)を用いていたが、精密検査受診率の値について、検診受診率と揃えるため、69歳を上限とすることとしたので、地域保健・健康増進事業報告の概要版(算出対象年齢:40歳から69歳(子宮頸がんのみ20歳から69歳))を引用することに変更している。 (参考)変更前の実績値 平成28年度における40歳から74歳(子宮頸がんのみ20歳から74歳)の受診率(基準値)は、胃がん(エックス線):81.6%、胃がん(内視鏡):83.9%、肺がん:83.0%、大腸がん:70.6%、子宮頸がん:75.4%、乳がん:87.8% 令和3年度における40歳から74歳(子宮頸がんのみ20歳から74歳)の受診率(実績値)は、胃がん(エックス線):80.7%、胃がん(内視鏡):93.1%、肺がん:83.2%、大腸がん:71.3%、子宮頸がん:77.7%、乳がん:90.1%	左記のとおり、がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されていることから、第4期がん対策推進基本計画(令和5～10年度)において、第3期計画期間における実績を踏まえ、精密検査受診率の目標値を90%としている。 なお、令和6年度の実績値は令和9年3月に公表予定であることから、令和8年夏に本指標の令和6年度の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。また、その際は、5項目のうち何項目が目標を達成しているかにより達成度を評価する。

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額					
		執行額	執行額					
(1)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等(平成18年度)	※	※	※	1	※	002348	がん事務
		※	※					
(2)	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(平成18年度)	※	※	※	1	※	002351	がん事務
		※	※					
(3)	がん検診総合支援事業費等(平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-i】	※	※	※	1、2、3	※	002349	がん事務
		※	※					
(4)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度)	※	※	※	1、2、3	※	002350	がん事務
		※	※					

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
4	がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-1】 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 【再掲】	人口10万対67.4人	令和4年	令和4年と比べて低下	毎年度	平成29年(人口10万対73.6人)以下	平成29年(人口10万対73.6人)以下	令和4年(人口10万対67.4人)以下	令和4年(人口10万対67.4人)以下	令和4年(人口10万対67.4人)以下	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づき、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図り、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させることとしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	第3期がん対策推進基本計画(平成29年度～令和4年度)の期間内であり、引き続き第3期基本計画に基づき75歳未満のがんの年齢調整死亡率を低下させることとしている。第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)においても、第3期計画期間における実績を踏まえ、最終アウトカムの1つとして75歳未満のがんの年齢調整死亡率を設定している。75歳未満のがんの年齢調整死亡率はほぼ一貫して減少し続けているが、引き続き推移を注視する。 ※年齢調整死亡率の基準人口は昭和60年モデル人口を使用
						67.4人	67.4人	65.7人	64.7人			
5	役割分担に関する議論が行われている都道府県の数 (アウトプット) 【第4期がん対策推進基本計画評価指標】	—	—	47都道府県	令和10年度		47都道府県	47都道府県	39都道府県	43都道府県	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。国はこれまで、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)に基づき、拠点病院等を中心として、がん医療提供体制の質の向上や均てん化に向けた取り組みを進めてきた。また、令和4年8月に整備指針の見直しを行い、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する観点から、都道府県がん診療連携協議会の役割と機能を強化した。また、令和5年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」ではがん医療提供体制の均てん化と集約化を推進することとする。令和5年度からは、都道府県がん診療連携協議会において、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担について議論した都道府県数を増やすこととしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html)	左記のとおり、第4期がん対策推進基本計画評価指標において、「役割分担に関する議論が行われている都道府県の数」を、令和10年度に47都道府県とすることが目標とされている。令和7年度の目標は、最新値の令和6年度実績値と最終目標年度の令和10年度の目標値との差分を均等割りして設定した。

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額					
		執行額	執行額					
(5)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等(平成18年度)	※	※	※	4、5	※	002348	がん事務
		※	※					
(6)	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(平成18年度)	※	※	※	4	※	002351	がん事務
		※	※					
(7)	がん検診総合支援事業費等(平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-i】	※	※	※	4	※	002349	がん事務
		※	※					
(8)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度)	※	※	※	4	※	002350	がん事務
		※	※					

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
6	仕事と治療の両立ができる環境と 思う人の割合の増加数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19- ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	27.9%	平成28年度	55%	令和10年度	-	-	令和元年度 (37%)以上	-		がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの年齢でがんに罹患している。このため、がん対策推進基本計画に基づき、がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実し、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築に向けて取り組んでいる。世論調査において、仕事と治療の両立ができる環境と思うと回答した人の割合を55%にすることを目標としている。 なお、本指標については、がん対策に関する世論調査により実績値を算出している。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)令和5年度実績値45.4%は分母:有効回収数(1,626人)、分子:「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と回答した人から算出したもの。	がん患者の仕事と治療の両立については、「がん患者の就労に関する総合支援事業」において、がん診療連携拠点病院等に就労に関する専門家の配置等により環境整備を進めている。 目標値は、平成25年度以降の実績に基づいて推計した。取組を継続することで上昇を維持することとし、目標値を令和10年度に55%とした。なお、世論調査の前回の実施年は令和5年度であり、次回の調査年は未定であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。	
						-	-	45.4%	-				
7	がん診療連携拠点病院において、 「治療と仕事両立プラン」等を活用して 支援した就労に関する相談件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19- ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	13,506件 (推計)	平成28年	40,000件	令和7年	前年(29,528 件)以上	25,000件 以上	25,000件 以上	36,723件以上	40,000件	がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの年齢でがんに罹患している。このため、がん対策推進基本計画に基づき、がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実し、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会を構築し、がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数を年間40,000件とすることを目標としている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※実績値は、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。	目標値は、平成30年度患者調査の結果に基づいて推計した。取組を継続することで上昇を維持することとし、目標値を令和7年までに40,000件とした。 また、令和6年度の目標は、令和3年度実績値と最終目標年度の令和7年度の目標値との差分を均等割りして設定した。	
						26,891件	28,801件	32,884件	集計中 (令和8年夏 頃公表予定)				
8	現在自分らしい日常生活を送れて いると感じるがん患者の割合 (アウトカム)	70.5%	平成30年度	前回と比べて 増加	令和10年度	-	-	平成30年度 (70.5%)以上	-		患者の視点からのがん対策評価を行うため実施されている「患者体験調査」において、がん患者及びその家族の生活の質の向上に関しては、「自分らしい日常生活を送れていると感じる」人の割合を調査しており、がん対策推進基本計画においても、同調査結果が評価指標として採用されている。 (参考)平成30年度実績値は分母:最終報告対象となった有効回答の内、本人回答の数(無回答を除外・5,277人)、分子:「とてもそう思う」または「ある程度そう思う」と回答した人数(3,713人)から統計上の補正を行い、算出している。	「患者体験調査」は過去3回(平成26年度、平成30年度、令和5年度)しか実施されておらず、調査項目の改善率の推計が立てづらいことから、前回実施時点(平成30年度)以上の値を目標値として設定した。また、目標年度は第4期がん対策推進基本計画の目安に合わせて設定した。 なお、患者体験調査の前回の実施年は令和5年度であり、次回の調査年は未定であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。	
						-	-	79.0%	-				
9	「小児・AYA世代のがん患者等の妊 孕性温存療法研究促進事業」に係 る助成の実施件数 (アウトプット)	1,061件	令和4年度	前年度と比 べて増加	毎年度	-	前年度(1,061 件)以上	前年度(1,727 件) 以上	前年度以上	前年度以上	妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、エビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の研究を促進することを目的とした「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を令和3年度から実施している。 小児・AYA世代の患者等が、将来に希望をもって治療等に取り組むため、必要とする方に妊孕性温存と温存後生殖補助医療に係る助成を適切に実施することを目標としている。	妊孕性温存については、対象となる患者全てに実施するものではなく希望者に対して実施するものであることから、目標値(絶対数)を定めていないが、一方で、妊孕性温存に関する相談や意思決定支援、助成に関する周知等が不足しており希望をしていても機会を逸した患者がこれまで存在するという想定のもと、対前年度での助成件数増加を目標と設定している。	
						1,061件	1,727件	2022件	集計中 (令和7年 12月頃 公表予定)				
10	外見の変化に関する相談ができた 患者の増加数(アウトカム)	28.3%	平成30年度	前回と比 べて増加	令和10年度	-	-	前回(28.3%) 以上	-		がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されている。「患者体験調査」によると、がんの治療に伴う外見の変化(爪、皮膚障害、脱毛等)に関する相談ができたがん患者の割合は、成人で28.3%(平成30年度)であり、一定の取組がなされていることが明らかとなったが、さらなる取組が求められている。 (参考)平成30年度実績値は分母:最終報告対象となった有効回答数(無回答を除外・6,754人)、分子:「相談できた」と回答した人数(2,038人)から統計上の補正を行い、算出している。	外見の変化に関する悩みへの相談は、外見の変化が起こった患者全てが相談を希望するものではなく、相談希望者に対して実施するものであることから、目標値(絶対数)を定めていないが、一方で、外見の変化に関する相談を希望していても機会を逸した患者がこれまで存在するという想定のもと、相談支援体制の構築や普及啓発等の取組が進むことで、相談件数が増加することを目標として設定している。また、目標年度は第4期がん対策推進基本計画の目安に合わせて設定した。 なお、患者体験調査の前回の実施年は令和5年度であり、次回の調査年は未定であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。	
						-	-	25.8%	-				

達成手段3		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号				
		予算額	予算額								
		執行額	執行額								
(9)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等（平成18年度）	※	※	※	7、8	※	002348	がん事務			
		※	※								
(10)	都道府県健康対策推進事業（平成22年度） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野19～ii】	※	※	※	6	※	002350	がん事務			
		※	※								
(11)	小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業（令和3年度）	※	※	※	8、9	※	003031	がん事務			
		※	※								
(12)	アピアランス支援モデル事業（令和5年度）	※	※	※	8、10	※	005563	がん事務			
		※	※								
施策の予算額（千円）		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定時期	令和7年度	がん事務
		10757316			10,700,929		13,683,140				
施策の執行額（千円）		10,503,325			10,586,385						
施策に関する内閣の重要施策 （施政方針演説等のうち主なもの）		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分（概要・記載箇所）			がんライン全体
		第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説				令和6年3月8日		がん対策や循環器病対策に関する基本計画に基づき、総合的な対策を進めます。			

（※）「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>) の行政事業レビューシー

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅰ－12－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること(施策目標Ⅰ－12－1) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標12:健康危機管理・災害対応力を強化すること		担当 部局名	大臣官房厚生科学課健康危機管理・ 災害対策室	作成責任者名	健康危機管理・災害対策室長 土岐 祥蔵
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号) ・「厚生労働省防災業務計画」(最終改正 令和3年9月)					
施策を取り巻く現状	1. 国の健康危機管理体制 ・ 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備。 【平時】 ・ 関係部局や国立試験研究機関を通じて内外からの情報を収集 ・ 部局横断組織である「健康危機管理調整会議」において、毎月2回情報交換を実施 【有事】 ・ 緊急の調整会議の開催、対策本部の設置、職員や専門家の現地派遣、健康危機情報の発信等					
	2. 自治体の健康危機管理体制 ・ 地域における健康危機管理は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、「地域健康危機管理ガイドライン」を参考に健康危機管理体制を整備することが求められている。 ・ 地域の健康危機管理の拠点となるのが保健所等だが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策における保健所等の役割の重要性が改めて認識された。 ・ その体制の強化を図るため、感染症業務従事保健師の増員に係る地方財政措置やIHEAT要員の確保等が行われている。					
	3. 地震及び気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化 ・ 令和5年5月5日の石川県珠洲市を震源とした地震、令和6年1月1日能登半島地震など、地震が激甚化・頻発化している状況。 ・ 水害・土砂災害等をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」をはじめ、毎年のように豪雨災害による被害が生じている。 ・ 災害の発生時に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部、保健所の指揮調整機能等への支援のため、「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の応援派遣を調整。 ・ DHEATは、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成され、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。					
施策実現のための課題	1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対応するための体制整備が必要である。				
	2	① 感染症・災害等の対応や、保健所のマネジメント等の支援を行うことができる人材を養成することが必要である。 ② 平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備が必要である。				
	3	地震や台風、大雨等の災害に対して、迅速な災害対応を実施するための平時からの備えが必要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること		医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、その兆候を速やかに察知し、迅速かつ適切に対応するための体制を整備しておくことが求められるため。		
	目標2 (課題2)	地域における健康危機管理体制の確保を図ること		多様化する健康危機事例の未然防止及び拡大抑制のため、平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備、危機管理に関する研修の実施等により、地域における健康危機管理体制の強化を図り、安心で健康な国民生活の確保を図ることが求められているため。		
	目標3 (課題3)	災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること		近年頻発化している地震、台風、大雨等の災害に対応するための研修の実施により、災害時に迅速かつ円滑な災害対策を行うことが求められるため。		

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度				年度ごとの実績値							
令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度							
①	健康危機管理調整会議の開催回数 (アウトプット)	-	-	月2回	毎年度	-	-	-	月2回	月2回	・ 厚生労働省関連部局及び関係研究機関を構成員とする健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機事案に対する対応体制を整備している。 ・ 健康危機管理においては、危機の端緒となる情報の収集及び省内担当部局での適切なアセスメント並びにその情報の共有が必要とされるところ、こうした危機情報を共有する役割を当該会議が担っているため指標として選定した。	健康危機情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、国内外で発生している健康危機事案を適切に共有していくことが必要である。情報更新の頻度等を踏まえ、月に2回の開催を目標値とする。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。 (参考) 令和6年度実績: 24件	
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		執行額	執行額										
(1)	健康危機管理体制の整備 (平成10年度)	※	※	※	1	※					002353		
		※	※										

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度				年度ごとの実績値							
令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度							
②	国が実施する都道府県、保健所設置市・特別区の本庁・保健所等の職員を対象とした健康危機関連の研修の受講者数 (アウトプット)	-	-	500人	毎年度			300人	400人	500人	・ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や災害等の重大な健康危機管理事案に対応することや、各地域における危機管理研修を企画・実施することのできる保健所等の自治体職員を養成するために国が実施する研修に係る参加者数を指標として選定した。 (出典): 健康・生活衛生局健康課地域保健室による把握	令和6年度の実績を踏まえて、令和6年度目標値から100人増やした500人を目標値に設定した。	
③	保健所が実施した市町村職員に対する健康危機管理に関する研修(指導)の実施回数・参加延人員 (地域保健・健康増進事業報告による)(アウトカム)	344回・7,369人	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (255回・5,397人) 以上	前年度 (226回・4,840人) 以上	前年度 (207回・6,674人) 以上	前年度 (321回・6,385人) 以上	前年度以上	・ 地域で健康危機管理を担う保健所職員及び保健所所管区域内の市町村職員を対象として、上記研修を受講した保健所長等のリーダーシップの下で実施される復命研修を含む各種研修の実施回数及び参加者数を指標として選定した。 地域保健・健康増進事業報告 URL: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450025&tstat=000001030884	健康危機管理について、非常時に万全の対応を期するため、研修の実施回数や参加者数が着実に増加することは望ましいものの、感染症や災害の発生状況等により年度ごとに変動があるため、あらかじめ全国一律の目標値を設定することは実態に即さないことを踏まえ、目標値を前年度以上としている。 (参考) 平成30年度実績: 402回・9,656人、令和元年度実績: 402回・9,656人、令和2年度実績: 255回・5,397人	
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由		
4	国が実施する都道府県、保健所設置市・特別区の本庁・保健所等の職員を対象とした健康危機関連の研修の受講者数の自治体別内訳(人数)							別紙のとおり			指標2については、自治体毎の取組状況の差異を把握するため、参考指標としている。		
5	保健所が実施した市町村職員に対する健康危機管理に関する研修(指導)の実施回数・参加延人員の都道府県別内訳(回・人)					右リンクのCSVデータの内、AC・AD列「健康危機管理実施回数」と「健康危機管理参加延人数」参照			集計中 (R8年3月公表予定)		指標3については、自治体毎の取組状況の差異を把握するため、参考指標としている。 【参照リンク(地域保健・健康増進事業報告)】 ・ 令和3年度 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040038002 ・ 令和4年度 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040165236 ・ 令和5年度 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040261807		

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(2)	健康危機管理体制整備推進費 (平成5年度)	※	※	※	2	※	002354					
		※	※									
(3)	健康危機管理情報収集事業費 (平成14年度)	※	※	※	—	※	002355					
		※	※									
(4)	地域健康危機管理対策事業 (平成18年度)	※	※	※	3	※	002352					
		※	※									
(5)	災害時公衆衛生従事者緊急派遣事業 (平成24年度)	※	※	※	—	※	002356					
		※	※									
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
⑥	厚生労働省職員(地方厚生局職員向け)災害対応研修・訓練	—	—	年1回	毎年度	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	災害対応を迅速かつ円滑に実施するためには、定期的に研修・訓練を開催し、実際に被災地対応を行うことが想定される各地方厚生局災害担当職員の災害対応力強化を図ることが有効と考えられるため、指標として選定。 (出典):大臣官房厚生科学課による把握	毎年必ず研修・訓練を行うのが適切であるとの趣旨から、年1回を目標と設定。
						年1回	年1回	年1回	年1回			
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(6)	災害対応者能力向上事業 (令和2年度)	※	※	※	4 6	※					002353	
		※	※									
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定 時期	令和6年度
		1,026,363			1,114,546			847,816				
施策の執行額(千円)		442,319			588,611							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		—					—		—			

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

(別紙)

研修受講者の自治体別内訳

都道府県	R5合計	R6合計	中核市	R5合計	R6合計
北海道	8	10		函館市	1
青森県	10	9		旭川市	1
岩手県	14	8		青森市	1
宮城県	4	4		八戸市	1
秋田県	9	9		盛岡市	3
山形県	7	8		秋田市	1
福島県	9	9		山形市	2
茨城県	11	8		福島市	1
栃木県	11	11		郡山市	1
群馬県	15	9		いわき市	1
埼玉県	8	11		水戸市	1
千葉県	5	4		宇都宮市	2
東京都	3	6		前橋市	1
神奈川県	4	7		高崎市	1
新潟県	8	3		川越市	1
富山県	10	5		川口市	1
石川県	8	9		越谷市	1
福井県	8	10		船橋市	2
山梨県	8	10		柏市	2
長野県	5	13		八王子市	1
岐阜県	10	13		横須賀市	1
静岡県	10	9		富山市	1
愛知県	7	5		金沢市	2
三重県	10	9		福井市	2
滋賀県	6	8		甲府市	2
京都府	7	11		長野市	1
大阪府	3	6		松本市	2
兵庫県	7	9		岐阜市	1
奈良県	6	7		豊橋市	1
和歌山県	8	10		岡崎市	1
鳥取県	6	3		一宮市	1
島根県	8	9		豊田市	1
岡山県	4	7		大津市	0
広島県	4	4		豊中市	0
山口県	9	10		吹田市	1
徳島県	12	4		高槻市	1

香川県	5	9
愛媛県	7	11
高知県	8	8
福岡県	4	11
佐賀県	8	11
長崎県	8	9
熊本県	10	12
大分県	7	9
宮崎県	6	10
鹿児島県	2	7
沖縄県	8	9
合計	355	393

指定都市

札幌市	1	1
仙台市	0	4
さいたま市	1	1
千葉市	1	2
横浜市	1	1
川崎市	1	0
相模原市	1	1
新潟市	1	1
静岡市	1	1
浜松市	1	1
名古屋市	1	3
京都市	5	2
大阪市	1	2
堺市	1	1
神戸市	1	1
岡山市	1	1
広島市	3	3
北九州市	2	1
福岡市	2	1
熊本市	1	1
合計	27	29

その他の政令市

小樽市	1	1
町田市	1	0
藤沢市	1	1

枚方市	1	1
八尾市	1	1
寝屋川市	1	1
東大阪市	1	1
姫路市	1	1
尼崎市	1	1
明石市	1	1
西宮市	1	1
奈良市	3	2
和歌山市	3	1
鳥取市	2	2
松江市	1	2
倉敷市	1	2
呉市	2	2
福山市	1	2
下関市	1	1
高松市	2	3
松山市	2	1
高知市	2	1
久留米市	1	0
長崎市	1	1
佐世保市	1	1
大分市	3	3
宮崎市	1	3
鹿児島市	1	1
那覇市	2	2
合計	82	78

特別区

千代田区	0	1
中央区	0	0
港区	1	0
新宿区	0	0
文京区	1	0
台東区	0	0
墨田区	1	1
江東区	0	0
品川区	0	1
目黒区	0	1

茅ヶ崎市	1	1
四日市市	2	2
合計	6	5

大田区	0	2
世田谷区	1	2
渋谷区	1	1
中野区	1	0
杉並区	1	0
豊島区	0	0
北区	0	0
荒川区	3	1
板橋区	0	0
練馬区	0	0
足立区	0	1
葛飾区	1	0
江戸川区	1	1
合計	12	12

全体合計	482	517

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅱ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ－1－1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1：食品等の安全性を確保すること	担当 部署名	健康・生活衛生局 食品監視安全課	作成責任者名	食品監視安全課長 今川 正紀
施策の概要	1. 食品安全行政の概要 ○ 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。				
	(1)規格基準の設定及び見直し ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留農薬の暴露評価について、国際的な整合化を図るため、手法の高度化に向けた取組を実施している。 ・ また、新たな育種技術(ゲノム編集技術等)や従来にはない新規食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。 なお、令和6年4月1日より消費者庁へ移管された。				
	(2)計画に基づく監視指導 ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導に実施に関する指針」に基づき、輸出国対策及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の上、適切な監視指導を実施している。				
	(3)輸入食品の安全性確保 ・ 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。 ・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。 ・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。 ・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。				
	(4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施 ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。				
	2. 食品衛生法の改正について ○ 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。 ○ このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。 ○ こうした状況を踏まえ、食品の安全を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月には完全施行された。				
	【改正の概要】 (1)広域的な食中毒事案への対策強化〔平成31年4月1日施行〕 ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。				
	(2)HACCPに沿った衛生管理の制度化〔令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)〕 ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。 ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。<HACCPに基づく衛生管理> ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。<HACCPの考え方を取り入れた衛生管理>				
	(3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化〔令和2年6月1日施行〕 ・ 内閣総理大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ることを義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。なお、令和6年4月1日より消費者庁へ移管された。				
	(4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備〔令和2年6月1日施行〕 ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。				
施策を取り巻く現状	(5)営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設〔令和3年6月1日施行(営業許可業種によっては経過措置あり)〕 ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。 ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。				
	(6)食品等リコール情報の報告制度の創設〔令和3年6月1日施行〕 ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。				
	(7)その他 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。				
施策を取り巻く現状	残留基準の設定については、平成30年度に農薬取締法が改正され、全ての農薬を対象に、定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う再評価制度が導入されたことから、再評価の本格化に伴い、厚生労働省において見直すべき農薬等の品目数が、大きく増加する見込みである。 なお、令和5年5月に成立した生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に基づき、食品衛生基準行政については令和6年4月から消費者庁へ移管された。				
	食中毒の事件数は、1998(平成10)年をピークにおおむね減少傾向を示してきたが、近年では1,000件前後で推移している。 輸入食品の届出件数は、食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に近年増加傾向にある。				
	平成21年度の消費者庁設置を背景に、以前にも増して食品安全に対する消費者の意識が高まっている。				

施策実現のための課題	1	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。	
	2	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。	
	3	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1	HACCPの定着など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等	HACCPに沿った衛生管理の定着による食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。 また、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。
	(課題1)		
	目標2	検疫所における水際対策等の推進	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する必要がある。
	(課題2)		
	目標3	食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。 また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。
	(課題3)		

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
1	大規模食中毒の発生件数(アウトカム)	—	—	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	毎年度	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	・ 食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上が発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条)。)	・ 食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考)平成30年:2件、令和元年:0件、令和2年:3件	
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(アウトカム)	—	—	過去5年の施設数の平均以下	毎年度	過去5年の施設数の平均(662件)以下	過去5年の施設数の平均(579件)以下	過去5年の施設数の平均(743件)以下	過去5年の施設数の平均(710件)以下	過去5年の施設数の平均以下	・ 都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。 ・ 衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 (参考)平成27年度実績:754件、平成28年度実績:774件、平成29年度:実績711件、平成30年度実績:857件、令和元年度実績:618件、令和2年度実績:350件	・ 禁停止命令は、突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の施設数の平均以下を目標値とする。ただし、コロナ禍における飲食店営業自粛等の状況を踏まえ、令和5年度の目標より令和2～4年は除く。	
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由		
3	食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html)					2名(年次集計)	5名(年次集計)	4名(年次集計)	3名(年次集計)		食中毒による死亡者数については、食品等事業者の衛生管理水準を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成28年:14名、平成29年:3名、平成30年:3名、令和元年:4名、令和2年:3名		
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										
(1)	BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 (平成14年度)	※	※	※	—	※					002358		
		※	※										
(2)	輸入食品の監視体制強化等事業 (平成21年度)	※	※	※	—	※					002357		
		※	※										

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
4	輸入食品モニタリング検査達成率 (アウトプット)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしているため。 (参考)算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:モニタリング検査計画件数(令和6年度:100,224 件) ・分子X:モニタリング検査実施件数(令和6年度:100,982 件)	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしていることから、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・令和7年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00003.html ・令和6年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59742.html (参考)平成30年度実績:101%、令和元年度実績:101%、令和2年度実績:102%	
5	輸入食品の規格基準等の違反件数 (アウトカム)	—	—	過去5年の件数の平均以下	毎年度	過去5年の件数の平均以下(766件)	過去5年の件数の平均以下(773件)	過去5年の件数の平均以下(765件)	過去5年の件数の平均以下(761件)	過去5年の件数の平均以下(755件)	・ 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。 ・ 輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。 ・ また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検疫所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。 ・ 輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。 ・ 以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。	輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。 ・令和7年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00003.html ・令和6年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59742.html (参考)平成30年度実績:780件、令和元年度実績:763件、令和2年度実績:691件	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(3)	輸入食品の検査に必要な事業 (平成11年度)	※	※	※	4	※					002365		
		※	※										
(4)	輸入食品の監視体制強化等事業(再掲) (平成21年度)	※	※	※	5	※					002357		
		※	※										

達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
6	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(アウトカム)	—	—	80%以上	令和7年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	・食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係関係、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。 ・第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)第1.2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2.2(15)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上とすること)を目標値として設定する。 ・第4次食育推進基本計画 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrennhou-24.pdf (参考1)直近の実績値である令和56年度の実績値(74.8%)は、分母:有効回収数(2,365人)、分子:「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する」と回答した人の人数(1,769人)から算出したもの。 (参考2)平成30年度実績:77.0%、令和元年度実績:79.4%、令和2年度実績:75.2%	左記のとおり。			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
7	食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:健康・生活衛生局食品監視安全課					3,432名	3,408名	7,101名	11,828名		食品の安全に関する意見交換会への参加者数については、国民の食品安全に対する意識を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成30年度実績:5,186名、令和元年度実績:3,330名、令和2年度実績:8,793名				
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID			
		執行額	執行額												
(5)	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (平成15年度)	※	※	※	7	※						002364			
		※	※												
(6)	カネミ油症患者の健康実態調査事業 (平成25年度)	※	※	※	-	※						002366			
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定時期	令和4年度		
		2,768,726				3,675,851				3,708,670					
施策の執行額(千円)		2,576,089				2,396,264									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)					
		第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和6年3月8日		生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、今年の四月に予定されている食品衛生基準行政及び水道行政の円滑な移管を図るとともに、広域的な食中毒事案への対策強化等に着実に取り組む					

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（https://rssystem.go.jp/top）の行政事業レビューシートを参照

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅱ－2－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ－2－1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3:麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること		担当 部局名	医薬局 大臣官房地方課	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 小園 英俊 地方厚生局管理室長 床枝 栄一
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する。 ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する。 ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する。 ・全国規模で捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築・運用すること等により、麻薬取締部の捜査態勢を強化する。 ・若年層の大麻乱用が拡大を続ける状況等を踏まえ、インターネットサイト内での行動分析に基づく乱用防止広告を実施し、薬物乱用防止啓発の充実を図る。					
	【総合的な薬物対策の推進について】 ・厚生労働省では、平成30年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく、政府を挙げた総合的な薬物乱用対策を推進してきたところである。 ・令和5年8月に第五次薬物乱用防止五か年戦略のフォローアップと併せて、新たに「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、第五次薬物乱用防止五カ年戦略の目標を引き継ぐとともに、(1)大麻乱用期への総合的な対策の強化、(2)再乱用防止対策における関係機関の連携した”息の長い支援”の強化、(3)サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化、(4)国際的な人の往来増加への対応強化、(5)薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信」を強化点としているものである。 (参考)「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく厚生労働省の取組 ・ 未規制物質等の迅速な指定の推進 ・ 再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実 等					
	【危険ドラッグ対策の推進について】 ・危険ドラッグについては、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で決定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に始まり、平成30年8月の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」、令和5年8月の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく対策を推進してきたところである。 ・平成27年7月までには危険ドラッグ店舗を全て廃業に追い込んだものの、近年、危険ドラッグ店舗の再出現や相次ぐ健康被害等、危険ドラッグ乱用に再燃の兆しがあり、令和5年9月、関係省庁と「危険ドラッグ対策会議」を開催し、危険ドラッグによる健康被害の情報収集や取締り体制の強化について確認を行った。 ・また、販売店舗に対し医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施して、指定薬物の疑いのある物品に対して検査命令・販売等停止命令、さらに広域的な流通の禁止をするのみならず、含有する成分について包括指定を含めた迅速な指定薬物への指定を行い、危険ドラッグ乱用根絶に向けた徹底した取組を実施している。					
	【広報・啓発活動について】 ・薬物乱用防止対策は、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であることから、地域における啓発として、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」などの国民的啓発運動を展開し、薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底するとともに、近年若年層における薬物乱用が問題となっていることから、青少年や保護者等に向けて、薬物乱用防止普及啓発読本等の啓発資材を作成し、配布している。 ・また、薬物乱用防止啓発訪問事業として、要請のあった教育機関等に講師を派遣して、専門の教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、Facebook等を活用して情報を発信している。 ・さらに、令和3年度より、若年層のうち大麻に関心の高い者をハイリスク層と定義し、それらをターゲットとしたインターネット上での行動に応じたデジタル広報を実施している。 ・危険ドラッグ対策に係る国民への啓発については、平成25年に「あやしいヤクブツ連絡ネット(https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp)」を開設し、国民が一元的に危険ドラッグを含む指定薬物などの危険性等に関する情報にアクセスできる環境整備を行った。					
施策を取り巻く現状	令和6年中の薬物事犯の検挙人員は、前年より増加した。覚醒剤事犯の検挙人員は令和5年まで8年連続で減少したものの、令和6年の覚醒剤事犯は6,306人と増加に転じ、全薬物事犯の検挙人員の約4割を占めている。大麻事犯の検挙人員については、過去最多であった令和5年からは減少したものの令和5年同様に覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。特に、30歳未満の大麻事犯の検挙人員は、大麻事犯の7割以上となり、若年層による大麻乱用が拡大している。また、覚醒剤の再犯者率は、令和2年は68.6%で過去最多となり、令和3年は66.9%、令和4年は67.7%、令和5年は66.0%令和6年は66.4%と高水準の状態が続いている。					
	令和6年中の危険ドラッグ事犯検挙人員は、74人(確定値)となり、令和5年(444人)の約1.6倍と急増した。また、少年の検挙人員も増加しており、若年層への拡大を見せている。 平成27年7月に危険ドラッグ店舗をすべて廃業に追い込んだが、令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で約300店舗確認された。その後、医薬品医療機器等法に基づく立入検査等を実施することにより、令和6年12月末時点の店舗数が203店舗まで減少したが、引き続き、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、より一層危険ドラッグ対策を推進していく必要がある。					
施策実現のための課題	1	・検挙人員は令和5年より増加しており、依然薬物乱用の根絶には至っていない。要因の1つとして、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。 ・覚醒剤の再犯者率は高水準の状態が続いており、再乱用の防止が課題である。 ・大麻の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合が高水準で推移しているため、若年層への啓発活動も課題の一つである。				
	2	・令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で複数確認されており、新たな危険ドラッグの流通の遮断が必要である。 ・危険ドラッグの検挙人員の増加の一因として、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める。		新たな乱用薬物の蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定するとともに、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であり、薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知する必要があるため。また、薬物依存症者やその家族への支援を行うことで、薬物の再乱用を防止する必要がある。		
	目標2 (課題2)	危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する。		新たな危険ドラッグの蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物に指定するとともに、国民への啓発が必要であるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
1	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトプット)	150,000人	令和2年度	150,000人	令和11年度	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)訪問回数について より幅広い者に広報啓発を行うため、訪問回数から啓発人数へ指標を変更した。 ・訪問回数:580回(令和3年度)、662回(令和4年度)、649回(令和5年度)、666回(令和6年度)	令和6年までの委託事業での啓発人数の実績が6.8万人から15.6万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。
						126,673人	140,851人	156,710人	150,550人			
2	薬物乱用防止啓発訪問事業で実施した薬物乱用防止教室で薬物乱用の危険性を理解した受講者の割合【単位:%】(アウトカム)	98%	令和6年度	98%	令和11年度	—	—	—	—	96%	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の受講者のうち、講義の内容を理解した受講者の割合で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)令和6年度実績について 分子:薬物乱用防止教室ごとに受講者を実施するアンケートのうち「全体的に内容はわかりやすかったか」の設問において、「とてもわかりやすかった」又は「まあまあわかりやすかった」と回答した回答者数(64,192人) 分母:同設問の回答者数(66,252人)	令和2年度から令和6年までの5年間における委託事業での講義の内容を理解した受講者の割合の実績の平均が96.4%であったため目標値を96.4%に設定している。
						97.00%	95%	97%	96.90%			
③	薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者の継続的な支援実施率【単位:%】(アウトカム)	95%	令和2年度	95%	令和7年度	95%	95%	95%	95%	95%	再乱用防止対策事業は、支援対象者が薬物を再使用しないようにすることを目的としているが、本人が薬物を再使用しているかどうかを正確に把握することは不可能であることから、成果について直接的に示すことが困難である。よって本事業に継続して参加している者は薬物を再使用していないと見なした上で、事業の継続的な支援実施率を指標とした。 (参考)令和6年度実績について 分子:薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者のうち、継続的な支援実施をしている人数(58人) 分母:薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者数(68人) (出典)厚生労働省調べ	令和元年までの本事業の継続的な支援実施率が93%から100%であったため、目標を95%に設定している。令和5年度の実績値は目標値に到達しなかったことから、令和6年度も引き続き目標値を95%に設定した。
						85%	87%	75%	85%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
4	麻薬の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)					5	3	7	8		・麻薬の流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、参考指標とした。	
5	薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である) (アウトプット)					14,408人 7,969人 5,783人 998.8kg 380.1kg	12,621人 6,289人 5,546人 475.3kg 336.3kg	13,815人 6,073人 6,703人 1,601.6kg 851.0kg	14,040人 6,306人 6,342人 1,473.3kg 464.1kg		検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)実績 薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数:14,019人(平成29年)、14,322人(平成30年)、13,860人(平成31年・令和元年)、14,567人(令和2年) ・覚醒剤事犯の検挙人数:10,284人(平成29年)、10,030人(平成30年)、8,730人(平成31年・令和元年)、8,654人(令和2年) ・大麻事犯の検挙人数:3,218人(平成29年)、3,762人(平成30年)、4,570人(平成31年・令和元年)、5,260人(令和2年) 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤:1,136.6kg(平成29年)、1,206.7kg(平成30年)、2,649.7kg(平成31年・令和元年)、824.4kg(令和2年) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂):292.4kg(平成29年)、340.4kg(平成30年)、444.9kg(平成31年・令和元年)、302.7kg(令和2年)	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	麻薬・覚醒剤等対策事業 (昭和25年度)	※	※	※	1,2,3,4,5	※	002388
		※	※				
(2)	麻薬等対策推進費(広報経費) (昭和37年度、62年度、63年度、 平成18年度)	※	※	※	1,2,3,4,5	※	002387
		※	※				
(3)	麻薬中毒者収容保護事業 (昭和38年度)	※	※	※	-	※	002382
		※	※				
(4)	麻薬・覚醒剤等対策費 (昭和38年度)	※	※	※	1,2,3,4,5	※	002383
		※	※				
(5)	向精神薬対策費 (昭和48年度、平成元年度、平成2年 度)	※	※	※	-	※	002385
		※	※				
(6)	あへん供給確保事業 (昭和60年度(注)特別会計から一般会 計に変更した年度)	※	※	※	-	※	002381
		※	※				
(7)	医療用麻薬適正使用推進事業 (平成19年度)	※	※	※	-	※	002386
		※	※				
(8)	麻薬取締部監察業務の充実強化 (平成30年度)	※	※	※	-	※	002389
		※	※				

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
6	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトプット) 【再掲】	150,000人	令和2年度	150,000人	令和11年度	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)訪問回数について より幅広い者に広報啓発を行うため、訪問回数から啓発人数へ指標を変更した。 ・訪問回数:580回(令和3年度)、662回(令和4年度)、649回(令和5年度)、666回(令和6年度)	令和6年までの委託事業での啓発人数の実績が6.8万人から15.6万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。			
					126,673人	140,851人	156,710人	150,550人							
⑦	薬物乱用防止啓発訪問事業で実施した薬物乱用防止教室で薬物乱用の危険性を理解した受講者の割合【単位:%】(アウトカム) 【再掲】	98%	令和6年度	98%	令和11年度	—	—	—	—	96%	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の受講者のうち、講義の内容を理解した受講者の割合で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)令和6年度実績について 分子:薬物乱用防止教室ごとに受講者に実施するアンケートのうち「全体的に内容はわかりやすかったか」の設問において、「とてもわかりやすかった」又は「まあまあわかりやすかった」と回答した回答者数(64,192人) 分母:同設問の回答者数(66,252人)	令和2年度から令和6年までの5年間における委託事業での講義の内容を理解した受講者の割合の実績の平均が96.4%であったため目標値を96.4%に設定している。			
						97.00%	95%	97%	96.90%						
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
8	指定薬物の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)					18	18	29	33		・危険ドラッグの薬物乱用対策の効果を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、参考指標とした。				
9	危険ドラッグ事犯の検挙人数【単位:人】 (アウトカム)					164	312	444	745		・検挙人数については、我が国における、危険ドラッグの乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。				
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額												
(9)	危険ドラッグ対策費 (平成18年度)	※	※	※	6,7,8,9	※						002384			
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度
		1,293,496				1,222,873				1,242,649					
施策の執行額(千円)		1,193,194				1,104,391									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅱ-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-3-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3:国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	担当 部局名	医薬局	作成責任者名	医薬品審査管理課化学物質安全対策室長 林 亜紀子
施策の概要	生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止する観点から、次の施策を実施している。 1. 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。以下「化審法」という。) 2. 急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法。以下「毒劇法」という。) 3. 有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律。以下「家庭用品規制法」という。)				
	【1. 化学物質の安全情報の取得と評価】 ・ 化審法に基づき、我が国で初めて製造・輸入される化学物質については、その安全性等を事前に審査・確認するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みを設けている。 ・ 化審法制定以前から存在していた既存化学物質については、2005(平成17)年から2013(平成25)年まで「官民連携既存化学物質安全情報収集・発信プログラム」を通じた安全情報の収集・点検を実施し、OECDに情報提供を行った。2009(平成21)年の化審法改正やその後の評価手法の確立により評価が未実施だった既存化学物質の評価を行う枠組みが整備され、国による安全点検を行っているほか、それらの結果を、ホームページを通じて広く公表するとともに、化学物質のリスク評価等にも活用し、化学物質の適正管理に貢献している。 ・ また、包括的な化学物質の管理を行うことを目的として、既存化学物質を含む全ての一般化学物質を一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課している。さらに、届出により把握した製造・輸入数量、その性状等を踏まえ、リスク評価を優先的に行う必要のある化学物質として、優先評価化学物質として指定している(令和7年4月1日時点までに累計288物質を指定)。 ・ 優先評価化学物質について、順次リスク評価を実施することにより、厳格な化学物質管理を推進している。				
	【2. 毒物及び劇物の安全対策】 ・ 毒劇法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物又は劇物に指定し、毒物又は劇物の取扱事業者等に対する規制を実施している。 ・ 毒物・劇物の監視・指導については、都道府県等に配置されている毒物劇物監視員が、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。 ・ また、毒物及び劇物に関しては、毒物劇物営業者だけでなく、業務上取扱者の情報や毒劇物の事故情報等を管理する「毒物劇物営業者登録等システム」を構築している。国民保護法上も大規模災害・テロ対策において、毒劇物の所在を国が把握することを求めているところ、毒劇物の原体の登録等に係る事務権限が令和2年度より、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されている。				
	【3. 家庭用品の安全対策】 ・ 家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法に基づき、有害物質を指定し(※1)、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。家庭用品規制法に定められている有害物質の一部については、その試験法の見直しを検討している。国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、規制基準を随時見直している。 ※1 令和7年6月末までにホルムアルデヒド等の21物質群を指定 ・ 事業者には、商品が基準違反でないことを検査してから市場に流通させる責任があるが、家庭用品が市場に出た後は、都道府県等が(国産品、輸入品の区別なく) 家庭用品の試買等試験検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視・指導を行っており、その結果を厚生労働省で取りまとめの上、都道府県等に情報提供を行っているほか、厚生労働省のホームページにも掲載している。 ・ また、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、化学物質が原因であることが推定されたものの公表や、日本中毒情報センター等から収集した家庭用品に係る健康被害情報などを活用し、事故防止の指導や啓発に努めている。				
	新たに製造又は輸入される化学物質(新規化学物質)のうち、化審法に基づき事前審査のために届出又は所要の確認を受けるため申出される件数は年間約30,400件であり、これらを経済産業省及び環境省と分担して処理している。また、一般化学物質の数は現在約30,000物質であり、このうち、年間約13,000物質について製造・輸入の届出があり、既存のデータに基づいて評価等を実施し安全性の確認を行っている。なお、一般化学物質について、既存のデータが不足しているものについては、安全性の確認の一環として毒性試験を実施しているが、近年、費用が高額な試験の公共入札が不調となるケースが出ており、活動実施の試験数が伸び悩んでいる。 また、新規化学物質等の届出又は申出を電子的に受付、データベース化するための3省情報基盤システムの管理では、維持管理のほか、事業者の利便性向上のみならず、有害性情報等の届出内容を審議等の効率化に資するために更改を進める必要がある。				
施策を取り巻く現状	令和7年9月1日現在、毒物133項目、劇物432項目が指定されており、近年では年1回程度毒物及び劇物の指定の見直しを行っている。 また、風水害の発生が懸念される場合には、各都道府県に対し、風水害による毒劇又は劇物の漏洩等の防止の注意喚起を行うとともに、これらの漏洩が発生した場合にはその被害状況を報告するよう依頼しており、報告を受けた場合には、情報をとりまとめ、必要に応じて関係各所への情報共有を行っている。 その他、毒物又は劇物を用いた事件も発覚しており、適切な販売管理が行われていることの確認や、必要に応じて販売管理の在り方についても検討が必要となる状況である。				
	家庭用品規制法では21の有害物質に関して基準を設けている。保健衛生上の見地から必要な規制を行うため、有害物質の指定方法について体系的な検討スキームの検討を行っている。 また、家庭用品規制法で定められている有害物質の試験法には、精度が低い試験法や有害な試薬を用いる試験法があるため、順次見直しを行っているところ。 その他、市場に流通している家庭用品は、都道府県等が試買等試験検査を行い、基準に違反する製品の監視指導を実施している。その結果は厚生労働省ホームページに掲載している。				
施策実現のための課題	1	・ 化学物質の安全性を確保するためには、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、適正な評価・管理を行うことが重要である。評価に当たっては、国際的な協調のもとに、諸外国における選定方法の取扱事例や近年の生産量の変化等を踏まえて行うことが求められている。 ・ 毒性試験・評価を行った化学物質については、化学物質の適切な管理の促進のため、情報を公開していくことが必要である。			
	2	・ 近年多発する大規模災害やテロ等への危機管理対応の観点から、毒物劇物について、漏洩・盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等の適切な管理と販売の徹底が求められている。 ・ 毒物劇物営業者登録等システムについて、毒劇物原体の製造、輸入の登録権限も令和2年4月1日より厚生労働大臣から都道府県知事に委譲し運用が始まっており、そのニーズに対応したシステム構築が必要である。また、大型台風等の災害時や感染症拡大時等の緊急時における自治体や保健所の業務負担軽減に資するためにも、迅速な処理が可能なシステム構築を行い、国と自治体及び自治体間での連携を一層容易にすることにより、監視指導及び災害対応を強化する必要がある。			
	3	・ 家庭用品に係る製品事故等への対応、安全性に対する関心の高まり等から、家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保する必要がある。 ・ 家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されておらず、検査業務を安全かつ効率的に遂行するためにも、有害な溶媒や試薬の使用をできるだけ避けて、簡便で精度の高い分析方法の開発が必要である。			

達成目標3について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値								
令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度								
○4	家庭用品試買等調査における違反率 (違反数÷家庭用品試買数)	過去10年の平均値以下	-	0.10%	令和7年度	-	0.14%	0.12%	0.10%	0.10%	市場の家庭用品の試買等調査(※)における違反率は、有害化学物質を含有する家庭用品の安全性の確保状況を反映するものと考えられるため。 ※有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市場で流通している家庭用品の安全性を監視する目的で、都道府県等が市販の家庭用品を購入し検査を実施している。 (参考)令和6年度実績値0.08%は、分母:家庭用品検査件数(7,635件)、分子:違反件数(6件)から算出したもの。	違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動することから、過去10年(平成27年度～令和6年度)の平均値(0.10%)以下を令和7年度の目標値とした。 (参考)過去の実績値 平成27年度:0.13%、平成28年度:0.07%、平成29年度:0.10%、平成30年度:0.17%、令和元年度:0.19%、令和2年度:0.01%、令和3年度:0.04%		
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
(3)	家庭用品規制法施行事務費 (昭和47年度)	※	※	※	4	※					002391			
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度	
		282312				296,657				291,992				
施策の執行額(千円)		242,642				224,573								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		○環境基本計画(第6次)					令和6年5月21日閣議決定			第2部第3章第4節 環境リスクの管理等(2)化学物質管理 【我々の生活を便利で豊かにしてきた化学物質の負の側面を認識して、持続可能な社会の実現に向けて、より安全な化学物質の開発やリスクの削減に取り組むことが重要である。2023 年9月、第5回国際化学物質管理会議(ICCM5)において採択された GFC は、事業者が規制的手法や情報的手法に従って対策を講じるのみならず、国民一人一人が地球環境の悪化を自らの健康と紐づけて考え、自主的、積極的に環境負荷の低減に資する行動を取る必要があり、そうした行動が報われ、積極的に取り組む主体にインセンティブが付与されるよう、化学物質管理施策のあり方を見直していく視点もある内容で国際的に合意されたものであり、各国は国内実施計画の策定を通じて実現を図っていくことが求められている。第五次環境基本計画までは、平成 18 年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿って、国際的な視点に立った化学物質管理に取り組んできた。今後は、我が国の化学物質管理政策を、GFC で合意された5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして推進していく。】				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅱ-4-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ-4-1)	担当 部局名	健康・生活衛生局 生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 宮腰 奏子
施策の概要	1	① 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興 ・ 国民生活に密着した「生活衛生関係営業」(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業)については、全国で約94万店(全事業所の約18%)が営業している。他方、生活衛生関係営業の営業者の大半は中小零細事業者であり、市場が成熟する中で、大規模チェーン店等との競争の激化もあり、厳しい経営環境にある。 ・ そのため、個別法(食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等)による衛生規制を行いつつ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号。以下「法」という。))により、生活衛生同業組合等の組織化を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を講ずることで、営業の振興と公衆衛生の維持向上を図っている。 ・ 特に、生活衛生関係営業の振興については、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者及び使用者の利益に資することを目的として、厚生労働大臣は法に基づき、業種別に「振興指針」を定めており、生活衛生同業組合等では、振興指針をもとに、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる営業者の振興を計画的に推進するための「振興計画」を策定している。 ・ また、生活衛生関係営業の業界として物価高騰や人材確保等に対応するため、専門家による各種補助金等の活用支援や経営に関する相談等支援、業種ごとの生活衛生同業組合連合会が実施する価格転嫁の広報等への支援のほか、生活衛生関係営業営業者のデジタル化の支援や収益力向上等に関するセミナーを実施するなど経営状況の改善に向けた支援等を行っている。				
	2	② 建築物における衛生対策の推進 ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。))に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、特定建築物の維持管理に権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務付けるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。また、同法では建築物清掃業等8業種について、都道府県知事の登録制度を設けている。 ・ これらの建築物の維持管理を行う事業者のうち、建築物清掃業にあたるビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、入管法改正による新たな留資格「特定技能」としての外国人材の受入れを開始した。				
施策を取り巻く現状		生活衛生関係営業は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者であり、物価高騰や人材確保等に対応する必要がある中で、厳しい経営状況が続いている。また、社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細事業者の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでいない状況にある。 ・ 建築物の衛生管理については、特定建築物に対して、空気環境(浮遊粉じんや二酸化炭素等)、飲料水・雑用水の衛生管理(水質基準、残留塩素)等の建築物環境衛生管理基準の遵守が義務づけられている。 ・ 令和6年3月の閣議決定により、令和11年度末までのビルクリーニング分野における1号特定技能外国人の受入れ見込数は37,000人と設定されているところ、実際の受入れ状況は令和6年6月時点で4,635人となっており、業界を取り巻く人手不足対策のためにさらなる適正な受入れを図っていく必要がある。				
施策実現のための課題	1	・ 生活衛生関係営業における衛生水準の向上、消費者の安全・安心の確保を図るためには、衛生水準の向上に向けた営業者自身の自主的な取組み、生活衛生同業組合等の互助・支援、保健所等を通じた指導の組み合わせが必要である。 ・ 生活衛生関係営業者には零細な個人・家族営業者も多く、経営者の高齢化や後継者確保難に直面している。また、厳しい経営環境にある中でも、生産性の向上等に取り組み、最低賃金の引上げや物価高騰、人材確保等に対応していく必要が生じている。 ・ 地域に根ざして営業を行っている生活衛生関係営業は、生活需要に応じたサービス提供のみならず、買物弱者対策のほか、地域の健康づくりや地域コミュニティの活性化等に積極的に貢献していくことが期待されている。				
	2	・ 近年、建築物の高層化、深層化、複合化等が急速に進み、大規模化・多様化している。こうした状況の他にも、空調設備や給排水設備の技術革新への対応など、特定建築物の維持管理権限者が維持管理を行うにあたってより複雑で高度な知識・技術が求められるようになっていく。 ・ 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、令和6年度は2.34となっており、人材確保が困難な状況にある。 (参考)ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移 平成26年度:1.94、平成27年度:2.24、平成28年度:2.64、平成29年度:2.95、平成30年度:3.03、令和元年度:2.91、令和2年度2.05、令和3年度2.10、令和4年度2.65、令和5年度2.46、令和6年度2.34 ・ 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。		生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、営業者自身の自主的な取組みや生活衛生同業組合等の互助・支援等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させることで、消費者の安全・安心の確保を図る必要があるため。		
	目標2 (課題2)	建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。		公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。		

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度					
①	振興計画の業種別認定率 (健康・生活衛生局生活衛生課調べ) (アウトプット)	60%	平成29年度	70%	令和7年度	前年度 (60.5%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	70%	70%	生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させるためには、生活衛生同業組合等の互助・支援等が必要である。 厚生労働大臣が各業の振興等について定める振興指針の内容を踏まえ、組合が具体的な計画として「振興計画」(※)を策定する。振興計画に基づいた事業を実施する生活衛生同業組合が増えることは衛生水準の維持向上させることにつながり、消費者へ安全・安心なサービスを提供する効果が期待できる。 このため、衛生水準の維持向上には、生活衛生関係営業の振興が重要であるとともに、計画未作成組合を解消していくことが必要であり、令和3年度以降は振興計画の業種別認定率90%を達成していない4業種(興行場業、公衆浴場業、旅館業(簡易宿所)、氷雪販売業)について認定数を増やし、認定率を上げることが指標とした。 ※「振興計画」とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに営業者が組織する組合)が作成する、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のこと。 (参考)認定率の計算方法は4業種の振興計画の策定率(分母:組合数、分子:振興計画を策定している組合数)の平均としている。4業種それぞれの認定率は別紙参照。	近年、振興計画の認定率は60%前後で推移している。このため、認定率が上昇することを目標とし、認定率を70%とすることを目標としている。	
2	日本政策金融公庫貸付件数(生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ) (アウトプット)	14,173件	令和元年度	7,219件以上	令和7年度	15,709件以上	11,774件以上	9,928件以上	4,608件以上	7,219件以上	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、金融市場における金利動向を踏まえると厳しい状況下ではあるところ、過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上とすることを目標値とした。 ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施しており、貸付件数の前年度比増加率が2倍以上となっており、令和3年度は、貸付実績が減少したものの、その半数以上は「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による貸付実績が占めている。当該貸付件数が振れ幅のある指標であることを踏まえ、令和2年度までは「前年度以上」としていた目標値について、令和3年度以降は「過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」として設定している。 ※ 令和7年度の回帰分析に使用する令和6年度実績については、令和6年度上半期時点の実績と前年度の同期間との増加率を用いて、令和6年度通年の見込み件数を使用している。(令和5年度上半期実績:3,901件、令和6年度上半期実績5,999件) (参考)平成28年度実績:13,783件、平成29年度実績:14,107件、平成30年度実績:14,410件、令和元年度実績:14,173件、令和2年度実績:28,581件	年度情報(2、3、4、5、6)を説明変数xとし、貸付実績(15,831、9,048、8,003、7,562、11,343)を目的変数yとして、最小二乗法により次の回帰直線を得た。 y=-1046.2x+14542 ……(A) (A)式のxに令和7年度末を意味する7を代入すると、令和7年度末時点の貸付実績の予測値として7219が得られる。 ※年度情報の6は、令和6年度上半期時点実績の対前年度比を求め、前年度通年実績に乗じて求めた。(左記のとおり) ※年度情報の2は、令和2年度貸付実績が「新型コロナウイルス感染症の影響により極端な外れ値になっているため、実績をそのまま採用せず、前年度から5年間の実績を回帰分析し用いている。	
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額										
(1)	生活衛生等関係費 (平成4年度)	216百万円の内数	272百万円の内数	81百万円の内数	1.3	※						002394	
		210百万円の内数	228百万円の内数										
(2)	生活衛生金融対策費 (平成11年度)	※	※	※	2	※						002393	
		※	※										
(3)	生活衛生関係営業対策事業費補助金 (平成23年度)	※	※	※	1	※						002396	
		※	※										

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績値								
			基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
③	建築物衛生法第12条に基づく都道府県知事による改善命令等の件数(アウトカム) (衛生行政報告例による)	令和元年度から令和5年度までの措置件数 〔R5年度:32 R4年度:12 R3年度:16 R2年度:8 R元年度:13〕	令和5年度	10件以下	令和7年度	-	-	-	-	10件以下	建築技術の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興行場、百貨店等多数の者が使用・利用する3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理に関し、基準違反と環境衛生の悪化を示す改善命令等の措置件数が指標として適切であると考えた。 【※本指標は令和7年度から】	過去達成していたものの、令和3年度以降達成できていない「10件以下」を目標と定めた。			
4	ビルクリーニング分野1号特定技能外国人の受入れ人数(アウトカム) (出入国在留管理庁報告による)	令和3年度から令和6年6月までの受入実績 (650,1867,3520,4634)	令和6年度	令和6年度6月時点で推計される受入人数予測値から20%増	令和7年度	-	-	-	-	8,617人	国民が生活する建築物内部の公衆衛生を確保するにあたり、ビルクリーニング業に従事する人材の不足による諸問題を解消することが必要となる。人材不足の解消に向けたアプローチとしては機械による自動化が挙げられるが、省力化技術として確立されている清掃ロボットの主な使用用途は平面に限られ、ビルクリーニング業は依然として労働集約型産業としての要素が強い。そのため、人手そのものを確保する必要がある。 上記背景から、外国の人材を確保することが必要となり、その進捗状況を測定する主要な指標としては受入人数そのものを用いることが妥当と考えられる。 【※本指標は令和7年度から】	年度情報(3,4,5,5,25)(※5,25は令和6年6月を指す)を説明変数xとし、特定技能外国人の受入人数(650,1867,3520,4634)を目的変数yとして、最小二乗法により次の回帰直線を得た。 y=-4576+1679.7x ……(A) (A)式のxに令和7年度末を意味する7を代入すると、令和7年度末時点の受入人数予測値として7181が得られる。この予測値から受入人数を20%引き上げることが目標とし、7181×1.2により8617人を目標値として設定した。			
5	母国で生活する外国人材に向けたビルクリーニング分野に係るセミナーの開催(アウトプット) (委託事業によるセミナー実施実績による)	外国人材を対象とするセミナーの実施回数(2回)	令和5年度	外国人材を対象とするセミナーを5回実施する	令和7年度	-	-	-	-	5回	特定技能制度は複雑であり、特になじみのない土地で働くことになる外国人にとっての障壁となっている。また、特定技能制度は多くの分野において運用されており、ビルクリーニング分野に魅力を感じてもらうことが人手不足の解消にあたり必須となる。 このことから、外国人材に向けたセミナーを母国の言葉で実施することが有効と考えられるため、主要な指標と合わせてセミナーの実施回数を測定指標として選定した。 【※本指標は令和7年度から】	四半期に1回よりも多く開催することを目指と設定した。			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
6	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数					796人	1,965人	3,967人	5,841人		受験者数を一定程度確保することがビルクリーニング分野における外国人材の受入れに繋がることから、参考指標とした。				
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID			
		執行額	執行額												
(4)	建築物環境衛生管理技術者国家試験費(昭和46年度)	※	※	※	3	※						002395			
(5)	生活衛生等関係費(平成4年度)	216百万円の内数	272百万円の内数	81百万円の内数	1,3	※						002394			
		210百万円の内数	228百万円の内数												
(6)	生活衛生関係営業対策事業費補助金(ビルクリーニング業における外国人材確保事業等) (令和元年度)	※	※	※	-	※						002396			
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和8年度
		5,179,235				5,658,623				4,790,375					
施策の執行額(千円)		4,180,349				4,157,238									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				

別紙

指標 1：振興計画の業種別認定率（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和5年度	令和 6 年度（実績）			令和 7 年度（目標）		
								（分母）	（分子）	認定率	（分母）	（分子）	認定率
興行場業	66.7	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4	45	29	64.4%	45	30	66.7%
公衆浴場業	61.0	62.5	61.5	64.1	64.1	64.1	65.8	38	25	65.8%	38	26	68.4%
旅館業（簡易宿所）	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	4	3	75.0%	4	4	100.0%
氷雪販売業	38.5	38.5	38.5	38.5	30.8	30.8	30.8	13	4	30.8%	13	5	38.5%
4 業種 平均	60.3	60.1	59.9	60.5	58.6	58.6	59.0	25	15.25	59.0%	100	65	68.4%

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅲ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1) 基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1：労働条件の確保・改善を図ること		担当 部局名	労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課	作成責任者名	労働基準局 総務課長 松下 和夫 監督課長 西海 国浩 賃金課長 野澤 めぐみ 労働条件政策課長 川口 俊徳
施策の概要	労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。具体的には以下のとおり。					
	(1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 ○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。 ○ フリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を設置し、労働基準監督署が閉庁している平日夜間、土日祝日に日本語を含む14か国語(外国語は令和元年度開始)での相談対応を行うとともに、事案に応じた相談先等の情報提供を行う労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置や、大学・高等学校等を対象とした労働条件セミナー等により労働基準法等に関する基礎知識の周知を行い、情報発信の強化を図る。					
	(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進 ○ 運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。 ○ 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置する等により、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。					
	(3) 最低賃金の周知及び履行確保 ○ 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。					
施策を取り巻く現状	○ 労働基準関係法令等に関する相談対応・指導による法定労働条件の履行確保 ・ 全ての人が安心して安全で快適に働くことができるよう、法定労働条件の確保が必要であるところ、労働基準関係法令が遵守されていない実態がみられる。(R6年では99,906事業場が違反。) ・ また、R5年4月からは中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられ、R6年4月から時間外労働の上限規制が適用されるため、労働基準関係法令等の遵守に向けた取組が一層求められる。					
	○最低賃金の周知及び履行確保 ・ 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている。 そうした中で、令和7年度において、地域別最低賃金については、過去最高である全国加重平均66円の引上げとなった。改定後の最低賃金の履行確保のため、最低賃金制度の周知広報及び履行確保の重要性が高まっている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移](直近5年) 令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円)、令和6年度:1,055円(+51円)、令和7年度:1,121円(+66円) ・ 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施しているところ、令和5年度の監督実施事業場は15,485事業場、最賃支払義務違反率は10.5%であり、違反事業場では「適用される最低賃金額を知っている」認識状況にあるものが約6割となっている。					
施策実現のための課題	1	・全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。 ・そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。				
	2	・全ての労働者が安心して働くことができるように最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する。 ・そのため、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。			労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。	
	(課題1)					
	目標2	最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。			労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。	
	(課題2)					

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	36協定の届出件数 (アウトカム)	—	—	過去3年における対前年増加件数の1年平均4.8万件増	令和7年度	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	過去3年における対前年増加件数の1年平均 4.8万件増	36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させることとし、その指標として、令和7年度以降は、過去3年における対前年増加件数の1年平均の件数を基に目標値を設定している。※令和6年度以前は、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。) (参考)平成26年:前年比 64,916件増、平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増、平成29年:前年比 115,182件増、平成30年:前年比 55,558件増 平成31年・令和元年:前年比 96,462件増、令和2年:前年比 71,277件増	過去3年における対前年増加件数の1年平均の件数を基に目標値を設定している。	
2	集団的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったもののうち理解できた旨の回答した割合 (アウトカム)	—	—	80%	令和7年度	70%	70%	70%	70%	80%	・セミナーの効果に関しては、参加者の違法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。 (参考)令和6年度実績値(93%)は、分母:アンケート回答数(1,868件)、分子:アンケートで理解できたと回答した数(1,749件)から算出したもの。	目標値については、本事業を開始した令和2年度に、他の類似事業(労働条件関係セミナー)の設定の考え方を参考に、概ねの参加者が満足したと考えられる70%を目標値とし、令和6年度までは当該水準(70%)を目標値としていたが、例年目標値を達成していることを踏まえ、80%に設定し直したものの。(なお、行政事業レビューシートにおいても同様の指標・目標値を設定している。)	
3	労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数 (アウトプット)	—	—	過去3か年平均	令和67年度	4,619件	5,332件	5,332件	6,485件	6,750件	・日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保のための環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数(暦年)をアウトプット目標とした。	目標値については、事業実態を適切に反映することができると考え、過去3か年平均としている。	
○4	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム) ※令和3年度以降	—	—	5%	令和7年度	8.2%	7.9%	7.5%	6.7%	5.0%	長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数	令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。 そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したものの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41932.html	
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由		
5	定期監督等実施状況	監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数				83,212	100,696	96,831	99,906		全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数(下段)及び監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数(上段)。 なお、定期監督等には、定期監督のほか災害時監督及び災害調査が含まれる。		
		全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数				122,054	142,611	139,215	142,477				

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002445
		※	※				
(2)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	※	※	※	1	※	002398
		※	※				
(3)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成24年度)	※	※	※	1	※	002399
		※	※				
(4)	労働基準行政関係相談業務等の外部委託化経費 (平成28年度)	※	※	※	1	※	002447
		※	※				

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
6	最低賃金額の周知ポスター等の認知率 (アウトカム)	16.4%	平成28年度	19.6%	令和7年度	22%	22%	22%	19%	19.6%	・ 最低賃金額は、例年改定されているので、改定後の金額について効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定している。 (参考1) 令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。 (参考2) 実績値はポスター等に接触した人の数を調査(※)回答者の数で除したもの。令和6年度:調査回答者の数(2,382人)、ポスターに接触した人の数・割合(見たことがある(286人/12.0%)＋見たような気がする(245人/10.3%)) ※委託事業者において、全国2,382人に対してインターネット調査をおこなったもの	・ 令和7年度の目標値は、令和2年度から令和6年度の実績の平均から設定している。 (参考) 令和2年度の実績値:21.3%	
						19.1%	18.1%	17.3%	22.3%				
7	地方公共団体の広報誌又はホームページへの最低賃金制度の掲載割合 (アウトプット) ※令和5年度までは「地方公共団体の広報誌への最低賃金制度の掲載割合」	91.7%	平成27年度	92.0%	令和7年度	90%	92%	92%	88%	92.0%	・ 最低賃金は例年改定されており、全労働者に適用されるものであることから、様々な媒体で広く周知することが必要である。 地方公共団体の広報誌は戸別配付されることから、あまねく住民に周知されるものであるが、広報誌を発行していない地方公共団体や、広報誌の誌面の縮小等により掲載がかなわないものもあるため、地方公共団体の広報誌に加えて、ホームページへの掲載依頼も行うことでより多くの者に対して周知が可能ととえられる。 このため、令和6年度からは、測定指標を「地方公共団体の広報誌への最低賃金制度の掲載割合」から「地方公共団体の広報誌又はホームページへの最低賃金制度の掲載割合」に変更した。 (参考1) 令和6年度実績値97.7%は、分母:HPを開設している地方公共団体数(1,786団体)、分子:広報誌又はHPに最低賃金制度が掲載された地方公共団体数(1,746団体)から算出したもの。 (参考2) 広報誌を作成している地方公共団体数(1,784団体)	・ 令和6年度の測定指標の変更及びその実績を踏まえ設定している。 (参考) 令和2年度の実績値:81.0%	
						89.7%	88.8%	87.0%	97.7%				
8	最低賃金特設サイトのアクセス件数 (アウトプット)	1,757,894pv	令和3年度	1,600,000pv	令和7年度	－	1,799,630pv	1,746,300pv	1,935,529pv	1,600,000pv	・ 最低賃金特設サイトは、最低賃金制度の概要、地域別最低賃金全国一覧、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等に関する情報をまとめたサイトである。 ・ 当該サイトは、使用者・労働者双方にとって必要な情報を入手することを可能にするものであるため、そのアクセス件数について指標として選定している。 (参考) 各年度の実績値は、最低賃金制度を紹介する特設サイト(※)のpv数。 ※特設サイトURL:https://pc.saiteichingin.info/	・ 令和7年度の目標値は、令和2年度から令和6年度の実績の平均値をベースとしつつ、最低賃金の周知広報事業を7年度に縮小(テレビCM広告を廃止)したことも踏まえ、設定している。 (参考) 令和2年度の実績値:1,768,727pv	
						1,757,894pv	1,586,308pv	2,692,450pv	1,575,432pv				
9	最低賃金の未満率 (アウトプット)	1.7%	令和3年度	1.9%	令和7年度	－	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%	・ 最低賃金の引上げが続く中でも最低賃金法を遵守していただくために、最低賃金制度の周知及び履行確保に取り組んでいるところである。その中で、実際に最低賃金を下回っている労働者がどれだけいるかを把握することは重要であるため、「未満率」(※)を指標として選定した。 なお、未満率には「賃金構造基本統計調査(事業所規模5人以上)」から算出する値と、「最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))」から算出される値があるが、測定指標としては、特に最低賃金引上げの影響が大きいと考えられる小規模事業所を対象とする、「最低賃金に関する基礎調査」の結果から算出される未満率を採用(※)した。 ※「未満率」は当年6月の賃金がある時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数で計算される。 ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。 ※「賃金構造基本統計調査」における未満率は、参考指標11として掲載している。	・ 令和7年度の目標値は、最低賃金が大幅に引き上げられても未満率が過年度の実績を上回らないようにするという観点から、過去10年の実績値の平均とした。 (参考) 平成27年度:1.9%、平成28年度:2.7%、平成29年度:1.7%、平成30年度:1.9%、令和元年度1.6%、令和2年度2.0%	
						1.7%	1.8%	1.9%	1.8%				

(参考指標)							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
10	最低賃金に関するポスターの配布枚数						48,810枚	48,956枚	63,511枚	59,540枚		最低賃金に関するポスター配布枚数は、本省から地方労働局に配布している枚数であり、その枚数が直接に最低賃金制度の認知率と一致するところではないが、最低賃金制度及び改定最低賃金額を周知するための行政の取組状況を把握するための参考指標として選定した。 (参考) 地方労働局は本ポスターの他に独自のポスターを作成しているが、それについては実績値に含めていない。				
11	賃金構造基本統計調査 (事業所規模5人以上)における 最低賃金の未満率・影響率の推移 (上段:未満率、下段:影響率)	【未満率】	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	・ 未満率及び影響率を経年的に比較する、すなわち、最低賃金の引上げが続いた中での未満率・影響率の状況を確認することで、どの程度最低賃金が遵守されているかを把握することができる。 なお、令和4年度より「最低賃金に関する基礎調査」における最低賃金の未満率について測定指標とすることとしたが、「賃金構造基本統計調査」における最低賃金の未満率については、①賃金構造基本統計調査は、最低賃金に関する基礎調査に比べ、最低賃金引上げの影響を比較的受けにくい大企業も含む調査であること、②両方の値を測定指標として採用すると、役割が重複すること等の理由により、引き続き参考指標として設定することとした。 また、影響率についても、最低賃金の引上げ幅に直接影響を受けるものであるため、参考指標に留めている。			
		【影響率】	4.3%	4.8%	4.8%	6.1%	2.5%	5.9%	6.9%	8.1%	8.8%			・ 近年の最低賃金の大幅な引上げにより影響率は上昇しているのにも関わらず、未満率は上昇傾向になく、最低賃金がどの程度遵守されているかを示している。 ※「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合のこと(当年6月の賃金がある時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数) ※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合(当年6月の賃金が当年秋に改正された後の最低賃金額を下回ることとなる労働者数÷全労働者数) ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。 (注) 賃金引上げ額を受けて算出可能となるため、来年度7月記載予定		
	最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))における 最低賃金の影響率の推移	【影響率】	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
		11.1%	11.9%	13.8%	16.3%	4.7%	16.2%	19.2%	21.6%	23.2%						
	達成手段2 (開始年度)			令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID		
予算額				予算額												
執行額				執行額												
(5)	労働条件の確保・改善に必要な経費(最低賃金制度関係) (平成21年度)	※	※	※	9,11	※						002397				
		※	※													
施策の予算額(千円)			令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和4年度
			977,660				1,010,076				994,809					
施策の執行額(千円)			799,446				835,952									
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称							年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
			-							-			-			

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅲ－1－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること				担当 部局名	労働基準局賃金課		作成責任者名	賃金課長 野澤 めぐみ		
施策の概要		○ 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)において、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされている。 ○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している (業務改善助成金)。										
施策を取り巻く現状		○ 最低賃金については、令和7年度、過去最高となる全国加重平均66円の引上げを行ったところである。また、地域間格差については、令和7年度は最高額(東京:1,226円)に対する最低額(高知県、宮崎県、沖縄県:1,023円)の比率は83.4%と11年連続改善している。(直近5年の最高額に対する最低額の比率の推移は、令和3年度:78.8%、令和4年度:79.6%、令和5年度:80.2%、令和6年度:81.8%、令和7年度:83.4%) また、全国加重平均の直近5年の推移においても、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円)、令和6年度:1,055円(+51円)、令和7年度:1,121円(+66円)と引き上げられており、昨年度は5.1%の引上げ率であったところ、今年度は6.3%の引上げ率となった。 ○ 業務改善助成金については、令和7年9月5日に、対象事業場を拡大するなどを実施した。なお、令和6年度の申請件数は、21,783件と過去最高となっている。(直近5年の業務改善助成金の申請件数については、令和2年度:805件、令和3年度:5,047件、令和4年度:7,264件、令和5年度:19,764件、令和6年度:21,783件)										
施策実現のための課題		1	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」において、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされ、政府の重要政策となっている。 また、同実行計画においては、「『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」とされており、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた生産性向上等の支援が強く求められている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移] (直近5年) 令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円)、令和6年度:1,055円(+51円)、令和7年度:1,121円(+66円) このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。					最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	343件	平成27年度	8,715件	令和7年度	900件 3,859件	900件 5,672件	1,000件 13,603件	6,834件 18,601件	8,715件 /	業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。	目標値は、過去の実績を踏まえつつ、令和7年度当初予算額(前年度繰越額含む)も踏まえ設定した。
2	卸売業、小売業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	90件	平成27年度	2,867件	令和7年度	306件 666件	329件 815件	345件 2,172件	2,385件 2,915件	2,867件 /		・ 上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数(推計)の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。 ・ 業種別の業務改善助成金の要件(地域別最低賃金から50円以内の事業場)に合う産業別の事業場割合のデータがないことから、最低賃金の影響を受ける労働者数が多い業種において対象となる事業場が多いと考えられることを踏まえ、全体の支給決定件数の目標値に、当該労働者の産業別の構成比をかけることで業種別の目標値を設定した。 ・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。(平成30年度以前及び令和5年度は事業場規模による制限なし) ・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。 ・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。また、令和7年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和6年度データを用いた。
	宿泊業、飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	49件	平成27年度	1,516件	令和7年度	172件 840件	162件 1,302件	161件 2,852件	1,182件 4,012件	1,516件 /		
	サービス業(他に分類されないもの)の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)	4件	平成27年度	584件	令和7年度	59件 147件	59件 209件	74件 569件	492件 806件	584件 /		
	製造業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	54件	平成27年度	1,368件	令和7年度	155件 742件	146件 1,026件	148件 2,196件	977件 2,640件	1,368件 /		
	医療、福祉の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	44件	平成27年度	619件	令和7年度	60件 491件	48件 678件	67件 2,057件	451件 2,925件	619件 /		
	生活関連サービス業、娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)	25件	平成27年度	540件	令和7年度	53件 572件	50件 975件	59件 1,683件	376件 2,193件	540件 /		
	3	業務改善助成金により賃金引上げが行われた労働者数 (アウトカム)	39,607人	令和4年度	64,534人	令和7年度	- -	- 39,607人	6,980人 90,396人	47,838人 137,739人	64,534人 /	

(参考指標)			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由			
4	最低賃金特設サイト(最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ)閲覧数		11万PV	16.5万PV	41万PV	7.8PV		令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ(※)を新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。 ※(URL) https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chusyo/index.html			
5	最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率(推計)	産業計	100%	100%	100%	100%		最低賃金引上げの影響を受けた労働者数を業種別に把握することで、業務改善助成金の対象となりうる事業場の数が一定程度見込めるため、参考指標として選定した。	出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報を労働基準局にて独自集計)並びに総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査」及び「令和3年経済センサスー活動調査」をもとに推計 (注) 1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。 2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。 3. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、令和2年度～令和3年度は「平成28年経済センサスー活動調査」、令和4年度～令和6年度は「令和3年経済センサスー活動調査」による。) 4. 企業規模100人未満で集計。 5. 使用できるデータの制約から、令和2年度は令和元年調査の影響率を用いている。その他の年度は当該年調査の影響率を使用している。		
		卸売業、小売業	36.5%	34.5%	34.9%	32.9%					
		宿泊業、飲食サービス業	18.0%	16.1%	17.3%	17.4%					
		サービス業(他に分類されないもの)	6.6%	7.4%	7.2%	6.7%					
		製造業	16.2%	14.8%	14.3%	15.7%					
		医療、福祉	5.3%	6.7%	6.6%	7.1%					
		生活関連サービス業、娯楽業	5.5%	5.9%	5.5%	6.2%					
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数(下位5%)		901円	917円	953円	995円		低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性の向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げることを支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると考えられるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5%層の当該金額を参考指標として選定した。 出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査 特別集計」			
7	業務改善助成金の支給金額		28.9億円	45.8億円	151.6億円	233.5億円		支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えないため、参考指標として選定した。			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等			行政事業レビューシート予算事業ID		
		執行額	執行額								
(1)	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 (平成23年度)	※	※	※	1	※			002400		
		※	※								
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		10,750,070			11,008,495			15,378,342			
施策の執行額(千円)		15,805,786			24,200,952						

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	○政労使の意見交換(石破内閣総理大臣発言)	令和7年5月22日	(前略)最低賃金につきましては、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の引上げを後押しをし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施をいたします。 政府として、地方の中小・小規模事業者の皆様方にとって重要である官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、業種別の『省力化投資促進プラン』とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&A(買収と合併)に関する御不安、障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行いたします。 EU(欧州連合)指令におきましては、賃金の中央値の60パーセントや平均値の50パーセントが最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されております。最低賃金の引上げにつきましては、我が国と欧州とは制度の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていることも踏まえ、中央最低賃金審議会において御議論をいただきます。 その上で、各都道府県において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われる場合への特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援、交付金等を活用した都道府県による地域の実情に応じた賃上げ支援の十分な後押しにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応していただく中小企業・小規模事業者を大胆に後押しをいたしてまいります。 地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、御議論をいただきます。 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図ってまいります。
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定) ○経済財政運営と改革の基本方針2025	令和7年6月13日	Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進 5. 最低賃金の引上げ 最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。 政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。 地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅲ－2－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ－2－1) 基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2：労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること		担当 部局名	労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)	作成責任者名	労働基準局 総務課長 松下 和生 労働条件政策課長 川口 俊徳 監督課長 西海 国浩 安全衛生部計画課長 佐藤 俊 安全課長 土井 智史 労働衛生課長 佐々木 孝治 化学物質対策課長 中野 響 雇用環境・均等局 総務課長 篠崎 拓也 雇用機会均等課長 岡野 智晃 有期・短時間労働課長 竹野 佑喜 在宅労働課長 千葉 裕子
施策の概要	○ 労働者の安全と健康の確保のため、第14次労働災害防止計画(2023年度～2027年度)に基づき、各種施策を推進する。 【第14次労働災害防止計画における計画の重点事項】 (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進 (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 (6) 業種別の労働災害防止対策の推進 (7) 労働者の健康確保対策の推進 (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進					
施策を取り巻く現状	○労働災害による死亡者数は令和6年には746人(前年比9人、1.2%減)と過去最小となっているが、労働災害による休業4日以上の死傷者数については、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害の増加や、労働災害発生率(死傷年千人率)が高い60歳以上の高齢労働者の増加、外国人労働者の労働災害の増加等のさまざまな要因により、令和6年には4年連続で増加しており、安全衛生対策の更なる取組促進が不可欠な状況にある。 ○業種別にみると、建設業、製造業、林業において死亡災害が多く発生している。休業4日以上の死傷災害については、業種別では労働者数の多い第三次産業において5割以上を占めるが、製造業、建設業、陸上貨物運送事業においても多く発生している。 ○労働者の健康確保については、現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者の割合が、令和6年において68.3%と、半数を超える状況となっている。また、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援等、労働者の健康保持増進に関する課題は多様化している。 ○このほか、化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)は年間約500件発生しており、減少がみられず、また、その原因の多くを占めるのは、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等による個別規制の対象外の物質であることから、令和4年以降の累次の政省令改正により、危険性・有害性が確認された全ての物質を対象とした自律的管理制度に転換しており、今後、その対象物質が拡大していく中で、危険有害性情報を踏まえて、リスクアセスメント及びその結果に基づく露低減措置が適切に実施されるよう対策を推進する必要がある。加えて、熱中症による休業4日以上の業務上疾病者数は依然として高止まりしており、死亡に至る事例も後を絶たない状況にある。					
施策実現のための課題	1	死亡災害は減少しているものの、更なる減少に向けた取組を進めることが課題となっている。また、死傷災害については近年増加傾向にあり、その増加に歯止めをかけることが課題となっている。				
	2	近年の死傷災害の多くを占める労働者の作業行動に起因する転倒、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」といった労働災害を減少させることが課題となっている。				
	3	労働災害発生率が高く、休業日数も長期化する傾向にある高齢労働者の労働災害を防止することが課題となっている。				
	4	外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にあり、その減少に向けた取組が課題となっている。				
	5	労働災害が多発している陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業等において、業種別に効果的な対策を進めることが課題となっている。				
	6	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が過半数を超え、産業保健に係るニーズも多様化している中で、労働者の健康確保に向けた取組を進めることが課題となっている。				
	7	化学物質に関連する労働災害が減少しない中で、事業場におけるリスクアセスメントの実施等、労働災害の減少に向けた取組を定着させることが課題となっている。また、後を絶たない熱中症による労働災害の減少に向けた取組を進めることが課題となっている。				

課題に対応した達成目標						達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由		
						目標1 (課題1)		死亡災害及び休業4日以上の死傷災害の減少				労働者の安全と健康の確保に向けた最も基本的な指標であるため。	
						目標2 (課題2)		労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害の抑制				休業4日以上の死傷災害のうち、労働者の作業行動に起因する転倒、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」といった労働災害による死傷者数が約4割を占め、増加傾向にあることから、これらの抑制を図ることで、休業4日以上の死傷災害の減少に資するため。	
						目標3 (課題3)		高年齢労働者の労働災害の増加の抑制				労働災害の発生率が高い高年齢労働者の増加に伴い、休業4日以上の死傷災害が増加していることから、高年齢労働者の労働災害の抑制を図ることで、休業4日以上の死傷災害の減少に資するため。	
						目標4 (課題4)		多様な働き方への対応（特に、外国人労働者の労働災害の減少）				外国人労働者の労働災害発生率（死傷千人率）が高くなっており、外国人労働者の労働災害の減少を図ることで、休業4日以上の死傷災害の減少に資するため。	
						目標5 (課題5)		業種別（陸上貨物運送事業、製造業、建設業、林業）における労働災害の減少				全体目標（目標1）の達成のため、労働災害（死亡災害、休業4日以上の死傷災害）が特に多発している業種において、その減少を図るもの。	
						目標6 (課題6)		労働者の健康確保対策の推進				職場におけるメンタルヘルス対策や産業保健サービスの提供を通じて、労働者の健康確保対策の推進を図る必要があるため。	
						目標7 (課題7)		化学物質による健康障害防止対策（リスクアセスメントを中心とした自律的管理）の推進・職場における熱中症の予防				化学物質による労働災害を防止するために、各事業者が効率的・効果的なリスク低減措置を実施することが重要であるため。多発している職場における熱中症の予防を図ることで、死亡災害・休業4日以上の死傷災害の減少に資するため。	
達成目標1について													
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
						年ごとの実績値							
			基準年		目標年	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)			
①	労働災害による死者数 (アウトカム)	774人	令和4年 (2022年)	735人 以下	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	労働災害による死者数は、労働者の安全と健康の確保に向けた基本的な指標である。また、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約750人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、労働災害防止の取組を強化する必要があるため、本指標を設定した。	令和5年度～令和9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する」ことが期待されるとしていることを踏まえ設定している。 ※労働災害による死者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「-」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。	
						778人	774人	755人	746人				
2	労働災害による死傷者数 (休業4日以上) (アウトカム)	132,355人	令和4年 (2022年)	132,355人 未満	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	労働災害による死傷者数は、労働者の安全と健康の確保に向けた基本的な指標である。また、依然として年間約13万人が労働災害に被災し休業（4日以上）している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要があるため、本指標を設定した。	令和5年度～令和9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「労働災害による休業4日以上の「死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して、2027年までに減少に転ずる」ことが期待されるとしていることを踏まえ設定している。 ※労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「-」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。	
						130,586人	132,355人	135,371人	135,718人				

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	職業病予防対策の推進 (不明)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002408
(2)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002444
(3)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002442
(4)	特定有害業務従事者の離職者特殊健 康診断実施事業 (昭和47年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002412
(5)	女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002403
(6)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002415
(7)	家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002402
(8)	産業医学助成費補助金 (昭和53年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002443
(9)	林業従事労働者等における安全衛生 対策の推進 (平成元年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002430
(10)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002434
(11)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	- -	- -	-	1,2	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※予算について令和5年度より業務取扱費に組替え	-
(12)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度)	- -	- -	-	1,2	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。 他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(31)職場における化学物質管理に関する総合対策に統合	-
(13)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002433
(14)	パートタイム・有期雇用労働者均衡待 遇推進事業 (旧:短時間労働者均衡待遇啓発事 業) (平成19年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002504
(15)	自動車運転者の労働時間等の改善の ための環境整備等 (平成20年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002445
(16)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002414
(17)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002425
(18)	特定分野の労働者の労働災害防止活 動促進費 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002399

(19)	機械等に起因する災害防止対策費 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002438
(20)	建設業における安全衛生対策事業 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002427
(21)	職場における受動喫煙対策事業 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002418
(22)	受動喫煙防止対策助成金等 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002419
(23)	労働安全衛生法に基づく免許・技能講習制度の安定的運営事業 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002407
(24)	東電福島第一原発の緊急作業従事者 に対する健康管理対策 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002409
(25)	働き方改革の実現に向けた労働時間 の上限規制の定着による長時間労働 の抑制等のための取組 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002398
(26)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	— —	— —	—	1,2	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	—
(27)	女性就業支援全国展開事業(土地建物 借料等) (平成23年度)	— —	— —	—	1,2	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	—
(28)	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生 確保支援事業 (平成23年度補正)	— —	— —	—	1,2	自然災害からの復旧・復興工事においては、多数の中小事業者が参入するとともに、建設需要の急増していることも相まって、作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、被災地域に安全衛生に関する拠点を設置し、工事現場へ専門家による巡回指導を実施することにより当該現場の統括安全衛生管理体制を確保するとともに、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援を実施することで、被災地域における労働災害の防止を図り、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了	—
(29)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002432
(30)	第三次産業労働災害防止対策支援等 事業(就業構造の変化及び働き方の多 様化に対応した対策の推進) (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002431
(31)	職場における化学物質管理に関する 総合対策 (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002421
(32)	石綿等による健康障害防止対策の推 進 (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002413
(33)	治療と職業生活の両立支援事業 (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002426
(34)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002441
(35)	作業環境管理等対策事業 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002416
(36)	東電福島第一原発・除染作業に係る 放射線関連情報の国際発信の強化 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002410

(37)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002424
(38)	安全衛生啓発指導等事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002406
(39)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002446
(40)	労働基準行政関係相談業務等の外部 委託化経費 (平成28年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002447
(41)	東京オリンピック・パラリンピック競技大 会に係る建設需要に対応した労働災 害防止対策 (平成28年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002429
(42)	東電福島第一原発廃炉等作業におけ る被ばく低減対策の強化 (平成28年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002411

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年ごとの実績値						
						令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)		
3	転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合 (アウトプット)	—	—	50%	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「—」としている。
4	卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率 (アウトプット)	—	—	80%	令和9年 (2027年)	—	—	卸売業・小売業 37.2% 医療・福祉 42.5%	卸売業・小売業 38.5% 医療・福祉 31.7%	—	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「—」としている。
5	介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合 (アウトプット)	—	—	53.7%	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「—」としている。
⑥	転倒の年齢層別死傷年千人率 (アウトカム)	0.598	令和3年 (2021年)	男女ともに増加に歯止めをかける	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「—」としている。

7	転倒による平均休業見込日数 (アウトカム)	47.3日	令和3年 (2021年)	40日以下	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。
						47.3日	47.5日	48.5日	47.5日			
8	社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率 (アウトカム)	0.35	令和4年 (2022年)	0.35未満	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。
						-	0.35	0.37	0.38			
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額	予算額								
		執行額	執行額	執行額								
(43)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	※	※	※	3	※						002431
		※	※									

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年ごとの実績値							
						令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)			
9	エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合 (アウトプット)	-	-	50%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。	
-	-	19.3%	18.1%										
10	60歳代以上の死傷年千人率 (アウトカム)	男性3.88 女性3.91	令和3年 (2021年)	男女ともに増加に歯止めをかける	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。	
						男性3.88 女性3.91	男性3.90 女性4.04	男性3.91 女性4.16	男性3.90 女性4.12				
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額	予算額									
		執行額	執行額	執行額									
(44)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	※	※	※	3	※						002431	
		※	※										

達成目標4について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年ごとの実績値								
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)								
11	母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合(アウトプット)	-	-	50%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。		
						-	-	49.9%	60.4%					
12	外国人労働者の死傷千人率(アウトカム)	2.64 (労働者平均2.32)	令和4年 (2022年)	労働者平均以下	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。		
						-	2.64 (労働者平均2.32)	2.77 (労働者平均2.36)	2.71 (労働者平均2.35)					
達成手段4 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額											
(45)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度) (再掲)	※	※	※	4	※					002399			
		※	※											
(46)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度) (再掲)	※	※	※	4	※					002431			
		※	※											

達成目標5について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年ごとの実績値								
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)								
13	荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合(アウトプット)	-	-	45%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。		
						-	-	59.8%	65.0%					
14	陸上貨物運送事業における死傷者数(アウトカム)	16,580人	令和4年 (2022年)	15,751人 以下	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。		
						16,732人	16,580人	16,215人	16,292人					

15	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合 (アウトプット)	-	-	85%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。
16	建設業における死亡者数 (アウトカム)	281人	令和4年 (2022年)	238人以下	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。
17	機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合 (アウトプット)	-	-	60%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。
18	製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数 (アウトカム)	4,885人	令和4年 (2022年)	4,640人以下	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。
19	伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合 (アウトプット)	-	-	50%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。
20	林業における死亡者数 (アウトカム)	28人	令和4年 (2022年)	23人以下	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。
達成手段5 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		執行額	執行額									
(47)	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進 (平成元年度)	※	※	※	1,2	※						002430
(48)	機械等起因する災害防止対策費 (平成23年度)	※	※	※	1,2	※						002438
(49)	建設業等における安全衛生対策事業 (平成23年度)	※	※	※	1,2	※						002427

達成目標6について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年ごとの実績値								
						令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)				
21	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 (アウトプット)	63.4%	令和4年 (2022年)	80%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※第14次労働災害防止計画において、年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。		
					59.2%	63.4%	63.8%	63.2%						
22	使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合 (アウトプット)	32.3%	令和4年 (2022年)	50%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。		
					29.7%	32.3%	34.6%	33.5%						
23	自分の仕事や職業生活に関すること強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合 (アウトカム)	82.2%	令和4年 (2022年)	50%未満	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。		
					53.3%	82.2%	82.7%	68.3%						
24	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合 (アウトプット)	-	-	80%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて災防計画の指標としたこと、また令和5年から集計したものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。		
						-	-	87.1%	89.8%					
達成手段6 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
(50)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度) (再掲)	※ ※	※ ※	※	6,7	※					002425			
(51)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度) (再掲)	※ ※	※ ※	※	6,7	※					002424			
(52)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度) (再掲)	※ ※	※ ※	※	6,7	※					002446			
達成目標7について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年ごとの実績値								
						令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)				
25	ラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合(①ラベル表示、②SDS) (アウトプット)	①80.9% ②54.9%	令和4年 (2022年)	①80% ②80%	令和7年(2025年)	①- ②-	①- ②-	①- ②-	①- ②-	①80% ②80%	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、①・②ともに年単位で調査等しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標①・②ともに、年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。		
					①69.9% ②77.9%	①80.9% ②54.9%	①73.6% ②75.6%	①64.2% ②66.4%						

26	①リスクアセスメント(RA)の実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質についての割合 ②RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合(アウトプット)	①63.8% ②－	①令和4年(2022年) ②－	①80% ②80%	①令和7年(2025年) ②令和9年(2027年)	①－ ②－	①－ ②－	①－ ②－	①－ ②－	①80% ②－	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、①・②ともに年単位で調査等しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたもので②については令和5年から集計したものであるから、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※本指標①・②ともに、年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。
27	化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の件数(期間中の合計)(アウトカム)	2,493人	平成30年～令和4年(2018年～2022年)	2,368件以下	令和5年～令和9年(2023年～2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査等しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたもので令和5年から集計したものであるから、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。 ※化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
28	熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合(アウトプット)	54.7%	令和5年(2023年)	54.7%以上	令和9年(2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたもので令和5年から集計したものであるから、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年～令和7年の目標値は「-」としている。
29	増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率(アウトカム)	①97人 ②125人	①平成25年～平成29年(2018年～2022年) ②平成30年～令和4年(2018年～2022年)	161人	令和5年～令和9年(2023年～2027年)	-	-	-	-	-	これまでの実績等を踏まえ公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会で議論し策定した第14次労働災害防止計画において、指標として設定しているため。	過去のデータ等に基づいて公労使の三者で構成される労働政策審議会安全衛生分科会において議論し設定した。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであること、また年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。 ※増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。(当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの) 第14次労働災害防止計画期間中(2023年～2027年)における熱中症による死亡者数が161人以下であれば目標達成となる。なお「年ごとの実績値」には各年における熱中症による死亡者数を記載している。
達成手段7 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(53)	安全衛生施設整備等経費(昭和23年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	8	※						002444
(54)	化学物質管理の支援体制の整備(平成12年度)(再掲)	- -	- -	-	8	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進し、測定指標9の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(55)職場における化学物質管理に関する総合対策に統合。						-
(55)	職場における化学物質管理に関する総合対策(平成25年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	8	※						002421

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和4年度
	25,690,042	24,368,489	24,901,794		
施策の執行額(千円)	24,584,010	23,113,930			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	-		-	-	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅲ－3－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと(施策目標Ⅲ－3－1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること				担当 部局名		労働基準局補償課 労災管理課 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)		作成責任者名		補償課長 黒部 恭志 労災管理課長 宮下 雅行 賞金福祉統計官 外山 恵美子				
施策の概要		・ 労働者災害補償保険では、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行っている。 ・ 建設アスベスト訴訟において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上的の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことを受けて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。)が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金の支給を開始している。														
施策を取り巻く現状		・ 近年、労災保険の新規受給者数は年間75万人を超える状況にある中、労災補償行政の使命は、被災労働者に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等を行うことにより、セーフティネットとしての役割を担うことにある。また、過労死等の職業性疾病をめぐる国民の関心は高く、過労死等に係る労災請求件数は令和6年度には4,000件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている状況にあり、これらの労災請求事案に引き続き迅速かつ公正に対応していく必要がある。 ・ 給付金法に基づき、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等からの請求を受け、給付金の支給を受ける権利の審査・認定を行い給付金の支給を行っている。また、「労災支給決定等情報提供サービス」を設け、過去に石綿関連疾病の労災保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律の特別遺族給付金の支給を受けたことがある者に対し、給付金の請求に必要な情報の提供や添付書類の一部を省略可能とする等、給付金の迅速かつ簡便な支給を図っている。令和6年度末時点における給付金等の支払件数は8,042件となっているが、石綿関連疾病は潜伏期間が長く、対象者は今後相当期間生じると考えられ、引き続き給付金の迅速な支給を行う必要がある。														
施策実現のための課題		1	労災保険給付の新規受給者数については、近年75万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、デジタル化の推進や迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、令和6年度には労災請求件数は過去最多の4,810件に至るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。													
		2	給付金法に基づく給付金の支給を令和4年1月19日以降開始しており、同法に基づく給付金の支給を円滑に行う必要がある。													
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係								達成目標の設定理由						
		目標1	労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮 (課題1)								被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。					
		(課題1)														
		目標2	給付金法に基づく給付金の円滑な支給 (課題2)								最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図る必要があるため。					
(課題2)																
達成目標1について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値										
○1	労災保険給付の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)	17日	平成28年度	17日	令和8年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、労災保険給付の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和7年度の目標値については、近年、複雑困難事案の請求件数が増えており決定までの所要日数の増加が懸念されるが、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、前年度以下とすることとした。 なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最短で1か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。				
						17日	前年度(19日)以下	前年度(23日)以下	前年度(23日)以下	前年度(23日)以下						
2	精神障害事案の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)	216日	平成28年度	215日	令和7年度	215日	215日	215日	215日	215日	精神障害事案等の複雑困難事案については、認定を行うための調査等に時間を要するところであり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、精神障害事案の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和7年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。 なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。				
						251日	261日	278日	277日							
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由					
3	労災保険給付の新規受給者数					678,604人	777,426人	781,432人	761,976人(速報値)		現状を把握するための重要な指標である。					
4	審査請求取消件数					231件	195件	179件	169件		現状を把握するための重要な指標である。					
5	精神障害事案の請求件数					2,346件	2,683件	3,575件	3,780件		現状を把握するための重要な指標である。					
6	精神障害事案の決定件数					1,953件	1,996件	2,594件	3,509件		現状を把握するための重要な指標である。					

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	※	※	※	1, 2	※	002448
		※	※				
(2)	労働災害動向調査費 (昭和27年度)	※	※	※	—	※	006902
		※	※				
(3)	労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度) ※(2)、(4)、(6)及び(7)を除く	※	※	※	1, 2	※	002450
		※	※				
(4)	労働安全衛生調査費 (昭和41年度)	※	※	※	—	※	002452
		※	※				
(5)	職務上年金給付等交付金に必要な 経費 (平成21年度)	※	※	※	—	※	002449
		※	※				
(6)	労働基準行政関係相談業務等の外部 委託化経費 (平成28年度)	※	※	※	1, 2	※	002447
		※	※				
(7)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	※	※	※	1,2	※	002401
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
7	6か月以内の支給決定等件数／労災認定に基づく請求件数 (アウトカム)	-	—	100%	令和7年度	-	-	-	100%	100%	特定石綿被害建設業務労働者等からの請求に対して、迅速に給付金の支給を行うことにより、特定石綿被害建設業務労働者等への迅速な賠償が図られることから、[6か月以内の支給決定等件数／労災認定に基づく請求件数]を測定指標として設定した。	既に労災認定を受けている場合は監督署の認定書類等の確認で概ね完結できるため、迅速な手続きが必要である。
						-	-	-	100%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
8	給付金等の支給件数					86件	3,118件	3,317件	1,521件		給付金法に基づき給付金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段4		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(8)	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に必要な費用 (令和3年度)	※	※	※	7	※					003085	
		※	※									

施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
		797,759,045		848,675,511		818,374,197			
施策の執行額(千円)		756,801,763		794,188,657					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
	-			-		-	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅲ－3－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ－3－2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		担当 部局名	労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室	作成責任者名	総務課長 松下 和生 労災管理課長 宮下 雅行 補償課長 黒部 恭志 計画課長 佐藤 俊 特別支援室長 山口 泰久
施策の概要	労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業(アフターケアの実施、義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等)、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業(労災重度被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給 等)、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業(第3次産業労働災害防止対策支援事業、産業保健活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業 等)、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、施策目標Ⅲ-2-1「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること」に含まれている。					
	【医療リハビリテーションセンターについて】 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等により中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、独立行政法人労働者健康安全機構が医療リハビリテーションセンターを設置・運営している。					
	【アフターケア制度について】 症状固定後の被災労働者に対し残存する障害の特質から、身体及び精神に動揺を来したり、障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合に、被災労働者の社会復帰を促進するため、アフターケアとして予防その他の保健上の措置を実施している。 支給要件を満たす者にアフターケア手帳の交付事務を行い、被交付者は、当該手帳を労災指定医療機関に提示することで、アフターケアを受けることができる。					
	【義肢・車椅子等の購入費用等の支給について】 業務災害等により四肢を失った者や身体機能を失った者が義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給している。					
	【労災特別介護施設について】 国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供している。					
	【労災就学援護経費について】 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給している。 ①小学生……在学者1人につき月額16,000円(一人月額) ②中学生……在学者1人につき月額21,000円(通信制課程に在学する者にあっては18,000円)(一人月額) ③高校生等…在学者1人につき月額20,000円(通信制課程に在学する者にあっては17,000円)(一人月額) ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円)(一人月額) ※いずれも令和7年度の月額。					
施策を取り巻く現状	・特殊疾病アフターケア実施費 アフターケア手帳交付者は38,023名おり、支給対象者等からのアフターケア委託費の支給件数は346,693件であった。うちせき髄損傷(32.9%)が最も多く次いで外傷による脳の器質的損傷(19.3%)、外傷による末梢神経損傷(12.2%)、振動障害(9.0%)と続いている。(令和5年度) ・労災診療被災労働者援護事業補助事業費 被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受けているが、近年、労災指定医療機関への支払件数は260万件を超え増加傾向となっている。引き続き、被災労働者が現物給付を受けることにより安心して療養できるよう、労災指定医療機関制度を確保・維持することが必要であることから本事業により支援していく必要がある。 ・労災就学等援護費 現状、労災就学等援護費の受給対象者数は現状7,000名程度で推移しているところ、これらの者が労働災害を原因として就学や就労が不可能となることのないよう、引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会において有識者の意見をいただきながら、適切に制度運用を行っていく必要がある。					
施策実現のための課題	1	被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、円滑な社会復帰を促進することが重要である。				
	2	被災労働者及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能とならないようにするが重要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。			・被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとしてアフターケア手帳を迅速に交付すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 特殊疾病アフターケア実施費 義肢等補装具支給経費	
	(課題1)					
	目標2	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。			・被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費	
	(課題2)					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○ 1	医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)	90%	平成28年度	90%	毎年度	80%	80%	80%	80%	90%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリテーションセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。なお、治療を継続すべきである患者の数は当該指標に含めない。 (参考) 令和6年度実績値89.9%は分母:退院患者数(79人)、分子:医学的に職場・自宅復帰可能である患者数(71人)から算出したもの。	本指標は医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質のみならず、対象患者の傷病の重症度など、予測困難な要因にも左右されることから、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として80%以上として設定していたところであるが、過去10年間における実績の平均値は90.6%と目標値を約10ポイント上回る水準で推移しているところである。そのため、脊髄損傷疾患のリハビリテーションの模範となるよう、より質の高い医療を提供し、被災労働者等の円滑な社会復帰促進を目指すという観点から、本指標の目標値を過去10年間の実績平均に準じた90%以上とすることとした。
						90.4%	93.2%	93.9%	89.9%			
2	アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	88%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	アフターケア手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要な経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考) 令和6年度実績値80.0%は分母:アフターケア手帳交付申請とアフターケア通院費の支給申請の件数(4,304件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(3,444件)から算出したもの。	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めているところ、例年の実績に鑑み目標値を設定している。
						80.1%	80.0%	80.1%	80.0%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)と職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数(アウトプット)					17回	17回	21回	21回		医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)が職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)と職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施することが、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションの提供に資するため、参考指標として設定した。なお、患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回以上、職業評価会議を実施している。	
4	義肢等補装具の購入等に係る申請及び旅費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合 (アウトカム)					95.8%	96%	95.5%	95.8%		業務災害等により四肢を失った者や身体機能を失った者の早期社会復帰を図るために、身体機能を補完・代替するための義肢、装具、車椅子等を支給するところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考) 令和6年度実績値95.8%は分母:義肢等補装具の購入、修理及び旅費の支給申請の件数(9,085件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(8,709件)から算出したもの。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	障害者職業能力開発校整備等 (昭和22年度)	※	※	※	—	※	002453
		※	※				
(2)	外科後処置費 (昭和23年度)	※	※	※	—	※	002458
		※	※				
(3)	義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	※	※	※	—	※	002459
		※	※				
(4)	特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	※	※	※	2	※	002460
		※	※				
(5)	特別支給金 (昭和49年度)	※	※	※	—	※	002455
		※	※				
(6)	独立行政法人労働者健康安全機構運 営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	※	※	※	1	※	002454
		※	※				
(7)	独立行政法人労働者健康安全機構施 設整備に必要な経費 (平成16年度)	※	※	※	—	※	002472
		※	※				
(8)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	※	※	※	—	※	002461
		※	※				
(9)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	※	※	※	—	※	002462
		※	※				
(10)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	※	※	※	—	※	002473
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
5	労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	85%	毎年度	90%	90%	90%	90%	85%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指標とした。 (参考) 令和6年度実績値92.7%は、分母:アンケート総回答数(各設問への回答(「満足」・「まあ、満足」・「やや、不満足」・「不満足」・「どちらともいえない」から一つを選択する)のうち、「どちらともいえない」を除いたもの)の件数(12,364件)、分子:有用の評価を示す回答(「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの)の件数(11,459件)から算出したもの。	入居者からのニーズは多岐にわたり、施設運営においては相当な努力が必要であるため、例年目標値を90%にしていたが、アンケートの集計方法を見直すため85%とした。アンケートの類似の設問をまとめるなどの見直しを行うとともに、これまで「どちらともいえない」という回答を分母に含めていなかったが、より実態に近い評価を反映するため、「どちらかといえば満足」「どちらかといえば不満足」に分類し、全ての回答を分母に含めるよう見直しを行うこととしているが、これに対し、介護・看護及び財務分野に詳しい有識者で構成した当事業の評価等検討会の委員から「見直しにより総回答数が増加し、有用度評価が低下することが十分に想定される」等の指摘を受けたことから、目標を85%以上に変更した。
						94.0%	93.7%	92.6%	92.7%			
6	労災就学等援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学等援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考) 令和6年度実績値84.8%は分母:申請件数(600件)、分子:1ヶ月以内の処理件数(509件)から算出したもの。	就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要するところ、例年の実績を鑑み目標値を設定している。
						83.0%	81.5%	82.9%	84.8%			
7	労災保険指定医療機関数(アウトカム) ※令和6年度まで	42,266	平成28年度	前年度 +300件以上	毎年度	目標値 (44,486) 以上	目標値 (44,829) 以上	目標値 (45,132) 以上	目標値 (45,281) 以上		労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。	着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であるため、前年度から300件以上の増加を目標値として設定している。
						44,529	44,832	44,981	44,926			
	労災保険で支給した療養(補償)等給付のうち、労災保険指定医療機関において現物給付として支給された療養(補償)等給付の割合(アウトカム) ※令和7年度から	-	-	98%以上	毎年度					98%	被災労働者の療養生活の援護は、多くの被災労働者が、労災保険指定医療機関において自己負担をすることなく現物給付を受けるための環境整備を行うことによって実現されと考えられる。労災保険指定医療機関において現物給付として支給された療養(補償)等給付の割合により、そのような環境が整備できているかを図ることができると考えられるため。	例年の実績を鑑み、目標値を設定している。
						98%	98%	98%	98%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
8	毎月10日までに受け付けた労災保険指定医療機関からの貸付の請求について、当月末までに支払を行うものの割合(アウトプット)					100%	100%	100%	100%		労災保険の診療費については、労災指定医療機関から都道府県労働局に対して請求し、都道府県労働局において審査の上支払を行っているが、業務上外の認定等に時間を要することにより診療の支払にも時間を要することがあり、患者の本人負担がない労災診療費について指定医療機関の経済的な負担を軽減させるためには、都道府県労働局による支払決定が行われるまでの間、迅速に貸付を行うことが必要であるため。	
9	各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合(アウトプット) ※令和6年度まで						16.3%～ 45.4%	16.4%～ 46.2%	16.4%～ 46.7%		各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合を、参考指標として設定した。	
	各都道府県の労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合(アウトプット) ※令和7年度から							98.2%～ 99.4%	集計中 (令和7年11月に完了予定)		各都道府県の労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合を、参考指標として設定した。	

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額							
		執行額	執行額							
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 (昭和43年度)	※	※	※	—	※	002463			
		※	※							
(12)	労災就学等援護経費 (昭和45年度)	※	※	※	6	※	002465			
		※	※							
(13)	労災ケアサポート事業経費 (昭和52年度)	※	※	※	—	※	002466			
		※	※							
(14)	休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	※	※	※	—	※	002469			
		※	※							
(15)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費 (平成元年度)	※	※	※	7	※	002457			
		※	※							
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	※	※	※	—	※	002467			
		※	※							
(17)	労災特別介護援護事業経費 (平成元年度)	※	※	※	5	※	002468			
		※	※							
(18)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	※	※	※	—	※	002470			
		※	※							
(19)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度)	※	※	※	—	※	002446			
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
		126,766,142			129,256,232		133,174,474			
施策の執行額(千円)		116,118,643			116,402,270					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		—				—		—		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅲ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-4-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:安定した労使関係等の形成を促進すること				担当 部局名	労働基準局労働関係法課 中央労働委員会総務課	作成責任者名	労働関係法課長 先崎 誠 総務課長 田村 雅					
施策の概要		○労働組合法(昭和24年法律第174号)や労働関係調整法(昭和21年法律第25号)等により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。とされている。												
施策を取り巻く現状		アジア、アフリカ、中南米などの国・地域は、労使紛争が発生する等、労使関係が成熟していないことから(※)、我が国の労使関係法制や労働事情等に対する理解を深めさせ、労使協調による労使関係の普及や我が国との良好な関係の構築の推進、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図ることが求められている。 ※労働争議の状況として、インドネシアは平成29年が63件、平成30年が36件、令和4年が407件、令和5年が322件であり、ベトナムは令和2年が125件、令和3年が107件である(「2023年海外情勢報告」参照。インドネシアの平成31年から令和3年のデータは不明。)。なお、日本は平成31年が27件、令和2年が35件、令和3年が32件、令和4年が33件、令和5年が39件である(「データブック国際労働比較2025・JLPT」参照)。 また、中央労働委員会において新規に係属した不当労働行為事件(再審査)の平均処理日数は、令和3年が681日、令和4年が553日、令和5年が625日、令和6年が602日となっており、安定的な労使関係形成のための当事者間の和解に向けて積極的に取り組んだこと等の影響により処理期間が長期化している。このため、改善策として、①調査期日の迅速・効率的な設定、②調査の手続きにおけるウェブ会議等の活用、③労働者委員及び使用者委員を通じた和解による解決の促進等に取り組んでいるところである。												
施策実現のための課題		1	安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。											
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由						
		目標1 (課題1)	集团的労使法制の普及を図るとともに、不当労働行為事件の迅速な処理等を通じて労使紛争の迅速かつ適切な解決を図る。					安定的な労使関係の形成のためには、集团的労使法制への理解が必要であるとともに、労使紛争の迅速かつ適切な解決が必要であるため。						
達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○1	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合(アウトカム)	—	—	85%	毎年度	85%	85%	85%	85%	85%	・本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかが直接的に確認できると考えている。	・厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)期間にあたる平成24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は85%を目標とし、同計画(第4期)期間にあたる平成29年度から令和3年度は毎年度85%を目標としているところ、同計画(第5期)にあたる令和4年度からも85%を目標としていることから、引き続き、令和7年度においても85%を目標とする。 ・なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 【出典】「労使関係総合調査(労働組合実態調査)」(厚生労働省) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/115-19.html ・調査対象:労働組合(令和3～5年度)、事業所(令和6年度※労使コミュニケーション調査) ・集計・推計方法 ・産業、労働組合員数規模等の区分ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出(令和3～5年度)。 ・産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出(令和6年度)。		
						93%	90%	91%	86%					
2	新規申立事件の終結までの平均処理日数(アウトプット)	—	—	1年3か月以内	毎年	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	・不当労働行為事件の審査については、事件の迅速な処理のため、平成16年の労働組合法の改正により、労働組合法第27条の18において、審査の期間の目標を定めることとした。 ・なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも暦年の数値を計上している。	・審査の期間の目標は、目標の達成状況等を踏まえて3年ごとに見直しを行っている。令和2～4年においては「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させる」という目標を定めていたが、令和5～7年についても、事件の処理の状況等にかんがみ、引き続き同様の目標を定めることとした。		
						681日	553日	625日	602日					
						取下・和解により終結:件数		25件	32件	28件			34件	
						取下・和解により終結:平均処理日数		474日	442日	615日			500日	
						命令・決定で終結:件数		30件	20件	13件			14件	
						命令・決定で終結:平均処理日数		854日	731件	647日			850日	

(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由			
3	労使関係セミナーにおける受講者の満足度(「大変参考になった」「参考になった」)の割合					96%	89%	96%	94%		裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労働紛争未然防止や早期解決を図るとともに、紛争解決をサポートする労働委員会について、理解を深めていただくことを目的として開催している「労使関係セミナー」の受講者満足度を令和2年度より設定。 (参考)令和6年度実績値(94.4%)は、①分母:110人、分子:106人、②分母:92人、分子:85人の平均から算出したもの。			
4	事業所での労使コミュニケーションの良好度が「非常に良い」及び「やや良い」と認識している労働組合に加入している労働者の割合					—	—	—	55%		事業所の労働者が、事業所での労使コミュニケーションがどの程度良好であるかの認識を確認することは、労使関係の安定を図る一定の指標となる。このことから、中期的な労使関係の状況を示す数値として、測定指標1の数値(使用者側の認識)と、同じ調査・同じ時点における労働者側の認識を参考指標として設定することとする。 (参考1)労使関係総合調査(労働組合実態調査)中、労使コミュニケーション調査 (参考2)平成21年度実績:55%、平成26年度実績:56%、令和元年度:71.8%			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額	予算額											
(1)	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費 (平成20年度)	※	※	※	1,2,3	※					001987			
		※	※											
(2)	国際労働関係事業 (平成14年度)	※	※	※	1	※					002475			
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定時期		令和4年度	
		650,243			649,757			646,079						
施策の執行額(千円)		581,638			611,863									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		—						—		—				

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅲ－5－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-5-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5:労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること				担当 部局名	労働基準局	作成責任者名	労働保険徴収課長 宿里 明弘			
施策の概要		労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)を把握し、労働保険の未手続事業に対する適用促進を実施するとともに、労働保険料等の適正徴収を図る。										
施策を取り巻く現状		1. 労働保険の適用徴収制度の概要 - 原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される(個人事業主を含む)。 - 原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。 - 中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。 2. 適用促進(全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること) - 行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)。 - 令和6年度末時点の適用事業数は約344万事業。 - 労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定される。 3. 適正徴収(適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること) - 納付期限までに保険料納付が行われない場合 - 未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定 - 期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施 - 督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施 - 令和6年度は4兆1,892億円を収納、収納率は99.1%となっており、収納率の経年推移は、高水準を保っている。										
施策実現のための課題		労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働者に対する迅速な保険給付を確実に実施するための財源であり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。										
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	労働保険適用促進				労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。					
		(課題)										
		目標2	労働保険料の適正徴収				費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。					
(課題)												
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	未手続事業対策により労働保険に加入した事業数 (アウトプット)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度 (48,594件) 以上	前年度 (42,759件) 以上	前年度 (39,040件) 以上	前年度 (36,222件) 以上	前年度 (35,155件) 以上	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関と連携し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。 実績値の出典:労働保険徴収課調べ	・当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。労働保険の未手続事業を特定することは極めて難しく、一定の水準を設定することは難しいが、未手続事業場名簿の精度向上を図る等の施策を講じ、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。
						42,759	39,040	36,222	35,155			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算値	令和6年度 予算値	令和7年度 予算値	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		執行値	執行値									
(1)	労働保険適用徴収業務に必要な経費 (昭和47年度)	16,572 百万円	17,890 百万円	20,375 百万円	1	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人でも使用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合に対する指導などの労働保険の適用促進に係る業務を実施する。						002476
		15,928 百万円	17,595 百万円									

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○2	労働保険料収納率 (アウトカム)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度 (98.0%)以上	前年度 (99.0%)以上	前年度 (99.1%)以上	前年度 (99.1%)以上	前年度 (99.1%)以上	・ 事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。 ＜実績値の算出式・数値＞ 収納済歳入額÷徴収決定済額×100 令和3年度:2,608,092,002.204÷2,635,235,977,960×100 令和4年度:3,133,613,481,451÷3,161,329,705,958×100 令和5年度:4,062,425,907,442÷4,099,907,329,083×100 令和6年度:4,189,229,929,962÷4,228,854,975,424×100 実績値の出自:労働保険徴収課調べ	・ 当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。事業の経営状況や経済状況からどうしても収納に至らない場合があり、一定の水準を設定することは難しいが、納付の督促や口座振替、電子申請・納付の推進等の様々な施策を講じ、毎年度その成果をあげていく必要があるため、前年度の収納率を基準として、この目標値を選定した。 なお、令和6年度における収納率は99.1%であり、収納に至らなかった0.9%に相当する収納未済歳入額は39,625,045,462円であった。 その内訳としては、法令に基づく納付猶予の適用により一定期間納付が猶予されているもの(次年度以降に納付が見込まれるもの)のほか、外部委託による電話督促や納付特例の活用などにより納付を促しているもの、一度に納付することが困難な場合に債務承認の上で分割納付として適切に債権管理を行っているもの、事業経営の悪化により現時点では納付が停止しているため実質的に納付期限を延期しているものなど、次年度以降に徴収することとしているものが相当部分を占めている。 一方で、事業廃止に伴う納付停止分、破産手続中のもの、執行停止中の保険料など、現時点で納付が期待できないものも含まれている。これらのうち一定の要件に該当するものについては、所要の手続きを経て不納欠損処理を行い、収納の終了(整理)を図ることとしている。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		執行額	執行額										
(2)	労働保険適用徴収業務に必要な経費 (昭和47年度)	7,032 百万円	8,053 百万円	10,463 百万円	2	納入督促などの労働保険の適正徴収に係る業務を実施する。					002476		
		6,022 百万円	6,956 百万円										
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施時期	令和6年度	
		23,603,992			25,943,695			30,838,137					
施策の執行額(千円)		21,950,233			24,551,337								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-					-		-				

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅳ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)	作成責任者名	雇用環境・均等局総務課長 山田 敏充 雇用機会均等課長 岡野 智晃 職業生活両立課長 上田真由美 在宅労働課長 千葉 裕子 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)付世帯統計官 笹木 義勝
施策の概要	1	【男女労働者の均等な機会と待遇の確保やハラスメント対策の推進】 ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。))に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底するとともに、法違反が認められる企業に対しては、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、迅速かつ厳正な指導を行っている。 ・ これにより、男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備している。 ・ 業主にのカスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置を義務付けるため、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法等等が改正されたことや、労働者が事業主にセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱い禁止などの内容について、事業主向けの説明会の開催を始めとする様々な機会を通じて、改正法等の周知徹底を図る。さらに、ハラスメント事案が生じた企業等の事業主や人事労務担当者からの相談に応じ、解決するための対応策を助言するとともに事例集を周知する事業を実施する。 ・ 職場におけるハラスメントに関する相談については労働施策総合推進法等に基づく紛争解決援助制度を活用し、迅速・丁寧な対応を行い、法令違反が疑われる事案を把握した場合は、積極的に報告請求・是正指導等を行う。 ・ さらに職場におけるハラスメントの撲滅の気運の向上を目的として「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)にポスター掲示やシンポジウム開催等による集中的な広報を実施する。			
	2	【仕事と家庭の両立支援等】 ・ 男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにし、「共働き・子育て」の実現を目指すため、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(令和6年法律第42号)が成立し、令和7年4月から段階的に施行していることから、引き続き、周知徹底に努める。 ・ 次世代育成支援対策推進法により、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に労働者の仕事と子育ての両立を図るための一般事業主行動計画の策定等を義務付けており、履行確保を図っている。			
	3	【柔軟な働き方がしやすい環境整備】 ・ 「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労」である自営型テレワークについては、令和6年8月に改定した「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、ガイドラインの周知資料および周知動画の作成を行う。併せて、自営型テレワークに関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」を運営し、自営型テレワーカー及び発注者等に対し、有益な情報提供を行う。 ・ 関係省庁(公正取引委員会・中小企業庁等)と連携し、フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を設置し(令和2年11月～)、丁寧な相談対応を行っている。 ・ 令和6年11月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号)が施行された。同法第2章の取引適正化部分は公正取引委員会・中小企業庁が、第3章の就業環境整備部分については厚生労働省がそれぞれ所管している。就業環境整備部分について、特定受託事業者(フリーランス)から申出があった場合等には、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において調査等適切な対応を行い、法の履行確保を図っている。			

施策を取り巻く現状	【ハラスメントの相談件数の推移およびハラスメント対策の推進】 直近3年間のセクシュアルハラスメントに係る相談件数は、6,849件(令和4年度)、7,414件(令和5年度)、7,727件(令和6年度)であり、妊娠・出産等に関するハラスメントに係る相談件数は、1,926件(令和4年度)、1,756件(令和5年度)、1,580件(令和6年度)である。 また、直近3年間のパワーハラスメントに係る相談件数は、50,840件(令和4年度)、62,863件(令和5年度)、72,789件(令和6年度)であり、増加が顕著である。これは、令和4年4月の労働施策総合推進法の全面施行されて2年が経ち、パワーハラスメントに関する認知が広がっていることが要因と考えられる。 令和6年度の報告徴収件数は5,074事業所(前年度4,350事業所より724事業所増)、是正指導件数は5,0876,244件(前年度6,251件より1,164件減)である。指導事項の内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務」に関する指導が最も多く1,364件(26.8%)、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務」1,302件(25.6%)、「男女雇用機会均等推進者」1,033件(20.3%)となっている。 職場における、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントに加え、カスタマーハラスメント、求職者等へのセクシュアルハラスメントの未然防止を図るため、行政指導等の実施、や企業の取組に対する支援や労働者や事業主への周知啓発等をさらに積極的に行う必要がある。	
	【25歳～44歳の女性就業率の推移】 女性の就業率は25歳から29歳をピーク(令和65年度85.4%)に低下し、30代(35～39歳 令和6年度79.6%)をボトムに40歳から44歳(令和65年度81.4%)で上昇するいわゆるM字カーブとなっている。25歳～44歳の就業率はこの20年で約18%と大きく上昇(平成16年度63.5%→令和6年度81.9%)しているが依然M字カーブは存在している。 就業率の上昇により就業率と潜在的労働力率の差は少しずつだが減少傾向にある。しかし依然としてM字カーブや就業率と潜在的労働力率との差は存在し、就業を希望する女性の数は149万人にのぼることから、働きたい女性が継続就業し女性の活躍が推進されるよう取り組む必要がある。 ※潜在的労働力率＝(就業者数＋完全失業者数＋就業希望者数)／人口(15歳以上)	
	【管理職に占める女性割合】 管理職に占める女性の割合は、部長級9.8%、課長級15.9%(いずれも令和6年)で長期的には上昇傾向にある。	
	【女性活躍推進の状況】 令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表義務の対象が、常用労働者数301人以上の事業主から101人以上に対象拡大された。令和7年3月末時点における、常用労働者101人以上の事業主の女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出率は98.1%(50,483社/51,480社)であり、概ねすべての101人以上の事業主で策定等がなされている状態である。引き続き、より企業の実態を捉えた行動計画の策定と行動計画に基づいた効果的な取組の推進のため、個別コンサルティング支援等により事業主をきめ細やかに支援していく必要がある。 また、えらびし認定については、1,301社(令和3年3月末)、1,712社(令和4年3月末)、2,176社(令和5年3月末)、2,716社(令和6年3月末)、3,458社(令和7年3月末)と着実に認定企業が増加している。また、プラチナえるびし認定についても、13社(令和3年3月末)、25社(令和4年3月末)、37社(令和5年3月末)、56社(令和6年3月末)、81社(令和7年3月末)と順調に推移している。 また加えて、令和4年7月8日より、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」及び「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が施行・適用された。これにより、情報公表の項目に新たに「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者数が301人以上の事業主については、「男女の賃金の差異」の状況把握及び情報公表が義務化されている。男女の賃金の差異は、男女の募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、差異の要因分析の重要性の理解促進を図る必要がある。その他、企業が女性活躍推進法に基づき情報公表を行う「女性の活躍推進企業データベース」の機能強化を図り、男女の賃金の差異の公表促進を図る必要がある。	
	【男性の育休取得率の推移】 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向(令和4年度:17.13%、令和5年度:30.1%、令和6年度40.5%)にある。 「男性正社員・職員」に育児休業の利用状況をたずねると、「利用したことはないが、利用したかった(利用したい)」と回答した割合が29.1%(令和4年度調査)となっている。	
	【仕事と生活の両立をめぐる現状】 約7割の女性が、第1子出産後も就業継続している(最新値(令和3年):69.5%)。 離職前正社員・職員だった女性の妊娠・出産、子の育児等を理由とした退職理由を見ると、「両立の難しさで辞めた」(45.8%)、「家事・育児に専念するため」(26.8%)(令和4年度調査)となっている。	
施策実現のための課題	【自営型テレワーク実施者数の推移】 自営型テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となりうるとともに、多様な人材の能力発揮が可能となる。自営型テレワーク実施者に関して、自営型就業者のうちテレワーカーであったのは、令和3年度は27.3%であり、令和4年度は26.6%、令和5年度は28.7%、令和6年度は27.9%であった。(国土交通省「令和6年度テレワーク人口実態調査」P20)。	
	【フリーランスの現状】 フリーランスは462万人(本業:214万人/副業:248万人)(※令和2年、内閣官房試算)おり、「営業」「講師、インストラクター」「建設、現場作業」「デザイン、コンテンツ制作」「運輸、輸送、配送、配達」など多様な業種でフリーランスとして就業する者がいる(令和3年、内閣官房)。 フリーランスの取引形態を見ると、取引相手と単発1回限りの案件で取引を行うフリーランスは23.2%に留まり、多くのフリーランスが取引相手と複数回、または長期・定期的な取引を行っている(令和3年、内閣官房)。	
	1	・ 近年、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは社会問題として顕在化している。令和65年度における都道府県労働局に寄せられたパワーハラスメントに関する相談は72,789件と増加しており、セクシュアルハラスメントに関する相談も7,727件と高止まりしている状況にある。このほか、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談も5,064件と多い状況にある。 ・ いわゆる「M字カーブ」は改善しつつあるが依然として存在しており、就業を希望する女性の数は令和6年で約149万人にのぼる。 ・ 女性管理職割合は上昇傾向にあるが、国際的に見れば低い水準である。 ・ そのため、労働者が性別により差別されることなく、ハラスメント防止対策等に取組むことにより男女がともにその能力を十分発揮することができる職場環境を整備するとともに、女性の活躍を一層促進するため、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていくことが必要である課題となっている。
	2	・ 女性の労働力率と潜在的労働力率(※)の差は大きく、就業を希望する女性の数は令和6年で約149万人にのぼることから、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の両立のしづらさを感じることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。 ・ また、制度はあっても男性が育休を利用しづらい職場環境が存在している。 ・ そのため、男性の育児休業取得促進を含め、働きながら育児・介護を行う労働者が、男女ともに希望に応じて仕事と家庭を両立しやすい就業環境の整備が課題となっている。 ※ 潜在的労働力率＝就業者数＋失業者数＋就業希望数/人口(15歳以上)
各課題に対応した達成目標	3	・ 自営型テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となり得るとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力発揮が可能となる。一方、口頭による契約のための報酬額、納期等基本的な内容が不明確であったり、契約が一方的に打ち切られたりするなど、契約をめぐるトラブルの発生も少なくない状況にある。 ・ 事業者から業務の委託を受けているフリーランスのうち、約4割が報酬の支払い遅延や一方的な仕事内容の変更といった取引先とのトラブルを経験している。(令和2年、内閣官房)
	達成目標/課題との対応関係	
	目標1 (課題1)	・ 性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに職場環境の悪化にもつながることから、働く人が能力を十分に発揮することができるよう、これを防止していくことが重要であるため。 ・ 女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法に定められた性差別的禁止をはじめとする規定の確実な履行確保を図るとともに、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていく必要があるため。
	目標2 (課題2)	・ 仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境の整備により、出産・育児を経た女性の継続就業を支援するとともに、男性の育児参画を促進し、男女がともに子育てすることが当たり前の世の中をつくることで、仕事と育児・介護の両立を可能とする社会づくりを推進する必要があるため。
	目標3	自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心して働ける環境を整備
	自営型テレワークについて、良好な就業形態に向けた課題に対応することにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。	

	(課題3)	する。	・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備することにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	25歳～44歳の女性就業率(アウトカム)	77.7%	令和元年	82%	令和7年度	79.1%	79.9%	80.6%	81.3%	82.0%	女性の就業率は25歳から29歳をピークに低下し、30代をボトムに40歳から44歳で上昇する。いわゆるM字カーブとなっていることから、働きたい女性が育児等で退職することなく継続就業し、女性の活躍が推進されるよう、指標として設定した。 (出典)総務省「労働力調査」	令和3年度から令和6年度までの年度ごとの目標値については、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)で定めている、令和7年度の目標水準(82%)と令和元年度の基準値(77.7%)との差分を6等分することにより設定した。令和7年度目標値は第5次男女共同参画基本計画で定めている目標水準を設定している。
						78.6%	79.8%	80.8%	81.9%			
2	民間企業の課長相当職に占める女性の割合(アウトカム)	11.4%	令和元年	18%	令和7年度	13.6%	14.7%	15.8%	16.9%	18.0%	女性就業者数が増加する等、女性活躍は前進しているが、諸外国と比較すると管理職への登用は遅れているため、指標として設定した。 (出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	令和3年度から令和6年度までの年度ごとの目標値については第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)で定めている、令和7年度の目標水準(18%)と令和元年度の基準値(11.4%)との差分を6等分することにより設定した。令和7年度目標値は第5次男女共同参画基本計画で定めている目標水準を設定している。
						12.4%	13.9%	13.2%	15.9%			
③	ハラスメント防止対策を措置するよう行政指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合(アウトカム)	-	-	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等職場のハラスメントの未然防止が可能となることから、指標として選定した。	目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえると100%を達成することは困難である一方、毎年度高い水準を維持することが重要であるため、年度内のは正割合として90%を設定した。
						99.5%	99.2%	98.2%	97.9%			
4	(常用労働者100人(令和3年度までは300人)以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数(アウトプット))	-	-	12,200社以上(常用労働者数100人以下事業主)	毎年度	32,000社以上(常用労働者数300人以下事業主)	6,500社以上(常用労働者数100人以下事業主)	8,000社以上(常用労働者数100人以下事業主)	9,900社以上(常用労働者数100人以下事業主)	12,200社以上(常用労働者数100人以下事業主)	労働者の6割以上が300人以下の事業主(中小企業)において雇用されているため、常用労働者数100人以下の努力義務企業(但し、令和3年度までは法改正以前であるため常用労働者数300人以下)において女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、企業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。 (出典)厚生労働省 雇用環境・均等局調べ	目標値については、令和6年度の実績(10,478社)及び令和5年度以降の平均届出増加数を踏まえて設定。 10,478÷(1,487+2,046/2=1,766.5)=12,244.5社≒12,200社
						21,771社(常用労働者数300人以下事業主)	6,945社(常用労働者数100人以下事業主)	8,432社(常用労働者数100人以下事業主)	10,478社(常用労働者数100人以下事業主)			
5	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数(アウトプット)	1,056社	令和元年	4,000社以上	令和7年度	1,550社以上	1,950社以上	2,300社以上	3,000社以上	4,000社以上	女性活躍推進法に基づく認定は女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業を受けられるものであり、企業における女性活躍推進に関する取組の結果指標となることから指標として選定した。 (出典)厚生労働省 雇用環境・均等局調べ	目標値については、令和6年度の実績値(3,458社)及び令和4年度以降の認定企業増加数を踏まえて設定。 3,458÷(464+540+742/3=582)=4,040社≒4,000社
						1,712社	2,176社	2,716社	3,458社			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
6	第1子出産前後の女性の継続就業率					69.5%	-	-	-	-	女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できることに資するため、指標として設定した。(出典)国立社会保険・人口問題研究所「出生動向基本調査(夫婦調査)」 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)、内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準においても定められている。 ※出生動向基本調査は5～6年周期であり、令和7年までに新しい実績値は測定されない予定であることから、参考指標としている。	
7	都道府県労働局におけるセクシュアルハラスメントの相談件数					7,070件	6,849件	7,414件	7,727件		セクシュアルハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。	
8	都道府県労働局におけるパワーハラスメントの相談件数					23,366件	50,840件	62,863件	72,789件		パワーハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。	

達成手段1		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費 (昭和48年度)	※	※	※	－	※	002248
		※	※				
(2)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	※	※	※	3	※	002434
		※	※				
(3)	ポジティブアクション周知啓発事業 (平成19年度)	※	※	※	3,4	※	002433
		※	※				
(4)	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業 (平成22年度) ※平成27年度以前は「ポジティブ・アクション推進戦略等事業」	※	※	※	4	※	002486
		※	※				
(5)	両立支援等助成金 (平成23年度)	※	※	※	4,9,11,12	※	002488(女性活躍加速化コース) 003035(不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)※令和6年度以前は「不妊治療両立支援コース」
		※	※				
(6)	民間企業における女性活躍促進事業 (令和4年度)	※	※	※	4	※	002490
		※	※				
(7)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進 (令和2年度)	※	※	※	3	※	002498
		※	※				
(8)	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度 (令和2年度)	※	※	※	－	※	002437
		※	※				
(9)	個々の女性労働者のキャリア形成支援事業 (令和5年度)	※	※	※	－	※	005564
		※	※				
(10)	職場におけるダイバーシティ推進事業 (令和6年度)	※	※	※	－	※	002496
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
9	男性の育児休業取得率 (アウトカム)	-	-	50%	令和7年度	16%	18%	28%	39%	50%	少子高齢化が急速に進展する中で、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題となっている。男性の育児休業取得率は近年上昇しているものの、未だ低い水準にとどまっており、男性の育児休業取得を促進することで、育児休業の取得を望む男性の仕事と家庭の両立の希望をかなえるとともに、男女問わずワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境の実現に資することから指標として設定した。 (出典)厚生労働省「雇用均等基本調査」	「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)で令和7年度の目標値が50%に設定されており、その目標達成に向け按分して各年の目標値を設定した。
						13.97%	17.13%	30.1%	40.5%			
10	共育(トモイク)プロジェクト公式サイトへのアクセス件数(アウトプット)	-	-	昨年度(旧事業サイト含む)のアクセス件数以上	毎年度	470,000PV	800,000PV	1,060,000PV	1,060,000PV	700,000PV	イクメンプロジェクトについては、直近の男性育休取得率の上昇を踏まえ、育休取得促進に加えて「共育て」を推進する共育(トモイク)プロジェクトに移行。本事業は広報・普及啓発事業であり、公式サイトを活用により社会的機運の醸成を図ることが共育ての推進に資することから、新事業サイトのアクセス件数を引き続き指標として設定した。 (出典)厚生労働省「男性の育児休業取得促進事業」実績報告及び「共働き・共育て推進事業」実績報告	令和7年度における新事業サイトの開設期間が1年に満たないこと(約6～7月)を踏まえると昨年度実績(旧事業サイト)を下回る可能性も考えられるものの、新事業の立ち上げに伴い積極的なPRを行う観点等から、昨年度の旧事業サイトの実績を基準にそれを上回る形で目標値を設定した。
						1,167,930	1,144,639	851,895	683,096			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
11	次世代認定マーク(くるみん)取得企業数					3,801社	4,131社	4,481社	5,019社		次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、男性の育児休業取得率などに關して一定の基準を満たした企業は、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けられる。当該認定企業の増加は、仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性の育児参画促進に資することから指標として設定していたが、政府目標(4,300社)を令和5年度に達成したため、参考指標としている。 (出典)厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」	
12	第1子出産前後の女性の継続就業率(再掲)					69.5%	-	-	-		女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できることに資するため、指標として設定した。(出典)国立社会保険・人口問題研究所「出生動向基本調査(夫婦調査)」 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)、内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準においても定められている。 ※出生動向基本調査は5～6年周期であり、令和7年までに新しい実績値は測定されない予定であることから、参考指標としている。	
13	週所定労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム)					8.8%	8.9%	8.4%	8.0%		男女ともに希望に応じて職場で能力を発揮し、キャリア形成を図っていくためには、仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整備することに加え、職場全体の長時間労働の是正を行うことが重要であることから、参考指標とした。 (出典)総務省「労働力調査」	
14	家族の介護・看護を理由とする離職者数					-	10.6万人	-	-		仕事と介護の両立を可能とし、望まぬ離職を防ぐ必要がある。については、家族の介護・看護を理由とする離職について、全体数を把握する観点で参考指標とした。 (出典)総務省「就業構造基本調査」 ※当該調査は5年に1回の調査であることから、参考指標としている。	
15	育児休業から復職した男性労働者のうち、1ヶ月以上取得した割合					35.1%	-	41.9%	-		男性の育児休業については、取得率の向上に加え、労働者が希望する期間取得できるようにすることが重要であるところ、男性の育児休業の約4割が2週間未満と依然として女性に比べて短期間の取得が多い現状を踏まえ、参考指標として設定した。 (出典)厚生労働省「雇用均等基本調査」	

達成手段2		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算値	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算値	予算値				
		執行値	執行値				
(11)	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業 (平成6年度)	※	※	※	9,11,12	※	002483
		※	※				
(12)	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業 (平成19年度)	※	※	※	9,11,12	※	002482
		※	※				
(13)	男性の育児休業取得促進事業 (平成20年度)	※	※	※	9,11,12	※	002484
		※	※				
(14)	縦断調査費(出生児縦断調査コーホートB) (平成22年度)	※	※	※	-	※	002985
		※	※				
(15)	両立支援に関する雇用管理改善事業 (平成23年度)	※	※	※	9,11,12	※	002487
		※	※				
(16)	両立支援等助成金 (平成23年度)	※	※	※	9,11,12	※	002481(事業所内保育施設コース) 002489(出生時両立支援コース) 002491(介護離職防止支援コース) 002492(育児休業等支援コース) 007021(育休中等業務代替支援コース) 007020(柔軟な働き方選択制度等支援コース)
		※	※				

達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績値								
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
14	自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合(アウトカム) ※令和4年度以降	99.00%	令和4年度	90%以上	毎年度	-	80%以上	90%以上	90%以上		「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワーカーや発注者等向けオンラインセミナーを開催することは有効であると考えられる。その中で、セミナー受講者が自営型テレワークガイドラインの概要について理解できたことをアウトカムとして設定。 (参考)自営型テレワークガイドライン周知セミナーの受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合 令和2年度実績:80.6%(129人/160人)、令和3年度実績:74.6%(135人/181人)、令和4年度実績:99.0%(96人/97人)、令和5年度実績:97.3%(179人/184人)、令和6年度実績:97.6%(207人/212人)	令和4年度における「よく理解できた」、「理解できた」、「やや理解できた」と回答した者の割合が99.0%だったことを踏まえ、「よく理解できた」、「理解できた」、「やや理解できた」と回答した者の割合を90%と設定した。			
○15	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数(アウトプット)	442,536件	平成28年度	過去3年間の平均件数以上	毎年度	前年度(556,014件)以上	604,440件以上	210,443件以上	215,000件以上	238,637件以上	・自営型テレワークに関する総合支援サイトを通じた情報提供について、サイトの普及の度合いを測るため。	令和4年度以前の活動実績は、アクセス数の集計のためのタグの設定に誤りがあることが発覚した。 修正後の活動実績は、推定値で189,044(令和2年度)、197,798(令和3年度)、202,905(令和4年度)。 伸び率等の傾向は、修正前後で概ね同様である。 これまでの実績を踏まえ、令和7年度の目標については前年度実績以上としている。			
						581,761件	596,781件	220,166件	238,637件						
16	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のコンテンツであるe-ラーニングについて、e-ラーニングの受講が「再就職に向けて役に立った」と回答した者の割合(アウトカム)	-	-	95%以上	毎年度	85%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	自営型テレワークに必要なノウハウを学ぶことができるe-ラーニング(※)が、再就職に資するものであったかの度合いを測るため。 ※e-ラーニング…これから自営型テレワークを始めたいと考えている未経験者や経験の浅い自営型テレワーカーを対象に、自営型テレワーク始めるに当たっての心構えや契約に当たっての注意事項などを学ぶことができる教材。厚生労働省が委託事業において作成し、ポータルサイト(ホームワーカーズウェブ)に掲載。 (参考)令和6年度実績値98.9%は分母:e-ラーニングを受講した人数(120人)、分子:e-ラーニング受講者向けのアンケートにて「再就職の役に立った」と回答した人数(118人)から算出したもの。	目標値は、昨年度の実績水準を維持することを目標に95%と設定する。			
17	フリーランス・トラブル110番相談窓口について、相談者が「とても満足」、「満足」と回答したものの割合(アウトカム)	-	-	80%以上	毎年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	本事業の最終目的は、発注者等との取引上のトラブルなど、問題を抱えているフリーランスからの相談を受け、弁護士がその問題を解決するように導き、引き続き安心してフリーランスとして働くことができるようにしていくことであるため、本事業の相談窓口で弁護士に相談したことに対する満足度すなわち相談窓口の有用度をアウトカムとして設定した。 (参考) 令和6年度実績値74.8%は分母:フリーランス・トラブル110番相談窓口相談者向けのアンケート回答者数人数(5,830人)、分子:アンケートにて「とても満足」、「満足」と回答した人数(4,363人)から算出したもの。	目標値は、直近4年度分の実績値の平均を踏まえて目標に80%と設定する。			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
18	フリーランス・トラブル110番相談窓口における相談件数					4,072件	6,884件	8,986件	12,323件		フリーランス・トラブル110番相談窓口について、相談件数は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定した。				
達成手段3		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID				
(17)	自営型テレワークに係る就業環境の整備事業(平成12年度)	※	※	※	14,15,16	※					002485				
		※	※												
(18)	フリーランスに係る相談支援等の環境整備事業(令和2年度)	※	※	※	17,18	※					019969				
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和7年度
		16,749,141				24,427,175				40,712,737					
施策の執行額(千円)		10,209,420				9,891,782									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和4年2月25日			職場における女性活躍の推進については、改正女性活躍推進法の円滑な施行等に取り組むとともに、男女間賃金格差そのものの開示を充実する制度の見直しについて、具体的に検討し、速やかに着手してまいります。				

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表						
* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。			(厚生労働省7(Ⅳ－2－1))			
施策目標名(政策体系上の位置付け)	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること(施策目標Ⅳ－2－1) 基本目標Ⅳ:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、 ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標2:非正規雇用労働者(短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること		担当 部局名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名	大臣官房参事官 山口 了子 雇用環境・均等局有期・短時間労働課長 竹野 佑喜 職業安定局需給調整事業課長 高島 洋平
施策の概要	【正社員転換の推進】 ・正社員として働くことを希望される非正規雇用労働者の正社員転換を推進するため、正社員への転換などを行う事業主に対するキャリアアップ助成金により支援を行っている。 ・短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった多様な正社員の導入拡大を図るため、「多様な正社員」制度にかかる好事例の周知や、社会保険労務士などによる導入支援を行っている。					
	【同一労働同一賃金の実現】 ・どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けられるようにすることにより、人々が自分のライフスタイルに合わせた多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。))及び「労働者派遣事業の適切な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。))について、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向け、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による法の履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備等を内容とする改正が行われ、令和2年4月1日(パートタイム・有期雇用労働法の中小企業の施行は令和3年4月1日)から施行されている。 ・これにあわせて、正社員と非正規雇用労働者との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇差の禁止に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号。いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」。)において示している。 ・改正後の法令や同一労働同一賃金ガイドラインに基づき、施行の徹底のための指導等を行っているほか、事業主が当該法令やガイドラインに基づく対応を実施するための取組手順書や待遇差の点検・検討マニュアル等を作成し、当該法令等の周知を行うとともに自主的な取組を支援している。 ・加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より全都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による個別相談支援等を実施している。 ・さらに、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)による構造的な賃上げを目指すための取組の一つとして、同年12月以降、都道府県労働局において、新たに労働基準監督署と連携して同一労働同一賃金の遵守の徹底の取組を行っている。					
	＜用語の定義＞ (短時間労働者) 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者(パートタイム・有期雇用労働法における定義) (有期雇用労働者(有期契約労働者)) 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者(パートタイム・有期雇用労働法における定義) (派遣労働者) 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。(労働者派遣法における定義)					
施策を取り巻く現状	1. 非正規雇用労働者の概況(2024年) ・役員を除く雇用者(5,771万人)に占める非正規雇用労働者(2,126万人)の割合は36.8%となっている。 ・非正規雇用労働者数は2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少したが、2022年以降増加。 ・非正規雇用労働者数について、年齢階級別に見ると、65歳以上で顕著に増加している。45歳未満で見ると、ほぼ横ばいで推移している。					
	2. 非正規雇用労働者の内訳(2024年) ・非正規雇用労働者のうち、パートは1,028万人(48.3%)、アルバイトは474万人(22.3%)、派遣社員は154万人(7.2%)。 ・不本意非正規雇用労働者の割合は、非正規雇用労働者全体の8.7%であり減少傾向。 ・一方で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」「家計の補助・学費等を得たいから」等の理由で非正規雇用を選択する者も77.7%存在。 ・また、今後の働き方について、正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者のうち、正社員になった場合に「多様な正社員」制度を希望したいと回答した割合は68.2%(2021年)存在。					
	3. 非正規雇用労働者の待遇等の現状 ・一般労働者(フルタイム)における、「正社員・正職員」に対する「正社員・正職員以外の者」の賃金の割合は66.9%(2024年)。 ・正社員との比較で見ると、「計画的な教育訓練(OJT)」、「入職時のガイダンス(Off-JT)」は正社員と比べて7割程度の実施となっているが、「将来のキャリアアップのための教育訓練(Off-JT)」は4割を下回っている(2021年)。 ・手当等、各種制度の適用状況について、正社員との比較で見ると、「通勤手当」の実施率が約8割と高くっており、「慶弔休暇」が約6～8割、「賞与」が約4～6割となっている(2021年)。 ・同一労働同一賃金など、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実現に向けて、「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は64%、「待遇の見直しは必要ないと判断した」は21%、「異なる雇用形態が存在しない」は7%。「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の取組内容は、「基本給」が52%、「諸手当」が50%、「福利厚生」が53%であった(2024年)。					
施策実現のための課題	1	非正規雇用の実態は様々であり、自分の都合のよい時間に働きたい等の理由で非正規雇用を選んでいる者が77.7%(2024年)を占めている。一方、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった状況もあり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者(不本意非正規雇用労働者)も8.7%(2024年)存在するため、正規雇用化を促進していくことが課題となっている。				
	2	非正規雇用労働者は2,126万人(2024年)と役員を除く雇用者の約4割を占める状況にあるが、待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もある。このため、非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。 ワーク・ライフ・バランスの観点や働く方の希望に応じた柔軟な働き方を実現するため、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備も課題となっている。				

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること					不本意非正規雇用労働者が依然として相当数存在している中、労働者が希望する働き方を実現することで、働く方の雇用の安定や処遇の改善、意欲向上や生産性向上につながると思えられるため。 また、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換を強力に推し進めていくことが重要であるため。				
		(課題1)										
		目標2	非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する					パートタイム・有期雇用労働法等に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇を確保し、雇用形態に関わらない公正な待遇を実現する必要があるため。				
(課題2)												
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	不本意非正規雇用労働者の割合 (アウトカム)	18%	平成26年平均	10%以下	令和7年度	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	不本意非正規雇用労働者については、足下では減少傾向にあるものの依然として一定数存在しており、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績14.3%、平成30年平均実績12.8%、令和元年平均実績11.6%、令和2年平均実績11.5% (参考2)令和6年実績値8.7%は分母・当該質問の回答者総数、分子：現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典)：総務省「労働力調査(詳細集計)」	成長戦略フォローアップ工程表(令和3年6月18日)のKPIとして設定されている目標水準(2022年までに10%以下)に基づき設定した。
2	25～34歳の不本意非正規雇用労働者の割合 (アウトカム)	15.6%	令和4年平均	10%	令和8年度	－	－	前年以下	前年以下	前年以下	不本意非正規雇用労働者の割合は年齢により異なるが、特に若者(25～34歳)の不本意非正規雇用労働者の割合は全体よりも高く、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績22.4%、平成30年平均実績19.0%、令和元年平均実績17.7%、令和2年度平均実績16.8% (参考2)令和6年実績値12.7%は分母・当該質問の回答者総数、分子：現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典)：総務省「労働力調査(詳細集計)」	不本意非正規雇用労働者の割合を着実に低下させることが重要なため、まずは前年以下と設定した。 なお、令和8年までに10%とすることを当面の目標としている。
3	キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数 (アウトカム)	67,210人	平成28年度	98,000人	令和7年度	101,000人	109,000人	105,000人	102,000人	98,000人	キャリアアップ助成金の正社員化コースは、有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換等を促す主要な支援措置であるため、正規雇用労働者等へ転換した労働者の数を目標値とした。 (参考)令和元年度実績111,895人、令和2年度実績100,203人 (出典)：雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	行政事業レビューの目標として設定されている目標水準(※)に基づき設定した。 (※)令和7年度　98,000人
4	キャリアアップ助成金により正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数 (アウトカム)	34,807人	令和2年度	24,000人	令和7年度	35,000人	35,000人	30,000人	27,000人	24,000人	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年度6月21日閣議決定)において「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、令和2年度からの3年間の集中的な取組み(第1ステージ)が行われるとともに、令和5年度からの2年間の第2ステージと位置づけ引き続き取組みを実施しておりキャリアアップ助成金の正社員化コースは、この取組の重要な政策ツールの1つとなっている。また、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)においても支援策の一つとして位置づけられていることから、正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数を目標値とした。 (出典)：雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	行政事業レビューの目標として設定されている上記目標水準(全年齢)(※)や前年度実績に基づき設定した。 (※)令和7年度　98,000人(キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数)

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施 (平成25年度)	※	※	※	1,2,3,4	※	002499
		※	※				
(2)	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業(旧:非正規雇用労働者の待遇改善支援事業) (平成29年度)	※	※	※	1,2	※	002500
		※	※				
(3)	「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 (旧:パートタイム・有期雇用労働者活躍推進事業) (平成26年度)	※	※	※	1,2	※	002501
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○5	パートタイム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合(年度内)(アウトカム)	-	-	95%以上	令和7年度	-	-	90%以上	95%以上	95%以上	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が報告徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから指標として設定した。 (参考)直近の実績値(R6年度)は、「分子:是正された件数(28,271件)」を「分母:パートタイム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の件数(28,299件)」で除して算出している。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ ※令和2年度は大企業のみ施行、中小企業は令和3年度から適用。	目標値については、是正までに要する一定程度の期間を勘案した上で、過去3年の実績(令和4年度101.0%、令和5年度97.0%、令和6年度99.9%)を踏まえて年度内の是正割合(95%以上)を設定。 なお、令和4年度の実績が100%を超えている理由は、助言・指導を行ったのは令和3年度以前であるが、是正が年度をまたいで令和4年度となったものを含んでいるため。
6	パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数及び同一労働同一賃金の遵守徹底の要請を実施した集団指導等に出席した事業所数(年度内)(アウトプット)	-	-	11,000件	令和7年度	5,640件	7,520件	7,520件	12,000件	11,000件	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が報告徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行っている。また、令和7年9月から労働基準監督署が実施する集団指導等の場において、同一労働同一賃金の遵守の更なる徹底を要請する取組を開始した。これらの取組により、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が見込まれることから、指標として選定した。目標値については、年度単位で計画的に実施していることから、年度内の件数を設定した。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ ※目標値及び実績値について、令和6年度以前は「パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)」としている。	令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したところであるが、令和5年度からは「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえた同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組の実施により、報告徴収の件数が増加した。令和7年度についても、引き続き、同一労働同一賃金の遵守徹底のために積極的に報告徴収を実施するとともに、労働基準監督署が実施する集団指導等の場において同一労働同一賃金の遵守の更なる徹底を要請する取組を新たに開始したことから、当該取組の実績も目標値に算入した上で、都道府県労働局における企業指導に関わる職員の人数等を勘案して設定した。
7	派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合(アウトカム)	-	-	95%以上	令和7年度	80%以上	90%以上	90%以上	95%以上	95%以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であり、また、派遣労働者の同一労働同一賃金の履行状況を測定するため設定した。 なお、解決した割合の算出は、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際、アンケートにより相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合を調査している。 (参考)令和6年度の実績は、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等の待遇に関することが含まれている相談件数(1,488件)のうち、①問題解決に至った又は②問題の一部解決に至った件数の合計(1,484件)の割合を算出している。 (出典):職業安定局・需給調整事業課調べ	令和5年度から労働者派遣事業に関する相談から待遇に関する相談に限定して評価することとし、90%以上と目標値を設定したが、令和5年度の実績を踏まえ、令和6年度は95%以上を目標値として設定した。令和7年度は、令和6年度の実績を踏まえ、95%を目標値として設定する。

(参考指標)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由		
8	「通勤手当」を有期雇用フルタイムに実施した企業割合	88%	-	-	-		均衡待遇として企業が取り組んだ労働条件を把握することは重要であるものの、調査が5年に1度で毎年フォローアップすることができないため参考指標として設定。 (出典):厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」		
9	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者を正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金が、正社員と同じ又は正社員より高い割合	54%	-	-	-		均衡待遇として企業が取り組んだ労働条件を把握することは重要であるものの、調査が5年に1度で毎年フォローアップすることができないため参考指標として設定。 (出典):厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」		
10	一般労働者(フルタイム)における、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外の者」間の賃金比率	67.0%	67.5%	67.4%	66.9%		非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保の状況把握に資するマクロ的な指標として設定。なお、賃金格差は、いわゆる正社員と非正規雇用労働者間の職務内容の違いの程度によるため、本比率は測定目標として設定することは困難。 (出典):厚生労働省「賃金構造基本統計調査」		
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等		行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(4)	パートタイム・有期雇用労働者均衡待遇推進事業 (旧:短時間労働者均衡待遇啓発事業) (平成19年度)	※	※	※	5.6	※		002504	
		※	※						
(5)	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費) (平成23年度)	※	※	※	7	※		002522	
		※	※						
(6)	パートタイム・有期雇用労働者等の活躍推進に関する総合的情報提供事業 (旧:パートタイム・有期雇用労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業) (平成27年度)	※	※	※	5.6	※		002502	
		※	※						
(7)	職務分析・職務評価コンサルタント育成事業(旧:職務分析・職務評価普及事業) (平成28年度)	-	-	-	5.6	職務分析・職務評価にかかるコンサルティングを行う人材を養成するため研修と企業担当者等へ向けた動画配信及び事例収集による周知を一体的に実施し、職務分析・職務評価の更なる普及を図ることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇の実現に寄与する。 ※令和4年度以降は(2)において職務分析・職務評価の取組支援を実施		-	
		-	-						
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定時期	令和6年度
		89,794,648		116,990,788		108,850,426			
施策の執行額(千円)		60,552,156		61,549,478					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第217回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和7年3月7日		非正規雇用労働者の方々の正社員への転換や、同一労働同一賃金の更なる遵守徹底などによる処遇改善に取り組みます。	

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅳ－3－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること(施策目標Ⅳ－3－1) 基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3：働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること		担当 部局名	労働基準局 雇用環境・均等局	作成責任者名	労働条件政策課長 川口 俊徳(長時間労働、年休、話合いの機会、助成金、医療部分) 労働関係法課長 五百旗頭 千奈美(労働契約法部分) 大臣官房参事官 山口了子(年休、話合いの機会、特別な休暇制度、勤務間インターバル制度部分) 在宅労働課長 千葉 裕子(テレワーク部分) 有期・短時間労働課長 竹野 佑喜 (働き方改革推進支援センター) 雇用機会均等課長 岡野 智晃(不妊治療と仕事との両立)	
施策の概要	○ 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 ○ テレワークについては、柔軟な働き方を可能とするものであり、子育てや介護と仕事の両立、ワークライフバランスの向上、人材確保、高齢の方や障害を持った方への就労機会の提供など、雇用の安定・継続にも資するものであるが、①労働者が使用者と離れた場所で勤務するため総体的に使用者の管理の程度が弱くなる、②業務に関する指示や報告が時間帯に関わらず行われやすくなり、労働者の仕事と生活の時間の区別が曖昧になり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる等の課題があり、適切な労務管理下におけるテレワークの導入や実施が行われることが重要である。このため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」という。)の周知や、テレワークに関する相談窓口の設置、テレワーク総合ポータルサイトでの情報提供等、テレワークを導入しようとする企業への支援を行う。						
施策を取り巻く現状	【週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移】 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は減少し、令和5年に8.4%となっている。 【勤務間インターバル導入企業割合】 勤務間インターバル制度の導入率は上昇傾向にあり、令和6年に5.7%(同年1月1日現在)となっている。 【年次有給休暇取得率の推移】 年次有給休暇の取得率は近年上昇し令和5年に65.3%となっている。 【特別な休暇制度の導入企業数】 特別な休暇の導入率は近年は90%前後で推移している。 【雇用型テレワークの実施者数の推移】 テレワークを導入している企業の割合は、コロナ禍の下急速に普及し、令和3年度に全国51.9%となったが、都市部は減少局面である他、地方部はまだ低水準であり、令和6年度は47.3%となっている。						
施策実現のための課題	1	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は政府目標の7割に届かない状況で推移しており、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患にかかる労災認定件数は高い水準で推移しており、労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送り、もってワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方の見直しを一層促進することが重要である。					
	2	テレワークは、柔軟な働き方を可能とするものであり、子育てや介護と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、人材確保、働き方改革の促進等に資する他、地方創生、国土の有効利用、女性活躍など様々な観点から、コロナ後においてもデジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年12月23日閣議決定)などにおいて、政府全体で推進していくこととされている。都市部・大企業における導入率は高いものの、地方部・中小企業における普及率は、都市部・大企業に比べ低いこと、及び、都市部においてはコロナ禍をピークに近年減少局面にあることが課題となっている。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善を促進する。			長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあるため、その抑制を図る必要があるが、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合は減少傾向にあるものの、政府目標の5%に届かない状況で推移している。また、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するための勤務間インターバル制度について、その導入を促進することが重要である。		
	(課題1)				労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は政府目標の7割に届かない状況で推移している。 特に配慮を必要とする労働者については、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要である。		
	目標2	適正な労務管理下における良質なテレワークを地方部・中小企業を含め普及するとともに、定着を促進する。			テレワークは、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方として、引き続き普及・定着を図る必要がある。		
	(課題2)				また、企業等においてテレワークガイドラインを活用し、適切な労務管理下におけるテレワークの導入や実施が行われる必要がある。 こうした取り組みによって、柔軟な働き方がしやすい環境整備を進めることは、多様な人材の労働参加の促進にも寄与するものである。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム)	—	—	5%	令和7年度	8.2%	7.9%	7.5%	6.7%	5.0%	・ 長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が依然として高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数 【出典】「労働力調査」(総務省) (URL) http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm	各種取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%(令和3年は5%)と、目標値をほぼ達成できたところ。 そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したものの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41932.html
2	年次有給休暇取得率 (アウトカム)	47.4%	平成20年度	70%	令和10年度	60.9%	61.2%	64.2%	64.7%	66.3%	・ 労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は6割弱で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定している。 ・ なお、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定)において、年次有給休暇の取得率を令和10年までに70%とすることになっている。 (参考)平成21年:47.1%、平成22年:48.1%、平成23年:49.3%、平成24年:47.1%、平成25年:48.8%、平成26年:47.6%、平成27年:48.7%、平成28年:49.4%、平成29年:51.1%、平成30年:52.4%、令和元年:56.3%、令和2年:56.6% 【出典】「就労条件総合調査」(厚生労働省) (URL) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html ※就労条件総合調査に基づき記載。(年間以外の項目については、翌年1月1日現在の状況。)	令和7年度の目標は、最新値の令和5年度実績値(65.3%)と最終年度の令和10年度の目標値(70.0%)の差分を均等割りして設定した。
3	労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業の割合 (アウトカム)	1.4%	平成28年度	15%	令和10年度	7.8%	8.1%	10.4%	7.8%	8.0%	・ 勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであり、当該制度を企業が導入することは過労死防止の1つの方策となるが、その導入率が低水準となっているため、その導入率の向上を指標として設定している。 ・ なお、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定)において、労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業割合を令和10年までに15%とすることになっている。 (参考)平成31年:3.7%、令和元年:4.2%、令和2年:4.6% 【出典】「就労条件総合調査」(厚生労働省) (URL) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html ※就労条件総合調査に基づき記載。(年間以外の項目については、翌年1月1日現在の状況。)	令和7年度の目標は、最新値の令和5年度実績値(5.7%)と最終年度の令和10年度の目標値(15.0%)の差分を均等割りして設定した。
4	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合(アウトカム)	52.1%	平成21年度	100%	令和7年度	68.4%	73.2%	82.1%	82.7%	100.0%	・ 労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定している。 ・ なお、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」において、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を令和7年までに100%とすることになっている。 (参考)平成22年度:40.5%、平成23年度:46.3%、平成24年度:59.7%、平成25年度:60.6%、平成26年度:52.8%、平成27年度:55.4%、平成28年度:67.2%、平成29年度:55.1%、平成30年度:52.9%、令和元年度:64.0%、令和2年度:60.5% 【出典】「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査(企業調査)(厚生労働省) (参考)令和6年度実績値(61.1%)は、分母:上記調査の有効回収数(3,234社)、分子:「労働時間、休日、年次有給休暇の付与などについて労使で話し合う機会を設けているか」の間に「設けている」と回答した企業数(1,977社)から算出したもの。	令和7年度の目標は計画最終年であるため、目標値とした。

5	病気休暇に係る導入率 (アウトカム)	25.5%	平成29年 度	30.0%	毎年度	—	—	—	—	30%	・ 労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考え合わせることが重要だが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要である。 ・ この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、特別休暇の中でも年次有給休暇の取得促進に資する休暇である病気休暇に係る導入率を指標として設定している。 (参考)平成29年度:25.5%、平成30年度:25.7%、令和元年度:23.3%、令和2年度:23.8% 【出典】「就労条件総合調査」(厚生労働省) (URL)http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html ※就労条件総合調査に基づき記載。(年間以外の項目については、翌年1月1日現在の状況。)	特別な休暇制度普及率については、政策目標として定められているものではないが、特別な休暇制度の普及を促進することは、労働者が心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境の整備に資することから、年度によって把握された導入率に増減はあるが、直近で最高値である27.9%という実績を踏まえ、令和7年度は30%以上を目標としたい。
6	働き方改革推進支援助成金の支給 決定件数 (アウトプット)	—	—	支給予定 件数の 70%	毎年度	5,341件	4,315件	4,065件	4,340件	3,218件	・働き方改革推進支援助成金は、生産性を高めながら労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進、特別休暇の導入、勤務間インターバルの導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、その取組費用の一部を助成している。さらに同助成金の支給にあたっては、労働時間の削減等に向けた取組の実施体制の整備のため、労使の話し合いの機会を設けることを要件としている。 この取組は、アウトカムの実績値(上記測定指標1～5)の向上又は削減に寄与するものであるから、当該助成金の支給決定件数を測定指標として設定している。	令和7年度の目標は、令和7年度当初予算額における働き方改革推進支援助成金の予定件数の70%(※)を目標とする。
7	働き方・休み方改革シンポジウムに おける参加者数(アーカイブ配信の 視聴回数を含む) (アウトプット)	—	—	過去3年 度の実績 を踏まえた 値	毎年度					2,000人	・働き方・休み方改革シンポジウムは、働き方改革関連法および新しい働き方などの最新動向を踏まえ、働き方・休み方改革に関する理解を高めるとともに、企業における具体的な取組事例等を紹介することで、働き方・休み方改革推進への機運を高めることを目的としている。 ・このシンポジウムの開催やアーカイブ動画の配信により、自社における働き方・休み方に対する機運を高め、アウトカムの実績値(上記測定指標1～5)の向上又は削減に寄与するものであるから、当該シンポジウムの参加者数(アーカイブ配信の視聴回数を含む)を測定指標として設定している。	令和7年度の目標は、過去3年度の実績(2,806人(R4)、1,355人(R5)、1,901人(R6))(※)を踏まえ、「2,000人」と設定した。
8	働き方改革推進支援センターにお けるコンサルティング件数 (アウトプット)	—	—	30,000件	毎年度					30,000件	働き方改革推進支援センターでは、中小企業・小規模事業者等が抱える長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和とその他働き方改革に関する課題に対応し、多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境づくりを整備するための取組を促すため、窓口相談や訪問、オンラインコンサルティング等の総合的な支援サービスを行っている。 当該センターにおける支援サービスは、アウトカムの実績値(上記測定指標1～5)の向上または削減に寄与するものであることから、当該センターにおけるコンサルティング件数を測定指標として設定している。	令和7年度の目標は、「30,000件(※)」と設定した。
						30,347件	30,245件	37,046件	32,928件			※本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから、コンサルティングの実績を目標として実施しており、前年度と比較して令和7年度の予算は減少しているものの、事業の効率的な運営図り、例年の支援件数と同水準を維持していくため設定している。

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業 (平成18年度)	※	※	※	1～8	※	002505					
		※	※									
(2)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調査対策の推進(医療従事者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組) (平成24年度)	※	※	※	1～3	※	002506					
		※	※									
(3)	不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 (令和元年度)	※	※	※	5	※	002507					
		※	※									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○9	テレワーク導入企業の割合 (アウトカム)	51.9%	令和3年度	55.2%	令和7年度	34.5%以上	34.5%以上	53.6%	54.4%	55.2%	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、テレワークの普及に向けた施策を関係府省において行うこととされ、総務省「通信利用動向調査」中のテレワーク導入企業の割合を、民間のテレワークの普及に係る政府のKPIとすることとされているため。 【出典】「通信利用動向調査」(総務省) URL: http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html	左記重点計画に係る政府KPIの達成目標については、令和3年度を起点に令和7年度にテレワーク導入企業の割合を、55.2%とすることとされている。
						51.9%	51.7%	49.9%	47.3%			
10	テレワーク相談センターの相談件数 (アウトプット)	690件	令和6年度	500件	令和7年度					500件	テレワークの労務管理等に関する実態調査(令和2年度)において行政に求めるニーズとして、相談体制の整備やテレワークに関する情報提供があげられている。企業におけるテレワークの導入等に当たっては、労務管理やICT(情報通信技術)等に関する課題解決や情報収集が必要となる。相談を受ける窓口や必要な情報提供を行うホームページを整備し、十分に活用されることがテレワークの定着・促進に資するものであるため、テレワーク相談センターに対する相談件数等をアウトプットに設定した。 【※本指標は令和7年度から】	直近3カ年の平均程度とし、500件と設定した。
						837件	410件	367件	690件			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
11	雇用型テレワーカーの直近1年間のテレワーク実施率					21.4%	18.8%	16.1%	15.6%		テレワークについては多様で柔軟な働き方を可能とするものであり、本施策は労働者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備の推進を目的としている。実際にテレワークを実施するかは個々の状況を踏まえて判断されるものであるため、テレワーク実施率は目標値を定める性質ではないものの、実施率の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。 【出典】「テレワーク人口実態調査」(国土交通省) https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/telework_index.html	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(4)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策) (平成19年度)	※	※	※	9・10	※	002563					
		※	※									
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定 時期	令和8年度
		11,857,318			11,503,124			13,274,088				
施策の執行額(千円)		8,227,309			10,067,570							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和4年2月25日		働き方改革関連法については、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の徹底など、その円滑な施行に努めます。		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅳ－3－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標Ⅳ－3－2) 基本目標Ⅳ:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3:働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること		担当 部署名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名	勤労者生活課長 安達 佳弘 雇用開発企画課長 立石 祐子
施策の概要	【中小企業退職金共済制度に係る事業について】 ○ 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業退職金共済制度について、その普及促進等のために所要の事業を行うもの。 ○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が委嘱した普及推進員等の訪問活動等により、個別事業主に対する加入を促進している。 【勤労者財産形成促進制度に係る事業について】 ○ 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、勤労者財産形成促進制度の活用促進等のために所要の事業を行うもの。 ○ 勤労者退職金共済機構と連携した雑誌での制度紹介や住宅ローン利用検討者向けセミナーへの参加、厚労省広報ツールの活用等により、財形貯蓄及び財形持家融資制度の普及・活用促進を実施している。					
施策を取り巻く現状	○ 退職金制度がある企業割合は74.9%だが、企業規模別に見ると、「1,000人以上」が90.1%である一方、「30～99人」は70.1%となっている。 中小企業退職金共済制度の被共済者数は令和5年度までは加入者数が脱退者数を上回っていたが、令和6年度は脱退者数が加入者数を上回っている。 【加入者数】令和2年度:367,510人、令和3年度:378,094人、令和4年度:363,018人、令和5年度:360,877人、令和6年度:354,647人 【脱退者数】令和2年度:318,523人、令和3年度:334,042人、令和4年度:357,159人、令和5年度:360,560人、令和6年度:366,038人 【期末被共済者数】令和2年度:3,536,953人、令和3年度:3,581,005人、令和4年度:3,586,864人、令和5年度:3,587,181人、令和6年度:3,575,790人 ○ 勤労者財産形成促進制度の利用件数は、低金利下の状況等を背景に減少傾向にある。 令和2年度:7,107,106件、令和3年度:6,751,767件、令和4年度:6,416,704件、令和5年度:6,043,125件、令和6年度:5,671,415件 ○ 財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。 平成11年:61.8%、平成16年:54.5%、平成21年:46.4%、平成26年:41.4%、平成31年:38.1%、令和6年:28.9%(厚生労働省「就労条件総合調査」)					
施策実現のための課題	1	中小企業においては、大企業と比べ、未だ退職金制度が十分に普及しているとはいえない状況にあるため、制度の普及を促進することが求められている。				
	2	近年の低金利下において、勤労者財産形成促進制度の利用は低下している状況にあるが、勤労者の生活の安定を図るため勤労者財産形成促進制度は引き続き重要であり、制度の普及・活用を促進することが求められている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。		中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立させることを趣旨として設けられた制度であり、本制度の普及促進は中小企業における退職金制度の確立に資するものであると考えられるため。		
	目標2 (課題2)	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。		勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度であり、本制度の普及・活用促進は目的に資するものであると考えられるため。		

達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
①	中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数(アウトカム)	-	-	令和5年度から令和9年度までの累積1,650,000人以上	令和9年度	325,000人	319,000人	360,000人	345,000人	330,000人	中小企業退職金共済制度の目的に鑑み、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。 (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告	(独)勤労者退職金共済機構の中期目標(第5期:令和5～令和9年度)においては、過年度実績等を踏まえて中期目標期間中に新たに加える被共済者数目標を165万人以上としている。 令和5年度から令和9年度までの累積の目標値達成に向け、令和5年度から令和9年度までの年度毎目標値は以下のとおりとして施策を推進していく。 令和5年度:360,000人、令和6年度:345,000人、令和7年度:330,000人、令和8年度:315,000人、令和9年度:300,000人			
2	普及推進員等1人当たりの月あたり平均の加入勧奨件数(アウトプット)	-	-	毎年度17件以上	毎年度	15件	15件	17件	17件	17件	中小企業退職金共済制度の目的に鑑み、その普及を図ることが重要であることから、個別事業主に対する加入勧奨件数を測定指標として設定したものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、中小企業退職金共済制度の普及を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている)。 (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告(参考)令和6年度の加入勧奨件数10,251件、加入企業数583件(加入率5.7%)	過年度実績も踏まえ、(独)勤労者退職金共済機構の中期目標(第5期:令和5～令和9年度)において、中期目標期間中の普及推進員等1人当たりの月あたり平均の加入勧奨件数目標を17件以上としている。			
達成手段1(開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID				
		執行額	執行額												
(1)	中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度)	※	※	※	1	※					002509				
		※	※												
(2)	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費(平成23年度)	※	※	※	-	※					002548				
		※	※												
達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
③	勤労者財産形成促進制度の利用件数(アウトカム)	-	-	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る	毎年度	6,884,982件	6,507,350件	6,156,328件	5,766,496件	5,378,966件	勤労者財産形成促進制度の目的に鑑み、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、近年の実績を踏まえた目標値としたものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている)。 (出典)金融機関からの勤労者財産形成貯蓄契約等報告及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等からの財形持家融資実施件数報告の合計	財産形成促進制度の利用実績は変動幅が大きい点、また民間金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右される点に鑑み、直近5年間の平均の年間変動率を前年度の実績に乘じた数を目標値とする。			
						6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件	5,671,415件						
4	勤労者財産形成促進制度の周知回数(アウトプット)	-	-	毎年度30回以上	毎年度	-	-	-	30回	30回	勤労者財産形成促進制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の周知回数を測定指標として設定したものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている)。 (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告	過年度実績を踏まえ、設定した中期目標における毎年度の周知実施目標回数を目標値とする。			
						-	-	-	35回						
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和7年度
		7,374,813				7,424,329				7,585,889					
施策の執行額(千円)		7,298,918				7,170,299									
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		-						-			-				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅳ－4－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅳ－4－1) 基本目標Ⅳ：女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標4:個別労働紛争の解決の促進を図ること				担当 部局名	雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室		作成責任者名	労働紛争処理業務室長 吉田 貴典		
施策の概要		個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)に基づき、個々の労働者と事業主との間の個別労働紛争について、行政による総合的な紛争解決システムとして、都道府県労働局における相談体制を整備するとともに、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんにより、実情に即した簡易・迅速な解決を促進する。										
施策を取り巻く現状		経済社会情勢の変化に伴い、近年、企業組織の再編、企業の人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下や雇用形態の変化等を背景として、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の民事上の個別労働紛争が増加し、8年連続25万件を超えるなど高止まりしている(出典：報道発表資料「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」(令和6年7月12日公表))(*)。 民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴うほか、継続性が重要な要素となる労働関係においては判定的な処理がなじまない場合があるなどから、司法機関との役割分担の下で、裁判外紛争処理制度として、国や都道府県など複数の機関がそれぞれの機関の特長に合った機能を持ち、当事者が期待する解決方法に則して選択できる複線的な紛争解決システムを整備することが有効とされている。 こうした中で、国においては、労働関係の専門機関としての特長を活かし、①全国の都道府県労働局や労働基準監督署等に設置した総合労働相談コーナーにおいてあらゆる労働相談にワンストップで対応するとともに、民事上の個別労働紛争については、相談内容や相談者の意向に応じて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、②都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向性を示唆することにより紛争の自主的解決を促進する助言・指導、③紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士等)が紛争当事者の間に入って話し合いによる紛争の自主的解決を促進するあっせん制度を整備することによって、個別労働紛争の実情に即した簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供している。 ※令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、(これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた)同法上のパワーハラスメントに関する紛争は全て同法に基づき対応している。										
施策実現のための課題		1	助言・指導及びあっせん制度の運用に当たっては、紛争の簡易・迅速な解決という本制度に求められる役割を果たすため、処理を迅速に行う必要がある。									
		2	あっせんについては紛争当事者である申請人・被申請人双方が参加しない限り合意に至ることがないため、参加勧奨等により被申請人の参加率を高める必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係							達成目標の設定理由			
		目標1 (課題1)	都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんによる個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進							民事上の個別労働紛争について、司法機関における紛争解決制度よりも簡易・迅速な手続きによって解決を図るという本制度に求められる役割を果たすためには、助言・指導及びあっせんの処理を迅速に行うことが必要であるため。		
		目標2 (課題2)	紛争調整委員会によるあっせんの実効性を高めるための被申請人のあっせん参加率の向上							あっせんは、被申請人に参加義務のない任意の制度であるところ、話し合いにより紛争の自主的解決を促進するという本制度の実効性を高めるためには、被申請人に対してあっせんの参加勧奨を積極的に行うことにより、被申請人の参加率の向上を図ることが必要であるため。		
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
			基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○1	助言・指導実施件数のうち助言・指導により解決又は一定の改善に至った件数の占める割合 (アウトカム)	-	-	70%以上	令和7年度	-	-	-	-	70.0%	・ 総合労働相談件数は、民事上の個別労働紛争が8年連続25万件を超えるなど高止まりしており、いじめ・嫌がらせが12年連続相談内容のトップになり、かつその内容も複雑・困難化している。 (参考) 令和3年度実績＝総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、助言・指導申出受付件数約8.5千件(同7.1%減) 令和4年度実績＝総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、助言・指導申出受付件数約8.0千件(同5.9%減) 令和5年度実績＝総合労働相談件数約121万件(前年度比3.0%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(同2.2%減)、助言・指導申出受付件数約8.3千件(同4.5%増) 令和6年度実績＝総合労働相談件数約120万件(前年度比0.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.7万件(同0.6%増)、助言・指導申出受付件数約8.8千件(同5.9%増) ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導がその特長である簡易・迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、測定指標として定めているものである。〔※本指標は令和7年度から〕 (なお、迅速性の観点としては、助言・指導手続終了件数に占める処理期間1か月以内ものの割合は、令和3年度は98.7%、令和4年度は98.3%、令和5年度は99.0%と、高い水準を維持している。)	・ 助言・指導は紛争解決手段として簡易・迅速な解決の促進を特長とした制度であることに鑑み、目標値を「助言・指導実施件数のうち助言・指導により解決又は一定の改善に至った件数の占める割合が70%以上」と設定した。 ・ また、単年度毎に助言・指導の処理件数等について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考)令和6年度実績値について 分子：助言・指導により解決又は一定の改善に至った件数(6,383件) 分母：助言・指導実施件数(8,256件) 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html 令和6年度個別労働紛争解決制度施行状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00201.html

2	あっせん手続き終了件数に占める処理期間2か月以内のものの割合 (アウトカム)	-	-	90%以上	令和7年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	・ 総合労働相談件数は、民事上の個別労働紛争が8年連続25万件を超えるなど高止まりしており、いじめ・嫌がらせが12年連続相談内容のトップになり、かつその内容も複雑・困難化している。 (参考) 令和3年度実績＝総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、あっせん申請受理件数3,760件(同11.6%減) 令和4年度実績＝総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、あっせん申請受理件数3,492件(同7.1%減) 令和5年度実績＝総合労働相談件数約121万件(前年度比3.0%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(同2.2%減)、あっせん申請受理件数3,687件(同5.6%増) 令和6年度実績＝総合労働相談件数約120万件(前年度比0.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.7万件(同0.6%増)、あっせん申請受理件数約3.8千件(同4.9%増) ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが、その特長である簡易・迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めているものである。	・ あっせんは紛争解決手段として簡易・迅速性を特長とした制度であること及び過去の処理実績に鑑み、目標値を「2か月以内の処理割合が90%以上」とを設定した。 ・ また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考) 令和6年度実績値について 分子: あっせんの終了件数のうち2か月以内の処理終了件数(2,894件) 分母: あっせんの処理終了件数(3,782件) 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html 令和6年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00201.html
(参考)指標						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	総合労働相談件数					1,242,579件	1,248,368件	1,210,412件	1,201,881件		指標3～6は、測定指標1・2・7の根拠となる数字であるため、参考指標としている。	
4	民事上の個別労働紛争相談件数					284,139件	272,185件	266,162件	267,755件		【出典】 「個別労働紛争解決制度施行状況」(厚生労働省 雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室) ・令和3年度 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html ・令和4年度 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html ・令和5年度 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html ・令和6年度 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00201.html	
5	助言・指導申出件数					8,484件	7,920件	8,372件	8,865件			
6	あっせん申請受理件数					3,760件	3,467件	3,687件	3,867件			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
(1)	個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	※ ※	※ ※	※	1.2	※					002511	
(2)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進 (令和2年度)	※ ※	※ ※	※	1.2	※					002498	
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
7	あっせん手続終了件数に占めるあっせんが開催されたものの割合(＝被申請人の参加率) (アウトカム)	-	-	51%以上	令和7年度	50%	50%	50%	50%	51%	・ 総合労働相談件数は、民事上の個別労働紛争が8年連続25万件を超えるなど高止まりしており、いじめ・嫌がらせが12年連続相談内容のトップになり、かつその内容も複雑・困難化している。 (参考) 令和3年度実績＝総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、あっせん申請受理件数3,760件(同11.6%減) 令和4年度実績＝総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、あっせん申請受理件数3,492件(同7.1%減) 令和5年度実績＝総合労働相談件数約121万件(前年度比3.0%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(同2.2%減)、あっせん申請受理件数3,687件(同5.6%増) 令和6年度実績＝総合労働相談件数約120万件(前年度比0.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.7万件(同0.6%増)、あっせん申請受理件数約3.8千件(同4.9%増) ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんの開催率である被申請人のあっせん参加率を測定指標として定めているものである。	・ 目標値については、直近3年(令和3～5年度)のあっせん手続終了件数に占めるあっせんを開催したものの割合(＝参加率)(平均51.5%)を踏まえ「51%以上」とを設定した。 ・ また、単年度毎にあっせんの開催件数について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考) 令和6年度実績値について 分子: 紛争当事者双方のあっせん参加件数(1,848件) 分母: あっせんの手続終了件数(3,782件) 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html 令和6年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00201.html

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度			達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額	予算額						
		執行額	執行額	指標番号						
(3)	個別労働紛争対策の推進 (平成13年度) (再掲)	※	※	※	7	※	002511			
		※	※							
(4)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談 コーナーにおける多言語化の推進 (令和2年度) (再掲)	※	※	※	7	※	002498			
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施 予定時期	令和8年度
		3,104,463			3,087,792		3,109,045			
施策の執行額(千円)		2,912,963			3,086,581					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-				-		-		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(V-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	職業安定局首席職業指導官室 職業安定局人材確保支援総合企画室 職業安定局民間人材サービス推進室 職業安定局需給調整事業課	作成責任者名	首席職業指導官 井上 英明 人材確保支援総合企画室長 仙田 亮 民間人材サービス推進室長 北川 健司 需給調整事業課長 高島 洋平
施策の概要	【公共職業安定所(ハローワーク)において個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能を強化】 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標1:労働力需給のミスマッチの解消を図るため需給調整機能を強化すること				
	【公共職業安定所(ハローワーク)において個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能を強化】 ・ 求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の積極的な提供、応募書類作成の助言・指導、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。また、オンラインによる職業相談等も全国で実施。 ・ 子育て中の女性等を対象としたマザーズハローワーク等において子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな職業相談・職業紹介や仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等を実施。 ・ 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者で、就職から職場定着まで一貫した支援を実施。 ・ 求人者に対しては、求人内容の見直し、条件緩和の働きかけ、求人開拓の推進などの、求人者サービスを実施。				
	【職業紹介事業及び労働者派遣事業の適正な運営の確保】 ・ 職業紹介事業や募集情報等提供事業、労働者派遣事業等が適正に行われるよう、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、派遣元事業主等への厳正な指導監督を中心として、当該事業に関わる関係者に対する制度周知や指導監督の徹底を図っていく。 (労働者派遣制度) ・ 令和3年施行の改正省令及び改正告示により、情報開示の推進、雇用安定措置に係る派遣労働者からの希望の聴取の徹底や教育訓練やキャリアコンサルティングの実施の徹底等の具体的措置を講じている。 ・ 令和2年4月施行の平成30年改正労働者派遣法による派遣労働者の処遇改善(同一労働同一賃金)の状況を把握しつつ、同法の円滑な施行のため、都道府県労働局の相談体制の整備や説明会の実施などに取り組んでいる。 (職業紹介事業・募集情報提供事業) ・ 令和4年に職業安定法を改正し、求職者が安心して求職活動ができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の確かな表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」等により、求人メディア等のマッチング機能の向上を図っている。				
	【民間事業者との連携によるマッチング機能の強化】 ・ 外部労働市場の需給調整の担い手である良質な民間人材サービスの育成・活用を進め、ハローワークとの連携によるマッチング機能の最大化を図ることが重要である。そのため、民間人材サービスの質的向上を図るための事業(優良事業者の認定等)を行うとともに、医療・介護・保育分野における一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定する制度を実施する。				
	【根拠法令】 職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)				
施策を取り巻く現状	・ ハローワークにおいては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響から、求職者が求職活動を控える動きもあり、就職件数が減少している(※1)。一方、ハローワークにおいて求職者ニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓等を実施した結果、新規求人数が持ち直している(※2)。また、オンライン就職支援セミナーの活用やオンライン職業相談など各種の就職支援をオンラインの活用を含めて実施しているところ。 (※1)就職件数 2019年度:1,473,691件、2020年度:1,225,428件、2021年度:1,243,264件、2022年度:1,227,183件、2023年度:1,206,179件、2024年度:1,140,037件 (※2)新規求人数 2020年度:8,771,386件→2024年度:10,259,250件 ・ 人材不足分野(医療、介護、保育、建設、警備、運輸等)については、令和5年度の有効求人倍率が3.45倍(厚生労働省職業安定局調べ)となっており、全体の有効求人倍率1.29倍(令和5年度平均、一般職業紹介状況)と比べて高止まりし、人材不足が常態化している状況である。そのため、人材確保対策コーナーにおける求人充足対策を強化して、関係機関・業界団体との連携により、事業所セミナー、就職面接会、事業所見学会等の積極的な支援を実施しているところ。 ・ 2024年6月1日現在の派遣労働者数は約191万人(2019年:約157万人)、2023年度の派遣先事業所数は約80万所(2019年度:約70万所)と、近年増加傾向。(なお、派遣元事業所数は横ばい(2019年度:44,802所⇒2023年度:45,026所)。) ・ 民営職業紹介事業所の紹介による就職件数(常用就職)は増加傾向にあり(2006年:39万件⇒2023年:88万件)、民営職業紹介事業所数も大幅に増加(2006年度:13,469所⇒2024年度:32,622所)。 ・ 優良事業者等の認定状況 優良派遣事業者:143社(※令和6年10月1日時点)、職業紹介優良事業者:40社(※令和6年4月1日時点)、適正認定事業者:55社(医療分野42社、介護分野26社、保育分野15社)(※令和6年10月31日時点)				
施策実現のための課題	1	・ ハローワークにおいては、労働市場のセーフティネットとしての機能として、求職者に対し、迅速にその能力に適合する職業に就くことをあ�せんするため、早期再就職等に向けた支援を強化するとともに、労働力需給のミスマッチを解消する必要がある。 ・ また、ハローワークにおいては、キャリアコンサルティング機能の強化に向け、求職者の個々の事情に応じた利便性の向上を行う必要があることから、デジタル技術を活用した求職・求人双方へのサービス向上を図る必要がある。			
	2	・ 同一労働同一賃金については令和2年4月から施行され、制度の理解を深めるため、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者への周知を図っていく必要がある。そのため、引き続き制度周知や指導監督の徹底を図る必要がある。 ・ 求職者が安心して求職活動でき、マッチング機能の質が向上するよう、求人メディア等が依拠すべきルール等の周知徹底を図るとともに、優良事業者の利用を促進する必要がある。			
	3	・ 経済のグローバル化や少子高齢化の中で、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上が課題となっている。そのため、卒卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行われることで、官民が連携して、労働市場全体のマッチング機能の強化を推進していく必要がある。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること	労働力需給のミスマッチを解消し、労働市場の機能の円滑化及びその需給調整を推進する必要があるため。		
	目標2 (課題2)	労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること	職業の安定及び派遣労働者の雇用の安定を図るためには、労働者派遣事業及び雇用仲介事業の適正な運営を確保する必要がある。		
	目標3 (課題3)	良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること	求職者の多様なニーズに対応するため、民間人材ビジネスの積極的な活用により、外部労働市場全体としての更なるマッチング機能の強化を図る必要があるため。		

達成目標1について					

1		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
①	公共職業安定所の求職者の就職率(一般) (アウトカム)	—	—	26.5%	令和7年度	—	27.5%	27.5%	26.9%	26.5%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:就職件数(令和6年度:1,140,037件) ・分母Y:新規求職者数(令和6年度:4,408,663人)	過去3ヶ年の実績とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
						26.8%	26.7%	26.8%	25.9%			
2	雇用保険受給者の早期再就職割合 (アウトカム)	—	—	34.3%	令和7年度	33.4%	33.9%	33.9%	33.9%	34.3%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:早期再就職者数(※)(令和6年度:456,863人) ・分母Y:受給資格決定件数(令和6年度:1,333,028件) ※早期再就職者数:雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)	昨年度の実績を目標値として設定。
						32.5%	32.9%	34.1%	34.3%			
3	公共職業安定所の求人の充足率(一般) (アウトカム)	—	—	11.6%	令和7年度	—	13.4%	13.4%	12.1%	11.6%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:充足数(令和6年度:1,150,127人) ・分母Y:新規求人数(令和6年度:10,259,250人)	過去3ヶ年の実績とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
						12.9%	11.7%	11.8%	11.2%			
4	新規求人数に占めるオンラインによる求人数の割合 (アウトプット)	—	—	84.9%	令和7年度	—	—	—	—	84.9%	公共職業安定所におけるオンラインに係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:オンライン新規求人数(令和6年度:4,951,258件) ・分母Y:新規求人数(令和6年度:5,833,519件) 【※本指標は令和7年度から】	昨年度の実績を目標値として設定。
						39.5%	54.2%	81.8%	84.9%			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	失業給付受給者等就職援助対策費 (一)	※	※	※	1,2,3	※						002514
		※	※									
(2)	職業安定行政推進費 (一)	※	※	※	—	※						002520
		※	※									
(3)	再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	※	※	※	—	※						002515
		※	※									
(4)	マザーズハローワーク事業推進費 (平成18年度)	※	※	※	1,3	※						002513
		※	※									
(5)	ふるさとハローワーク事業推進費 (平成20年度)	※	※	※	—	※						002518
		※	※									
(6)	ハローワークにおける職業訓練に係る相談支援及び就職支援のための体制整備 (平成21年度)	※	※	※	1,3	※						002517
		※	※									
(7)	ハローワークシステム運営費 (平成23年度)	※	※	※	—	※						002519
		※	※									

(8)	求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	※	※	※	1,3	※	002521
		※	※				
(9)	一体的実施事業運営費 (平成24年度)	※	※	※	1,2,3	※	002523
		※	※				
(10)	長期療養者就職支援対策費 (平成25年度)	※	※	※	1,3	※	002524
		※	※				
(11)	求人・求職情報の提供に関する体制の整備 (平成27年度)	※	※	※	1,3	※	002526
		※	※				
(12)	職場情報総合サイトの運営 (平成29年度)	※	※	※	1,3	※	002528
		※	※				
(13)	人材確保対策総合推進事業 (平成21年度)	※	※	※	1,3	※	002516
		※	※				
(14)	職業情報提供サイト(job tag)の運営 (平成30年度)	※	※	※	-	※	002529
		※	※				
(15)	ミドルシニア専門窓口の設置及びチーム支援の実施 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002530
		※	※				
(16)	ハローワークの業務のオンライン化に伴う環境の整備について	※	※	※	-	※	007023
		※	※				
(17)	労働市場情報の見える化の促進に向けた広報業務等 (令和7年度)	※	※	※	1,3	※	020553
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○5	説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数 (アウトプット)	—	—	30,000所以上	令和7年度	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくため。	説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として、実績等を踏まえて目標値を設定した。
						12,994所	18,307所	26,299所	26,212所			
6	派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合 (アウトカム)	—	—	95%以上	令和7年度	80%以上	90%以上	90%以上	95%以上	95%以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であるため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で、相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合について評価することを指標とした。	派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの個別の相談の効果について客観的に把握する観点から、相談後の任意の理解度調査において「問題点等が解決した」と回答した割合を目標として設定し、前年度実績(99.9%)を踏まえ、一定の水準として設定した。
						100%	100%	99%	99%			

7	優良募集情報等提供事業者認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合 (アウトカム)	—	—	90%以上	令和7年度	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:新たな取組を実施した事業者(令和6年度:10者) ・分母Y:優良認定を受けた事業者数(令和6年度:11者)	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。
8	優良募集情報等提供事業者認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合 (アウトカム)	—	—	80%以上	令和7年度	—	70%以上	70%以上	70%以上	80%以上	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者数(令和6年度:7者) ・分母Y:認定を受けることを希望して相談をした事業者数(令和6年度:8者)	優良認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合を指標として選定し、その多くに当たる一定数以上となることを目的として目標値を設定した。
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID
(18)	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費) (平成23年度)	※	※	※	5,6	※						002522
(19)	求人情報提供の適正化推進事業費 (平成28年度)	※	※	※	7,8	※						002527
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
9	優良認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した派遣事業者の割合 (アウトカム)	—	—	90%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者数(令和6年度:2者) ・分母Y:「認定を受けた事業者のうち、アンケートに回答した事業者数」(令和6年度:2者)	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:優良派遣事業者数:132者(※令和7年10月1日時点)
10	職業紹介優良事業者認定制度に係る説明会及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度に係る説明会の実施回数(アウトプット)	—	—	8回	令和7年度	10回	6回	8回	8回	8回	職業紹介事業者及び医療・介護・保育分野における職業紹介事業者を対象に説明会を実施することで、一定の基準を満たす事業者をそれぞれ優良事業者及び適正事業者として認定する制度を広く普及することにつながると考えられるため、説明会の実施回数を指標として設定した。	年2回の認定を予定しており、認定申請前に2回程度開催(計4回)することを踏まえて目標値を設定した(優良認定制度及び適正認定制度による件数の計)。
						10回	4回	8回	8回			

11	各認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した職業紹介事業者の割合 (アウトカム)	—	—	90%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。	認定を受けた事業者のうち、認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:職業紹介優良事業者:45者(※令和7年10月6日時点) *参考:職業紹介適正事業者:53者(医療40、介護25、保育16)(※令和7年9月12日時点)	
						100.0%	93.8%	92.9%	100.0%	【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した」と回答した事業者数(令和6年度:8者) ・分母Y:「認定を受けた事業者のうち、アンケートに回答した事業者数」(令和6年度:8者)			
12	優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施したと回答した事業者の割合 (アウトカム)	—	—	90%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	認定取得に向けた準備を開始した事業者が、具体的な取組を進めていく中で、認定基準を満たすための新たな取組の実施の実施につながると考えられることから、認定事業者アンケートにおいて、「優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施した」と回答した事業者の割合を指標と設定した。	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。 *参考:製造請負優良適正事業者:41者(※令和7年4月1日時点)	
						100.0%	100.0%	96%	100.0%	【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:「優良認定を受けることをきっかけとして請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施した」旨の回答数(令和6年度:140件) ・分母Y:認定制度の受審事業者に対するアンケート項目数(延べ数)(令和65年度:140件(回答した受審事業者数(14者)×アンケート項目数(10))			
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(20)	優良な民間人材サービス事業者の育成促進事業 (平成26年度)	※	※	※	—	※						002525	
		※	※										
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		89,171,264				86,515,452				87,033,077			
施策の執行額(千円)		82,523,690				80,764,216							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		—						—		—			

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(V-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、より良質な雇用を創出、人材確保・定着を支援するとともに雇用の安定を図ること(施策目標V-2-1) 基本目標V：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標2：社会・経済状況の変化に対応しつつ、より良質な雇用を創出、人材確保・定着を支援するとともに雇用の安定を図ること	担当 部局名	職業安定局 人材確保支援総合企画室 雇用開発企画課 雇用開発企画課 雇用保険課 地域雇用対策課 地域雇用対策課 労働移動支援室 建設・港湾対策室 外国人雇用対策課	作成責任者名	人材確保支援総合企画室長 仙田 亮 雇用開発企画課長 立石 祐子 雇用保険課長 堀 泰雄 地域雇用対策課長 佐藤 広道 労働移動支援室長 向山 和紀 建設・港湾対策室長 和田山 純一 外国人雇用対策課長 安藤 英樹
	・ 少子高齢化が進み、人口減少局面に入っている我が国の経済社会情勢の中、人手不足の問題が顕在化するとともに、地域における安定した雇用の創出等が課題となっている。これらの問題に対して、①地域、②中小企業、③産業というそれぞれの観点から、施策を実施している。 ・ また、 業種・地域・職種を越えた再就職等を促進している。 【1. 地方創生に向けた地域雇用対策の推進】 ・ 主な施策として、地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策と連携を図りつつ、地域における良質な雇用の実現を図る取組を実施する都道府県を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」を実施している。 ----- 【2. 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進】 ・ 中小企業団体(事業協同組合等)が、構成中小企業者のために人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合や、事業主が雇用管理制度又は業務負担軽減機器等の導入による雇用管理改善を行い、離職率低下に取り組んだ場合等について、雇用関係助成金(※1)により支援している。なお、こうした助成は平成30年度から、雇用管理改善に資する助成金を整理統合して、「人材確保等支援助成金」として実施している。 ※1 雇用保険二事業に係る保険料を原資として事業主に支給されるもの。 ----- 【3. 産業構造の変化や景気変動等に対応した雇用対策(雇用の維持と労働移動の円滑化)】 ・ 雇用調整助成金について、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を実施し、事業主の雇用維持の取り組みを支援してきたが、感染状況を踏まえ令和5年度より通常制度に移行した。また、令和6年度より、休業よりも教育訓練による雇用維持を選択しやすくなるよう制度を改正したところ。引き続き景気変動等の影響による労働者の失業予防に取り組む。 ・ 雇用情勢や産業構造の変化を踏まえた労働移動の円滑化を図るため、転職・再就職支援のための助成金を支給している(早期再就職支援等助成金)ほか、正規雇用労働者の中途採用比率の公表義務付け等を行っている。 ・ 産業雇用安定助成金について、労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、出向から復帰した際の資金を出向前と比して5%以上上昇させた場合に、労働者を送り出す事業主が負担した出向中の資金の一部を助成するほか、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うために必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援する。加えて、令和6年能登半島地震の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合等に、一定の助成を行う。 ・ 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による労働移動に関する情報提供・相談等をおこなう産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化している。 ・ コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援事業(求職者支援制度の拡充等)の支援を行うことで、伴走型の支援を提供する。				
施策を取り巻く現状	労働供給制約が加速的に強まり、あらゆる分野で人手不足が進行する中、人材確保に苦慮する事業主等が増加し、人手不足に対する企業の動向調査(帝国データバンク、2024年4月分)によれば、正社員の人手不足企業の割合は51.0%、非正社員でも30.1%が人手不足と回答している。また、同社による全国企業倒産集計では、離職や採用難等により人手を確保できず、業績が悪化したことが要因となって倒産する事業所も2013年1月に集計開始以来増加しているという現状がある。また、中小企業者の中には、自力で実施することは困難である等の理由で、人材確保に有用であると理解していても、労働環境向上に取り組むことができない事業所も存在していることが課題となっている。 ・雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置により広く利用されたが、令和5年度から通常制度に移行したことにより、現在は利用者が減少傾向にある。 ※令和2年度の支給決定件数は2,967,401件、令和3年度の支給決定件数は、3,126,547件、令和4年度の支給決定件数は1,788,694件、令和5年度の支給決定件数は180,995件、令和6年度の支給決定件数は29,387件。 ・早期再就職支援等助成金の支給決定人数は、令和2年度から令和3年度にかけては、人手不足分野である医療・福祉分野での活用が進んだこと等により増加したが、令和4年度以降は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて段階的に事業活動が再開され、再就職援助計画の対象者が減少したことから、減少傾向が続いている。 ※令和2年度の支給決定人数は2,014人、令和3年度の支給決定人数は3,223人、令和4年度の支給決定人数は2,675人、令和5年度の支給決定人数は1,414人、令和6年度の支給決定人数は1,407人。				
施策実現のための課題	1	人口流出等の地域雇用の課題に対し、地方創生の観点から、地域に魅力のある仕事をつくるとともに、そこに必要な人材の育成等を推進する必要がある。			
	2	雇用創出の中核的な担い手である中小企業等では、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の課題を抱えており、人材不足が顕著となっている。この解消のためには、現在就業している従業員の職場定着を高めるなど、雇用管理改善の取組を通じた、「魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。			
	3	今後大幅な需要拡大が見込まれる看護、介護、保育分野といった社会保障関係分野や、技能労働者の入職が減少傾向にある建設分野をはじめ、各産業分野において人材不足問題が深刻化している。介護事業所の雇用管理責任者について、雇用管理責任者の講習を受講した事業所では雇用管理責任者の選任割合が高いが、全事業所ベースでは低い状態が続いている。			
	4	産業構造の変化等に伴い、人材を必要とする成長産業等への人材移動が可能な労働市場を実現するとともに、景気変動等の影響による労働者の失業を予防する必要がある。			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	地方公共団体による産業政策と一体となった雇用創出の取組を支援する等により、地域における安定した雇用の創出等を進める。			地域に魅力ある仕事をつくるとともに、そこに必要な人材の育成等を進めていくためには、各地域の創意工夫を活かした取組等を支援することが必要となるため。
	目標2 (課題2)	中小企業事業主等を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を促進させ、人材不足の解消を図る。			中小企業等における人材不足を解決するためには、中小企業等における雇用管理改善の取組みを通じて「魅力ある職場づくり」を創出し、現在就業している従業員の職場定着を高める必要があるため。
	目標3 (課題3)	人材不足分野の事業主を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を高めるとともに、人材の確保を進める。介護事業所において雇用管理に責任を有する者を対象に、雇用管理全般について講習を実施することにより、雇用管理責任者選任の働きかけを行う。			人材不足分野において職場定着を高め、効果的に人材確保対策を実施するためには、事業主等を対象とした雇用管理改善等の魅力ある職場づくりの為の取組支援が必要であるため。雇用管理責任者選任の事業所の方が離職率が低い傾向にあり、雇用管理責任者選任の働きかけを行う取組支援が必要であるため。
	目標4 (課題4)	労働者の転職・再就職支援、出向・移籍支援の強化等により、事業規模の縮小等の際の離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職を援助・促進するほか休業等による雇用維持を支援する。			成長分野等への人材移動を進めるためには、離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職支援や出向・移籍支援に取り組む必要があるため。 また、景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の労働者の失業を防止する必要があるため。

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
①	地域活性化雇用創造プロジェクト事業を利用した求職者の正社員就職件数及び事業を利用した事業所における正社員等雇入れ数(アウトカム)	-	-	6,784人	令和7年度	6,761人	6,256人	7,207人	7,126人	6,784人	国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県を支援する本事業は、地域における良質な雇用の創出・確保の推進に資するため、当該事業における正社員就職件数等を指標として設定した。	各地域の事業実施による正社員等雇入れ数は、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見、費用対効果等を勘案し事業実施地域が提案したものを、外部の有識者で構成される評価・選定委員会において妥当性を判断した上で設定した。	
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等							
		執行額	執行額										
(1)	通年雇用助成金 (昭和43年度)	※	※	※	—	※					002537		
		※	※										
(2)	沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度)	※	※	※	—	※					002532		
		※	※										
(3)	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) (平成19年度)	※	※	※	—	※					002535		
		※	※										
(4)	季節労働者通年雇用促進等事業費 (平成19年度)	※	※	※	—	※					002541		
		※	※										
(5)	沖縄早期離職者定着支援事業 (平成20年度)	※	※	※	—	※					002532		
		※	※										
(6)	地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度)	※	※	※	—	※					002542		
		※	※										
(7)	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (平成25年度)	※	※	※	—	※					002535		
		※	※										
(8)	福島避難者帰還等就職支援事業 (平成25年度)	※	※	※	—	※					002554		
		※	※										
(9)	地域活性化雇用創造プロジェクト (平成28年度)	※	※	※	1	※					002555		
		※	※										
(10)	地域雇用活性化推進事業 (令和元年度)	※	※	※	—	※					002558		
		※	※										

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
2	人材確保等支援助成金に係る 中小企業団体助成コースの支給を受 けた事業協同組合等の構成中小企業 者の本事業終了時における求人充足 率 (アウトカム)	-	-	70.0%	令和7年度	35.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成され ているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥 当であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:事業協同組合等の構成員である中小企業者の求人数(令和6 年度:3,086人) ・分子X:求人充足数(令和6年度:1,848人)	目標値については、引き続き、本助成金の支給を受けた事業協同組合 等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求 人充足率70%に設定した。(R6年度実績60.0%を考慮)
						72.3%	55.4%	64.4%	60.0%			
3	人材確保等支援助成金に係る 人事評価改善等助成コースの支給を受 けた事業主の事業所における支給 後6か月後の労働者の定着率(アウ トカム)	-	-	90.0%	令和6年度	90.0%	-	-	90.0%	【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり(令和3年度～)。算出式 X/Y ・分母Y:人事評価制度の対象となる労働者数(令和3年度:1,422人) ・分子X:支給決定6か月後の労働者数(令和3年度:1,270人) ※人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)は令和3年度 末をもって受付休止し、令和6年4月1日より受付再開した(このため、 令和4年度及び令和5年度の目標値及び実績値は無し)。	-	
						89.3%	-	-	集計中 (R8年10月 頃目途)			
4	人材確保等支援助成金に係る 雇用管理制度・雇用環境整備助成コ ースの助成金を利用した事業主から、本 助成金(雇用管理制度・雇用環境整備 助成コース)が雇用管理改善を実施 する契機となったと評価を受ける割合	-	-	90.0%	令和7年度	-	-	-	-	90%	【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり(令和7年度～)。算出式 X/Y ・分母Y:アンケート回答数 ・分子X:本助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)が雇用 管理改善の取組を図る契機となったとする回答 ※人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)は 令和3年度末をもって受付休止し、令和7年4月1日より受付再開した(こ のため、令和3年度～令和6年度の目標値及び実績値は無し)。	本助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)は事業主が雇用 管理改善を実施することで、人材確保や職場定着を促進することを目的 としていることから、本助成制度を契機として雇用管理改善を実施す ることとした事業主の割合を目標とし、その数が大部を占める一定以上 数となることを目的として90%以上に設定する。
						-	-	-	-			
5	【令和3年度】 人材確保等支援助成金に係る 外国人労働者就労環境整備助成コ ースの支給を受けた事業主の事業所 における令和4年4月末時点の外国 人労働者の定着率(アウトカム) 【令和4年度以降】 人材確保等支援助成金に係る 外国人労働者就労環境整備助成コ ースの支給を受けた事業主の事業所 における支給後6か月後の外国 人労働者の定着率(アウトカム) ※ただし、外国人労働者が2人以上10 人以下の場合は、外国人労働者離職 者数が1人以下であること	-	-	90.0%	令和7年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成され ているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥 当であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり(令和4年度～)。算出式 X/Y ・分母Y:対象外国人労働者数 ・分子X:支給後6ヶ月後の対象外国人 ※令和3年度は支給実績が無かったため、実績値無し。	・ 本助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)の活用により事 業所における外国人労働者の定着が図られたかを確認するため、外国 人労働者の定着率を目標とする。なお、他コースについて設定され ている目標を考慮すれば、本来「支給後6か月後」の定着率を目標とす ることが適当であるものの、令和3年度中の支給決定は最速でも令和 4年2月以降となり評価までの期間が6か月に満たないことから、令和 3年度については「令和4年4月末時点」の定着率を目標とした。令和4 年度以降については平準化して「支給後6か月後」の定着率を目標とし て設定した。 ・ 目標値については、外国人労働者の離職率等を踏まえて設定した。
						-	100.0%	100.0%	100.0%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
6	人材確保等支援助成金に係る中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足数					596	98	1,286	1,848		達成目標2である「中小企業事業主等を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を促進させ、人材不足の解消を図る。」につい ては、指標2Iにある「中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率」を測 定指標として設定し、目標を達成しているかの判断を行っているところだが、実数である求人充足数について参考指標とすることで、達成目標2 の達成度合いをより正確に把握することができると考えるため設定した。	

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(11)	人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース等) (平成25年度)	※	※	※	2	※	002552
		※	※			※	
(12)	人材開発支援助成金 (人材育成支援コース・教育訓練休暇 等付与コース・人への投資促進コース・ 事業展開等リスキリング支援コース) (平成13年度)	※	※	※	－	※	002628
		※	※			※	
(13)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	※	※	※	－	※	002546
		※	※			※	
(14)	人材確保等支援助成金(外国人労働 者就労環境整備助成コース) (令和2年度)	－	－	－	4	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)に取り組む事業主に対し、助成するものであり、本助成金を通じて外国人労働者の職場 定着に寄与する。 (※令和5年度から「(15)雇用・適正就労対策推進費」に統合)	－
		－	－				
(15)	雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	※	※	※	4	※	002584
		※	※			※	

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○7	人材確保等支援助成金の「建設キャリアアップシステム等普及促進コース」及び「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)」(※)の支給を受けた中小建設事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率(アウトカム)	-	-	97%	令和7年度	96%	95%	96%	96%	97%	施策目標の達成手段である建設事業主等に対する助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:助成金の対象となった事業または制度の開始時点の調査対象事業所が直接雇用する雇用保険一般被保険者の数(令和6年度:2,258人) ・分子X:分母(Y)から本助成金の支給決定後6ヶ月の間に調査対象事業所を離職した数を差し引いた数(令和6年度:2,170人)	本助成金により中小建設事業主の事業所における雇用の安定等が向上したことを客観的に把握する観点から、本助成金の支給を受けた中小建設事業主の事業所における支給後6ヶ月後の定着率を過去3カ年の実績の平均を踏まえ97%以上と設定する。
						94.7%	97.2%	96.8%	96.1%			
8	雇用管理責任者を選任している介護分野の事業所の割合(アウトカム)	-	-	50%	令和8年度	50%	50%	50%	50%	50%	雇用管理責任者を選任している事業所は、選任していない事業所に比べ離職率が低い傾向にあり、雇用管理改善の各種と取組を実施している割合も高い。 そのため、雇用管理責任者を中心とした介護事業所における雇用管理改善を進める観点から、その選任割合を測定指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:「介護労働実態調査」回答事業所(令和6年度:8,978事業所) ・分子X:分母(Y)のうち「雇用管理責任者を選任している」と回答した事業所(令和6年度:2,667事業所)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条に基づき策定した「介護雇用管理改善等計画」(令和3年厚生労働省告示第117号)において、計画期間(令和3年度～令和8年度)中に達成すべき到達目標を「50%以上」を目標としていることから、同数値の目標を設定している。
						24.2%	29.2%	28.7%	29.7%			
9	雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所の割合(アウトカム)	-	-	80%	令和8年度	80%	80%	80%	80%	80%	雇用管理責任者が選任され雇用管理責任者が雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得することで、事業所における雇用管理改善が推進されるとともに、介護人材の確保につながると考えられることから、雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した割合を測定指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:講習受講前に雇用管理責任者を選任していなかった事業所数(令和6年度:3,494事業所) ・分子X:分母(Y)のうち講習受講後に雇用管理責任者を新たに選任した事業所数(令和6年度:3,093事業所)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条に基づき策定した「介護雇用管理改善等計画」(令和3年厚生労働省告示第117号)において、計画期間(令和3年度～令和8年度)中に達成すべき到達目標を「80%以上」を目標としていることから、同数値の目標を設定している。
						85.7%	85.1%	87.7%	88.5%			

(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
10	介護労働者の採用率	介護労働者の採用率				15.2%	16.2%	16.9%	14.3%		介護労働者の人材確保を進める上で、入職状況及び離職状況を把握することは参考となるため、指標として設定した。 なお、参考指標10及び11については、公益財団法人介護労働安定センターが実施した「介護労働実態調査」によるもの。訪問介護員及び介護職員の2職種計の数値である。	
		全産業平均				14.0%	15.2%	16.4%	14.8%			
11	介護労働者の離職率(全産業平均との比較)	介護労働者の離職率				14.3%	14.4%	13.1%	12.4%		令和56年度調査は、調査対象事業所17,089事業所のうち、有効回答数9,044事業所、労働者調査回答数21,325人。 全産業平均は、雇用動向調査結果を用いている。	
		全産業平均				13.9%	15.0%	15.4%	14.2%			
12	雇用管理責任者講習に関する実施状況	受講事業所数				5,959事業所	5,795事業所	6,308事業所	6,012事業所		雇用管理責任者の選任を促進する上で、選任の契機となる雇用管理責任者講習の受講事業所数及び受講者数を把握することは参考となるため、指標として設定した。 (注)数値は、把握可能な年度のみ記載。	
		受講者数				7,092人	6,513人	7,251人	6,677人			
達成手段3 (開始年度)			令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号					達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
(16)	介護労働者雇用改善援助事業等交付金事業 (平成4年度)	※	※	※	—		※	002547				
		※	※									
(17)	港湾労働者就労確保支援事業費 (平成11年度)	※	※	※	—		※	002544				
		※	※									
(18)	港湾労働者派遣事業対策費 (平成12年度)	※	※	※	—		※	002545				
		※	※									
(19)	建設労働者雇用安定支援事業費 (平成16年度)	※	※	※	—		※	002543				
		※	※									
(20)	農林漁業就職総合支援事業 (平成25年度)	※	※	※	—		※	002550				
		※	※									
(21)	介護雇用管理改善等対策費 (平成23年度)	※	※	※	8,9		※	002549				
		※	※									
(22)	人材確保等支援助成金 (介護福祉機器助成コース) (平成25年度)	※	※	※	6		※	002552				
		※	※									
(23)	建設事業主等に対する助成金 (平成30年度)	※	※	※	7		※	002551				
		※	※									

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
13	早期再就職等支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者のうち3か月以内で再就職を果たした者の割合 (アウトカム)	-	-	85.8%	令和7年度	67%	73%	79%	85.8%	85.8%	施策目標の達成手段である早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)(※)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 ※令和6年度から助成金の名称が変更(～令和5年度:労働移動支援助成金(再就職支援コース))。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)の対象となった者の数(令和6年度:61人) ・分子X:早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)の対象となった者のうち3か月以内で再就職を果たした者の数(令和6年度:45人)	早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)は、再就職援助計画の対象となった者等が円滑に再就職を果たし、失業なき労働移動を実現することを目的としていることから、支給対象となる離職後6か月(45歳以上は9か月)以内の再就職を実現した者に対する3か月以内の早期就職者の割合を目標とした。令和7年度の目標値については、過去3年間の平均実績(79.5%)を踏まえ昨年度と同値を設定した。
○14	早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)の対象となった者の助成金支給6か月後の定着率 (アウトカム)	-	-	90%	令和7年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	施策目標の達成手段である早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)(※)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 ※令和6年度から助成金の名称が変更(～令和5年度:労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース))。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)の支給決定後6か月が経過している者の数(令和6年度:640人) ・分子X:早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)の支給決定後6か月が経過している者のうち6か月経過時点で在職している者の数(令和6年度:586人)	早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)は、再就職援助計画の対象となった者等が早期に安定した再就職を実現することを目的としていることから、本コースの対象となった者の助成金支給6か月後の定着率を目標とした。 令和7年度の目標値については、過去3年間の平均実績を踏まえ昨年度と同値を設定した。
15	前年度に早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)に係る中途採用計画の届出を行った事業所のうち、実際に中途採用の拡大を図った事業所の割合 (アウトカム)	-	-	36.1%	令和7年度	53.1%	53.1%	39.2%	36.1%	36.1%	施策目標の達成手段である早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)(※)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 ※令和6年度から助成金の名称が変更(～令和5年度:中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース))。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:前年度に中途採用計画を提出した事業所(令和6年度:142事業所) ・分子X:実際に中途採用の拡大を図ることで支給に至った事業所数(令和6年度:9事業所)	早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)は事業主における中途採用の拡大を図ることを目的としており、本コースを利用するに当たり事業主に事前に提出を求めている「中途採用計画」が確実に実行されることが中途採用の促進につながることから、令和6年度に中途採用計画を認定した事業所のうち、実際に中途採用の拡大を図った事業所の割合を目標とした。 令和7年度の目標値については、過去3年間の平均実績(20.8%)を踏まえ昨年度と同値を設定した。
16	転職入職率 (アウトカム)	-	-	9.0%	令和7年度	-	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	雇用情勢の産業構造の変化を踏まえた労働移動を円滑に進めていく必要があり、常用労働者に対する転職入職者数の割合によって、その取組の進捗度合いを把握するため、測定指標として選定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:1月1日現在の常用労働者数(令和6年度:50,645.8千人) ・分子X:転職入職者数(令和6年度:4,920.0千人) (出典)雇用動向調査(厚生労働省)	内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準に基づき設定した。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
17	雇用調整助成金の延べ支給決定件数					3,126,547件	1,788,694件	180,995件	29,387件		経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業主の雇用維持の取り組みを支援していく必要があり、事業主に対して、休業手当に係る資金負担相当額の一部を助成する雇用調整助成金の支給決定件数によって、その取組の進捗状況を適切に把握するため、参考指標として選定した。	

達成手段4 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号		達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(24)	雇用促進融資業務 (昭和37年度)	※	※	※	－		※	002548	
		※	※						
(25)	雇用調整助成金 (昭和56年度)	※	※	※	－		※	002533	
		※	※						
(26)	産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度)	※	※	※	－		※	002538	
		※	※						
(27)	産業雇用安定助成金 (令和2年度)	※	※	※	－		※	002562	
		※	※						
(28)	早期再就職支援等助成金 (平成13年度)	※	※	※	13, 14, 15		※	002534(再就職支援コース、雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) 002557(生涯現役起業支援コース)	
		※	※						
(29)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (令和2年度)	※	－	－	－		※	002561	
		※	－						
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定時期	令和5年度
		831,038,429			141,103,387		115,090,177		
施策の執行額(千円)		131,006,598			85,523,740				
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説				令和3年1月18日		(暮らしと雇用を守る) 雇用調整助成金について、これまで対象とされていなかったパートや非常勤の方々に、月額15,000円を支給する特例を来月末まで延長します。緊急事態宣言に伴い、大企業にも特例を拡大します。	
		第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説				令和3年3月5日		(感染症対策等) 同時に、感染症が社会経済活動に様々な影響を及ぼす中、現下の厳しさがみられる雇用情勢と、労働市場の変化の双方に対応した機動的な雇用政策を実施していくことが重要です。新設した産業雇用安定助成金による在籍型出向への支援や、新たな分野への円滑な労働移動支援(中略)にも取り組んでまいります。また、引き続き雇用調整助成金制度の適切な運用に努めてまいります。	
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説				令和4年2月25日		また、雇用調整助成金等の適切な運用による雇用維持(中略)にも取り組んでまいります。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(V-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部署名	職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 外国人雇用対策課 首席職業指導官室 雇用保険課 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事 官室 雇用環境・均等局 勤労者生活課	作成責任者名	雇用開発企画課長 立石 祐子 就労支援室長 樫村 拓郎 高齢者雇用対策課長 武田 康祐 障害者雇用対策課長 河村 のり子 外国人雇用対策課長 安藤 英樹 首席職業指導官 井上 英明 訓練受講支援室長 吉村 賢敏 雇用保険課長 堀 泰雄 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 今野 憲太郎 勤労者生活課長 安達 佳弘
施策の概要	(1)高齢者雇用 ・ 高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。))に基づき、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入が企業に義務付けられているが、令和6年6月1日時点で、21人以上規模企業の99.9%で、①65歳までの定年引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のうちいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を実施済みである。この65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して高齢者就業確保措置(※1)を講じることを努力義務とする改正高齢法が令和3年4月に施行された。 ※1 次の①～⑤の措置(高齢者就業機会確保措置)を講ずる努力義務 ①70歳までの定年引上げ ②70歳までの継続雇用制度の導入(子会社、関連会社等に加えて、他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤70歳まで継続的にa又はbに従事できる制度の導入 a 事業主自らが実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業 ・ 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や66歳以上の継続雇用制度の導入、高齢者の雇用管理制度の整備や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換等を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高齢者求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、(公財)産業雇用安定センターにおいて高齢者退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高齢者退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。 ・ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体が中心となって設置された協議会からの提案により、地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施し、高齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。 ・ シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。				
	(2)障害者雇用 ・ 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。))に基づき、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。				
	1)中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した企業向けチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。また、優良中小事業主に対する認定制度について、引き続き広く周知し、制度の普及を図る。 今後の法定雇用率の引上げに向けて、新たに一定規模の障害者雇用が必要になる企業において、早期かつ計画的に障害者雇用の取組を進めるための支援を実施する。 このほか、障害者就業・生活支援センターについて、未設置圏域にセンターの設置を進めるとともに、引き続き、地域支援機関のネットワーク拠点として障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援の推進を図る。				
	2)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱えるケースが多く見られること等から、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援を図る。				
	3)障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援 ICTを活用したテレワークについては、政府全体で導入の推進を行っているところであるが、障害者においても、多様な働き方の推進や通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障害者の雇用を促進するためにテレワークの支援を行う。				
	4)公務部門における障害者の雇用促進・定着支援 公務部門における障害者雇用については、雇用される障害者の職場定着支援や支援体制づくりのため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者による定着支援や障害に対する理解促進のための研修を引き続き実施する。				
(3)若年者雇用 ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定(ユースエール認定)制度により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。 ・ 新卒者及び卒業後おおむね3年以内の既卒者(以下「新卒者等」という。)の就職支援を行う専門の窓口である「新卒応援ハローワーク」を中心に、新卒者等の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、セミナーやグループワーク等の各種支援、就職面接会等のほか、担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援に加え、学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習を実施する等により、新卒者等のキャリア形成及び正社員就職の実現を図る。 ・ フリーター等(おおむね35歳未満で正社員での就職を希望する求職者(新卒者、正社員として在職中の求職者を除く。))のうち、安定した就労の経験が少ない者の就職支援を行う専門の窓口である「わかものハローワーク」等を中心に、就職支援ナビゲーターを配置し、正社員就職の実現に向けた個別支援計画を作成し、セミナーやグループワーク等の各種支援、担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施するとともに、職業訓練に関する情報提供等を行うことにより、フリーター等の正社員就職を実現する。					

	(4)就職氷河期世代支援 ・就職氷河期世代については、令和元年6月に閣議決定した骨太方針2019における「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援の強化を図り、きめ細かな支援に取り組んできている。 ・不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を実施している。	
	(5)外国人雇用 ・外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。 ・平成31年4月1日から新たな留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたことに伴い、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発を行うとともに、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助や雇用維持のための相談・支援等を実施している。 ・ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備を図るとともに、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置している。 ・また、ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーでの外国人留学生等に対する相談支援の実施、外国人雇用サービスコーナーでの定住外国人等に対する相談支援の実施、外国人就労・定着支援事業の実施により、外国人求職者等に対する就職支援を実施している。	
	(6)その他生活困窮者等の就労支援 ・ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を促進している。	
	(7)多様な就労の機会の創出 ・労働者協同組合により高齢者を始めとする多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行された。組合の設立を希望する方への支援や、施行後間もない労働者協同組合制度の周知・広報、各地域におけるモデルの構築及び他地域への展開・普及等を図っている。	
	・シルバー人材センターの会員数は、ほぼ100%の企業で65歳までの高齢者雇用確保措置が導入されている中において、平成21年の79.2万人をピークに減少を続けており、令和6年度は67.4万人(男性:43.4万人、女性:23.9万人)となっている。 ・障害者雇用率の引上げや、障害者の就労意欲の高まり等を背景に、令和6年における障害者雇用者数は約67万人と21年連続で更新をするとともに、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は 268,107件(対前年度比 7.5%増)、就職件数は 115,609件(対前年度比 4.4%増)といずれも目標である前年度実績を上回り、過去最高を更新した。 ・若年者を取り巻く雇用環境については、総務省「労働力調査」によれば、完全失業率(全年齢)は平成22年以降、低下傾向にあるものの、若年層については全年齢計に比べて高い水準で推移している。新卒者については、令和7年3月卒の就職率は、大学生で98.0%を記録するなど高水準であるが、一方で、中小企業における若年者の人材確保難や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生等も一定数存在している。フリーター数については、令和7年までに114万人とするとの政府目標があるなか、令和6年において136万人となっている。 ・就職氷河期世代を取り巻く現状としては、骨太の方針2022において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、引き続き政府全体として就職氷河期世代支援に取り組む方針とされており、施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援の実施を行うこととされている。令和5年5月に開催された「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、就職氷河期世代の正規雇用労働者を30万人増やす政府目標について、令和元年から令和4年の3年間で8万人の増加となったことが示された。 ・外国人雇用を取り巻く現状としては、令和6年度における外国人の新規求職者数は77,552人と令和5年度の70,32767,126人から約7,000人の増加となっており、就職件数については13,027件と、令和5年度(12,490件)に比べ増加し、就職率は16.8%と、なっている。就職件数・就職率は新型コロナウイルス感染症流行以前の水準に戻ってきている。	
施策を取り巻く現状	1	・ 少子高齢化が急速に進行する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組みの推進が求められている。引き続き、65歳までの雇用確保措置の確実な実施に加え、70歳までの就業機会の確保についても、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様なものとなることに配慮しつつ、進めていく必要がある。 ・ また、法的な義務や努力義務に基づく事業主による雇用・就業機会の確保のほか、高齢者への再就職支援やキャリア形成支援、地域における多様な雇用・就業機会の確保などもあわせて進める必要がある。
	2	・ 障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するため、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、企業ごとのニーズに合わせ、関係機関が連携し、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う必要がある。 また、令和7年4月には除外率が一律10%引き下げられ、令和8年7月から法定雇用率の引上げが予定されており、早期かつ計画的に障害者の受入れを進められるよう、引き続き関係機関とも密に連携し、法定雇用率の引上げや支援制度の周知の徹底を行うとともに、特に引上げ等の影響を受ける事業主に対して、ハローワークにおけるチーム支援に加え、雇入れや雇用継続に関する相談支援等に対する助成金を活用した支援等を行う。
	3	・ 新卒者等については、就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者や、最初の職場を早期に離職し、技能や知識の蓄積が不十分なまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。また、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生等も一定数存在している。そのため、担当者制によるきめ細かな就職支援を、学校や関係機関とも連携しつつ実施することにより、正社員就職をサポートする必要がある。就職後も労働者のみならず事業所へも定着支援を行うことなどにより、在学中から就職後まで一貫した支援を行い、新卒者等の安定就職と企業の人材確保を推進する必要がある。 ・ フリーター等については、不本意非正規雇用労働者割合は低下傾向にあるものの、25～34歳層(令和6年平均12.7%)が全年齢平均(同8.7%)に比べて4.0%高くなっている。また、キャリア形成の初期段階で、フリーター等の不安定就労の期間が長続いた場合、その後の正社員就職が困難となる傾向がある。そのため、フリーター等に対し、担当者制による個別支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施することが必要である。
	4	・就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離転職等により、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、就職氷河期世代の活躍の場を更に広げられるよう取り組むことが必要である。
	5	・ 従来の定住外国人に加え、新型コロナウイルス感染症による入国制限緩和・撤廃に伴い、外国人労働者の増加が見込まれることから、ハローワーク等における専門相談員や通訳員による多言語サービスを活用した専門的かつきめ細かな就職支援が必要とされている。
	6	・ 高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められる。
	7	・ 生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現を図る必要がある。

各課題に対応した達成目標	目標1 (課題1)	高齢者の雇用・就業機会の確保その他高齢者の活躍を促進するために必要な支援を行うこと	70歳までの就業機会の確保等やハローワークによるマッチング支援その他多様な就業機会を確保する取組等により、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会を実現する必要があるため。
	目標2 (課題2)	障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること	障害者の就職件数は年々増加しており、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者や手帳を所持していない発達障害者、難病患者等に対してそれぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められていることから障害者及び企業への支援や障害者差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施、多様な障害特性に応じた就労支援の推進等を行う必要があるため。
	目標3 (課題3)	若年者の雇用の安定・促進を図ること	若年労働力人口が減少する中で、次世代を担う若者が安定した雇用の下で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいをもって仕事に取り組んでいけるよう若者の円滑な就職を実現させる必要があるため。
	目標4 (課題4)	就職氷河期世代の安定就労につながる支援を推進すること	就職氷河期世代が抱える固有の課題を踏まえ、個々人の状況に応じた支援により、正社員就職等安定就労につながる支援を推進する必要があるため。
	目標5 (課題5)	外国人材の安定した就労を図ること	相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるため。
	目標6 (課題6)	就職困難者等の円滑な就職等を図ること	高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。
	目標7 (課題7)	多様な就労の機会の創出を図ること	労働者協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現する必要があるため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を受けた65歳以上求職者の就職件数(アウトカム)	—	—	56,543件	令和7年度	38,497件	40,890件	45,601件	51,409件	56,543件	生涯現役社会の実現に向けては、特に65歳以上の雇用・就業機会の確保が重要である。そのため、高齢者の就労支援を実施している「生涯現役支援窓口」での就労支援チームによる支援対象者のうち65歳以上の高齢求職者の就職件数を測定指標とした。	令和7年度の65歳以上新規支援対象見込者数に、過去3年間の65歳以上の就職率の平均値を乗じて得た値を目標値として設定した。
						42,772件	47,900件	53,091件	55,135件			
2	シルバー人材センター会員の就業数(アウトプット)	—	—	62,000,000人日以上	令和7年度	66,000,000人日以上	65,000,000人日以上	64,000,000人日以上	62,000,000人日以上	62,000,000人日以上	シルバー人材センターの会員がどれだけ就業機会を提供されたかを計る指標として適切いため。	就業ニーズの変化による就業数の減少及び会員数の更なる獲得や職域の拡大などに取り組むことを見込んで設定。
						63,456,987人日	63,159,063人日	61,455,354人日	60,027,339人日			
3	シルバー人材センターの会員数(アウトプット) ※令和7年度以降	—	—	678,000人	令和7年度	—	—	—	—	678,000人	高齢者人口の増加を背景にシルバー人材センターが高齢者にとって生きがいや社会参加の場としての役割を果たしているかを計る指標として適切なため。	会員数については、会員数実績の3か年度の平均値である677,479人から、百の位を切り上げた678,000人を目標値として設定した。
						686,651	681,739	676,756	673,942			
4	シルバー人材センターの発注者へのアンケートにおいて、「役に立った」旨の回答した者の割合(アウトカム)	—	—	95%以上	令和7年度	—	—	90%以上	95%以上	95%	今後、受注件数を伸ばし、シルバー人材センターの会員により多くの就業機会を提供するためには、シルバー人材センター事業について発注者からの一定の評価を得る必要があることから、指標として設定した。	シルバー人材センターに対する発注者からの評価は、受注件数を伸ばす上で高い水準が必要であると考えており、引き続き高い水準が維持されるよう95%以上を目標として設定した。
						—	—	97.3%	96.8%			
5	65歳～69歳の就業率(アウトカム)	—	—	54.1%	令和7年度	50.0%	50.7%	51.4%	52.6%	54.1%	人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。その際、65歳から70歳までの就業機会の確保については、65歳までと異なりそれぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、多様な選択肢を整備することで、70歳までの就業機会を確保することを目指しているため、指標として設定した。	高齢社会対策大綱(令和6年9月13日閣議決定)における目標値である、令和11年度までに65～69歳の就業率57.0%の達成に向けて、まずはEBPMアクションの中で定めている、「進捗管理・点検・評価票」記載の令和9年度までの目標である55.0%を踏まえ、設定した。
						50.4%	51.3%	52.5%	53.6%			
6	高齢年齢労働者処遇改善促進助成金を活用し、賃金規定等改定計画に基づき処遇改善された事業所に雇用される60歳から64歳までの高齢年齢労働者数(アウトカム)	—	—	1,078人	令和7年度	29,000人	19,500人	2,000人	1,200人	1,078人	雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保する観点から60歳から64歳までの高齢年齢労働者の処遇改善に向けて取り組む事業主を支援することとしており、当該助成金を活用した事業主に雇用される60歳から64歳までの高齢年齢労働者のうち、処遇改善された労働者数を測定することで、高齢年齢雇用確保措置による雇用の確保だけでなく、高齢年齢労働者の処遇改善の度合いを把握できるため、指標として設定した。	令和6年度については1,200人を目標として設定していたが、目標未達成となった。本事業については令和6年度限りで廃止となり、令和7年度以降は経過措置としている。そのため、令和5年度から令和6年度にかけて計画認定を行った算定対象労働者の合計数を踏まえて算出した1,078人を目標として設定した。
						0人	0人	0人	26人			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	高年齢者就業機会確保等事業費 (昭和55年度)	※	※	※	2	※	002564
		※	※				
(2)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) (昭和56年度)	※	※	※	－	※	002568
		※	※				
(3)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)	※	※	※	－	※	002574
		※	※				
(4)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備補助金 (平成16年度)	※	※	※	－	※	002575
		※	※				
(5)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) (平成20年度)	※	※	※	－	※	002568
		※	※				
(6)	生涯現役支援窓口事業 (平成25年度)	※	※	※	1	※	002596
		※	※				
(7)	65歳超雇用推進助成金 (平成28年度)	※	※	※	－	※	002606
		※	※				
(8)	生涯現役地域づくり環境整備事業 (平成25年度)	※	※	※	－	※	002595
		※	※				
(9)	高年齢労働者処遇改善促進助成金 (令和3年度)	※	※	※	6	※	003036
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○7	公共職業安定所における就職件数(障害者)(アウトカム)	97,814件	平成29年度	115,609件以上	令和7年度	前年度実績(89,840件)以上	令和元年度実績(103,163件)以上	令和元年度実績(103,163件)以上	令和5年度実績(110,756件)以上	令和6年度実績(115,609件)以上	障害者の雇用の促進を図るためには、ハローワークが中心となり、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することが重要であることから、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。	年度ごとの目標値については直近の年度実績及びコロナ禍以前の令和元年度実績を踏まえて設定。令和7年度の目標値については過去最高であった令和6年度の件数を少なくとも超えることを目標とした。 (参考:就職率)令和4年度43.9%、令和5年度44.4%、令和6年度43.1%
8	障害者の雇用率達成企業割合(アウトカム)	45.9%	平成30年度	45.9%以上	令和7年度	47.4%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和3年6月1日現在)	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇(令和4年6月1日現在)	46.6%以上(法定雇用率0.2%引上げの影響を踏まえ設定)(令和5年6月1日現在)	46.8%以上(法定雇用率0.2%引上げと除外率10p引下げの影響を踏まえ設定)(令和6年6月1日現在)	45.9%以上(除外率10p引下げの影響を踏まえて設定)(令和7年6月1日現在)	民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、依然として過半数の企業が雇用率未達成の状況である。今後、更なる障害者の雇用の安定・促進を図るためには、引き続き、企業に対する雇用率達成指導に努める必要があることから、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:40.0人以上(令和5年度までは43.5人以上、令和2年度までは45.5人以上)規模の企業数(令和6年度:117,239社) ・分子X:法定雇用率達成企業の数(令和6年度:53,875社)	前々年度の実績に過去10か年分の平均伸び率及び制度・雇用率の見直しの影響を踏まえて設定(※) ※ 雇用率に関する取扱いの変更がなされた2011年、2013年、2018年、2021年及び2024年を除いた過去10か年分(2010年～2023年)の平均伸び率及び2025年度に実施された4除外率10pの引下げによる影響を踏まえて設定。
						47.0%	48.3%	50.1%	46.0%			
9	精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合(アウトカム)	72.8%	令和6年度	75.6%	令和7年度	—	—	—	72.8%以上	75.6%以上(直近2年の実績の平均値以上)	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援し、就職に結びつけていくことは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神・発達障害者雇用サポーターの就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合を目標値として設定する。 (※)令和6年度から、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに替えて、企業とのマッチングによる就職支援により重点を置いた支援を行っていく「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置している。	精神・発達障害者雇用サポーター等の直近2カ年の実績の平均値(75.6%)以上とした。 ＜参考＞算出式X/Y ・令和5年度:11,556人/15,718人=73.5% (分母Y:精神障害者雇用トータルサポーター等による就職支援を終了した人数、分子X:Yのうち就職した人数) ・令和6年度:12,479人/16,044人=77.8%(分母Y:精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した人数、分子X:Yのうち就職した人数) 令和6年度より精神・発達障害者雇用サポーターが配置された一方、同年には法定雇用率の引上げがあったことも踏まえ、令和5年度および令和6年度の直近2か年分の実績の平均値以上として設定。
						—	—	73.5%	77.8%			
(指標9関係参考)	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあつせん(アウトカム) 【※旧測定指標8(～令和5年度)】	70.9%	平成29年度～令和元年度	78.8%以上	令和5年度	72.8%以上	75.6%以上	78.8%以上	—		＜＊令和5年度まで＞ 障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援することは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階へ移行した者の割合を測定指標として設定した。 ※令和6年度から、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに替えて、企業とのマッチングによる就職支援により重点を置いた支援を行っていく「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置している。このため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標8(精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合)を設定。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。 実績値は、支援終了者に占める次の段階への移行者数より算出。それぞれの数値は以下のとおり。 令和2年度:8,327人/11,138人＝74.8% 令和3年度:9,354人/11,887人＝78.7% 令和4年度:9,937人/11,972人＝83.0%
						78.7%	83.0%	84.3%	—			
(指標9関係参考)	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合(アウトカム) 【※旧測定指標9(～令和5年度)】	84.3%	平成29年度～令和元年度	83.9%以上	令和5年度	83.9%以上	83.7%以上	83.9%以上	—		＜＊令和5年度まで＞ 障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援し、就職に結びつけていくことは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職実現に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合を測定指標として設定した。 ※令和6年度から、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに替えて、企業とのマッチングによる就職支援により重点を置いた支援を行っていく「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置している。このため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標8(精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合)を設定。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。 実績値は、次の段階への移行者に占める就職者数より算出。それぞれの数値は以下のとおり。 令和2年度:6,739人/8,327人＝80.9% 令和3年度:7,907人/9,354人＝84.5% 令和4年度:8,561人/9,937人＝86.2%
						84.5%	86.2%	86.4%	—			

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(10)	障害者雇用状況等の調査 (昭和52年度)	※	※	※	8	※	017786 019985 019986
		※	※				
(11)	職業評価部門施設経費 (昭和54年度)	※	※	※	―	※	002572
		※	※				
(12)	特定求職者雇用開発助成金(特定就 職困難者コース)(再掲) (昭和56年度)	※	※	※	―	※	002568
		※	※				
(13)	障害者トライアル雇用事業 (平成11年度)	※	※	※	7.8	※	002565
		※	※				
(14)	障害者就業・生活支援センターによる 地域における就労支援 (平成14年度)	※	※	※	7.8	※	002571
		※	※				
(15)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構運営費交付金 (平成15年度)	※	※	※	―	※	002574
		※	※				
(16)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構施設整備費補助金 (平成16年度)	※	※	※	―	※	002575
		※	※				
(17)	ハローワークマッチング機能の充実・ 強化(障害者) (令和5年度)	※	※	※	7.8,9	※	000341
		※	※				
(18)	障害者雇用安定助成金 (平成25年度)	※	※	※	7	※	002600
		※	※				
(19)	特定求職者雇用開発助成金(発達障 害者・難治性疾患患者雇用開発コー ス) (平成25年度)	※	※	※	7	※	002601
		※	※				
(20)	事業主に対する障害者の雇用管理に 関する支援 (令和5年度)	※	※	※	7.8	※	002603
		※	※				
(21)	人材開発支援助成金(障害者職業能 力開発助成コース) (平成30年度)	※	※	※	7.8	※	002556
		※	※				

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
10	就職支援ナビゲーターによる延べ相談件数 (アウトプット)	－	－	664,000件	令和7年度	703,000件 759,200件	705,000件 731,420件	717,000件 696,213件	707,000件 673,944人	664,000件	新卒者等に対しきめ細かな職業相談を実施することが、本事業の目的である新卒者等の正社員就職に寄与とされることから「就職支援ナビゲーターによる延べ相談件数」を測定指標に設定した。	令和7年度の目標は、過去3か年の就職支援ナビゲーターによる延べ相談件数の平均値により設定した。
○11	新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率 (アウトカム)	－	－	1	令和7年度			61.0%	64.0%	62.5%	就職支援ナビゲーターの担当者制による未内定者等に対する就職支援により、新卒者等の正社員就職を促進することが事業の目的の一つであることから、新卒者支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率について、目標値として設定した。	令和7年度の目標は、過去2年間(令和5年度から実績の把握を開始)の実績の平均値を設定した。
12	わかものハローワーク等における延べ相談件数 (アウトプット)	－	－	719,000件	令和7年度				686,000件 699,155件	658,000件 756,508件	703,000件 747,657件	719,000件
○13	フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率 (アウトカム)	－	－	51.1%	令和7年度					51.1%	フリーター等支援においては、就職支援ナビゲーターの担当者制による正社員就職を希望する若者へのきめ細かな個別支援を事業の柱としていることから、フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率について、目標値として設定した。	令和7年度の目標は、過去2年間(令和5年度から実績の把握を開始)の実績の平均値を設定した。
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号			達成手段の概要等				
		執行額	執行額									
(29)	新卒者等に対する就職支援 (昭和51年度)	※ ※	※ ※	※	10,11						※	002582
(30)	若年者地域連携事業 (平成16年度)	※ ※	※ ※	※	－						※	002583
(31)	フリーター支援事業 (平成23年度までは「フリーター等正規雇用化支援事業」) (平成17年度)	※ ※	※ ※	※	12,13						※	002592
(32)	トライアル雇用助成金事業(一般トライアルコース) (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	－						※	002594

達成目標4について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度			目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
14	ハローワークの就職氷河期世代を含む中高年層(ミドルシニア)専門窓口における正社員就職率(アウトカム)	-	-	63.8%	令和7年度	40.0%	54.8%	60.4%	62.3%	61.9%	本事業は、就職氷河期世代を含む中高年層(ミドルシニア)の不安定就労者の就職支援を行い、安定した雇用を実現することを目標としていることから、正社員就職率を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:就職氷河期世代専門窓口における新規チーム支援対象者数(令和6年度:16,859人) ・分子X:就職氷河期世代専門窓口におけるチーム支援対象者の正社員就職件数(令和6年度:10,756人)	令和7年度の目標値については、過去3年間の実績等を踏まえ設定した。求職者の状況に応じて正社員以外の就職をすることも重要であり、目標値を高く設定することは必ずしも実情にそぐわないため、当該目標値を設定した。	
15	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合(アウトカム)	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和7度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者0.4%<一般1.1%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.4%<一般1.6%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.2%<一般1.4%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.1%<一般1.5%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、就職氷河期世代が、正規雇用労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ※令和4年度に雇い入れた者について調査 <支給対象者> ・分母Y:支給対象者数(令和6年度:4,071人) ・分子X:支給対象者における事業主都合による離職者数(令和6年度:43人) <一般> ・分母Y:雇用保険被保険者数(令和6年度:7,394,348人) ・分子X:事業主都合による離職者数(令和6年度:110,260人)	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(正規雇用労働者としての雇い入れ)」があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。	
達成手段4 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID	
(33)	就職氷河期支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施(令和元年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002530	
(34)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)(平成29年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002568	

達成目標5について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値										
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度										
16	外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数 (アウトプット)	-	-	300,000件	令和7年度	270,000件	300,000件	300,000件	300,000件	300,000件	外国人労働者が増加する中で、外国人雇用サービスセンター等においてきめ細かな就職支援を実施することは、外国人求職者の円滑な就職活動を可能とし、安定的な就労に資するものであるから、測定指標として選定した。	令和7年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。				
17	外国人就労・定着支援事業受講者数 (アウトプット)	-	-	5,600人	令和7年度	6,000人	5,500人	5,700人	5,600人	5,600人	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修を実施することは、外国人労働者の安定的な就労及び職場定着に資するものであるから、測定指標として選定した。	令和7年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。				
○18	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数 (アウトカム)	-	-	14,800件	令和7年度	14,900人	14,400件	14,400件	14,800件	15,300件	外国人労働者が増加する中で、外国人求職者のニーズを的確に把握し、職業相談・紹介等を実施する必要がある。ハローワークにおいては、外国人雇用サービスセンターを設置するとともに、外国人求職者の多いハローワークに専門相談員や通訳員を配置し、日本での就労を希望する留学生、専門的・技術的分野の外国人や日系人等の定住外国人に対し職業相談・紹介等を行っており、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の数を指標として選定した。	令和7年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。				
○19	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職率 (アウトカム)	-	-	16.5%	令和7年度	18.0%	16.5%	16.5%	16.5%	16.5%	外国人労働者が増加する状況にあつては、就職件数も増加する方向に働くが、外国人労働者とその雇用を希望する企業のマッチング状況を把握するため、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の就職率(※)を測定指標として選定した。	令和7年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。				
20	外国人就労・定着支援事業受講者へのアンケートにおいて、「よく理解できた」「だいたい理解できた」と回答した者の割合 (アウトカム)	-	-	95%	令和7年度	-	90.0%	90.0%	95%	95.0%	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援事業の実施において、当該事業に係る研修の質を担保することは、外国人労働者の安定的な就労及び職場定着につながることから、受講者アンケートにおける理解度(※)を測定指標として選定した。	令和7年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。				
達成手段5 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID					
		予算額	予算額													
		執行額	執行額													
(35)	難民就職促進費 (昭和55年度)	※	※	※	-	※					002567					
		※	※													
(36)	雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	※	※	※	-	※					002584					
		※	※													
(37)	外国人雇用サービスセンター等運営費 (平成14年度)	※	※	※	16,18,19	※					002585					
		※	※													
(38)	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (平成19年度)	※	※	※	-	※					002566					
		※	※													

達成目標6について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度			年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
21	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合(アウトカム)	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和7年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、高齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ※令和3年度に雇い入れられた者について調査 ＜支給対象者＞ ・分母Y: 支給対象者数(令和6年度: 55,361人) ・分子X: 支給対象者における事業主都合による離職者数(令和6年度: 517人) ＜一般＞ ・分母Y: 雇用保険被保険者数(令和6年度: 7,282,096人) ・分子X: 事業主都合による離職者数(令和6年度: 110,772人)	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(「継続して雇用する労働者としての雇い入れ」)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。
22	生活保護受給者等就労自立促進事業による相談件数(アウトプット)	-	-	513,000件	令和7年度	577,500件 606,414件	537,000件 533,261件	543,000件 523,358件	536,000件 526,035件	513,000件	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による相談件数を測定指標として選定した。	令和7年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。
23	生活保護受給者等就労自立促進事業による支援対象者の就職率(アウトカム)	-	-	69.7%	令和7年度	63.7% 66.1%	63.5% 68.7%	64.6% 70.0%	68.3% 70.5%	69.7%	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による就職率を測定指標として選定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 支援対象者数(令和6年度: 85,917人) ・分子X: 就職者数(令和6年度: 60,571人)	令和7年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。

達成手段6		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(39)	職業転換給付金制度 (昭和41年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	004036
(40)	アイヌ地区住民就職促進費 (昭和50年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002579
(41)	特定求職者雇用開発助成金(特定就 職困難者コース) (昭和56年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	21	※	002568
(42)	中国残留邦人等永住帰国者に対する 就労支援事業 (昭和61年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	004369
(43)	公正採用選考等推進費 (平成10年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002580
(44)	ホームレス等に対する就労支援事業 (平成12年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002590
(45)	日雇労働者等技能講習事業 (平成13年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002581
(46)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構運営費交付金 (平成15年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	—	※	002574
(47)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構施設整備費補助金 (平成16年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	—	※	002575
(48)	刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002578
(49)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現 役コース) (平成20年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	—	※	002568
(50)	特定求職者雇用開発助成金(被災者 雇用開発コース) (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002568
(51)	生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保 障分野④】	※ ※	※ ※	※	22,23	※	002602
(52)	トライアル雇用助成金事業(一般トライ アルコース) (平成25年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	—	※	002594
(53)	教育訓練受講者支援資金融資事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002604
(54)	特定求職者雇用開発助成金(生活保 護受給者等雇用開発コース)の支給 (平成29年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002609
(55)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷 河期世代安定雇用実現コース) (平成29年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002568
(56)	トライアル雇用助成金事業(新型コロナ ウイルス感染症対応(短時間)トライ アルコース) (令和2年度)	1.1億円 0.9億円	0 0	0	—	就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。	—

達成目標7について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
24	労働者協同組合における65歳以上の組合員が占める割合(アウトカム)	-	-	13.6%	令和7年度	-	13.6%	13.6%	13.6%	13.6%	労働者協同組合法は、高齢者を始めとする多様な就労機会の創出を促進することを目的としていることから、65歳以上の高齢者の組合員(組合の事業に従事)が占める割合を指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 全ての労働者協同組合の組合員数(令和6年度: 8,919人) ・分子X: 全ての労働者協同組合の65歳以上の組合員数(令和6年度: 671人)	「労働力調査」による「15歳以上の就業者総数に占める高齢就業者の割合」の直近(2020年)数値が「13.6%」であり、これを参考とした。			
達成手段7 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID				
		予算額 執行額	予算額 執行額												
(57)	労働者協同組合法の円滑な施行のための経費(令和4年度)	※	※	※	24	※					003079				
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定 時期	令和4年度
		185,004,293				127,767,964				130,770,780					
施策の執行額(千円)		121,541,107				111,185,394									
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明							令和5年3月8日		大学等と連携し、新卒者に対するきめ細かな就職支援を行うとともに、いわゆる就職氷河期世代の方々の就労や社会参加を支援します。 年齢にかかわらず働くことができる社会の実現に向けて、七十歳までの就業機会の確保を推進するとともに、外国人労働者に対する就職支援の強化、働きやすい環境整備等に取り組みます。 また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(V-4-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標V-4-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4:失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと		担当 部局名	職業安定局雇用保険課 職業安定局首席職業指導官室	作成責任者名	雇用保険課長 堀 泰雄 首席職業指導官 井上 英明
施策の概要	【雇用保険制度について】 ○ 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行うとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために、育児休業給付を行っている。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るために支給するもの 育児休業給付:労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に必要な給付を行い、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進を図るために支給するもの 根拠法令:雇用保険法第10条等 【最近の制度改正】 ○雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)により、週所定労働時間10時間以上の労働者への雇用保険の適用拡大(令和10年10月1日施行)や教育訓練給付の給付率引上げ(令和6年10月1日施行)、「教育訓練休暇給付」の創設(令和7年10月1日施行)、育児休業給付に係る国庫負担割合の暫定的引下げ措置の廃止(公布日施行)等を実施。 ○子ども子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」の創設(令和7年4月1日施行)等を実施。					
施策を取り巻く現状	1. 制度の考え方 ・ 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度 ・ 雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。 ・ 就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るという雇用保険の建旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。 2. 雇用保険の現状 ・ 基本手当(失業給付)の初回受給者数は、令和5年度が約117万人であったのに対して、令和6年度は115万人となり、約2万人程度減少。 ・ 基本手当(失業給付)の受給者実人員は、令和5年度が42.3万人であったのに対して、令和6年度は42.7万人となり、0.4万人増加。 ・ 新型コロナウイルス対応として、雇用調整助成金の特例措置などを講じた結果、雇用保険二事業の財源である雇用安定資金は枯渇し、また、失業等給付の積立金も、新型コロナ前には4兆円を超えていた残高が大幅に減少したが、現在は回復傾向である。雇用保険財政については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行っている。 3. 受給者の再就職状況 ・ 基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。 ・ 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者(早期再就職)の割合は、令和6年度において、34.3%(対前年同期比+0.2%増)となっている。 ・ 雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。 4. 失業等給付の不正受給摘発件数 ・ 不正受給の件数は近年は3,000件～4,000件台で推移。令和6年度は、件数が3,024件、不正受給金額が550,739千円となっている。 ・ 不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の手続時に発見された例が多い。					
施策実現のための課題	1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。				
	2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。				
	3	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	求職者の早期の再就職を支援すること		雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。		
	目標2 (課題2)	雇用保険の給付を適正に行うこと		雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業等給付の不正受給については、雇用保険制度の目的を没知させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。		
	目標3 (課題3)	雇用保険財政の安定的な運営を確保すること		上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。		

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○1	雇用保険受給者の早期再就職割合(※) (アウトカム)	-	-	34.3%	令和7年度	33.4%	33.9%	33.9%	33.9%	34.3%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 (出典):厚生労働省・職業安定局調べ	前年度実績を目標値として設定。 ※早期再就職割合 = 早期再就職者数／受給資格決定件数 早期再就職者数: 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)		
				32.5%	33.0%	34.1%	34.3%							
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
(1)	失業等給付費等 (昭和49年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,6	※					002617			
(2)	再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	※ ※	※ ※	※	1	※					002514			
達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○2	不正受給の件数 (アウトカム)	-	-	過去3年の 実績の平均 以下	毎年度	前年度 (3,786件) 以下	前年度 (4,367件) 以下	過去3年(令 和2年度～ 令和4年度) の実績の平 均(3,960 件)以下	過去3年(令 和3年度～ 令和5年度) の実績の平 均(3,725 件)以下	過去3年(令 和4年度～ 令和6年度) の実績の平 均(3,278 件)以下	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定した。 (参考)平成29年度実績:3,663件、平成30年度実績:3,364件 (出典):厚生労働省職業安定局調べ	不正受給の件数は、雇用情勢の変化による受給者数の増減等の影響を受けやすいことに鑑み、不正受給対策に取り組み、過去3年間の実績の平均に比して、不正受給件数を減少させることを目標とするのが適切であるため、目標値を「過去3年の実績の平均以下」とする。		
				4,367件	3,727件	3,083件	3,025件							
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
(3)	失業等給付費等 (昭和49年度)(再掲)	※ ※	※ ※	※	1,2,6	※					002617			
(4)	雇用保険活用援助事業費 (平成7年度)	※ ※	- -	-	2	※					002618			

達成目標3について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由			目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績値									
			基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
○3	雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率(※)(アウトカム)	-	-	弾力倍率1以上	毎年度	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	財政運営に関する指標として、毎会計年度算定可能な指標であるため。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)において、失業等給付に係る積立金の適正規模として、弾力倍率1が設定されており、当該倍率を下回った場合には、雇用保険料率の引き上げが可能とされているため。				
	※失業等給付に要する費用に対する各年度の失業等給付に係る積立金の額の倍率					2.67	0.90	2.23	集計中(令和7年11月～12月目途公表予定)							
(参考指標) ※指標4、5、6は、失業等給付と育児休業給付の合計額。なお、令和2年度より失業等給付と育児休業給付は区分経理。						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	失業等給付関係収支は、雇用情勢に大きく影響を受けるものであり、一概に増えればいい・減ればいいというものではないが、その状況を知ることが雇用保険制度を安定的に運営する上で重要な指標である。 (参考) 【収入額】平成28年度実績15,117億円、平成29年度実績10,881億円 【支出額】平成28年度実績16,311億円、平成29年度実績16,402億円 【積立金残高】平成28年度実績63,066億円、平成29年度実績57,545億円					
4	失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)			29,504億円	23,351億円	24,212億円	26,319億円									
		うち失業等給付		21,600億円	15,453億円	16,167億円	16,954億円									
5	失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)			21,176億円	20,031億円	21,093億円	21,805億円									
		うち失業等給付		14,520億円	12,913億円	13,450億円	13,692億円									
6	失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)			14,770億円	17,500億円	23,831億円	29,787億円									
		うち失業等給付		12,460億円	14,410億円	20,339億円	25,042億円									
達成手段3 (開始年度)			令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID				
			予算額	予算額												
		執行額	執行額													
(5)	失業等給付費等 (昭和49年度)	※	※	※	1,2,3	※					002617					
		※	※													
施策の予算額(千円)			令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和6年度
			2,032,920,507				2,141,209,014				2,316,942,852					
施策の執行額(千円)			1,955,926,389				2,025,436,135									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
			-						-			-				

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(V-5-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標V-5-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5:求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること		担当 部局名	職業安定局訓練受講支援室 人材開発統括官付訓練企画室	作成責任者名	訓練受講支援室長 吉村 賢敏 訓練企画室長 鈴木 良尚
施策の概要	【求職者支援制度について】 ○ 本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援するものである。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 ○ また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練修了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。 【受講勧奨について】 ○ 訓練の受講促進のため、ハローワークの所内で、来所者の目に訓練情報が触れる機会をできる限り増やすとともに、来所者と接するあらゆる機会を活用して、訓練の受講を積極的に働きかけている。 ○ また、関係機関(都道府県、市町村、労使団体、商業施設など)や、生活困窮者の支援機関(社会福祉協議会、自立相談支援機関、福祉事務所など)と連携した訓練の周知・広報のほか、SNS(LINE、Twitter、Facebook)などを活用したアウトリーチ型の周知・広報を行っている。 ○ さらに、訓練奨励金の上乗せ等により、訓練コースの設定を促進している。					
施策を取り巻く現状	○ 平成25年度を対象として行われた調査では、雇用保険(失業給付基本手当)の受給期間中に再就職先が見つかった人は4割程度である(平成28年度JILPT調査)。 ○ こうした、雇用保険が適用されない又は雇用保険の受給が終了しても再就職ができないといった、雇用保険の給付を受けられずに失業している求職者に対して、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして求職者支援訓練制度による支援を行う必要がある。 ※1 求職者支援訓練の受講者数の推移 令和2年度:23,734人(うち基礎コース5,838人、実践コース17,896人) 令和3年度:28,260人(うち基礎コース5,217人、実践コース23,043人) 令和4年度:40,289人(うち基礎コース6,230人、実践コース34,059人) 令和5年度:44,699人(うち基礎コース6,019人、実践コース38,680人) 令和6年度:38,945人(うち基礎コース6,129人、実践コース32,816人) ※2 職業訓練受講給付金の受給者数(その年度に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数) 令和2年度:10,406人 令和3年度:13,371人 令和4年度:15,289人 令和5年度:10,453人 令和6年度:7,673人 ○ ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨に加え、関係機関や生活困窮者の支援機関と連携した訓練の周知・広報、SNSなどを活用したアウトリーチ型の周知・広報を実施するとともに、訓練コースの設定を促進している。 ○ しかしながら、受講者数は増加傾向にあるものの、対象者人員(当初見込み)には届いていない状況。 (参考)令和6年度は受講者数当初見込み48,261人に対して、受講者数は38,945人(対前年度比13%減)。					
施策実現のための課題	1	雇用保険の対象とならずに失業している求職者がおり、引き続き、雇用保険の対象になっていない方々に対する安定した就職の実現に向けた制度の活用促進に取り組む必要がある。				
	2	必要な者に制度による支援が行き届いていない可能性があり、引き続き、雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講促進に取り組む必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う。			求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保するとともに、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行う必要があるため。	
	(課題1)					
	目標2	雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する。			雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職者支援訓練を通じて安定した就職を実現できるよう、引き続き、ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨やアウトリーチ型の各種周知・広報、訓練コースの設定促進の取組により、求職者支援訓練の受講を促進する必要があるため。	
	(課題2)					

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○1	求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率(アウトカム)	-	-	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	令和7年度	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。 (出典)厚生労働省「ハローワークシステム職業訓練情報データ」より訓練企画室にて集計	令和5年度の目標値(基礎58%、実践63%)及び過去5年(平成30年度～令和4年度)の就職率実績(平均値:基礎55.9%、実践61.1%)を踏まえて設定した。 (※)令和6年度実績は、令和6年11月までに終了した訓練コースの訓練終了後の実績(速報値 確定値は令和8年1月に公表予定)		
2	求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)	-	-	90%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があるため、本指標を測定指標に設定。 (参考)令和6年度実績値93.4%は分母:ハローワークの支援指示により求職者支援訓練を受講した者のうち、訓練修了者に対するアンケート調査の回答総数(8,514人)、分子:アンケート調査にて満足した旨の回答数(7,951人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省「アンケート調査」より訓練受講支援室にて集計	求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。		
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由			
3	職業訓練受講給付金初回受給者数(アウトプット)					13,371	15,289	10,453	7,673人		職業訓練受講給付金初回受給者数は求職者支援訓練受講者数の変動の影響を受けるため、測定指標としては適さないものの、その状況を知ることが求職者支援制度の現状把握に資すると考えられるため。			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額 執行額	予算額 執行額											
(1)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	※	※	※	1,2,3	※						002619		
		※	※											

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度								
○4	求職者支援訓練受講者数(アウトカム)	-	-	46,006人	令和7年度	50,582人	52,400人	49,591人	48,261人	46,006人	雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保を把握するため、求職者支援訓練受講者数を測定指標に設定。	令和3、4年度における職業訓練受講給付金の特例措置や雇用保険の訓練延長給付の影響、令和5年度における求職者支援訓練受講者数の伸び率等を踏まえて設定した。		
					28,260人	40,289人	44,699人	38,945人						
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由			
5	求職者支援訓練設定コース数(アウトプット)					3,508コース	3,626コース	3,902コース	3,445コース		求職者支援訓練のコース設定にあたっては地域の人材ニーズや求職者の支援ニーズ等を踏まえる必要があり、設定コース数は一概に増えればいいというものではないため測定指標としては適さないものの、その状況を知るとは雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保の現状把握に資すると考えられるため。			
6	求職者支援訓練デジタル分野設定コース数(アウトプット)					566コース	760コース	982コース	851コース		求職者支援訓練のコース設定にあたっては地域の人材ニーズや求職者の支援ニーズ等を踏まえる必要があり、設定コース数は一概に増えればいいというものではないため測定指標としては適さないものの、デジタル分野の訓練コースに係る奨励金の加算措置等により、地域におけるデジタル分野コースの設定促進をしているところであり、その状況を知るとは雇用保険を受給できない求職者に対する、デジタル分野に係る職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保の現状把握に資すると考えられるため。			
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額 執行額	予算額 執行額											
(2)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)【再掲】	※	※	※	4,5	※						002619		
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		24,283,389				23,218,036				23,288,390				
施策の執行額(千円)		16,640,429				15,952,785								
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説						平成23年1月24日		雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。				
		第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説						令和3年3月5日		(感染症対策等) 求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

(厚生労働省7(VI-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること(施策目標VI-1-1) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと		担当 部署名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(人材開発総務担当) 五百旗頭 千奈美 参事官(人材開発政策担当) 澤口 浩司 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 今野 憲太郎
施策の概要	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。 ※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練等の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 ※また、同法第5条に基づき、現在、第11次職業能力開発基本計画(令和3年度～令和7年度)を策定しているところである。同計画は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として、職業能力開発施策の基本的方向を定めたもの。 令和7年7月に「今後の人材開発政策の在り方に関する研究会報告書」をとりまとめたところであり、今後、第12次職業能力開発基本計画(令和8年度～)についても検討を進めていく。					
施策を取り巻く現状	デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。 こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公共職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公共職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在职者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。 直近の公共職業訓練をめぐる状況としては、令和6年11月末現在で新規求職者が2,982,603人(前年同月比98.5%)であることに対し、離職者に対する公共職業訓練受講者は70,958人(前年同期比96.2%)、在职者訓練受講者は92,871人(前年同期比104.1%)となっている。 令和6年能力開発基本調査によると、教育訓練費用(OFF-JT費用や自己啓発支援費用)を支出した企業は54.9%(令和5年調査比0.3p増)、OFF-JTを実施した事業所は、対正社員は71.6%(同0.2p増)、対非正社員は31.2%(同2.9p増)。能力開発や人材育成に関して何らかの問題があるとする事業所は、79.9%(同0.1p増)。 骨太の方針2025において、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議(令和7年6月3日)において決定された「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」、「社会参加に向けた段階的支援」、「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、従前からの取組を強化することとされている。 キャリア形成・リスキリング支援センター及びキャリア形成・リスキリング相談コーナーの新設に伴う拠点の増設により、利用者は令和6年11月末現在で93,103件(前年同期比229%)と増加している。					
施策実現のための課題	1	DXの加速化など企業・労働者を取り巻く環境の急速かつ広範な変化や労働者の職業人生の長期化が同時に進行する中で、何歳になっても学び直し、求められる能力・スキルを身に付けることができるよう、雇用のセーフティネットとして、産業界や地域のニーズを踏まえた公共職業訓練等を実施する必要がある。				
	2	急速なデジタル化の進展や人生100年時代の到来による職業人生の長期化等により、労働者に求められる能力も変化していく。このため、キャリアプランの明確化を支援するとともに、幅広い観点から学びの環境整備を推進することで、労働者の自律的・主体的なキャリア形成支援を行う必要がある。				
	3	日本企業のOFF-JTの研修費用が低くとどまり、かつ近年さらに低下傾向にあることから、企業のOFF-JTの研修投資を高め、人的投資を強化していく必要がある。				
	4	就職氷河期世代を含む中高年世代の中には、非正規雇用の期間が長く能力開発の機会に恵まれなかった等の理由により、処遇面でも厳しい状況に置かれている方々や、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在する。また、新卒時に正規雇用にならなかったことにより、上の世代と比べて、賃金上昇が緩やかであったり、保有する金融資産が少ないといった課題もある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	国及び都道府県による公共職業訓練等の推進		上記の課題を解決するために、離職者等に対して、職業に必要な技能及び知識を習得させるための公共職業訓練等を実施する。		
	目標2 (課題2)	労働者の自発的な職業能力開発の促進		経済社会の変化に先手を打って対応をしていくために、個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身につけるべき知識・能力・スキルを確認する機会を整備する必要があるため。		
	目標3 (課題3)	事業主その他の関係者による職業能力開発の促進		職業能力開発促進法第4条において、在职労働者の職業能力の開発及び向上については、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされており、事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進を図る必要があるため、本目標を設定した。		
	目標4 (課題4)	就職氷河期世代を含む中高年層の安定就労等につながる支援の推進		就職氷河期世代を含む中高年層が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえ、個々人の状況に応じた支援により、就労・処遇改善につながる支援を推進する必要がある。		

測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値（参考値）					測定指標の選定理由	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○1	公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率（アウトカム）	63.7%	平成22年度	75.0%	令和7年度	75%	75%	75%	75%	75%	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、就職率を指標として選定した。 ・ 実績値の算出方法は、以下のとおり。 （就職者31,096＋中退就職者2,769）／（訓練修了者44,035＋中退就職者2,769－複数受講者3）	都道府県が実施する委託訓練については、2024年度の目標値（75%）及び過去5年（2019年度～2023年度）の就職率実績（平均値：74.0%）を踏まえて設定した。 なお、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和7年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練（委託訓練）の就職率目標が75%とされている。	
						73.8%	75.1%	74.2%	72.4% （速報値 確定値は 令和8年2 月に公表 予定）				
2	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の受講者数（アウトカム）	77.6%	平成22年度	82.5%	令和7年度	80%	80%	82.5%	82.5%	82.5%	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、就職率を指標として選定した。 ・ 実績値の算出方法は、以下のとおり。 （就職者10,756＋中退就職者2,086）／（訓練修了者12,619＋中退就職者2,086）	令和7年度の目標水準は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標（令和5年度～令和9年度）において82.5%以上と定めていることから、同じく82.5%と設定した。 なお、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和7年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練（施設内訓練）の就職率目標が82.5%とされている。	
						87.4%	87.9%	87.7%	87.3% （速報値 確定値は 令和8年2 月に公表 予定）				
3	公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の受講者数（アウトプット）	－	－	109,754人	令和7年度	135,287人	121,169人	121,074人	118,599人	109,754人	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。	令和7年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和7年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練（委託訓練）の対象者数が109,754人とされていることから109,754人と設定した。	
						74,016人	69,321人	63,535人	60,439人 （速報値 確定値は 令和8年2 月に公表 予定）				
4	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の受講者数（アウトプット）	－	－	23,000人	令和7年度	24,000人	24,000人	24,000人	23,000人	23,000人	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。	令和7年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和7年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練（施設内訓練）の対象者数が23,000人とされていることから23,000人と設定した。	
						25,217人	24,922人	24,673人	23,974人 （速報値 確定値は 令和8年2 月に公表 予定）				
5	生産性向上支援訓練の受講者数（アウトプット）	－	－	51,500人	令和7年度	39,500人	42,500人	45,500人	48,500人	51,500人	・ あらゆる産業分野の企業において、DXに対応できる人材の育成を支援するなど、企業が生産性を向上させるために必要な知識などを習得することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。	令和7年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和7年度全国職業訓練実施計画」において、生産性向上支援訓練にかかる受講者数は51,500人とされていることから、51,500人と設定した。	
						51,061人	60,602人	65,483人	70,951人				
達成手段1 （開始年度）		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(1)	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金（職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金）（昭和60年度）	※	※	※	2	※					002629		
		※	※										
(2)	介護労働者雇用改善等援助事業費（平成4年度）	※	※	※	－	※					002611		
		※	※										
(3)	職業能力開発校施設整備費等補助金（平成5年度）	※	※	※	2	※					002623		
		※	※										
(4)	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進（平成13年度）	※	※	※	1.3	※					002624		
		※	※										
(5)	能力開発基本調査（平成18年度）	※	※	※	－	※					002620		
		※	※										

(6)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発助定運営費交付金 (平成23年度)	※	※	※	2.4	※	002631
		※	※				
(7)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構施設整備費補助金 (平成23年度)	※	※	※	2.4	※	002632
		※	※				
(8)	情報処理技能者育成施設(コンピュー タ・カレッジ)及び地域職業訓練セン ター等の施設整備等に必要経費 (平成23年度)	※	※	※	-	※	002633
		※	※				
(9)	訓練協議会に必要な経費 (平成23年度)	※	※	※	1.2.3.4	※	018377
		※	※				
(10)	民間教育訓練機関に対する質向上の 取組支援の実施 (平成25年度)	※	※	※	-	※	002637
		※	※				
(11)	受講者の特性に対応した教育訓練手 法の構築・普及促進事業	※	※	-	-	※	005589
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○6	ジョブ・カード取得者数 (アウトプット)	-	-	29.6万人	令和7年度	27.1万人	28.2万人	27.6万人	29.6万人	32.6万人	ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するためのものであることから、ジョブ・カード取得者数を測定指標として設定している。	近年の実績を踏まえたものとなるよう、過去3年間(令和4年度～令和6年度)の平均値(約29.2万人)と令和6年度の実績(約32.5万人(速報値))を踏まえて設定した。
						29.6万人	26.3万人	28.8万人	32.5万人			
○7	キャリアコンサルタント養成数(延べ数) (アウトプット) 【※令和5年度まで】	53,088人	平成27年度	-	-	9万6千人	10万6千人	11万5千人			労働者等が主体的かつ適切に職業選択、職業生活設計や職業能力開発を行うことができるよう、キャリアコンサルティングを受けることのできる環境整備を図るため、キャリアコンサルタントの体系的な養成を行っていることから、その養成数を指標として設定するとともに、これまでの養成実績を踏まえ目標値を設定している。ただし、既に当初の目標である累計で10万人の目標を達成していることから、令和5年度の実績をもって廃止。 累計値:116,861人(令和5年度末現在) 【※本指標は令和5年度まで】	左記のとおり
						9万8千人	10万7千人	11万7千人				
	キャリア形成・リスキリング推進事業において提供するキャリアコンサルティングの結果、リスキリングに関心をもちたなどリスキリングの後押しとなった旨回答した者の割合 (アウトカム) 【※令和6年度から】	-	-	85%	令和7年度				85%	85%	労働者のリスキリング支援が重要であることから、キャリア形成・リスキリング推進事業において提供するキャリアコンサルティングの結果、リスキリングに関心をもちたなどリスキリングの後押しとなった旨回答した者の割合を指標とするもの。 【※本指標は令和6年度から】 実績値の算出方法は、以下のとおり。 ＜算出方法＞ キャリア形成・リスキリング推進事業におけるキャリアコンサルティング実施後アンケートに回答した者のうち、リスキリングに関心をもちたなどリスキリングの後押しとなった旨回答した者の割合 分母: (令和6年度:102,478人) 分子: (令和6年度:91,703人) ※なお、令和5年度は前身であるキャリア形成・学び直し支援センター事業の実績。	令和7年度目標値は、令和6年度における事業の拡充に伴う支援対象者の広がり等(※)を踏まえ設定した。 ※令和6年度から全国のハローワーク等にキャリア形成・リスキリング相談コーナーを設置して労働者に対するキャリアコンサルティングを実施しており、当該窓口における支援対象者の拡充が見込まれる。さらに令和7年度においても支援対象者の拡充を予定している。支援対象者の拡充後も引き続きサービスの品質が維持できるよう令和6年度(85%)を踏まえて設定した。
										93.0%		

8	キャリア形成・リスキリング推進事業におけるキャリアコンサルティングが有益であったと回答した者の割合 (アウトカム) 【※令和6年度まで】	-	-	-	-	80%	80%	80%	90%	-	個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身につけるべき知識・能力・スキルを確認する機会を整備することが重要であり、その受け皿としてキャリア形成・リスキリング推進事業(令和6年度よりキャリア形成・学び直し支援センター事業を拡充)において提供するキャリアコンサルティングの効果を測り、その質を担保するため、本制度の目標指標として相応しい水準として設定した。	左記のとおり
	キャリア形成・リスキリング推進事業における企業向け支援が大変有益であったと回答した者の割合 (アウトカム) 【※令和7年度から】	-	-	60%	令和7年度					64.0%	労働者の自律的なキャリア形成には、企業による従業員に対するキャリア形成支援が重要であることから、キャリア形成・リスキリング推進事業において提供するセルフ・キャリアドックの導入支援等の効果を測り、その質を担保するため、本制度の目標指標として相応しい水準として設定した。	令和7年度目標値は、令和4年度～令和6年度の実績を踏まえて設定した。
達成手段2 (開始年度)		令和6年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID
		執行額	執行額									
(12)	ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進 (令和2年度)	25.2億円	44.6億円	47.8億円	6.7,8	国から民間への委託により、「キャリア形成・リスキリング支援センター」及び「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、ジョブ・カードを活用した労働者のキャリアアプラン再設計や企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入などを支援する。また、キャリアコンサルタント登録制度の適正運用、キャリアコンサルティングを行う人材の資質向上を図るほか、「マイジョブ・カード」においてジョブ・カード作成機能や関連情報を提供する。						002648
		20.6億円	41.0億円									
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
○9	認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率 (アウトカム)	-	-	88%	令和7年度	84.0%	84.0%	85.0%	85.0%	88.0%	助成措置により従業員の職業能力が向上したことを客観的に把握する観点から助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率を目標として設定した。 (参考1)令和元年度実績:85.9%、令和2年度実績:86.1% (参考2)令和6年度実績値89.7%は分母:技能検定等の受検者数(18,476人)、分子:合格者の人数(16,571人)から算出したもの。	過去4年の平均値を踏まえて設定した。
						86.3%	88.8%	88.7%	89.7%			
10	人材開発支援助成金の支給決定件数 (アウトプット)	-	-	77,256件	令和7年度	76,819件	94,665件	74,205件	85,092件	77,256件	助成措置により企業において人材育成が実施されたことを客観的に把握する観点から、支給決定件数を測定指標として選定した。	目標値の支給決定件数は、主に計画届の提出件数の実績を元に算出している。 具体的には、令和5年度の支給決定件数と計画件数を元に、計画届が提出された当該年度に支給決定まで至る率を算定している。また、令和6年度、令和7年度の計画届の提出件数見込みを、令和5年度及び6年度の月次の計画届の提出件数の実績を元に推計した上で、令和6年度に提出された計画届のうち令和6年度に支給決定まで至らないと見込まれるものと、令和7年度に提出された計画届のうち令和7年度中に支給決定まで至ると見込まれるものを、先に求めた支給決定率を加味して合算している。その他、最終的に支給決定実績の伸び率も考慮した上で、令和7年度に支給決定に至る件数の見込みを算定している。
						31,114件	26,943件	38,190件	50,487件			
11	建設労働者育成支援事業の訓練修了者数 (アウトプット)	-	-	360人	令和7年度	360人	270人	270人	270人	360人	人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る事業のため訓練修了者数を測定指標として選定した。	令和7年度においては年間400名の訓練生の確保を行う事業(予定)であるため、その90%の修了率を目標として令和7年度の目標を設定した。
						412人	340人	331人	364人			

(参考指標)				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由			
12	認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格者数			17,293人	19,361人	17,699人	16,571人		達成目標3である「事業主その他の関係者による職業能力開発の促進」については、指標9にある「認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率」を測定指標として設定し、目標を達成しているか判断しているが、実数である合格者数を参考指標とすることで達成度合いをより正確に把握でき、ひいては達成目標をより一層促進することができると思われるため設定した。			
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				行政事業レビューシート予算事業ID		
		執行額	執行額									
(13)	認定職業訓練助成事業費 (昭和44年度)	※	※	※	9	都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主等が実施する職業訓練の実施に要する経費について都道府県が行う助成の一部を国が助成する。 これにより、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。				002626		
(14)	人材開発支援助成金 (平成13年度)	※	※	※	10	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する。				002628		
		※	※									
(15)	建設労働者育成支援事業 (平成27年度)	※	※	※	11	建設分野の事業主等による訓練を促進し、人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る。 ※令和2年度から就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」の対象者を除く。				002638		
		※	※									
達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
13	就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース訓練受講者数 (アウトプット)	-	-	-	令和4年度	4,000人	2,670人				就職氷河期世代の抱える課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げ、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進めるため、業界団体等に委託して行う訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせた正社員就職を支援する出口一体型の訓練であることから、訓練の受講者数を指標として選定した。 【※本指標は令和4年度まで】	目標値については、令和2年度、3年度の実績を踏まえ計画の見直しを行った結果を設定している。 (本事業については令和4年度をもって終了している)
						1,698人	1,367人					
14	就職氷河期世代等支援特設HPアクセス件数 (アウトカム)	-	-	172万件	令和7年度	260万件	160万件	160万件	172万件	188万件	就職氷河期世代等を含む中高年層に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等を活用し、本人やその家族等に周知する事業であることから、各種支援策等を掲載予定の特設HPへのアクセス件数を目標値に設定した。	本事業は、就職氷河期世代等を含む中高年層の方々の活躍の場を更に広げるための支援策を、本人やその家族、関係者に幅広く認知してもらい、活用に繋げるための広報事業であることから、過去3年度の平均以上の特設ホームページアクセス件数を目標とする。 令和7年度の目標値については、令和4年度～令和6年度の実績を踏まえて設定した。
						1,534,567件	1,751,371件	1,844,238件	2,016,170件			
○15	就職説明会等に参加した企業等にアンケート調査を行い、「役に立った」旨の評価の割合 (アウトカム)	-	-	92%以上	令和7年度	90%以上	90%以上	90%以上	92%以上	94%以上	中高年世代活躍応援プロジェクトの取組の一環として、地域の実情に応じて、企業説明会・就職面接会やセミナー等を実施することとしておりそれぞれの地域において実施する事業内容の効果を適切に把握する観点から、企業や求職者等の事業利用者の評価が一定水準以上となることを目標として設定した。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y 分母Y:令和6年度:アンケート回答者(企業・参加者) 6,318人 分子X:アンケート回答のうち「大変役に立った」「まあまあ役に立った」旨の回答数(令和6年度:5,976人)	事業内容の効果を適切に把握する観点から、事業利用者の評価を目標とする。目標値については令和4年度～令和6年度の実績を踏まえて設定した。
						96.2%	92.1%	94.0%	94.6%			
16	就職説明会等への参加者数 (アウトカム)	-	-	5,000人以上	令和7年度	-	-	-	-	5,000人以上	中高年世代活躍応援プロジェクトの取組のうち、求職者等を対象に企業説明会やセミナー、交流イベント等を実施することとしており、それぞれの地域において実施する事業内容の効果を適切に把握する観点から、求職者等の参加者数が一定水準以上となることを目標として設定した。	参加者数については、これまで企業と求職者等とを分けて集計できていなかったものの、令和4年度～令和6年度実績の平均が約7,000人であったことを踏まえ、令和7年度以降求職者等の人数を把握できるように集計方法を変更した上で、企業分を差し引いた参加者(求職者等)を5,000人と想定し、それ以上の数を令和7年度の目標値に設定する。
						-	-	-	-			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
17	就職説明会等に参加した中高年層にアンケート調査を行い、「自身の就業意欲に変化があった」旨の回答の割合					-	-	-	-		達成目標4(就職氷河期世代を含む中高年層の安定就労等につながる支援の推進)については、測定指標15「就職説明会等に参加した企業等にアンケート調査を行い、『役に立った』旨の評価の割合」を主要な指標に設定して達成度合いを判断しているが、その前提として、支援の有効性をより詳細に把握する観点から、参考指標(就職説明会等に参加した中高年層にアンケート調査を行い、「自身の就業意欲に変化があった」旨の回答の割合)により支援の前後での自己肯定感の上昇の有無を把握することとした。	

達成手段4 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額					
(16)	就職氷河期世代の方向けの短期資格等 等習得コース等 (令和2年度)	483百万円	0	0	13	・就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。 ・職場実習・体験の機会をコーディネートする専門の者を設置し、就職氷河期世代の不安定就労者等の安定的な就労に向けた支援を行う。 (本事業については令和4年度をもって終了している)	-	
		0	0					
(17)	中高年世代の就職支援等に関する積極的な広報の実施 (令和3年度)	※	※	※	14	※	002645	
		※	※					
(18)	中高年世代活躍応援プロジェクト (令和3年度)	※	※	※	15,16	※	002645	
		※	※					
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
		180,106,100		185,266,907		180,168,502		
施策の執行額(千円)		115,661,702		140,281,694				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		経済財政運営と改革の基本方針2024				令和6年6月21日閣議決定	第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」 (1)賃上げの促進 ・非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。 (2)三位一体の労働市場改革 ・賃上げを持続的・構造的なものとするため、三位一体の労働市場改革を推進する。 ・リ・スキリングによる能力向上支援については、全世代のリ・スキリングを推進する。 ・教育訓練給付の給付率の引上げを含めた拡充、対象資格・講座の拡大に取り組む。(中略)2024年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024年中に検討を行うとともに、幅広い業種(建設、物流、観光等)において、業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。 ・成長分野への労働移動の円滑化については、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の整備・集約を進めるとともに、2025年度に、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備を開始する。 ・労働市場改革を進めるため、国会会議の開催の検討等、国民運動を展開する。 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 (1)人手不足への対応 ・自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」(例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等)を推進する。 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (1)デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開 ・地域社会のニーズに合わせ、先端技術の社会実装等に取り組むモデル地域を創出するため、連携“絆”特区等を活用しながら、制度・規制改革や施策間・地域間連携、デジタル田園都市国家構想交付金による効果的な取組への支援の重点化をパッケージ化して支援する。5G利活用等の優良事例を支えるサービス・システムの効果的・効率的な横展開、光ファイバ、5G、データセンター等のデジタル基盤の全国での整備、デジタル人材育成等を推進する。 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1)共生・共助・女性活躍社会づくり ○共生 ・就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により、一定の成果を挙げている。来年度以降、この世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う。 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～ 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (1)全世代型社会保障の構築 ・少子高齢化・人口減少を克服し、「国民が豊かさ幸せを実感できる持続可能な経済社会」を目指すためには、国民の将来不安を払拭し「成長と分配の好循環」の基盤となる改革を進めるとともに、長期推計を踏まえ、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障システムを確立する必要がある。このため、中長期的な時間軸も視野に入れ、医療・介護DXやICT、ロボットなど先進技術・データの徹底活用やタスクシフト／シェアや全世代型リ・スキリングの推進等による「生産性の向上」、女性・高齢者など誰もが意欲に応じて活躍できる「生涯活躍社会の実現」、「こども未来戦略」の効果的な実践による「少子化への対応」など関連する政策総動員で対応する。	

	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版	令和6年6月21日閣議決定	Ⅱ. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着 1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速 (2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資 ○各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング ・我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。 ・AIツールは、OJTを補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。 ・産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。 Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行 (2) 労働移動の円滑化 ○現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援・人手不足が目立つ、自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理や検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。 ・具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格（技能検定等）ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講については、本年秋から、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。 ・官民を挙げたスキルの評価制度の導入拡大を図るため、人手不足感が強く、かつ、労働者のスキル向上を処遇に結び付ける仕組みが十分存在していなかった業界を中心に、この制度の導入について、事業所管省庁を通じた業界団体への要請を実施する。 ○官民の求人・求職情報の共有化によるキャリアコンサルティング機能の強化 ・25～44歳の社員の8割以上が「これからは、多くの人に自律的・主体的なキャリア形成が求められる」、「自分自身は、自律的・主体的なキャリア形成をしたい」と考えている。キャリアコンサルティングの取組を官民で我が国全体に広げていくことが重要である。 ・求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の遅れている共有化を加速するため、これまで民間人材会社が保有していた領域を含め、政府の側で、直接、民間の求人情報について、民間のデータ会社等の協力を得て、本年度から、広範かつ詳細な収集・集計の委託事業を実施する。さらに、これによって得られた民間の求人情報と、官（ハローワーク等）で保有する求人・求職情報とを集約し、民間のキャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際に具体的に参考とできる粒度で広く情報公開を実施する。 (3) リ・スキリングによる能力向上支援 ・デンマークのリ・スキリングは、受講者の7割が在職者だが、日本は失業者が6割である。我が国では、就職をすると、学び直し慣行が薄くなる。労働者の生活安定性を維持したままで、リ・スキリングを進めるためにも、在職期間中のリ・スキリングの強化を図る。 ・また、企業経由の支援策についても、その中身を見直しつつ、必要なものについては充実させることを検討する。 ○リ・スキリングのプラットフォームの構築 ・全世代のリ・スキリングを進める。 Ⅸ. 経済社会の多極化 1. 地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現 (1) デジタル田園都市国家の基盤整備・中山間地域の生活環境改善 ○デジタル人材の育成 ・地域が抱える課題の解決をけん引するデジタル人材について、本年度末までに年間45万人を育成できる体制を構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。このため、大学生・高等専門学校生の育成（年17万人）、社会人等のスキルアップ支援（年13万人）、職業訓練等（年13.5万人）などの各領域においてデジタル人材の育成を推進し、フォローアップを行う。

	経済財政運営と改革の基本方針2025	令和7年6月13日閣議決定	第2章 賃上げ起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行 ・地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、(略) (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し (三位一体の労働市場改革) ・生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援(※)に取り組む。 (※)リ・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。 ・具体的には、AIを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。 ・中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。 ・2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。 ・労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト(job tag)の機能を強化する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (2) DXの推進 (デジタル・ガバメント) ・デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、(中略)国家資格のオンライン・デジタル化(中略)など、様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。 4. 国民の安心・安全の確保 (7) 「誰一人取り残されない社会」の実現 (就職氷河期世代等への支援) ・「就職氷河期世代等支援」に関する関係閣僚会議で決定した基本的な枠組みに基づき、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所づくり等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、従前からの取組を強化する。 今後、詳細な実態や施策ニーズに関する調査を行うとともに、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」での検討を経て、2025年度内を目途に、KPIを含む新たな就職氷河期世代等支援プログラムをとりまとめ、その当事者、家族、支援関係者等への広報を強化する。 (女性・高齢者の活躍) ・女性版骨太の方針2025に基づき、女性の所得向上・経済的自立に向け、L字カーブの解消に資するよう、(中略)女性デジタル人材の育成(中略)を推進する。

			II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進 4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善 (1) アドバント・エッセンシャルワーカーの育成 ・人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。 (2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング ・生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。 ・2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通して推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じること、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。 ・職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。 ・労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。 ・加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。 (3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供 ・労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。 （中略）こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。
	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版	令和7年6月13日閣議決定	IV. 人への投資・多様な人材の活躍推進 1. 三位一体の労働市場改革の加速 構造的に我が国に賃上げを定着させるため、三位一体の労働市場改革を着実に実行する。 (1) リ・スキリングを始めとする能力向上支援 ・地方の労働者にとっては、対面に加え、オンラインの活用により質の高い多様なキャリアコンサルティングやリ・スキリング講座へのアクセスが可能になることから、教育訓練給付、高齢・障害・求職者雇用支援機構を活用した非正規雇用労働者等向けの職業訓練等のリ・スキリング支援策についても、オンライン対応講座の拡充や、ハローワークでの申請手続・キャリアコンサルティングのオンライン化を図る。 ・さらに、個人がリ・スキリングにより獲得したスキルをデジタル上で認証する仕組みなど、リ・スキリングに関するあらゆる事項のデジタル化について、関係省庁一丸となって、課題の洗い出しと対応方針の具体化を進める。 (3) 労働移動の円滑化 ① 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供 ・労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。 （中略）こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。 ② 労働者が将来のキャリアを見通すためのハローワークの助言機能等の強化 ・中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含むキャリアプランニングの支援を強化する。 ③ 幹部候補人材の育成の仕組みの構築 ・CEO（Chief Executive Officer：最高経営責任者）・COO（Chief Operating Officer：最高執行責任者）・CFO（Chief Financial Officer：最高財務責任者）等のいわゆるC職と呼ばれる幹部の候補人材の選抜・育成のための仕組みとして、CEO以下の社内者を中心とする人材育成委員会等を設置し、人事部門・事業部門等と連携しながら幹部候補人材の選抜・育成を担うことについて、企業向けのガイダンスを通じて働き掛けていくとともに、教育訓練給付等により、中堅企業・中小企業・小規模事業者も含めて幅広く、その育成を後押しする。 2. 多様な人材の活躍推進 (2) 同一労働・同一賃金制の施行の徹底など非正規雇用労働者の処遇改善 ・不本意非正規雇用労働者は減少傾向にはあるものの、依然として180万人程度存在する。正規雇用を望む人が速やかに正規雇用に移転できるよう、非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指す環境の整備や正規化支援の充実を図る。 3. 産業人材育成プラン ① 産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備 ・全国で地方ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学を含む関係者による連携方策を議論する場を立ち上げる。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(VI-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること(施策目標VI-1-2) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと		担当 部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(能力評価担当) 飯田 明子
施策の概要	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。 ※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ることが定められている。 ※また、同法第5条に基づき、第11次職業能力開発基本計画(令和3年度～令和7年度)を策定したところである。同計画は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として、職業能力開発施策の基本的方向を定めたもの。					
施策を取り巻く現状	1. ものづくり人材の雇用状況等 平成14年から令和6年にかけて ・ 製造業の就業者数は、156万人の減少。全産業に占める製造業の就業者割合も、約20年間で3.6ポイントの低下。 ・ 製造業における若年(34歳以下)の就業者数は125万人の減少。製造業の全就業者に占める若年就業者の割合は、6.6ポイントの低下。					
	2. 技能検定制度の整備 ・ 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度。労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に実施され、合格者は「技能士」と名乗ることができる(名称独占)。 ・ ものづくり分野を中心に、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、国が主体となり全国、業種、職種共通の基準の下で制度を構築・運営。 ・ 令和6年度は全国で約72万人が受検申請、約33万人が合格、制度開始からの累計で延べ約905万人が合格。 ・ 令和7年4月1日現在、133職種が実施されており、社会のニーズに合わせて職種・作業の見直しを行っている。 ・ 技能検定は、ものづくり職種に限らず、DX関連職種(※1)やホワイトカラー職種(※2)も対象の職種に含まれている。なお、職種拡充は業界団体からの申請があった上で、業界団体と協力して行っている。 ※1 ウェブデザイン ※2 ファイナンシャル・プランニング、金融窓口サービス、知的財産管理、フィットネスクラブ・マネジメント等					
	3. 技能検定の利点・活用方法 ・ 技能検定を知っており、利点を感じるとした事業所のうち、技能検定の利点・活用方法は、 ① 労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ(79.1%) ② 資格手当や報奨金等の支給根拠として活用している(40.9%) ③ 採用、配置転換、昇進などに活用できる(39.2%) ④ 技能士がいることで、取引などにプラスの効果がある(30.03%)					
	4. 技能検定の問題点 ・ 技能検定を知っており、問題点を感じるとした事業所のうち、その問題点の内訳は ① 技能検定の試験実施回数や試験地が限られている。(41.9%) ② 技能検定の対象や試験内容が現場で必要な技能と合っていない。(39.0%) ③ 試験の準備や受検する時間等の労働者の拘束時間が長い。(36.9%) ④ 受検に必要な費用が高い。(23.2%)					
	5. 技能検定以外の職業能力評価に関する取組 ・ 仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例(職務遂行能力)」を、業種別、職種・職務別に整理した「職業能力評価基準」を策定している。現在、業種横断的な経理・人事等の事務系9職種及び、電気機械器具製造業、ホテル業、在宅介護業等の56業種を整備。 ・ 人事、経理等のホワイトカラー職種については、「職業能力評価基準」を活用し、利用者のポータブルスキルと近接する5つの職務・職位を掲示する「ポータブルスキル見える化ツール」を開発。令和3年度から「job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))」に搭載するとともに、活用に係るマニュアルや映像教材等を作成し、厚生労働省ホームページに掲載。					
施策実現のための課題	1	労働者の主体的な能力開発を通じた生産性向上や、産業界が求める能力と労働者が有する職業能力との円滑なマッチング、また、企業内における労働者の客観的な能力評価などに資するものとして、技能検定等を通じた技能の「見える化」の推進が求められている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進			技能検定制度を産業界のニーズを踏まえたものにするため、職種・作業の見直しなどの対応が必要である。 また、ホワイトカラー職種も含めて労働者の主体的な能力開発を促すため、職業能力評価基準などの職業能力評価制度の推進が必要である。	
	(課題1)					

達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
①	技能検定受検申請者数 (アウトプット)	807,306人	平成30年度	799,734人	令和7年度	820,892人	783,679人	836,519人	810,000人	799,734人	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検申請者数を指標として選定した。 (参考)平成30年度807,306人、令和元年度871,452人、令和2年度716,200人 (出典):技能検定実施状況調査	令和7年度の目標については、近年の実績を踏まえたものとなるよう、過去3年間(令和4～6年度)における合格者数の平均値(799,734人)を踏まえ設定した。			
						972,416人	869,519人	809,672人	720,130人						
				(参考:内訳) ファイナンシャル・プランニング職種の受検申請者数(実績値)		619,650人	539,871人	472,050人	357,315人						
②	技能検定合格者数 (アウトカム)	697万人	平成30年度	35万人	令和7年度	33万人	28万人	34万人	36万人	35万人	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検合格者数を指標として選定し、過去の合格実績等を踏まえて目標とした。 (参考)平成30年度実績324,073人、令和元年度363,734人、令和2年度299,559人 (出典):技能検定実施状況調査	令和7年度の目標については、近年の実績を踏まえたものとなるよう、過去3年間(令和4～6年度)における合格者数の平均値(347,121人)を踏まえ設定した。			
						368,034人 (累計数 8,005,382人)	359,641人 (累計数 8,365,023人)	356,162人 (累計数 8,721,187人)	325,560人 (累計数 9,046,747人)						
				(参考:内訳) ファイナンシャル・プランニング職種の合格者数(実績値)		208,486人	192,352人	169,849人	132,423人						
3	ポータブルスキル見える化ツールPV数 (アウトカム)	10万PV	令和5年度	24万PV	令和7年度	—	—	10万PV	12万PV	24万PV	ポータブルスキル見える化ツールを令和3年度に開発しており、その活用促進のためキャリアコンサルタント等の支援者向けに周知広報・活用動奨を行うとともに活用促進に向けた教材作成を行っている。作成した教材等の活用状況を測るため、利用者(PV数)を指標とした。 (出典):厚生労働省調べ	令和7年度の目標については、令和6年度の毎月のアクセス件数が2万PV前後で推移していることを踏まえ2万/月×12月により設定した。			
						—	167,788PV	191,950PV	281,439PV						
				(参考) うち、診断結果のPV数(実績値)			28,783PV	35,322PV	52,872PV						
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額												
(1)	技能検定等の実施 (昭和34年度)	※	※	※	1.2	※						002630			
(2)	柔軟な労働市場形成に向けた職業能力「見える化」推進事業 (令和元年度)	※	※	※	—	※						002642			
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和6年度
		2,471,447				2,464,057				2,672,352					
施策の執行額(千円)		2,105,214				2,140,181									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		—							—			—			

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(VI-1-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		技能実習制度の適正な運営を推進すること(施策目標VI－1－3) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を すること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代の ニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア 形成の支援等を行うこと				担当 部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(海外人材育成担当) 高松 利光			
施策の概要		- 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。 - 平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、以下の内容が盛り込まれた新たな技能実習制度が施行された。 ① 監理団体は許可制、実習実施者は届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする ② 外国人技能実習機構を認可法人として設立し、監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行う ③ 通報・相談窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備 ④ 入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の事態に応じて許可の取消等の行政処分等を行う										
施策を取り巻く現状		- 技能実習生数は令和元年までは増加を続けており、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け対前年比減となっていたものの、新型コロナウイルス感染症への対応における水際対策の緩和を受け増加に転じ、令和6年末時点では約46万人に上る。 - 法令違反や不正な行為等が認められる実習実施者又は監理団体については、事案に応じて、技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を行っている。令和6年度には、監理団体の許可の取消しが54件、技能実習計画の認定取消しが574件となっている。 - 現行の技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を創設する育成就労法が令和6年6月に成立し、令和9年4月の施行に向けて、既に策定した基本方針のほか、関係政令・省令等の整備、受入れ対象分野等を決める分野別運用方針の策定、送出国とのMOCの締結、外国人技能実習機構を改組し設立する外国人育成就労機構の体制整備などの対応を進めている。										
施策実現のための課題		1	技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されており、引き続き実習実施者における労働関係法令の周知及び遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。									
		2	適正な技能実習を行うために技能実習生ごとに技能実習計画を作成することとしているが、技能実習の目標及び内容、実習を行わせる体制、実習生の待遇等が法令の基準に適合していること等の要件について、適正に認定を行い、これに基づき技能実習が行われることで、技能等の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという制度趣旨に沿った制度運用が行われる必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保				外国人技能実習機構が実習実施者に対して実地検査を行うことで、労働関係法令違反等への迅速な対応や違反発生を未然に防ぐことにつながり、技能実習制度の適正な運営の推進に寄与するため。					
		目標2 (課題2)	技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施				認定を受けた計画に基づく適正な技能実習を実施するとともに、実習生の技能等の習得状況及び実習後の状況を把握し、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転を実現するため。					
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
○1	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査等件数 (アウトプット)	7,886件	平成30年度	21,000件	令和7年度	-	13,000件	16,000件	19,000件	21,000件	施策目標達成のため、外国人技能実習機構による実地検査等により、実習実施者における技能実習法の遵守徹底を図る必要があることから、主要な測定指標に設定した。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。
						24,105件	22,025件	21,616件	21,292件 (速報値)			
2	技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数 (アウトプット)	1,448件	平成30年度	7,000件	令和7年度	2,000件	4,500件	5,000件	7,000件	7,000件	労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。
						8,201件	7,676件	7,161件	7,147件			
3	実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合 (アウトカム)	100%	平成30年度	95%	令和7年度	95%	95%	95%	95%	95%	技能実習生の安全衛生確保の観点から、外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じており、その実効性を測る観点から、測定指標として設定した。	目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。
						95.8%	95.2%	97.2%	96.7%			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(1)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度)	※	※	※	1～3	※	002639					
		※	※									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
④	標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合 (アウトカム)	80%	平成30年度	80%	令和7年度	80%	80%	80%	80%	80%	申請された技能実習計画の適正な審査は当然ながら、技能実習の円滑な実施のため、申請された計画どおりに技能実習を開始できるよう、定められた標準処理期間内に処理した技能実習計画の割合を測定指標とした。 また、標準処理期間内に処理できなかった技能実習計画については、その原因や背景を分析する。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 令和6年度実績値84.3%は、分母：技能実習計画の措置件数(318,053件)、分子：標準処理期間(※)内の措置件数(268,137件)から算出したもの。 ※技能実習計画の認定に当たって、段階別に標準処理期間(第1号技能実習計画：2か月以内、第2号及び第3号：5週間以内)を設定してい
						87.2%	74.4%	77.6%	84.3%			
5	技能実習計画の認定件数 (アウトプット)	270,000件	平成30年度	330,000件	令和7年度	300,526件 175,098件	250,000件 251,678件	300,000件 355,894件	360,000件 323,101件	330,000件	申請された技能実習計画の件数に応じた認定審査の件数が技能実習の円滑な実施に資するため、技能実習計画の処理件数を測定指標とした。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。
6	第2号技能実習の修了時に受検が必須とされている技能検定等の実技試験の合格率 (アウトカム)	89%	令和2年度	85%	令和7年度	－	85%	85%	85%	85%	認定計画に基づいた効果的な技能実習により、初級の技能者相当の技能の修得状況を反映する指標であることから、測定指標とした。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 なお、令和2年度から集計しているため、当該年度を基準年度とした。
						89.2%	88.2%	89.6%	88.6%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
7	外国人技能実習生の在留者数(※各年末現在)					276,123	324,940	404,556	456,595		外国人技能実習生の在留者数を参考指標として設定することで、外国人技能実習制度を取り巻く近況把握ができるため。	
8	外国人技能実習機構が技能実習生に行った母国語相談件数					23,701	17,332	14,307	14,009		技能実習生からの相談件数について制度を取り巻く近況把握のため参考指標として「外国人技能実習機構が技能実習生に行った母国語相談件数」を設定	
9	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査のうち、技能実習法違反が認められた件数及び割合					8,283	8,843	8,371	8,525		達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
						34.4%	40.1%	38.7%	40.1%			
10	技能実習生の労働災害発生件数(休業4日以上)					1,912	1,301	1,692	1,874		達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
11	各年度において実地検査の対象とされる監理団体数(上段)及び実際に実地検査を行った監理団体数(下段)					3,222	3,505	3,632	3,718	3,755	達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
						3,216	3,415	3,540	3,597			
12	各年度において実地検査の対象とされる実習実施者数(上段)及び実際に実地検査を行った実習実施者数(下段)					20,601	21,648	22,628	23,958 (速報値)	集計中	達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
						23,139	21,091	20,621	20,627			
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID					
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(2)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度) (再掲)	※	※	※	4～6	※	002639					
		※	※									

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和5年度
	6,253,617	6,628,085	7,697,198		
施策の執行額(千円)	6,229,853	6,612,536			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育 成就労外国人の保護に関する基本方針について(抄)		令和7年3月11日閣議決定	第五 特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項 2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の適正な保護 「また、機構は、育成就労制度の主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使するとともに、育成 就労制度の主務大臣等とあいまって育成就労外国人の保護に当たる主体として位置づけられていることを踏まえ、その 指導監督機能や支援・保護機能、1号特定技能外国人に対する相談援助機能を適切に果たすことができるよう必要な体 制等を整備する。」	
	経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)		令和7年6月13日閣議決定	第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 4 国民の安心・安全の確保 (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現 (出入国在留管理の一層の適正化) 「育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外 国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。認定日本語教育機関の体制整備・活用を進める。」	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(VI-2-1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を贈すること(施策目標Ⅵ－2－1) 基本目標Ⅵ:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2:個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること				担当 部署名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 今野 憲太郎			
施策の概要		「青少年の雇用の促進等に関する法律」(昭和45年法律第98号)に基づき、「地域若者サポートステーション(サボステ)」を令和7年度においては全国179か所に設置し、地方公共団体と協働し、就労に当たって困難を抱える若者等(15～49歳(※)の無業の方)の職業的自立に向けた就労支援を実施する。 (サボステにおける主な支援内容:キャリアコンサルタント等による専門的相談支援や各種セミナー、職場体験プログラム、就職後の定着・ステップアップ支援等) ※「就職氷河期世代支援プログラム」等を踏まえ、令和2年度からは支援対象者に係る年齢の上限を39歳までから49歳までに拡大している。										
施策を取り巻く現状		15歳～49歳の無業者(就労しておらず、家事も通学もしていない者)の推計は、直近10年において120万人前後で推移している。これらの若年無業者等の就労を支援することは、若者等の自立の可能性を広げるだけではなく、経済的に自立させ地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育て人口減少社会の中で産業の成長を実現していくために重要である。また、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)において、「地域若者サポートステーションの就労支援体制の強化などひきこもり支援を着実に推進する。」とされたことも踏まえ、ひきこもり経験者を含む支援対象者の相談支援体制を強化する必要がある。										
施策実現のための課題		1	若年無業者等の就労を支援することは、若者等の自立の可能性を広げるだけではなく、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育て、人口減少社会の中で産業の成長を実現していくために重要な施策である。このため、若年無業者等に対し、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現に向けて支援をしていく必要がある。また、若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な職業能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別的に行う必要がある。									
		2	若年無業者等の職業的自立を支援するためには、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要である。そのため、就職後の定着・ステップアップの支援を行う必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	地域若者サポートステーション事業において、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施し、より多くの若者等を就労につなげる。				より多くの若者等を就労につなげることで、若年無業者等が将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域の社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てることとなるため。					
		目標2 (課題2)	地域若者サポートステーション事業において、支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップを推進する。				サボステを経て就職した者等が就職後も職業的自立した状態を維持できるよう、職場への定着やステップアップを支援し、その割合を向上させることで、安定した産業の担い手を育てることに資するため。					
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	地域若者サポートステーションの総利用件数(相談件数+セミナー受講者数)(アウトプット)	523,101件	平成26年度	500,000件	令和7年度	500,000件	500,000件	500,000件	500,000件	500,000件	若年無業者等の職業的自立に向けた相談支援の実施状況を把握するため、相談支援の実施件数及びビジネスマナー研修をはじめとする各種セミナーの受講者数を測定指標とした。 (参考)令和6年度実績値494,669件は、相談件数337,906件、セミナー等受講者数156,763人から算出したもの。 【本指標は令和7年度からのアウトプット】	利用件数の実績は一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、令和7年度においても50万件を目標として設定している。
						477,012件	498,797件	491,394件	494,669件			
2	地域若者サポートステーションにおける就職等率(アウトカム)	57.2%	平成27年度	72.9%	令和7年度	60.0%	65.8%	67.9%	71.2%	72.9%	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう一人でも多くの若者等を就職に結びつけることを目的としていることから、就職等率を測定指標とした。なお、平成30年度より、雇用保険被保険者としての就職に加え、雇用保険被保険者就職に向け着実にステップを踏んでいると考え得る、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価することとした。 (参考)令和6年度実績値73.7%は、分母:新規登録者数(16,670人)、分子:就職等者数(12,282人)から算出したもの。	令和7年度の目標値は、近年の実績を踏まえた適正な目標値となるよう、過去3年間(令和4年度～令和6年度)の平均値以上とすることとし、72.9%と設定している。
						68.8%	73.2%	71.7%	73.7%			
3	地域若者サポートステーションの支援を受けた者に対して行う満足度調査において、満足と回答した者の割合(アウトカム) 【※令和6年度まで】	96.6%	平成29年度	-	-	90.0%	90.0%	90.0%	95.0%	-	若年無業者等のうち、ひきこもり状態等にある方の個々のニーズに合わせた支援を行うため、満足度調査で「満足」と回答した者の割合を測定指標とした。 (参考)令和6年度実績値98.3%は、分母:回答者数(6,942人)、分子:満足度調査において「大いに満足」「満足」及び「まあ満足」と回答した者の人数(6,826人)から算出したもの。 【本指標は令和6年度までのアウトカム】	左記のとおり。
						97.2%	97.5%	98.0%	98.3%			
	地域若者サポートステーションの支援を受けた者に対して行う満足度調査において、大いに満足と回答した者の割合(アウトカム) 【※令和7年度から】	42.6%	令和6年度	41.4%	令和7年度					41.4%	若年無業者等のうち、ひきこもり状態等にある方の個々のニーズに合わせた支援を行うため、満足度調査で「大いに満足」と回答した者の割合を測定指標とした。 (参考)令和6年度実績値42.6%は、分母:回答者数(6,942人)、分子:満足度調査において「大いに満足」と回答した者の人数(2,954人)から算出したもの。 【本指標は令和7年度からのアウトカム】	令和7年度の目標値は、近年の実績を踏まえた適正な目標値となるよう、過去3年間(令和4年度～令和6年度)の平均値以上とすることとし、41.4%と設定している。
						37.6%	40.7%	41.0%	42.6%			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度		令和6年度		令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID				
		予算額	予算額														
		執行額	執行額														
(1)	若者職業的自立支援推進事業 (平成18年度)	※	※			※	1,2,3	※					002646				
		※	※														
達成目標2について																	
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値											
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
○4	地域若者サポートステーションにおける 定着・ステップアップ支援を受けた者の うち、就職後6か月経過時点で就労して いる者の割合 (アウトカム)	67.6%	平成28年度	78.8%	令和7年度	69.0%	73.8%	76.9%	78.8%	80.5%	就職までの支援にとどまらず、その後の早期離職の防止、より安定した就職機会へのステップアップが重要であるため、地域若者サポートステーションによる定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過した時点でも就労している者の割合を目標として設定している。 (参考)令和6年度実績値83.2%は、分母:当該年度に就職後6か月後が到来する者で定着・ステップアップ支援を開始した者の人数(5,028人)、分子:就職後6か月後に同一の雇用主の下で就労中又は転職して就労中の者の人数(4,184人)から算出したもの。		令和6年度の目標値は、近年の実績を踏まえた適正な目標値となるよう、過去3年間(令和4年度～令和6年度)の平均値以上とすることし、80.5%と設定している。				
					78.3%	78.9%	79.3%	83.2%									
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号						
		予算額	予算額														
		執行額	執行額														
(2)	若者職業的自立支援推進事業 (平成18年度)(再掲)	※	※		4	※					002646						
		※	※														
施策の予算額(執行額)(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期		令和8年度	
		4,751,668				4,593,445				4,719,999							
		4,295,849				4,366,383											
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)						
		経済財政運営と改革の基本方針2024						令和6年6月21日			第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり (共生) 自殺総合対策大綱に基づく施策や、地域若者サポートステーションの就労支援体制の強化などひきこもり支援を着実に推進する。						

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅵ-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		障害者等の職業能力開発を推進すること(施策目標Ⅵ-2-2) 基本目標Ⅵ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること				担当 部局名	人材開発統括官 特別支援室	作成責任者名	特別支援室長 山口 泰久			
施策の概要		本施策は、障害者の社会的自立を促進するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)や障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)等に基づき、障害者に対する職業訓練を実施する。また、訓練受講期間中に支給する訓練手当の都道府県における費用負担に対する支援を行う。 【障害者職業能力開発校について】 ○ 一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施している。国立機構営校、国立県営校、県立県営校の3種類がある。 ・ 国立機構営校(2校): 国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校。先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献。 ・ 国立県営校(11校): 国が設置し、都道府県に運営を委託。 ・ 県立県営校(6校): 府県が設置・運営。 【障害者の多様なニーズに対応した委託訓練について】 ○ ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図っている。また、障害者職業能力開発校だけではなく、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化を図っている。										
施策を取り巻く現状		令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第5次障害者基本計画が閣議決定され、障害者の障害特性やニーズ等に応じた職業訓練の実施が求められている。また、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数が増加傾向にあるところ。特に精神障害者、発達障害者等の同件数が伸びており、約半数が精神障害者等となっている。令和6年度の障害者の新規求職申込件数は約27万件、うち精神障害者等からの申し込みは約15万件であった。 令和6年度の訓練受講生における障害種別の割合としては精神、発達障害者が増加傾向にあり、受講者の約半数以上が精神、発達障害者となっている。また、年齢別の割合としては30代以下が半数以上と多くを占めている。										
施策実現のための課題		1	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会の提供が課題である。									
		2	精神障害者や発達障害者の求職者が増加するなど求職障害者の多様化が進み、多様な職業訓練ニーズが存在している。障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練の提供が課題である。また、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるための環境整備が課題である。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進					一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会を提供するためには、障害者の障害特性に適応した職業訓練を実施することが必要であるため。				
		目標2 (課題2)	民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進 一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制等の強化					障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、障害者職業能力開発校の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。				
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
①	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(アウトカム)	62.9%	令和2年度	70%	令和9年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者職業能力開発校において、一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対してその特性に応じた職業訓練を実施しているため、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考1) 令和5年度実績値68.9%は分母: 令和5年度の障害者職業能力開発校の修了者数等(1,027人)、分子: 令和5年度の同修了者数等のうち就職者数(708人)から算出したもの。 (参考2) 障害種別毎の就職率は令和4年度実績で身体: 67.4%、知的: 79.0%、精神: 57.5%、その他障害: 66.8%(うち発達: 66.9%)となっている。 (出典) 定例業務統計報告	目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を70%とする目標が定められていることを踏まえ設定。
						70%	70%	70%	70%	70%		
2	障害者職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)	—	—	1,980人	令和7年度	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数が定められていることから、同対象者を測定指標として設定。 (出典) 定例業務統計報告	目標値(水準・目標年度)については、過去実績及び令和7年6月にとりまとめた「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会」報告書等を踏まえ、令和6年度と同一の目標を設定。
						1,131人	1,076人	1,073人	集計中(令和7年12月頃公表予定)			

達成手段1		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	障害者職業能力開発校運営委託費 (昭和22年度)	※	※	※	1,2	※	002451
(2)	職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)	※	※	※	1,2,3,4	※	002577
		※	※				
(3)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構障害者職業能力開発勘定運 営費交付金 (平成23年度)	※	※	※	1,2,5	※	002650
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○3	障害者委託訓練修了者における就職率(アウトカム)	48.5%	令和2年度	55%	令和9年度	55%	55%	55%	55%	55%	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者が居住する身近な地域で障害の態様や企業ニーズに対応した様々な職業訓練を提供するため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者委託訓練を実施していることから、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考1)令和5年度実績値40.4%は分母:令和5年度の障害者委託訓練の修了者数等(2,371人)、分子:令和5年度の同修了者数等のうち就職者数(959人)から算出したもの。 (参考2)障害種別毎の就職率は令和5年度実績で身体:34.9%、知的:53.6%、精神:40.3%、発達:30.8%、その他障害:27.1%となっている。 ※令和2年度～令和6年度の事前分析表に記載した令和元年度～令和4年度の実績値(令和元年度:48.8%、令和2年度:48.5%、令和3年度:50.8%、令和4年度:49.1%)は、一部訓練修了3ヶ月を超えて就職した者を含んでいたことから、それぞれ、令和元年度は46.0%、令和2～4年度については下記「年度ごとの実績値」欄記載の数値へ訂正。 (出典)定例業務統計報告	目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を55%とする目標が定められていることを踏まえ設定。
4	障害者委託訓練の受講者数(アウトプット)	—	—	3,080人	令和7年度	3,650人	3,500人	3,080人	3,080人	3,080人	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、委託訓練として実施する離職者訓練の対象者数が定められていることから、同対象者数を測定指標として設定。 (出典)定例業務統計報告	目標値(水準・目標年度)については、過去実績及び令和7年6月にとりまとめとなった「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会」報告書等を踏まえ、令和6年度と同一の目標を設定。
						2,556人	2,556人	2,570人	集計中 (令和7年12月頃公表予定)			
5	一般の公共職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)	—	—	700人	令和7年度	—	—	—	700人	700人	一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制の強化を実施していることから、その受講者数を測定指標として設定。	目標設定にあたり、過去3年の実績を踏まえ設定。
						689人	793人	756人	集計中 (令和7年12月頃公表予定)			

達成手段2		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額					
		執行額	執行額					
(4)	職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)【再掲】	※ ※	※ ※	※	1,2,3,4	※	002577	
(5)	障害者の多様なニーズに対応した委託 訓練の実施 (平成16年度)	※ ※	※ ※	※	3,4,5	※	002649	
(6)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構障害者職業能力開発勘定運 営費交付金 (平成23年度)【再掲】	※ ※	※ ※	※	1,2,5	※	002650	
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和7年度
		6,473,088		6,494,188		6,487,745		
施策の執行額(千円)		6,246,265		6,297,427				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		障害者基本計画			令和5年3月閣議決定	【障害者基本計画】 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 障害者職業能力開発校における受講については、障害者本人の希望を尊重するよう努め、障害の特性に応じた職業訓練を実施するとともに、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施する。また、一般の公共職業能力開発施設においては、障害者向けの職業訓練を円滑に実施できるよう体制を整備するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top/>)の

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(VI-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 VI-3-1) 基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること		担当 部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(能力評価担当) 飯田 明子
施策の概要	・ 本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施している。					
	【1. 熟練技能者を活用した技能継承、技能尊重気運の醸成等】 ・ 若年技能者が技能を向上させる、又は若者が進んで技能者を目指す環境の整備等に取り組むため、ものづくりに関して優れた技能・経験を有する「ものづくりマイスター」が、企業、業界団体、教育訓練機関において、若年技能者への実技指導の実施している。					
	【2. 各種技能競技大会等の推進】 ・ 技能者に技能向上の目標を与えることにより、効果的な技能習得意欲の向上、ものづくり分野・IT分野の裾野の拡大や技能者の社会的評価の向上を図るとともに、若年者を始めとした国民各層に技能の素晴らしさ、重要性を深く浸透させることにより技能尊重気運の醸成を図るため、以下の技能競技大会の実施及び参加を行っている。					
	① 若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者(原則20歳以下)で、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、これらの若年者に目標を付与し、技能を向上させることにより、就業促進を図り、あわせて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会。				
	② 技能五輪全国大会	国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として実施する大会。				
③ 技能五輪国際大会	青年技能者(原則22歳以下)を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会。					
施策を取り巻く現状	1. 技能労働者の動向 ① 建設業 ・建設関連職種の有効求人倍率は新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降も他産業と比較して高い。 ・高齢層(55歳以上)の割合が他産業に比べて高い一方、若年層(15～29歳)の割合が低い。 ・新規学校卒業者の入職者は他産業に比べて少ない。(出典:建設雇用計画(第十次)) ② 製造業 ・新規求人数の対前年同月比は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅減となるも、2020年5月(-42.8%)を底に増加傾向に転じた。直近では物価上昇等の影響もあり落ち込んでいる(2025年2月:△6.5%)。 ・就業者数は若年層(34歳以下)では2002年から2012年頃まで減少基調が続き以降は横ばいで推移(2024年:259万人)。高齢層(65歳以上)では2002年から2017年まで増加傾向であったが以降は横ばいで推移(2024年:88万人)。 ・新規学校卒業者の製造業への入職割合は2000年以降低下傾向にある(2023年:8.6%)。(出典:2025年度版ものづくり白書) 2. ものづくり分野の人材育成 ① 技能系正社員が中核的技能者になるまでの採用時からの年数は、新卒の場合には平均10.2年、中途採用の場合でも平均7.3年を要する。 ② 中核的技能者の育成についても、育成するための指導者の不足やノウハウの不足が挙げられる。(出典:(独)労働政策研究・研修機構「ものづくり現場における若年技能者及び中核的技能者の確保・育成に関する調査」)					
施策実現のための課題	1	・ 少子高齢化の進展や若者の技能離れにより、我が国の競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。 ・ 持続的な経済成長を続けるためには、高度な技能労働者の育成が不可欠だが、若者のものづくり離れ・技能離れが見られる状況。 ・ 特に、建設業、製造業の技能労働者不足が問題となっており、建設業では、他産業に比べて高齢層(55歳以上)の割合が高い一方で、若年層(15～29歳)の割合が低く、他産業に比べて新規学卒者の入職者が少ない。製造業でも、新規学卒者の入職割合が2014年に過去最低を記録して以降は上下を繰り返している。 ・ ものづくり体験を通じた、ものづくりの魅力発信については、オンラインを有効活用することも今後の課題である。				
	2	・ 技能系正社員が中核的技能者になるまでには長時間を要する(新卒採用の場合には平均10.2年、中途採用の場合であっても平均7.3年)。 ・ 一方で、中小企業を中心に新人育成について人的・時間的不足が生じており、中核的技能者を育成するための指導者の不足やノウハウ不足が課題となっている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	若年層にものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への入職を促す。		ものづくり分野への若年層の入職者割合を向上させるためには、より多くの若年層の方の興味を喚起した後に最終的にものづくり産業への就業につなげることが必要であるため。		
	目標2 (課題2)	ものづくりマイスターの開拓・認定、活用による人材育成の推進		中核的技能者の育成を担う指導者としての役割を担うものづくりマイスターの開拓・認定を進めるとともに、中小企業、団体、工業高校等への派遣により、実践的な実技指導を行い、指導者不足やノウハウ不足という課題に対応するため。		

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○1	ものづくりマイスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業又は業界団体の割合(アウトカム)	90.0%	平成29年度	90%	令和7年度	85%	85%	85%	90%	90%	・ ものづくりマイスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若者への指導や後継者となる技能者の育成、若者の意識啓発等を行う事業である。 ・ そのため、ものづくりマイスターを活用した機関が活用後も職業能力開発に取り組み契機となったかを指標として選定した。 (参考)実績値は、以下のとおり算出。 アンケートで「ものづくりマイスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した」と回答した企業・業界団体数／ものづくりマイスター制度を利用した企業・業界団体数	・ 令和7年度は、過去の実績等を踏まえ90%を目標値として設定した。 ・ なお、毎年度高い実績値となっているが、対象者が変わる中で次世代への確実な技能継承・振興のためには、高い実績値を維持し続けることに意義があるため、妥当であると考えらる。		
2	技能五輪全国大会の来場者等数(アウトプット)	75,000人	平成27年度	100,000人	令和7年度	－	84,000人	84,000人	90,000人	100,000人	・ 大会の実施を通じて、若年者を始めとする国民一般に技能に触れる機会を広く提供できているか把握するために技能五輪全国大会の来場者等数を指標として選定した。	・ 令和7年度は、過去の開催実績等を踏まえ目標値として設定。		
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
		執行額	執行額											
(1)	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進) (平成10年度)	※	※	※	1,2	※					002651			
		※	※											
達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○3	ものづくりマイスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業又は業界団体の割合(アウトカム)	90.0%	平成29年度	90%	令和7年度	85%	85%	85%	90%	90%	・ ものづくりマイスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若者への指導や後継者となる技能者の育成、若者の意識啓発等を行う事業である。 ・ そのため、ものづくりマイスターを活用した機関が活用後も職業能力開発に取り組み契機となったかを指標として選定した。 (参考)実績値は、以下のとおり算出。 アンケートで「ものづくりマイスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した」と回答した企業・業界団体数／ものづくりマイスター制度を利用した企業・業界団体数	・ 令和7年度は、過去の実績等を踏まえ90%を目標値として設定した。 ・ なお、毎年度高い実績値となっているが、対象者が変わる中で次世代への確実な技能継承・振興のためには、高い実績値を維持し続けることに意義があるため、妥当であると考えらる。		
4	ものづくりマイスター派遣指導活動数(受講者数延べ人日)(アウトプット)	55,500人日	令和4年度	110,400人日	令和7年度	－	55,500人日	85,000人日	95,600人日	110,400人日	高度技能人材育成のための取組状況をものづくりマイスターの派遣指導活動数で測定することとして、指標選定した。	・ 令和7年度の目標値は、令和6年度活動実績等や予算増率等を踏まえ、110,400人日と設定した。		
5	ものづくりマイスター開拓数(新規認定数)(アウトプット)	128人	令和4年度	426人	令和7年度	－	128人	228人	331人	426人	高度技能人材を育成する人材不足解消のための取組状況をものづくりマイスターの派遣指導活動数で測定することとして、指標選定した。	・ 令和7年度の目標値は、令和6年度の目標値及び実績値を踏まえて算出した。		
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
		執行額	執行額											
(2)	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進) (平成10年度) (再掲)	※	※	※	3～5	※					002651			
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定時期	令和5年度	
		3,827,947				4,451,362				4,843,581				
施策の執行額(千円)		3,268,152				4,335,442						関係部分(概要・記載箇所)		
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日						
		-						-		-				

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅶ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		生活保護制度を適正に実施すること(施策目標Ⅶ-1-1) 基本目標Ⅶ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1：地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	保護課長 竹内 尚也
施策の概要		【生活保護制度】 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。				
施策を取り巻く現状		1. 生活保護制度の状況 ・生活保護受給者数は約202万人。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。 ・被保護人員のうち、半数は65歳以上の者が占める。65歳以上の被保護人員数・保護率については上昇傾向が続いていたが、どちらも近年は横ばいとなっている。 ・生活保護受給世帯数は約165万世帯で、類型別では、高齢者世帯が半数を占めており、高齢者世帯は約9割が単身世帯。 ・いわゆる稼得年齢層である「その他世帯」の世帯数は、H20年の世界金融危機後に大きく上昇し、その後低下傾向にあったが、令和2年6月以降対前年同月比がプラスに転じている。 ※生活保護制度の目的は最低生活の保障と自立の助長であり、この2つの目的達成に向けての取り組みが本制度の最大の趣旨となっていることから、政策評価においては、就労支援と医療扶助に着目して課題設定等としている。 2. 被保護者に対する自立支援 ・制度目的の1つである「自立の助長」における自立の概念は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けられる。 ・被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う被保護者就労支援事業 や、公共職業安定所(ハローワーク)と連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を行う被保護者就労準備支援事業を実施してきた。 ・これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っており、引き続き取り組みを推進していく必要がある。 ・一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。 3. 医療扶助 ・医療扶助の適正化の取組の一つである 頻回受診対策については、福祉事務所が受診回数の基準に該当する者を抽出し、主治医訪問・囑託医協議により、頻回受診と認められた者に対して訪問指導や同行受診等に取り組み、受診行動が改善した者の割合が上昇してきているなど、一定の成果が得られている。 ・医薬品の利用の適正化に着目した取組については、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の使用原則化を実施している。				
施策実現のための課題		1	・生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実績値が目標達成には至っていない状況である。			
		2	・病気や障害、これまでの生活状況等により対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧に実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。			
		3	・医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 ・他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・囑託医が必要以上の受診と認めた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は52.4%に留まっている。また、対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。			
		4	・被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き、医療扶助の適正化に向けて、その使用促進を図る必要がある。 (参考)令和6年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合：89.7%			
各課題に対応した達成目標		達成目標		達成目標の設定理由		
		目標1 (課題1)	就労支援を適切に行う。	被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。		
		目標2 (課題2)	被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。	被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。		
		目標3 (課題3)	頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。		
		目標4 (課題4)	後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	65%	令和7年度	62%	65%	65%	65%	65%	・ 生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:57.1%、令和元年度実績:52.1%、令和2年度実績:48.7% (参考2)令和45年度実績:47.6%は分母:就労可能と判断する被保護者数(180,607人)、分子:事業参加者の人数(85,955人)から算出したもの。 ※分母からは就労支援事業等に参加する余地のない者を除外 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
2	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	50%	令和7年度	50.0%	50%	50%	50%	50%	・ 生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:42.4%、令和元年度実績:40.4%、令和2年度実績:34.4% (参考2)令和5年度実績:38.0%は分母:事業参加者の人数(85,955人)、分子:就労・増収者の人数(32,671人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
3	「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム) (※)生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	45%	令和7年度	43%	45%	45%	45%	45%	・ 生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:38.7%、令和元年度実績:39.3%、令和2年度実績:36.3% (参考2)令和5年度実績:33.8%は分母:その他の世帯の総数(261,234世帯)、分子:就労者のいるその他の世帯数(88,415世帯)から算出したもの。 (出典)被保護者調査	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	保護費負担金 (昭和6年度)	※	※	※	1,2,3	※	002711
		※	※				
(2)	保護施設事務費負担金 (昭和6年度)	※	※	※	-	※	002713
		※	※				
(3)	生活保護に関する調査事業 (昭和26年度)	※	※	※	-	※	002722
		※	※				
(4)	生活保護指導監査委託費 (昭和30年度)	※	※	※	-	※	002663
		※	※				
(5)	中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002712
		※	※				
(6)	社会福祉行政事務企画指導等経費 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002710
		※	※				
(7)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保 障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	※	※	※	1,2,3 4,5	※	019829
		※	※				
(8)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保 障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	※	※	※	4,5,6,7,8	※	006912
		※	※				
(9)	生活保護業務のデジタル化等に向け た調査研究委託事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	002893
		※	※				
(10)	日常生活支援住居施設管理職員等資 質向上研修 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003043
		※	※				

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値							
令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度							
4	被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	26%	令和7年度	—	—	24%	25%	26%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:21.0%、令和元年度実績:20.3% (参考2)令和5年度実績:19.2%は分母:事業参加者(12,557人)、分子:状態像が向上した者(2,413人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に26%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	
5	被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	28%	令和7年度	—	—	26%	27%	28%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:23.9%、令和元年度実績:25.6% (参考2)令和5年度実績:21.8%は分母:事業参加者(17,007人)、分子:状態像が向上した者(3,703人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に28%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(11)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	※	※	※	1,2,3	※						002711	
(12)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	※	※	※	—	※						002713	
(13)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	※	※	※	—	※						002722	
(14)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	※	※	※	—	※						002663	
(15)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	※	※	※	—	※						002712	
(16)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	※	※	※	—	※						002710	
(17)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	1,2,3 4,5	※						019829	
(18)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	4,5,6,7,8	※						006912	
(19)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	※	※	※	—	※						002893	
(20)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修(再掲) (令和3年度)	※	※	※	—	※						003043	

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
6	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025」	—	—	61.30%	令和7年度	(令和6年度目標に向けた目安値: 52.2%)	(令和6年度目標に向けた目安値: 55.5%)	58.8% (2020(令和2)年度比改善者数割合2割以上)	58.8% (2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上)	61.3%	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の健全な日常生活を維持することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組を行っている。この取組の実施状況を評価するため本指標を選定している。 (参考1) 平成30年度実績54.1%、令和元年(平成31)度実績49.0%、令和2年度実績49% (参考2) 令和5年度実績値52.4%は分母:適正受診指導対象者の人数(1,800人)、分子:適正な受診日数に改善された者の人数(943人)から算出したもの。 ※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。 (出典):厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、測定指標7については2024(令和6)年度において2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上としていた際の毎年度の伸び率を参考に、令和7年度の目標を設定している。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を参考に測定指標として設定】

達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(21)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	※	※	※	1,2,3	※	002711
(22)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	※	※	※	—	※	002713
(23)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	※	※	※	—	※	002722
(24)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	※	※	※	—	※	002663
(25)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	※	※	※	—	※	002712
(26)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	※	※	※	—	※	002710
(27)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④⑤】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	1,2,3 4,5	※	019829
(28)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④⑤】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	4,5,6,7,8	※	006912
(29)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	※	※	※	—	※	002893

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		
7	医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 63】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 医療扶助における後発医薬品の使用促進については、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしている。これを踏まえ、該当する地方公共団体における策定状況の評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成28年度実績99.88%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考2)令和5年度実績値100%は分母:後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数(66団体)、分子:後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数(66団体)から算出したもの。 (出典):厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
8	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 63】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	・ 医療扶助における後発医薬品の使用促進については、生活保護法において後発医薬品の使用原則化を規定するなど、各種の取組を実施しているが、その実施状況进行评估するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績77.6%(平成30年6月審査分)、令和元年度実績86.2%(令和元年6月審査分)、令和2年度実績87.8%(令和2年6月審査分) (参考2)令和6年度実績値89.7%は分母:生活保護受給者に処方された薬剤総量(323,421,757個)、分子:うち後発医薬品の個数(290,094,935個)から算出したもの。 (出典):医療扶助実態統計(令和2年以前は医療扶助実態調査)(各年6月審査分)	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、毎年度、全ての都道府県で使用割合を80%以上とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段4 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(30)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	※	※	※	1,2,3	※						002711
(31)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	※	※	※	—	※						002713
		※	※									
(32)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	※	※	※	—	※						002722
		※	※									
(33)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	※	※	※	—	※						002663
		※	※									
(34)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	※	※	※	—	※						002712
		※	※									
(35)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	※	※	※	—	※						002710
		※	※									
(36)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	1,2,3,4,5	※						019829
		※	※									
(37)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	4,5,6,7,8	※						006912
		※	※									
(38)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	※	※	※	—	※						002893
		※	※									

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和6年度
	2,938,245,936	2,968,056,174	2,949,049,889		
施策の執行額(千円)	2,846,070,197	2,891,778,845			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第213回国会 衆議院 厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和6年3月12日	(包括的な支援の取組) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、居住支援の強化や子どもの貧困への対応を行うため、関係法案を今国会に提出しました。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅶ－1－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること					担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 野崎 伸一
施策の概要	【生活困窮者自立支援制度】 ・生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 ・福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 ※ このほか、以下の取組を実施している。 ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付(令和2年3月～令和4年9月に実施)に関し、償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借入人に対する重点的な支援 ・生活困窮者等への支援の強化(支援員の加配等) ・生活困窮者等の住まい対策の推進 ・生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化 【福祉の支援が必要な矯正施設退所者等への支援】 ・刑又は保護処分の実行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援準備事業費等補助金の一部)している。								
施策を取り巻く現状	【生活困窮者支援の概況】 ・単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、生活や住まいに不安を抱えられる人が急増し、この中には、個人事業主、フリーランス、外国籍の人といった、これまでつながりの薄かった人々からの相談が増加した。こうした状況を踏まえ、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進している。 ・支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊心の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチ支援により、支援を必要とする人に確実に支援を届けている。 ・生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある人や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な人や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える人も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化を進めている。 ・生活困窮者自立支援事業に従事する人材の養成については、主に自立相談支援事業の初任者を対象に、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える国による研修(前期研修)と、国研修を修了した者を対象に、実践的な学びを深める都道府県による研修(後期研修)を実施することとしている。 ・また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにするため、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 【生活困窮者の相談支援の現状】 ・自立相談支援機関における新規相談受付件数及び自立生活のためのプラン作成件数は毎年増加してきたが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により急激に増加した。また、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化した。 ・令和5年度の新規相談件数・プラン作成件数は前年に比べ減少しているものの、令和元年度以前と比べると依然として高い水準となっている。 【新規相談者の相談内容等(令和5年度)】 ・自立相談支援機関における新規相談者の相談内容は「収入・生活費のことが52.9%と一番多く、次いで「仕事探し、就職について」、「病気や健康、障害のことが多い。 ・新規相談者の課題と特性は、「経済的困窮」が48.0%と一番多く、次いで「病気」、「就職活動困難」、「住まい不安定」が多い。 ・自立相談支援事業の就労支援対象者数は減少傾向にあるものの、令和元年度以前と比べると高い水準となっている。また、就労・増収率は年々低下していたが、令和5年度は51%となり、前年度より増加している。 【矯正施設退所者の福祉的支援の現状】 ・福祉の支援が必要な矯正施設入所者のうち、入所受刑者の高齢者率は11.8%(平成29年)から13.8%(令和6年)に増加している。また、精神障害を有すると診断された入所受刑者は13.4%(平成29年)から22.0%(令和6年)、少年院入院者は21.0%(平成29年)から35.4%(令和6年)に増加している。 ・矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者のうち高齢者又は障害のある者は769人(令和6年度)である。 ・矯正施設退所後にフォローアップ(受入先施設等への支援)を実施した者は2,347人(令和6年度)であり、うちフォローアップが終了した者は787人であった。								
施策実現のための課題	1	・生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルスの不調、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。							
	2	・生活困窮者が抱える課題は、長期化するほど解決が困難となり、また、自らサービスにアクセスできない人もいることから、アウトリーチも行いながら生活困窮者を早期に把握し、支援につなげる必要がある。さらに、生活困窮者支援を通じ、様々な分野の取組やインフォーマル支援との連携による地域づくりを行っていくことも求められている。							
	3	・生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努める必要がある。							
各課題に対応した達成目標	達成目標						達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること。					複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するためには、一人ひとりの状況に応じて、これらの課題に包括的に支援していく必要があるため。		
	目標2 (課題2)	生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと。					複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するため。また、生活困窮者が自立した生活を継続するためにも、地域や関係機関とのネットワークを強化し、地域づくりを進める必要があるため。		
	目標3 (課題3)	生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること。					生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度の理念等を踏まえた質の高い寄り添い型の支援を行うためには、人材育成が不可欠であるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	自立生活のためのプラン作成件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	年間新規相談件数の50%	令和10年度	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の32.4%	年間新規相談件数の36.8%	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定した。 (参考1) 令和3年度実績値26%は、新規相談件数(555,779件)に占めるプラン作成件数(146,719件)の割合 (参考2) 令和4年度実績値28%は、新規相談件数(353,095件)に占めるプラン作成件数(100,457件)の割合 (参考3) 令和5年度実績値32%は、新規相談件数(293,455件)に占めるプラン作成件数(93,282件)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和7年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。令和7年度の目標値については、今後5年間(令和6年度～令和10年度)で50%となるよう段階的に設定。
2	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	75%	令和10年度	75%	75%	75%	49.4%	55.80%	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労又は増収することは、本人の自立に向けて重要な態様の一つであることから、本指標を選定した。 (参考1) 令和3年度実績値35%は、就労支援対象者数(79,365人)に占める就労及び増収者数(27,520人)の割合 (参考2) 令和4年度実績値43%は、就労支援対象者数(57,720人)に占める就労及び増収者数(24,995人)の割合 (参考3) 令和5年度実績値51%は、就労支援対象者数(45,141人)に占める就労及び増収者数(22,811人)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和7年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。令和7年度の目標値については、今後5年間(令和6年度～令和10年度)で75%となるよう段階的に設定。
3	自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	生活困窮者が抱える課題について、包括的かつ継続的支援(生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業や家計改善支援事業等の利用の有無は問わない)による改善状況を多角的に測ることは、自立(※)に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定した。 ※ 自立の概念には、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」がある。 (参考1) 令和3年度実績値78%は、評価実施件数(中断除く)(130,518件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(102,395件)の割合 (参考2) 令和4年度実績値81%は、評価実施件数(中断除く)(104,232件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(84,446件)の割合 (参考3) 令和5年度実績値80%は、評価実施件数(中断除く)(94,379件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(75,161件)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」 ※ 変化ありとは、「生活保護の適用」、「住まいの確保・安定」、「医療機関の受診開始」、「家計の改善」、「孤独の解消」、「立意思欲の向上・改善」、「収入の増加」などの項目について、プラン作成時点と比べて変化があった場合のことを意味する。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和7年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。
4	フォローアップ業務実施者のうち、フォローアップ業務を終了した者の割合(アウトカム)	—	—	過去5年間の実績値を上回る値	毎年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(30.8%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(30.8%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(31.2%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(33.7%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(33.7%)	・ 各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 ・ 具体的には、①矯正施設入所中から退所後の帰住予定地の調整等を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③被疑者等に対して釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援等を行う被疑者等支援業務、④地域に暮らす矯正施設退所者等に対して行う福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。 ・ コーディネート業務による支援を受け、矯正施設退所後に受入先施設等での生活を開始した後、フォローアップ業務による一定期間の支援を受け、関係機関や社会資源とつながり、地域での生活を充実させていくことが重要であることを踏まえ、本指標を選定し、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。 (参考) 令和6年度実績値33.5%は、分母: フォローアップ業務を実施した人数(2,347人)、分子: フォローアップ業務を終了した人数(787人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局総務課調べ／厚生労働省「地域生活定着支援センター」の支援状況」	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域への定着の促進を着実に進めることができていることを評価するため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。

5	フォローアップ業務を終了した者のうち、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップ業務を終了した者の割合(アウトカム)	—	—	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	毎年度	—	過去5年間の実績値の最高値を上回る値 (55.2%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値 (55.2%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値 (62.1%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値 (62.1%)	・ フォローアップ業務による一定期間の支援を経た後、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップを終了していくことが、地域生活の継続や支援体制の充実につながることを踏まえ、本指標を選定し、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。 (参考)令和6年度実績値57.2%は、分母:フォローアップ業務を終了した人数(787人)、分子:、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップ業務を終了した人数(450人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局総務課調べ／厚生労働省「地域生活定着支援センターの支援状況」	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域への定着の促進を着実に進めることができていることを評価するため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
6	自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】					555,779件	353,095件	293,455件	集計中(令和8年3月頃公表予定)		生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につないでいる。相談の中には、情報提供のみで終了しているケースもあり、相談件数は一概に増えれば良い・減れば良いというものではないが、現状を把握する上で大切な指標である。 出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」	
7	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者(アウトプット)					79,365件	57,720件	45,141件	集計中(令和8年3月頃公表予定)		支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成している。就労を目標とすることは人によって異なるが、現状を把握する上で大切な指標である。 出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」	
8	家計改善支援事業の利用有無による自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム)					利用あり: 88% 利用なし: 75%	利用あり: 89% 利用なし: 78%	利用あり: 89% 利用なし: 78%	集計中(令和8年3月頃公表予定)		包括的な支援の提供にあたっては、本人の状況等に応じて様々な支援を組み合わせながら行っており、自立相談支援事業に加えて家計改善支援事業も利用した方がより効果的に自立に向けた改善が図られることが、現状を把握する上で大切な指標である。 出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」 (参考1) 令和3年度実績利用ありの割合は分母:事業を利用した人数(9,779人)、分子:変化が見られた人数(8,614人)から算出。利用なしの割合は分母:事業の利用がなかった人数(87,595人)、分子:変化が見られた人数(65,811人)から算出。 (参考2) 令和4年度実績利用ありの割合は分母:事業を利用した人数(9,064人)、分子:変化が見られた人数(8,099人)から算出。利用なしの割合は分母:事業の利用がなかった人数(65,577人)、分子:変化が見られた人数(51,364人)から算出。 (参考3) 令和5年度実績利用ありの割合は分母:事業を利用した人数(10,015人)、分子:変化が見られた人数(8,943人)から算出。利用なしの割合は分母:事業の利用がなかった人数(56,970人)、分子:変化が見られた人数(44,346人)から算出。	
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
(1)	地域生活定着促進事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金関係) (平成21年度)	※ ※	※ ※	※	4.5	※						002719
(2)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※ ※	※ ※	※	1,2,3,6,7	※						002714
(3)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※ ※	※ ※	※	1,2,3,7,8	※						002716
(4)	重層的支援体制整備事業交付金 (令和3年度)	※ ※	※ ※	※	—	※						005722

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
9	支援会議を設置している自治体数(アウトプット)	—	—	全福祉事務所設置自治体に設置	令和11年度	—	—	—	544	616	支援会議は、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討等を行うものであることから、本指標を選定した。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「事業実績調査」	支援会議の設置については、改正生活困窮者自立支援法により令和7年4月から努力義務化した。施行後5年(令和11年)で全ての福祉事務所設置自治体での設置を目指し、段階的な目標を設定した。	
10	自立相談支援機関が(ア)アウトリーチした又は(イ)他の機関からつながってきた新規相談件数(アウトカム)	—	—	前年度と比べ5%増加	毎年度	—	—	—	前年度と比べ5%増加	前年度と比べ5%増加	生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来るのを待つのみだけではなく、アウトリーチや地域のネットワークを強化して、積極的に生活困窮者を支援につなげられているかを評価するため、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」	アウトリーチや他機関からつながってきた件数は、自立相談支援機関における体制の整備やノウハウの蓄積、他機関におけるノウハウの蓄積が進むにつれ一定程度までは増えていくものと考えられる。したがって、相談件数は令和元年度以前と比べると高い水準であることを踏まえ、前年度から取組を後退させないことを前提に、今後も対象者数は一定期間増加することが想定されることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。	
11	他の機関（インフォーマルな支援を含む）へつないで支援が終結した件数(アウトカム)	—	—	前年度と比べ5%増加	毎年度	—	—	—	前年度と比べ5%増加	前年度と比べ5%増加	困窮状態の脱却にまでは至っていないが、大きな問題が解消され、自立相談支援機関による関わりから離れて、他の機関につないだほうが良いと判断できる場合も支援が終結となる。地域づくりが進んでいる地域では、他の機関につないで支援を終結するルートが多様であり、その件数も地域づくりの成熟度に比例して多くなると考えられることから、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」 ※令和4年度より把握しているが、当該年度の実績値については精査中。	地域づくりを進め、様々な機関につなぐことにより、支援の終結件数の増加にもつながること。また、前年度からの取組を後退させないこと前提に、支援対象者数(プラン作成件数)も段階的に増加することを目標としていることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(5)	ホームレス実態調査(平成14年度)	※	※	※	—	※					002723		
(6)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度)	※	※	※	9,10,11	※					002714		
	【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※										
(7)	居住支援相談窓口の設置・周知支援事業(令和3年度)	※	※	※	-	※					003721		
		※	※										

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
9	支援会議を設置している自治体数(アウトプット)	—	—	全福祉事務所設置自治体に設置	令和11年度	—	—	—	544	616	支援会議は、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討等を行うものであることから、本指標を選定した。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「事業実績調査」	支援会議の設置については、改正生活困窮者自立支援法により令和7年4月から努力義務化した。施行後5年(令和11年)で全ての福祉事務所設置自治体での設置を目指し、段階的な目標を設定した。	
10	自立相談支援機関が(ア)アウトリーチした又は(イ)他の機関からつながってきた新規相談件数(アウトカム)	—	—	前年度と比べ5%増加	毎年度	—	—	—	前年度と比べ5%増加	前年度と比べ5%増加	生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来るのを待つのみだけではなく、アウトリーチや地域のネットワークを強化して、積極的に生活困窮者を支援につなげられているかを評価するため、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」	アウトリーチや他機関からつながってきた件数は、自立相談支援機関における体制の整備やノウハウの蓄積、他機関におけるノウハウの蓄積が進むにつれ一定程度までは増えていくものと考えられる。したがって、相談件数は令和元年度以前と比べると高い水準であることを踏まえ、前年度から取組を後退させないことを前提に、今後も対象者数は一定期間増加することが想定されることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。	
11	他の機関（インフォーマルな支援を含む）へつないで支援が終結した件数(アウトカム)	—	—	前年度と比べ5%増加	毎年度	—	—	—	前年度と比べ5%増加	前年度と比べ5%増加	困窮状態の脱却にまでは至っていないが、大きな問題が解消され、自立相談支援機関による関わりから離れて、他の機関につないだほうが良いと判断できる場合も支援が終結となる。地域づくりが進んでいる地域では、他の機関につないで支援を終結するルートが多様であり、その件数も地域づくりの成熟度に比例して多くなると考えられることから、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」 ※令和4年度より把握しているが、当該年度の実績値については精査中。	地域づくりを進め、様々な機関につなぐことにより、支援の終結件数の増加にもつながること。また、前年度からの取組を後退させないこと前提に、支援対象者数(プラン作成件数)も段階的に増加することを目標としていることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(5)	ホームレス実態調査(平成14年度)	※	※	※	—	※					002723		
(6)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度)	※	※	※	9,10,11	※					002714		
	【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※										
(7)	居住支援相談窓口の設置・周知支援事業(令和3年度)	※	※	※	-	※					003721		
		※	※										

達成目標3について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
12	国研修(※)受講者のうち理解度が向上した割合(アウトカム)	—	—	80%	毎年度	—	—	—	80%	80%	人材の育成を進める上で、制度の理念等を一人ひとりの支援員が「知っている」だけではなく、「具体的に実現できる」ことが重要であることから、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ	初任者を対象とした研修であり、研修内容も生活困窮者自立支援制度の理念をはじめとした基礎的な内容であることを踏まえ、80%を目標とする。なお、令和6年度の研修より研修前後の理解度を確認しており、その状況等を踏まえ、適宜、見直しすることもあり得る。		
	—					—	—	89%						
13	現任者向け研修(※)受講者のうち理解度が向上した割合(アウトカム)	—	—	80%	毎年度	—	—	—	—	80%	本研修では「知っている」だけではなく、「理解し、実践すること」を目標としていることから、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ	現任者のための研修であり、さらなる支援の質向上を目指しているため、80%を目標とした。なお、本研修は令和7年度から実施するため、その状況等を踏まえ、適宜、見直しすることもあり得る。		
	—					—	—	—						
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(8)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 (平成26年度)	※	※	※	13	※						002721		
		※	※											
(9)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	12	※						002716		
		※	※											
(10)	地域生活定着支援人材養成研修事業 (令和2年度)	※	※	※	—	※						002734		
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		2,938,245,936				2,968,056,174				2,949,049,889				
施策の執行額(千円)		2,846,070,197				2,891,778,845								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和5年3月8日		引き続き、生活に困窮する方々の生活再建に向け、相談支援体制の充実に取り組みます。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅶ-1-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-3) 基本目標Ⅶ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1：地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 野崎 伸一
施策の概要		【包括的な支援体制の整備】 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第6条第3項に基づき、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。 【ひきこもり支援の推進】 ・ 支援を必要とする方がより身近なところで相談し支援につながるができるよう、令和4年度より「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を市町村に拡充するとともに、「ひきこもり支援ステーション事業」を開始。また、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて任意に事業を選択して実施する「ひきこもりサポート事業」も開始。 ※「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」では、ひきこもり状態にある本人及びその家族に対する相談支援事業、居場所づくり事業及び連絡協議会・ネットワークづくり事業等を実施。 ・ 国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修の充実を図るとともに、支援者支援を推進する。 【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。				
施策を取り巻く現状		【包括的な支援体制の整備】 ・ 令和3年度から新たに重層的支援体制整備事業を開始するとともに、重層的支援体制整備事業への移行準備の支援を行う事業や、都道府県が行う後方支援事業の実施により、市町村の包括的な支援体制の整備を推進している。 (※)包括的な支援体制の整備の手法の一つである重層的支援体制整備事業の実施市町村数：令和3年度：42市町村 → 令和7年度：473市町村(予定) 【ひきこもり支援の推進】 ・ 令和5年3月に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある方は、50人 一人との調査結果がでており、従来の調査結果と比較して増加していることから、社会的孤立の拡大が懸念される。 ・ ひきこもり地域支援センター等における相談は、自治体における窓口の拡充や相談しやすい環境づくりの取組により、相談件数・相談実人数ともに増加傾向がみられる。また、ひきこもりの長期化や子どもの生きづらさ(家庭問題・学校問題など)を背景に、相談者の年齢は10代から50代以上まで幅広く分布している。 ・ 自治体におけるひきこもり支援窓口の明確化や、ひきこもり支援推進事業の拡充などにより、ひきこもり支援に携わる職員は急激に増加している。そうした職員の中には、手探りで支援に取り組み、困難な対応等により疲弊している状況に陥っている事例もあるため、多様な背景や心情を持つ本人やその家族の一人ひとりに適切な支援が実施できるよう、ひきこもり支援に携わる職員の質の担保を図るとともにサポートする必要がある。 【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、すべての市町村(全1,741市町村)において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指している。毎年、取組実績として自治体数は増加傾向にあるものの、令和6年4月1日時点で、中核機関(※1)を整備した市町村数は1,187(68.2%)、市町村計画(※2)の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数は1,358(78.0%)である。なお、人口規模が1万人未満の529自治体では、中核機関の整備は291(55.0%)、市町村計画の策定は326(61.6%)となっており、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況にある。 ※1)権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制 ※2)成年後見制度利用促進法に基づき、各市町村が策定(努力義務)する成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画 【地域共生社会の在り方検討会議の実施】 ・ 地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について、検討することを目的として、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施している。				
施策実現のための課題		1	・ 社会福祉法第106条の3に基づき、市町村は包括的な支援体制の整備に努めることとされており、引き続きその整備の推進のために必要な助言、情報の提供その他の援助を行う必要がある。			
		2	・ ひきこもりに至った背景については、様々な社会的要因によるものであり、その背景や置かれた状況が様々であることから、ひきこもりは社会全体の課題として捉えるとともに、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援が可能となるよう支援体制を充実させていく必要がある。			
		3	・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備を推進すべく、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。			
各課題に対応した達成目標		達成目標		達成目標の設定理由		
		目標1 (課題1)	国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。		地域共生社会(※)の実現のためには、包括的な支援体制を整備することが有効だと考えられるため。 (※)以下の2つの視点からなる「地域共生社会」の実現 ・生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会	
		目標2 (課題2)	ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。		多様な背景や心情をもつ本人やその家族の一人ひとりの気持ちに寄り添った支援を行うためには、どこにいても安心して相談ができ、意向に沿った適切な支援につながる環境づくりを進めていくとともに、ひきこもりや支援の多様さを理解できる人材の確保が必要である。	
		目標3 (課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。		全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。	

達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
①	重層的支援体制整備事業の実施自治体数(アウトプット)	－	－	対前年度比で増加	毎年度	42市町村 42市町村	前年度比増 134市町村	前年度比増 189市町村	前年度比増 346市町村	前年度比増	包括的な支援体制の整備を行うにあたり、重層的支援体制整備事業の実施が必要であると判断した市町村が、円滑に事業開始できるよう支援することが重要であるため。	目標値を「対前年度比で増加」とする理由 ： 重層的支援体制整備事業の実施の要否は、市町村により判断されるものであり、国において実施市町村数に係る統一的な目標を設定することは困難であるため。			
2	重層的支援体制整備事業のプラン策定件数(アウトカム)	－	－	12,521件	令和7年度	－ －	－ －	1,890件 5,002件	9,159件 6,786件	12,521件	重層的支援会議において、支援プランを策定する過程を通じ、介護、障害、子ども・子育て・生活困窮分野の相談窓口間の連携体制を構築・強化することが重要であるため。	令和7年度に事業を実施する市町村において、平均26程度のプラン策定を想定。			
3	都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業における研修の参加自治体数(アウトプット)	－	－	250自治体	令和7年度	－ －	－ －	－ －	－ 223自治体	250自治体	包括的な支援体制の整備主体となる市町村及びその支援を行う都道府県に対し、同体制の整備にあたり踏むべきプロセス等に係る研修を行い、同体制の整備を促進することが重要であるため。 【※本指標は令和7年度から】	令和6年度実績(223自治体)を踏まえて設定。 (※)当初は都道府県・市町村(178箇所)のうち、5%程度の参加(89自治体)を想定していたが、直近の実績値を踏まえて目標値を変更した。			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等									行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額												
(1)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※									005722
(2)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和3年度)	※ ※	※ ※	※	1	※									020032
(3)	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業(令和3年度)	※ ※	※ ※	※	1	※									020032
(4)	重層的支援体制構築推進人材養成事業(令和2年度)	※ ※	※ ※	※	3	※									002732

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
④	ひきこもり相談窓口の明確化をしている自治体数(アウトプット)	－	－	1,631自治体	令和7年度	－ 1,273市町村	－ 1,430市町村	－ 1,487市町村	－ 1,561自治体	1,631自治体	ひきこもり状態にある本人やその家族が支援につながるためには、ひきこもりに関する相談窓口を広く周知することで明確化をし、本人や家族、地域住民などの様々な人や機関から相談を受けやすくする環境をつくる必要があるため、相談窓口の明確化をしている自治体数を測定指標とした。	ひきこもり状態にある本人やその家族が容易に相談することができる環境整備のため、ひきこもり相談窓口の明確化・周知に取り組むことを依頼している。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。			
5	市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数(アウトプット)	－	－	1,433自治体	令和7年度	－ 1,003市町村	－ 1,205市町村	－ 1,319市町村	－ 1,352自治体	1,433自治体	様々な背景をもつひきこもり状態にある本人やその家族のニーズに合わせた支援につなげていくことが可能となるよう、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元の中小企業、ひきこもり当事者会・家族会等の多様な関係機関がつながりあう体制づくりが必要である。また、地域におけるひきこもりの理解と支援の気運醸成のための地域づくりにも資することから、市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数を測定指標とした。	ひきこもり支援体制の構築を推進するため、市町村プラットフォームの設置・運営に取り組むことを依頼している。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。			
6	ひきこもり地域支援センター等によるひきこもり支援従事者養成研修の実施数(アウトプット)	－	－	84自治体	令和7年度	－ 148自治体(全自治体対象)	－ 78自治体(センター等実施自治体対象)	78自治体 76自治体(センター等実施自治体対象)	78自治体 80自治体(センター等実施自治体対象)	84自治体	全国において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり地域支援センター等において、自治体職員やひきこもり地域支援センター職員だけでなく、関係機関職員、地域関係者等のひきこもり支援に携わる方を対象にひきこもり支援者養成研修を実施しているため、研修を実施している自治体数を測定指標とした。	全国におけるひきこもり支援者養成研修において、ひきこもり地域支援センター等を設置している各自治体での研修を推奨しており、研修を実施している自治体数の増加自体が目標である。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。			
7	ひきこもりサポーターの活動件数(アウトカム)	－	－	8,716件	令和7年度	－ －	－ －	－ 7,296件	－ 8,006件	8,716件	ひきこもり経験者(ピアサポーター)も活用することで、本人やその家族の気持ちに寄り添った支援が期待されるため、支援現場において重要な役割を担う存在であり、その活動の活性化は、相談体制の充実をはじめ、ひきこもり状態の方の社会参加に資すると見込まれることから、ひきこもりサポーターの活動件数を測定指標とした。	ひきこもり地域支援センター等により相談支援体制が構築されれば、相談件数が増加するため、ひきこもりサポーターによる、面談対応や同行訪問等といった活動の場面が増加することを見込んで目標として設定した。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。			

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(5)	ひきこもり支援推進事業 (平成30年度)	※ ※	※ ※	※	4,5,6,7	※					002717	
(6)	ひきこもりに関する地域社会に向けた 普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度)	※ ※	※ ※	※	-	※					001986	
(7)	ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	6	※					003087	
(8)	ひきこもり支援者支援事業 (令和5年度)	※ ※	※ ※	※	-	※					006985	
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
					目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○ 8	中核機関を整備した市町村数 (運営主体について: ①直営 ②委託(一部委託含む) (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	1,741市町村	令和8年度	1,741市町村 935市町村 ①242市町村 ②693市町村 (R4.4.1時点)	1,741市町村 1,070市町村 ①283市町村 ②787市町村 (R5.4.1時点)	1,741市町村 1,187市町村 ①344市町村 ②843市町村 (R6.4.1時点)	集計中 (令和8年3月頃公表予定)		・権利擁護支援に関する業務等の福祉行政は、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、中核機関の整備・運営による地域連携ネットワークづくりにより主体となって取り組む必要があるため、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難の見込みであるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関の看板を掲げていない権利擁護センターを含まないものとしている。
9	意思決定支援研修を実施している都道府県の数 (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	47都道府県	令和8年度	47都道府県 16都道府県	47都道府県 22都道府県	47都道府県 34都道府県	集計中 (令和8年3月頃公表予定)		・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実施するものとしている。
10	コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加 (アウトカム) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	950市町村	令和7年度	- 667市町村 (令和4年4月1日時点)	710市町村 803市町村 (令和5年4月1日時点)	790市町村 905市町村 (令和6年4月1日時点)	集計中 (令和8年3月頃公表予定)		令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修を実施している。 ・中核機関を整備済であっても、相談支援機能だけではなく、後見人等や関係者等からの相談やバックアップの機能、支援方針の再調整や後見人等の交代等について調整を行う機能の確保、拡充が求められることから、地域連携ネットワークにおいて権利擁護支援の自立支援機能に関する取組を実施している中核機関の数をアウトカムとして設定している。	中核機関を整備した市町村数の増加と連動して、当該項目の数値も増加することを見込んで設定した。
11	協議会を設置した都道府県数 (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	47都道府県	令和8年度	- 19都道府県	47都道府県 35都道府県	47都道府県 37都道府県 (令和6年4月1日時点)	集計中 (令和8年3月頃公表予定)		・家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位数など広域で設置されていること、担い手確保など広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携や十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県に協議会を設置する必要があることから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
12	成年後見制度利用者数					232,287人	239,933人	245,087人	249,484人	成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適当である。 しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。 また、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進するに当たっては担い手の確保・育成等が重要であり、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関における担い手の確保・育成等に関する取組度合いを記載することは、地域における体制整備の実情を把握する上で参考となるため。		
	認知症高齢者数					602万人 (推計値)	602万人 (推計値)	602万人 (推計値)	602万人 (推計値)			
	知的障害者(在宅者)数					96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)			
	精神障害者(外来患者)数					389.1万人 (推計値)	389.1万人 (推計値)	586.1万人 (推計値)	586.1万人 (推計値)			
	市民後見人の育成に関与している中核機関の割合						47.6%	45.7%	44.7%			
	市民後見人の活動支援(修了者のフォローアップを含む)に関与している中核機関の割合						42.2%	40.7%	40.5%			
	法人後見実施団体の育成に関与している中核機関の割合						15.1%	17.3%	16.9%			
	法人後見実施団体の活動支援に関与している中核機関の割合						22.2%	24.8%	25.0%			

達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(9)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業 (令和元年度)	※	※	※	8,10,11	※	006916			
		※	※							
(10)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業 (令和元年度)	※	※	※	9,10	※	002725			
		※	※							
(11)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談 (令和2年度)	※	※	※	8,11	※	002731			
		※	※							
(12)	成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 (令和4年度 名称変更。令和3年度までは、「成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業」として実施)	※	※	※	—	※	002892			
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		2,938,245,936			2,935,214,148		3,102,611,056			
施策の執行額(千円)		2,846,070,197			2,891,778,845					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和6年3月8日		・地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方々や地域社会から孤立している方々など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅶ－1－4))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶ－1－4) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること				担当 部局名	社会・援護局地域福祉課女性支援室	作成責任者名	社会・援護局地域福祉課女性支援室長 中村 彩子			
施策の概要		【困難な問題を抱える女性への支援の推進】 ・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 ① 女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。))の施行前においては、婦人相談所。以下同じ。)(における困難な問題を抱える女性の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳雇上費等の支援 ② 女性相談支援センター一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援 ③ 女性自立支援施設(法の施行前においては、婦人保護施設。以下同じ。))における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援 ④ 女性相談支援員(法の施行前においては、婦人相談員。以下同じ。))活動強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑤ 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑥ DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 ⑦ 官民協働等女性支援事業の実施に必要な費用の支援 ⑧ 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑨ 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 ⑩ 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 ⑪ 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑫ 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施										
施策を取り巻く現状		・ 女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の18万件から年々増加し、令和4年度には43万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。 ・ また、女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談内容についても、夫等からの暴力(44.6%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(23.6%)や、経済関係(6.7%)、妊娠・出産等を含む医療関係(4.5%)など多岐にわたっており、複雑化している。 ・ そのため、女性支援事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、女性相談支援員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。 ・ さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行された。										
施策実現のための課題		1	支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。(「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」(令和4年3月)より)									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由				
		目標1	困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。						「施策を取り巻く現状」及び「施策実現のための課題」のとおり、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化し、さらに相談内容についても、複雑化している中、それらのニーズに対応するための支援体制が必要とされているため。			
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
①	女性相談支援員の配置数 (アウトプット)	1,579人	令和4年	1,894人	令和7年度			1,605人	1,866人	1,894人	増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援を担う女性相談支援員の配置を促進することが重要であることから、女性相談支援員の配置数を測定指標とした。	令和5年度は都道府県及び市における女性相談支援員の配置を目標としたところ、令和6年度からの法施行に伴い町村においても女性相談支援員の配置が努力義務化されたことを踏まえ、全ての都道府県及び市町村を対象に、これまでの女性相談支援員配置状況(※)を加味して目標値を設定。 (※)R2～R4の女性相談支援員の伸び率(常勤職員:1.046、非常勤職員:1.01)
								1,579人	1,595人	1,690人		
2	女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数 (アウトプット)	81,041件	令和元年度	令和元年度 (81,041件) 以上	毎年度	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	「女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数」の増加は、困難な問題を抱える女性への支援体制(相談しやすい体制、相談につながるやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、測定指標として選定した。	第5次男女共同参画基本計画を策定した令和2年度の前年である令和元年度の件数を上回ること为目标とした。
						75,279件	77,396件	79,345件	集計中 (令和8年 3月頃公表 予定)			
3	官民協働等女性支援事業の実施自治体数 (アウトプット)	3自治体	令和3年度	対前年度比で 増加	毎年度		3自治体	3自治体	5自治体	13自治体	法において、民間団体との協働による支援が基本理念として規定されているところ、「官民協働等女性支援事業」は公的機関と密接に連携して、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、地域での自立・定着まで切れ目のない支援を行う民間団体を支援する事業であるため、測定指標として選定した。	法において、民間団体との協働による支援が基本理念として規定されているところ、係る民間団体を支援する本事業の実施自治体数の増加自体が目標である。ただし、当事業の実施の要否は、地域のニーズや実情等を踏まえ、自治体により判断されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加を目標値とする。
						3自治体	3自治体	5自治体	13自治体			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額						
		執行額	執行額						
(1)	女性自立支援事業費補助金 (昭和22年度)	※	※	※	—	※	002664		
		※	※						
(2)	女性保護事業費負担金 (昭和31年度)	※	※	※	—	※	002666		
		※	※						
(3)	女性相談支援センター運営費負担金 (平成14年度)	※	※	※	—	※	002665		
		※	※						
(4)	困難な問題を抱える女性支援推進等事業 費国庫補助金	※	※	※	—	※	006986		
		※	※						
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定時期	令和8年度
		4,838,162千円		5,248,135千円		5,107,398千円			
施策の執行額(千円)		4,081,962千円		4,705,474千円					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		女性活躍・男女共同参画の重点方針2024			令和6年6月11日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定		Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現 女性活躍・男女共同参画の推進には、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現が不可欠である。能登半島地震の対応を通して、改めて災害時の男女共同参画の視点の重要性が認識されており、「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進するとともに、男女共同参画の視点を持った人材の育成に取り組む。配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力などのあらゆる暴力の根絶に向けて、取組を強力に推し進める。あわせて、ハラスメント対策や困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すための取組を推進する。 女性の生涯にわたる健康への支援として、性差を踏まえた「ジェンダード・イノベーション」を取り入れつつ、フェムテックの推進や医療人材の育成等に取り組む。		
							(6) 困難な問題を抱える女性への支援 令和6年4月に施行された女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、引き続き、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の掘り起こしや事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進等を図る。		
経済財政運営と改革の基本方針2024			令和6年6月21日閣議決定		第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり (女性活躍) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、女性・平和・安全・保障(WPS)の推進、多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化、悪質ホストクラブ対策の推進、性差を踏まえた職域・地域における相談支援体制の充実、フェムテックの推進、女性の健康ナショナルセンター(仮称)における診療機能の充実及び研究の推進など生涯にわたる女性の健康への支援等に取り組む。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅶ-1-5))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標Ⅶ-1-5) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	担当 部局名	社会・援護局総務課 自殺対策推進室	作成責任者名	自殺対策推進室長 宮崎 千晶
施策の概要		○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。 ○自殺対策基本法においては、地域における自殺対策を推進するため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた地域自殺対策計画の策定を義務付けている。 ○国は、地域自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、都道府県等が行う事業に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。 ○自殺総合対策大綱は、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。」こととされており、令和4年10月14日に第4次大綱が閣議決定された。 ○第4次大綱では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺の動向を踏まえ、当面の重点施策に「女性の自殺対策を更に推進する」を追加し、以下の13項目を当面の重点施策としている。 【自殺総合対策における当面の重点施策】 ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する ⑬ 女性の自殺対策を更に推進する ○自殺リスクの高まりへの懸念から、対面、電話、SNS相談における体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等を図っている。具体的には、以下のような対策を講じることとする。 ・ ところの健康相談統一ダイヤル(※)の夜間相談体制強化のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が毎週月曜日から金曜日の18時30分から22時30分に相談を実施 ・ 全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、「基幹SNS相談事業者」が都道府県等や地域の支援団体と連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築 ※ 自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定したダイヤル。 ○こども家庭庁を中心とした「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、令和5年6月2日に同会議において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられ、今後、本プランを踏まえて、こどもの自殺対策を推進していくこととなった。				
施策を取り巻く現状		令和6年の自殺者数は20,320人となり、対前年比1,51744人(6.9%)減。 男女別にみると、男性は3年ぶりの減少、女性は2年連続の減少となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年では過去最多の529人となっている。 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。令和6年中の自殺の原因・動機特定者数は18,335人であり、原因・動機は「健康問題」が一番多く(12,029件)、「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」と続いている。 自殺対策に関連する相談窓口を何らか1つでも知っている人の割合は40.9%となっており、前年度よりも低下している。				
施策実現のための課題		1 ○平成10 年以降、14 年連続して3万人を超える状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成18 年に制定された自殺対策基本法や、政府における自殺総合対策大綱に基づく国、地方公共団体、民間団体、医療機関、事業主、支援機関など関係者による取組が進められてきた結果、3万人台から2万人台に減少し、また、自殺対策基本法が成立した平成18 年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に成果を挙げた。 ○令和6年の自殺者の総数は統計開始以降2番目に少ない20,320人(対前年比1,51744人減)となり、男性は3年ぶりの減少、女性は2年連続の減少となった。しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、小中高生の自殺者数は過去最多の529人と深刻な状況である。 ○こうした状況を踏まえ、自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。 2 ○自殺対策に関連する相談窓口を何らか1つでも知っている人の割合は40.9%と、半分に達しておらず、また前年度よりも低下していることから、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が十分であるとは言えない。 ○依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあること等を踏まえると、引き続き、地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備する必要がある。				
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1	地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等		○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。		
	(課題1)			○ 自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが必要であるため。		
	目標2	自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発		○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。		
	(課題2)			○ 地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備するためには、こころの健康相談統一ダイヤルの運用等により自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に取り組むことが必要であるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
①	人口10万人当たりの自殺者数 (アウトカム)	18.5	平成27年	13.0	令和8年	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)において、「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。 ※基準値、目標値、実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	旧大綱(平成24年8月閣議決定)において平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。
						16.5	17.4	17.4	16.3			
2	地域自殺対策強化交付金を活用して、事業を実施する自治体数(アウトプット)	1,441	令和6年度	1,520	令和9年度	-	-	-	-	1,468	・地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策を行う自治体の実数を把握することにより、地域レベルにおける自殺対策の推進状況を計れるため指標として設定した。引き続き当該自治体数を着実に増やしていくことが重要であることから、直近3年間(令和3～6年度)で増加した自治体数(約80自治体)を勘案し、令和9年度までに1,520自治体とすることを当面の目標とする。	・令和7年度の目標値は、基準年度である令和6年度の実績値と最終目標年度の令和9年度の差分を均等割して設定した。
						1,364	1,389	1,409	1,441			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数(アウトカム)					633	647	675	719		当面の重点施策として地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数を掲げているが、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数については、各自治体において地域の実情や財政状況を踏まえて当該交付金の活用の有無を検討していることから、国において具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であるため、地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数は参考指標とした。	
4	(ア)「10歳～19歳」及び(イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数(アウトカム)					(ア)6.8 (イ)20.7	(ア)7.4 (イ)19.6	(ア)7.5 (イ)19.8	(ア)7.5 (イ)19.3		当面の重点施策として子ども、若者の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しており、どの取組が各年齢階層の自殺者数の減少につながったかの分析や目標値の設定は困難であるため、若年層の人口10万人当たりの自殺者数は参考指標とした。 ※実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	
5	原因・動機が特定された自殺者のうち、自殺の原因・動機が「勤務問題」であった件数(アウトカム)					1,935	2,968	2,875	2,564		当面の重点施策として勤務問題の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しており、どの取組が各原因・動機の自殺者数の減少につながったかの分析や目標値の設定は困難であるため、自殺の原因・動機が「勤務問題」であった件数を参考指標とした。 ※令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。 ※実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(1)	自殺対策推進経費 (平成19年度)	※	※	※	1.2.3	※					002736	
		※	※									
(2)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度)	※	※	※	1.2.3	※					002724	
		※	※									

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	自殺対策推進経費 (平成19年度)	※	※	※	1.2.3	※	002736
		※	※				
(2)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度)	※	※	※	1.2.3	※	002724
		※	※				

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
⑥	自殺対策に関連する相談窓口を何らか1つでも知っている人の割合(アウトカム)	41.30%	令和4年	45.90%	令和8年	－	－	－	－	43.4%	・ 地域住民が自殺に関して相談しやすい環境については、国民が自殺対策に関連する相談窓口の存在を認知しており、気軽に相談できる環境となっていることが重要であることから、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発により、自殺対策に関連する相談窓口について、何らか1つでも知っている人の割合を指標として設定した。	直近4年の「自殺対策に関連する相談窓口を何らか1つでも知っている人の割合」の増加率を加味して45.9%とする。			
						38.80%	41.30%	43.70%	40.90%						
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
7	こころの健康相談統一ダイヤルを通じた相談件数(アウトプット)					129,381	144,570	186,992	173,278		こころの健康相談統一ダイヤルの運用は、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、適切な支援を迅速に受けられることにつながるとともに、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に資するものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。				
8	SNSを活用した相談事業における相談件数(アウトプット)					259,814	271,727	275,270	集計中(令和7年10月目途公表予定)		若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるとともに、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に資するものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。				
9	ゲートキーパーの養成研修の受講者数(アウトプット)					－	290,544	348,825	集計中(令和8年5月目途公表予定)		地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を目指すためには、地域で国民から相談を受ける可能性がある行政、支援機関の職員を始めとして、国民の多くが悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられることが重要である。悩んでいる人に対して「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されているゲートキーパーを増やすことが、相談しやすい環境づくりにつながることから、全国の自治体において実施されているゲートキーパーの養成研修の受講者数を参考指標とした。				
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額	予算額												
		執行額	執行額												
(3)	自殺対策推進経費 (平成19年度) 【再掲】	※	※	※	6,7,8	※						002736			
		※	※												
(4)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度) 【再掲】	※	※	※	6,7,8	※						002724			
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度
		5,764,358				7,983,028				6,060,847					
施策の執行額(千円)		3,658,360				5,632,203									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第217回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明							令和7年3月7日		第四次自殺総合対策大綱の下で、どなたも自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、関係省庁と連携し、SNSを活用した相談体制の拡充など、自殺対策を強化します。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅶ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2: 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること		担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課 課長 小野 博史 福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長 芦田 雅嗣
施策の概要	○ 2040年に向けて介護需要が増大する一方で、生産年齢人口が減少する状況の中、介護人材確保は喫緊の課題であり、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。					
	【①介護職員の処遇改善】 ・ 介護職員の処遇改善については、これまで累次にわたり、介護報酬改定で対応してきたところであるが、令和6年度報酬改定では、従来の3種類の加算について「介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、加算率の引上げを行った。 ・ 介護職員等処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施					
	【②多様な人材の確保・育成】 ・ 介護福祉士養成施設や福祉系高校に通う学生に対する修学資金や実務者研修受講資金、他業種で働いていた者が介護分野に就職する際の就職支援金及び介護職員等の再就職準備金の貸付による支援 ・ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の職場体験支援、マッチングまでの一体的支援 ・ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ・ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援					
	【③離職防止、定着促進、生産性向上】 ・ 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口の設置、若手職員の交流推進 ・ 仕事と育児や介護との両立支援(介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援。人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする) ・ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進 ・ オンライン研修の導入支援 ・ 週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施 ・ 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進(介護報酬上の評価の新設等) ・ 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置					
	【④介護職の魅力向上】 ・ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ・ 介護の仕事の社会的評価の向上、理解促進を図るため、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信や、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信することを通じて、介護の仕事の魅力を発信					
	【⑤外国人材の受入環境整備】 ・ 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等) ・ 介護福祉士国家試験に向けた学習支援(多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催) ・ 海外13カ国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施 ・ 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR ・ 働きやすい職場環境の構築支援(国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等)					
	【⑥障害福祉人材の確保等】 ○ 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。 ・ 福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施 ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより加算の取得を支援する事業に対する補助の実施 ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、 現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化 ・ 都道府県が地域の関係機関等と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施					
施策を取り巻く現状	今後、生産年齢人口の減少が加速し、2040年にかけて、特に介護と医療の複合ニーズを抱える85 歳以上人口が増加していく中で、介護人材確保は喫緊の課題。第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和22(2040)年度には約272万人となり、令和4(2022)年度の215万人と比べて、新たに約57万人が必要となっている。また、直近(2023年度)の介護職員の数は、約213万人となっている。					
	外国人介護人材の在留者数は、EPA介護福祉士・候補者が2,752人(令和7年8月1日時点)、在留資格「介護」が12,227人(令和6年12月末時点)、技能実習が20,065人(令和6年12月末時点)、特定技能が52,955人(令和7年5月末時点)となっている。					
	障害者自立支援法(※)が施行された平成18年度以降、障害福祉サービス等の利用者数は4倍近くに増加しており、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は2倍以上となっている。 ※平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されている。					
施策実現のための課題	1	○第9期介護保険事業計画に基づく介護サービスの見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和8(2026)年度末までに約25万人(合計で約240万人)、令和22(2040)年度末までに約57万人(合計で約272万人)が必要であり、総合的な介護人材確保対策に取り組む必要がある。 ○ 現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。				
	2	○ 今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 ○ 介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ○ 外国人介護人材の受入れを検討するに当たり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。				
	3	○ 障害福祉分野の福祉・介護職員数は障害者自立支援法が施行された平成18年度に比べ増加しているものの、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることから、人手不足が深刻化していると見られる。				

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由	
		目標1 (課題1)	2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組等を実施するとともに、第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の確保に向けて、総合的な介護人材確保対策に取り組む。			○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため。 ○また、2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化する中、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を構築していくため。
		目標2 (課題2)	「特定技能」については、令和6年3月29日に、令和6年度から5年間の介護分野における受入れ見込数を13.5万人とすることを閣議決定するなど、外国人介護人材の受入れの必要性が高まっていることを踏まえ、引き続き外国人介護人材の活用を適切に進める。			○ 特定技能制度の趣旨を踏まえ、人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向や法務省から提供される介護分野における在留外国人数等に照らし、介護分野における人手不足の状況について継続的かつ的確に把握・分析することで、状況に応じた必要な措置を講じる必要があるため。 ○ 介護分野における特定技能外国人材の受入れに際し、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないようし、各地域の事業者が必要な特定技能外国人材を受け入れることができるようしていくことが必要であるため。 ○ 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能を向上するための集合研修の実施、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。
		目標3 (課題3)	障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。			○ 利用者本位の質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していく観点から、障害福祉人材の確保・定着が必要であり、職員の処遇改善に取り組んでいく必要があるため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	介護職員数 (アウトカム)	215万人	令和4年度	240万人	令和8(2026)年度末	222万人	227万人	233万人	228万人	234万人	・ 第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2023(令和5)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要となることから、目標値を設定。 ・ 第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2024(令和6)年度末には約228万人、2026(令和8)年度末には約240万人が必要となることから、目標値を修正。 ・ 2022(令和4年)年度の約215万人に対して、2026(令和8)年度末までに約25万人、年間6.3万人程度の介護人材を確保する必要がある。 ※介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。	社会保障審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の需給推計をおこなっている。 2024年7月に公表した第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に基づく介護職員の需給推計の結果、2026(令和8)年度末に約240万人が必要となることから、当該数値を目標値として設定している。
						215万人	215万人	213万人	集計中 令和7年末 頃公表予定			
2	介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	94.3%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	94.3%以上	95.3%以上	当該加算は、令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:加算対象サービスの全請求事業所数 171180 ・分子X:介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数 163136 ※基準年度の基準値については、令和6年度介護報酬改定における加算一本化前の介護職員処遇改善加算の取得率を用いている。	介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。 そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率以上を目標値としている。
(指標2関係参考)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標4(～令和5年度)】	80%	令和2年度	85%	令和5(2023)年度末	前年度 (80%)以上	前年度 (82%)以上	85%			＜＊令和5年度まで＞ 当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
						82.0%	83.4%	84.7%				
(指標2関係参考)	介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標5(～令和5年度)】	66%	令和2年度	前年度以上	令和5(2023)年度	前年度 (66%)以上	前年度 (69%)以上	前年度 (71.4%)以上			＜＊令和5年度まで＞ 当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
						69.1%	71.4%	73.6%				
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
3	介護職員の勤続年数					7.0年	7.4年	7.7年	7.9年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
4	介護職員の平均賃金(月額)					28.5万円	29.3万円	30.0万円	30.3万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	社会事業大学経営等委託費 (昭和21年度)	※	※	※	1	※	002745
		※	※				
(2)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	※	※	※	-	※	002749 006920
		※	※				
(3)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	※	※	※	-	※	002744
		※	※				
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	※	※	※	-	※	002748
		※	※				
(5)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	※	※	※	-	※	002737
		※	※				
(6)	地方改善事業 (昭和35年度)	※	※	※	-	※	002741
		※	※				
(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給 付費補助金 (昭和36年度)	※	※	※	1	※	002742
		※	※				
(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	※	※	※	-	※	002743
		※	※				
(9)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	※	※	※	-	※	002750
		※	※				
(10)	社会福祉職員研修センター経営委託費 (昭和50年度)	※	※	※	1	※	002735
		※	※				
(11)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	※	※	※	-	※	002738
		※	※				
(12)	中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)	※	※	※	1	※	002739
		※	※				
(13)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	※	※	※	-	※	002740
		※	※				
(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	※	※	※	-	※	002751
		※	※				
(15)	社会福祉振興助成費補助金 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002747
		※	※				

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
5	外国人介護人材研修支援事業の実施都道府県の割合 (アウトプット)	-	-	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	地域医療総合確保基金を活用して、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生を対象に介護技能を向上するための研修等の取組を進める外国人介護人材研修支援事業を実施。本事業の取組状況の評価のため、本指標を選定している。介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて外国人介護人材研修支援事業が実施されることを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:47都道府県 ・分子X:外国人介護人材研修支援事業を実施する都道府県数(令和65年度:3734)。	大都市圏など一部地域のみに偏ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていく必要がある。そのため、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に外国人介護人材研修支援事業が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。			
						64%	72%	72%	79%						
6	地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県の割合 (アウトプット)	-	-	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	地域医療総合確保基金を活用して、外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援、1号特定技能外国人等のマッチング支援及び外国人介護人材受入れ環境整備に取り組むことができる。今後、全国的に受入れが増加すると見込まれる外国人介護人材が、介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、これらの取組は全都道府県において実施されることを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:47都道府県 ・分子X:外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業を実施する都道府県数(令和65年度:4138)。	大都市圏など一部地域のみに偏ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていく必要がある。そのため、介護分野における1号特定技能外国人等の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に各種支援等が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。			
						79%	79%	81%	87%						
7	特定技能評価試験の合格率 (アウトカム)	-	-	(技能) 84.9%以上 (日本語) 84.3%以上	令和7年度	前年度以上 (技能) 70.7%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 71%以上 (日本語) 89%以上	(技能) 74.7%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 79.4%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 84.9%以上 (日本語) 84.3%以上	外国人介護人材の受入環境を整備するため、特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入促進のための海外へのPR等の取組を実施している。これらの取組を複合的に実施していくことで、海外からの特定技能による就労希望者を増加させるとともに、日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくことを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y (技能)分母Y:受験者数(令和6年度:57,666人) 分子X:合格者数(令和6年度:48,944人) (日本語)分母Y:受験者数(令和6年度:68,002人) 分子X:合格者数(令和6年度:38,498人)	左記に掲げる取組を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくため、過年度の合格率の最高値を目標値としたものである。			
						(技能) 67.6% (日本語) 81.5%	(技能) 74.7% (日本語) 76.8%	(技能) 79.4% (日本語) 74.9%	(技能) 84.9% (日本語) 56.6%						
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID				
		予算額 執行額	予算額 執行額												
(16)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (平成27年度)	※	※	※	8	※					002715				
		※	※												

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○8	福祉・介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	87%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	87%以上	88.9%以上	当該加算は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、取得率の増加を目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数: 144,633 ・分子X: 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数: 128,580 ※基準年度の基準値については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における加算一本化前の福祉・介護職員処遇改善加算の取得率を用いている。	福祉・介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に福祉・介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率を上回る数値を目標値としている。
						-	-	-	88.9%			
(指標8 関係参考)	福祉・介護職員処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標12】	83%	令和2年度	86%	令和5年度	-	86%	86%	/	/	< * 令和5年度まで > 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	令和5年度実績値の算出方法は、分母: 加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子: 福祉・介護職員処遇改善加算を取得した事業所数(111,897箇所)から算出している。
						84.0%	85%	87%				
(指標8 関係参考)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標13】	46%	令和2年度	60%	令和5年度	-	60%	60%	/	/	< * 令和5年度まで > 当該加算は経験・技能のある障害福祉人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	令和5年度実績値の算出方法は、分母: 加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子: 福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所数(74,703箇所)から算出している。
						51%	54.0%	58%				
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
9	障害福祉人材の勤続年数					7.2年	7.6年	7.6年	7.9年	/	調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
10	障害福祉人材の平均賃金(月額)					28.9万円	29.8万円	30.4万円	30.9万円	/	調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		令和5年度 執行額	令和6年度 執行額									
(17)	障害福祉サービス事業所等サポート事業 (令和6年度)	※	※	※	11	※					002814	
		※	※									

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
	62,068,683	69,907,419	51,779,512			
施策の執行額(千円)	57,584,451	57,182,687				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和4年2月25日	看護、介護、障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組みます。		

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅶ－3－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(施策目標Ⅶ－3－1) 基本目標Ⅶ・ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保を図ること 施策大目標3:戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと	担当 部局名	社会・援護局援護・業務課 社会・援護局援護企画課 社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	作成責任者名	援護・業務課長 阿部 一貴 援護企画課長 西平 賢哉 事業課長 星野 正司 援護企画課中国残留邦人等支援室長 宇口 良子
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰籍又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 3. 戦没者遺族の慰籍を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 4. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立支援を行う。 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 5. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・ 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号)				
施策を取り巻く現状	1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 ・ 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者:約14千人、平均年齢92.4歳(令和6年度末現在))。 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十年といった特別な機会をとらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 ・ 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和7年6月3月末現在の請求受付件数は約76.8万件、裁定県処理済み件数は約76.7万件。				
	2. 次世代への継承 ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 ・ 戦後75年以上が経過して、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 ・ より多くの人に知る機会を提供するべく、昭和館ではオンラインで展示を見学できる「バーチャル昭和館」やデジタルアーカイブの公開、しょうけい館ではオンライン会議システムを用いた学習用コンテンツの整備など、インターネットを活用した取組も行っている。				
	3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 ・ 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 ・ 未収容遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとされた。 ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千島ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。				
	4. 中国残留邦人等への支援 ・ 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の実情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。				
	5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ・ ロシア連邦政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て調査調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 ・ 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の速やかな対応が求められている。				

施策実現のための課題	1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。	
	2	戦後75年以上が経過して、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。	
	3	戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。 また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。	
	4	中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多い中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。	
	5	援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、迅速かつ適切に処理することが課題である。また、抑留中死亡者に関する新たな情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用した照合調査の充実が課題である。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。
	目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。	戦後75年以上が経過して、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させるとことなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。
	目標3 (課題3)	戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。	遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。
	目標4 (課題4)	言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。	高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。
	目標5 (課題5)	遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係等資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。	一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。 照合調査を充実させることが、早期の抑留中死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合(アウトプット)	令和2年度から令和6年度の実績値のうち一番高い値 87.5	令和2年度から令和6年度	令和2年度から令和6年度の実績値のうち一番高い値を上回る値 88%	毎年度	93%以上	91%以上	88%以上	86%以上	88%以上	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。(援護年金受給者:約1.4千人、平均年齢92.4歳(令和6年度末現在)) (出典):業務上取得した計数による。	・ 目標値については、過去5年間(令和2年度から令和6年度)における実績値のうち一番高い値である令和2年度実績値87.5%を上回る値を設定する。 (参考1) 令和2年度実績87.5% (参考2) 令和6年度実績値75.0%は分母:受付件数(48件)、分子:受付件数のうち6か月以内処理件数(36件)から算出したもの。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
2	第11回特別弔慰金について、請求受付件数の累計(単位:千件)					682	762	768	768		・第11回特別弔慰金は、請求受付期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしており、請求者は期間内の任意の年度に請求を行うものである。そのため、年度ごとに請求受付件数及び裁定県処理済み件数に大きく偏りがあるが、これらを把握することは、特別弔慰金の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進するために重要な指標である。	
3	第11回特別弔慰金について、裁定県処理済み件数の累計(単位:千件)					658	744	767	767			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(1)	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務 (昭和27年度)	※	※	※	1	※						002753
		※	※									
(2)	戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業 (昭和28年度)	※	※	※	－	※						002755
		※	※									
(3)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務 (昭和38年度)	※	※	※	－	※						002754
		※	※									

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値						
令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度						
4	昭和館の累計入館者数 (アウトカム)	-	-	11,562,218 以上	令和17年度	前年度 (71,114人) 以上	前年度 (82,463人) 以上	前年度 (143,415人) 以上	23万人以上	297,615人	・ より多くの方が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典)：業務上取得した計数による。	・ 目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が感染拡大前と比較して減少しており、一定の来館者数を保つことが課題となっている。(このため、令和2～5年度の目標値は、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を設定していた。) ・ 当初、中期的には、戦後80年(令和7年度)を目標年度とし、新型コロナ感染症の影響も踏まえ、令和7年度における来館者数の目標値を約30万人(平成26年度から令和5年度まで来館者数の平均値)、最終目標値を約729万人としていた。 令和7年度より目標年度を戦後90年(令和17年)とし、当該年度における来館者数の目標値を約52万人(過去最高であった平成27年度の入館者数)と設定した上で、令和6年度の実績値との差を勘案し、年約2.2万人の増加を目標値とし、これを踏まえて、最終目標値を約1156万人(これまでの累計来館者数約703万人＋令和17年度までの目標約453万人)に修正することとする。 【参考】令和6年度末までの累計入館者数(実績)：約703万人)
5	しょうけい館の累計入館者数 (アウトカム)	-	-	2,749,189人 以上	令和17年度	前年度 (16,982人) 以上	前年度 (15,745人) 以上	前年度 (18,158人) 以上	4万人以上	25,845人	・ より多くの方がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典)：業務上取得した計数による。	・ 目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっている。(このため、令和2～5年度の目標値は、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を設定していた。) ・ 当初、中期的には、戦後80年(令和7年度)を目標年度とし、新型コロナ感染症の影響も踏まえ、令和7年度における来館者数の目標値を約8万人(平成26年度から令和5年度まで来館者数の平均値)、最終目標値を約190万人としていた。 令和7年度より目標年度を戦後90年(令和17年)とし、当該年度における来館者数の目標値を約14万人(過去最高であった平成27年度の入館者数)と設定した上で、令和6年度の実績値との差を勘案し、年約1.2万人の増加を目標値とし、これを踏まえて、最終目標値を約274万人(これまでの累計来館者数約179万人＋令和17年度までの目標約95万人)に修正することとする。 【参考】令和6年度末までの累計入館者数(実績)：約179万人)
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
6	昭和館ホームページの閲覧数					303,567	349,984	149,451	1,387,342		ホームページの閲覧を通じて、遠方に住んでいる方ははじめ来館しない方にも施設の情報や戦中・戦後の労苦を次世代に伝えることにつながるため、ホームページの閲覧数を参考指標として設定する。※なお、昭和館の令和5年度の閲覧数が大幅に減少していることについては、ホームページ閲覧数のカウント方法を変えたことによる。また、令和6年度からはデジタルアーカイブの閲覧数を含む。	
7	しょうけい館ホームページの閲覧数					38,960	53,082	49,797	47,891			
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レピューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(4)	戦傷病者福祉事業(昭和47年度)	※	※	※	5	※					002757	
(5)	昭和館運営等事業 (①平成11年度、②平成14年度)	※	※	※	4	※					002756	
		※	※									

達成目標3について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
8	慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合 (アウトカム)	-	-	3年間の平均値以上	毎年度	平成30年度から令和2年度までの平均値(67%)以上	令和元年度から令和3年度までの平均値(67%)以上	令和2年度から令和4年度までの平均値(67%)以上	令和3年度から令和5年度までの平均値(66%)以上	令和4年度から令和6年度までの平均値(67%)以上	・ 慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。 ・ したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成29年度実績:87%、平成30年度実績:88%、令和元年度実績:88%、令和2年度実績:84% (参考2)令和6年度実績値91%は分母:慰霊巡拝参加者アンケート回答人数(215人)、分子:慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(196人)から算出したもの。		
○9	戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数 (アウトプット)	-	-	3年間の平均派遣回数以上	毎年度	-	-	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	・ 今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後75年以上を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの派遣を実施し着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 ・ 遺骨収集事業では、同一地域において複数回遺骨収容を実施する場合があることを考慮し、事業の進捗状況をより適切に測るため、令和5年度より、新たな測定指標を設定することとした。	・ 遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均派遣回数以上を目標とする。 ・ なお、令和7年度の年度ごとの目標値については、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和2年度から令和4年度の期間の派遣回数を含めてしまつと低く設定されてしまうことから、令和6年度目標値に続き、平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数を設定することとした。 (参考)平成29年度実績:94回 平成30年度実績:85回 令和元年度実績:76回 令和2年度実績:24回		
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(6)	遺骨伝達等事業 (昭和26年度)	※	※	※	-	※					002760			
(7)	遺骨収集関連事業 (昭和27年度)	※	※	※	9	※					002759			
(8)	戦没者追悼式挙行等事業 (①昭和38年度、②昭和39年度)	※	※	※	-	※					002758			
(9)	慰霊碑の維持管理等事業 (昭和45年度)	※	※	※	-	※					002763			
(10)	慰霊巡拝事業 (昭和51年度)	※	※	※	8	※					002761			
(11)	慰霊友好親善事業 (平成3年度)	※	※	※	-	※					002762			
(12)	民間建立慰霊碑管理促進事業 (平成15年度)	※	※	※	-	※					002764			

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度				年度ごとの実績値						
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
10	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件) (アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の96% (17,563件)以上	前年度の96% (20,023件)以上	前年度の95%(19,344件)以上	前年度の95%(17,969件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 ・高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和2年度実績:18,294	
11	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件) (アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の95%(1,132件)以上	前年度の95%(1,121件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 ・このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じることが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実数を測定測定とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和2年度実績:1,079件	
達成手段4 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額										
(13)	中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	※ ※	※ ※	※	-						※	002765	
(14)	中国残留邦人等に対する帰国受入支援事業 (昭和48年度)	※ ※	※ ※	※	-						※	002766	
(15)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業 (昭和63年度)	※ ※	※ ※	※	11						※	002767	
(16)	保険料追納一時金事業 (平成19年度)	※ ※	※ ※	※	-						※	002768	
(17)	中国残留邦人等に対する支援給付事業 (平成20年度)	※ ※	※ ※	※	10						※	002769	

達成目標5について																
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値										
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度										
12	履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合 (アウトカム)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う履歴証明を迅速に行うため、履歴証明を受付後、概ね3ヶ月以内に処理した割合を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1)令和2年度実績:100% (参考2)令和6年度実績値100%は分母:令和6年度の受付件数(3,036件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(3,036件)から算出したもの。				
						100%	100%	100%	100							
13	恩給請求書を受付後1.25ヶ月以内に総務省に進達した割合 (アウトカム)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 ・なお、令和5年度までは受付後1.5月以内に総務省に進達した割合を100%とすることを目標に掲げていたが、毎年度目標値を達成したため、更なる迅速化を目指し、令和6年度より、受付後1.25月以内に進達した割合を100%とすることを目標としている。 (参考1)令和2年度実績:100% (参考2)令和6年度実績値100%は分母:令和6年度に総務省に進達した件数(7件)、分子:令和6年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.25ヶ月以内に総務省に進達した件数(6件)から算出したもの。				
						100%	100%	100%	86							
14	抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数(件) (アウトプット)	—	—	147件	毎年度	—	—	—	147件	134件	・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、照合調査を充実させるという課題に対して、抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 ※特定候補者とは、ロシア連邦政府等から取得した資料に抑留中死亡者として名前の記載がある者のうち、身元が特定されていない者で、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料による抑留中死亡者と情報の一致が確認でき、両者が同一人物である可能性が高い者をいう。 (出典):業務上取得した計数による。 (参考):厚生労働省推計の抑留中死亡者約55,000人(うち令和6年度末までに身元を特定した数41,107人) ※なお、旧ソ連地域及びモンゴル地域以外のその他地域(旧満州・北朝鮮・樺太等)における死亡者についても、上記取得資料が存在する場合は、身元の特定を進めており、令和6年度末までの特定者数は1,040人である。	・ 戦後75年以上を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等との外交上の調整をふまえた資料取得の状況にもよるため、日本政府において取組可能な特定候補者の選定を実施した数を目標とする。 (当該特定候補者を最終的な特定に繋げるためには、ロシア連邦政府等へ新たな資料の提供要請等を行う必要がある。) ・ 年々、ロシア連邦政府等から新たに取得する情報が減少していることを踏まえ、過去3年間の実績値の平均値を目標値とする。				
						186件	125件	132件	146件							
達成手段5		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額													
(18)	戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	※ ※	※ ※	※	—	※					002772					
(19)	人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	※ ※	※ ※	※	12,14	※					002770					
(20)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	※	※	※	13	※					002771					
		※	※													
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定時期	令和6年度			
		10,600,841				9,815,394				9,832,751						
施策の執行額(千円)		9,735,756				9,323,094										
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)						
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和4年2月25日		援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。						

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅷ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること(施策目標Ⅶ－1－1) 基本目標Ⅶ:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること	担当 部局名	障害保健福祉部企画課	作成責任者名	企画課長 乗越 徹哉
施策の概要	【1. 障害者総合支援法について】 ○ 障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的にを行っている。これによって、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。 ※対象になる障害の範囲:身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)、政令で定める難病等により障害がある者で18歳以上のもの。				
	【2. 障害者総合支援法の改正等について】 ○ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。)の施行3年後の見直し規定に基づき、社会保障審議会障害者部会で見直しの議論を行い、令和4年6月に報告書を取りまとめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法等改正法」という。)が同年12月に成立し、令和6年4月より施行された。 ○ 障害者総合支援法等改正法により、障害者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設することとした。(令和7年10月施行予定) ○ このほか、共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることの明確化や、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とするなど障害者の地域生活の支援体制の充実に向けた取組を進めている。(令和6年4月1日施行)				
	【3. 障害福祉計画について】 ○ 障害者総合支援法では、障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定めた基本的な指針(以下「基本指針」という。)に即して、市町村及び都道府県が、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した障害福祉計画を策定することとしている。 ○ 社会保障審議会障害者部会での議論を経て、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画(第7期障害福祉計画等)の策定のため、令和5年5月に基本指針の改正を行った。都道府県、市町村においては、この基本指針に即して3年間の計画を作成しており、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行いながら、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていくことが求められる。				
	【4. 障害福祉サービス等について】 ○ 障害者総合支援法に基づくサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。 ＜主な障害福祉サービス＞ ・介護給付:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・訓練等給付:自立生活援助、共同生活援助、自律訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援 ・相談支援に係る給付:計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等 ＜地域生活支援事業における主な事業＞ ・相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等				
	【5. その他】 ＜地域生活支援拠点等、基幹相談支援センターの整備について＞ ○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進している。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化の取組等を総合的に行うことを目的として基幹相談支援センターも整備し、地域の支援体制の整備を行っている。 ＜工賃向上計画について＞ ○ 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である方には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進していくことが必要である。 ○ このため、都道府県に対し令和6年度から令和8年度までの工賃向上計画の作成を求めるとともに、計画に基づく取組みを推進するため、基本的な取組み内容を継続している。工賃の向上を図るためには、製品の質を高めるとともに、就労継続支援B型事業所等で提供する製品・役務の情報発信、共同で仕事を受注できる仕組みの整備が必要であることから、経営コンサルタントや各分野の専門家の派遣、情報提供体制の構築、共同化の推進のための支援を行っている。				

施策を取り巻く現状	【1. 障害福祉サービスのニーズ増加】 ○障害者の総数は1152.8万人(うち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は603.0万人)であり、人口の約9.3%に相当する。 ○障害福祉サービスの利用者数は、サービス内容の拡充や対象者の拡大等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:93万人、令和4年:96万人、令和5年:100万人、令和6年:104万人 ※いずれも3月時点 ○障害福祉サービスを提供する事業所数は、サービスのニーズの増加等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:8.9万、令和4年:9.3万、令和5年:9.8万、令和6年:10.2万 ※いずれも3月時点		
	【2. 障害者の地域移行・地域生活支援の現状】 ○ 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向。 (参考)施設入所者の地域生活移行者数の実績 H25年度末～29年度末(4年間):5.8%(7,628人) H28年度末～R2年度末(4年間):4.9%(6,342人) ○また、地域生活支援拠点等、基幹相談支援センター及び(自立支援)協議会を未整備の市町村がある。(整備状況は指標を参考)		
	【3. 障害者の就労支援の現状】 ○ 就労継続支援A型における利用者の実態把握に関する調査研究(アンケート)によると、一般就労を希望する利用者の割合(※)が2割以上の事業所が約半数。 ※一般就労希望者数(原則として個別支援計画に一般就労希望が記載されている者)／利用者数 ○ 直ちに一般就労することが困難な障害者を対象とした就労継続支援事業(A型・B型)は、総費用額、利用者数及び事業所数が毎年増加し、ニーズが増大している。 ○ 就労継続支援B型事業所の平均工賃は増加傾向。		
施策実現のための課題	1	○ 障害者数やサービスのニーズの増加、施設入所者の重度化・高齢化が進む中、安心して地域生活を送れるような支援体制の整備が必要。	
	2	○ 一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会を目指していく必要がある。 ○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する必要がある。 ○ なお、障害者雇用施策と福祉施策の連携を強化し、両者の一体的な推進による効果的で切れ目のない専門的支援体制の構築や、技術革新・環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応等のための方策について検討を進めている。	
各課題に対応した達成目標	目標1	障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等支援体制の充実	○ 施設入所者の重度化・高齢化が進む中で、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、引き続きグループホーム等の地域生活における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
	(課題1)		○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備が進められているが、障害者を支える地域の様々な支援の有機的な結びつきが課題であり、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行い、必要な機能等の強化・充実を図る必要がある。
	目標2	障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上	○ 就労移行支援事業等を通じて、福祉施設利用者の一般就労への移行や一般就労移行後の定着を進める必要がある。
	(課題2)		○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援するため、就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図る必要がある。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び(自立支援)協議会の全てを設置している市町村数(アウトプット)	-	-	100% (1741自治体)	令和11年度	-	-	-	-	-	福祉施設の入所から地域生活への移行という課題に対応するため、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを令和7年度より努力義務化、これらと(自立支援)協議会の連携により基礎自治体の支援体制の整備、強化を進めており、地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・(自立支援)協議会を設置している自治体の割合を選定した。	地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・(自立支援)協議会の連携による市町村の支援体制整備・強化を進めており、全市町村での設置を進めていることから、令和11年度までに100%設置されることを目標として設定した。 なお、自治体での積極的な早期の設置を促す観点から、整備の留保となりうる年度毎の目標設定は行わないこととした。
						31.9%	38.5%	41.2%	49.4%			
2	・市町村におけるのぞまないセルフプラン(身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に作成されるセルフプラン)の解消(アウトプット)	-	-	のぞまないセルフプランをゼロにする	令和11年度	-	-	-	-	-	障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、相談支援体制の構築が不可欠である。障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要であるが、市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、まずは福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備が必要であり、そのための指標を設定した。 ※当初は相談支援専門員やサービス管理責任者への意思決定ガイドラインを活用した研修実施状況を指標とする案としていたが、当指標を再選定した。	現在、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画(いわゆるセルフプラン)については、①身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、若しくは、②障害者又は障害児の保護者が希望する場合のみ認められているが、①によるセルフプラン(のぞまないセルフプラン)が最終的にゼロとなるよう、各市町村において相談支援体制を整備することが必要である。このため、令和11年度までにのぞまないセルフプランをゼロとすることを目標として設定した。なお、第8期障害福祉計画及び第4期障害児支援計画の基本指針に掲げる目標を設定。 ※ 新規の目標設定のため、実績値はない。(参考として、セルフプラン率全体の全国平均は、障害者15.8%、障害児30.7%)
						-	-	-	-			
3	・障害者グループホームで重度障害者支援加算を取得する事業者数(アウトカム)(3月末時点の重度障害者支援加算のうち中核的人材配置の加算を取得している事業所数)	-	-	272事業所(重度障害者支援加算のうち中核的人材配置の加算を取得する事業所)	令和11年度	-	-	-	-	44	施設からグループホーム等への地域移行は一定程度進んできたものの、重度障害者、特に強度行動障害の状態にある者の受入れ体制の強化が課題となっている。令和6年度報酬改定により、重度障害者支援加算を拡充し、強度行動障害の状態にある者を「中核的人材」が支援したときの評価を新設した。このため、当該加算の取得状況を確認することで、重度障害者の地域移行の受け皿や支援の質の状況を把握できることから、本指標を選定した。	加算取得上の人員要件である中核の人材について、令和11年度までに約1,800人養成予定であるが、そのうち障害者グループホーム事業所に配置され、支援にあたる者の割合を加算の取得状況より推計した。
						-	-	-	17			
④	・障害者グループホームで地域連携推進会議を実施し、その結果を公表している事業者数(アウトカム)	-	-	100%	令和8年度	-	-	-	-	100%	施設から地域移行した後の障害者の生活支援については、透明を確保することが必要であり、障害者グループホームでも令和7年度より地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組として地域連携推進会議の設置を事業所に基準省令により義務付けたところ。この地域連携推進会議の適正な運用を確保する観点から本指標を選定した。 ※把握できるのは令和8年度以降になる見込み	省令上の義務であるが、障害者の地域生活支援の質を確保する重要な取組であるため、目標値は当初から100%と設定する。
						-	-	-	-			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	※ ※	※ ※	※	1,3	※	002749 006920
(2)	国立更生保護施設運営事業 (昭和23年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002798
(3)	社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002789
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002748
(5)	視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002783
(6)	特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002782
(7)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002750
(8)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002796
(9)	手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002784
(10)	中央障害者社会参加推進センター運営事業 (平成2年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002787
(11)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002788
(12)	高度情報通信福祉事業等 (平成14年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002786
(13)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	※ ※	※ ※	※	1	※	002797
(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002751
(15)	障害者医療費 (平成17年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002777

(16)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	※	※	※	-	※	002800
		※	※				
(17)	障害支援区分管理事業 (平成18年度)	※	※	※	-	※	002775
		※	※				
(18)	地域生活支援事業及び地域生活支援 促進事業 (平成18年度)	※	※	※	-	※	002778
		※	※				
(19)	障害者自立支援給付 (平成18年度)	※	※	※	1,3,5,6,7,8	※	002776
		※	※				
(20)	給付費支払システム事業 (平成18年度)	※	※	※	-	※	002779
		※	※				
(21)	障害福祉サービス等経営実態調査 (平成19年度)	※	※	※	-	※	002802
		※	※				
(22)	障害保健福祉制度普及関係経費等 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002773
		※	※				
(23)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金 に必要な経費 (平成20年度)	※	※	※	1	※	002785
		※	※				
(24)	障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002803
		※	※				
(25)	障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002804
		※	※				
(26)	補装具装用訓練等支援事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003044
		※	※				
(27)	障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002805
		※	※				
(28)	業務管理体制データ管理システム整備 事業 (平成24年度)	6百万円	4百万円	4百万円	-	障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。	-
		4百万円	3百万円				
(29)	重度訪問介護等の利用促進に係る市 町村支援事業 (平成24年度)	※	※	※	-	※	002808
		※	※				
(30)	障害児・者に対する相談支援の充実に 係るシステム改修等 (平成25年度)	※	※	※	-	※	002809
		※	※				
(31)	障害者芸術文化活動普及支援事業 (平成26年度)	※	※	※	-	※	002746
		※	※				

(32)	発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業 (平成26年度)	20百万円	20百万円	20百万円	-	①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等(平成29年度より、発達障害児者地域生活支援モデル事業へ名称を変更し、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。) ②重症心身障害児者支援体制整備モデル事業 重症心身障害児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症心身障害児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等 (②については、平成29年度より、医療的ケア児支援促進モデル事業へ名称変更。平成31年度より、医療的ケア児等総合支援事業に統合。令和5年度より、こども家庭庁へ移管。) ※予算額については、発達障害児者地域生活支援モデル事業の予算を計上	-
		14百万円	20百万円				
(33)	障害福祉サービス等報酬改定影響検証事業費 (平成27年度)	※	※	※	-	※	003001
		※	※				
(34)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (平成28年度)	19百万円	19百万円	19百万円	-	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県等で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。(補助率 国:1/2 都道府県・指定都市:1/2)(平成29年度より、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	-
		13百万円	13百万円				
(35)	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 (平成30年度)	※	※	※	-	※	002810
		※	※				
(36)	障害福祉サービス事業所等サポート事業 (令和6年度) (※旧:障害福祉サービス等支援体制整備事業(平成30年度))	※	※	※	-	※	002814
		※	※				
(37)	障害者支援施設等の災害時情報共有システム整備事業 (令和元年度)	-	-	29百万円	-	災害発生時において、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげるため、障害福祉施設等の災害時情報共有システムを構築する。(補助率10/10) これにより、災害発生時における障害福祉施設等の被害状況等を国・地方自治体等が迅速に把握・共有し、被災した施設・事業者への迅速かつ適切な支援につなげることに資するもの。	-
		-	29百万円				
(38)	新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002818
		※	※				
(39)	障害福祉分野におけるロボット等導入支援 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002816
		※	※				
(40)	障害福祉分野のICT導入モデル事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002817
		※	※				
(41)	障害福祉関係データベース構築事業 (令和2年度)	365百万円	496百万円	627百万円	-	障害福祉関係データベースの構築に向けて、データベースの構築に必要な要件定義の検討や収集するデータの範囲等の仕様について検討するとともに、当該データベース構築後の運用に係る要件定義やシステム運用後の集計・分析対応等を行う。	-
		363百万円	495百万円				
(42)	障害福祉サービス事業所等自治体サポート事業 (令和6年度) (※旧:障害福祉のしごと魅力発信事業(令和2年度))	※	※	※	-	※	002752
		※	※				
(43)	共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業 (令和3年度)	-	-	-	-	就労継続支援事業所の作業等の受注量を確保するため、共同受注窓口に係る以下の取組を行う。 ・ 全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理 ・ 都道府県域を越えた受発注体制モデルの構築 ・ 全国的な受発注の推進につながっている実事例の横展開に向けた周知・広報 ・ 工賃向上計画支援等事業等とも連携した共同受注窓口の機能強化・活性化の実施 ・ 支援を実施した結果、全国的な受発注の推進につながった事例の国への報告	-
		-	-				
(44)	意思疎通支援従事者確保等事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003103
		※	※				
(45)	障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003098
		※	※				
(46)	障害支援区分認定データ等の障害福祉サービスデータベースへの送信委託費 (令和5年度)	※	※	※	-	※	002779
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○5	(第7期障害福祉計画による)福祉施設から一般就労への年間移行者数(アウトカム)	2.2万人	令和3年度	1.28倍(※)	令和8年度	-	-	2.5万人	-	1.28倍	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指していく必要があるとの考え方に基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めていることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 ※(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(2.2万人)の1.28倍以上とする。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。
						2.2万人	2.4万人	2.5万人	集計中(今後完了予定)			
○6	(工賃向上計画による)就労継続支援B型の平均工賃月額(アウトカム)	-	-	前年度の平均工賃月額を上回る	令和8年度	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	一般就労が困難な方であっても、地域で自立した生活を送れるようにするためには、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。	第5次障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)の中でも目標として設定されている。なお、各都道府県における目標工賃は、地域の実情等を踏まえ、適正な水準を設定するものであるため、測定指標の目標値を数値で一律に設定することは困難であることから、前年度の平均工賃水準を上回ることを目標値としている。 ※なお、令和5年度実績から、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「1日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式に変更した。 (参考)平成27年度実績:15,033円、平成28年度実績:15,295円、平成29年度実績:15,603円、平成30年度実績:16,118円、令和元年度実績:16,369円、令和2年度実績:15,776円
						16,507円	17,031円	23,053円(※)	集計予定(今後完了予定)			
7	(第7期障害福祉計画による)就労定着支援の利用者数(アウトプット)	-	-	1.41倍(※2)	令和8年度	-	-	70%(※1)	1.41(※2)	1.41倍	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用する。 ※2(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(16,332人)の1.41倍以上とする。 (参考)令和5年度実績値38%は、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者数(25,306人)に占める就労定着支援の利用者数(9,616人)の割合	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同じとした。)
						36%	36%	38%	集計予定(今後完了予定)			
8	(第7期障害福祉計画による)就労定着支援事業所ごとの就労定着率(アウトカム)	-	-	25%(※2)	令和8年度	-	-	70%(※1)	25%(※2)	25%	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を受けて、就労定着を進めることが必要であることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労定着率(3年間)が80%以上の事業所を全体の70%以上とする。 ※2(第7期障害福祉計画)就労定着率(3年6月以上6年6月未満の期間継続の就労者の要件等追加)が70%以上の事業所を全体の25%以上とする。 (参考)令和5年度実績値64%は、就労定着支援事業所(1,640か所)に占める就労定着率が80%以上の事業所(1,050所)の割合	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同じとした。)
						69%	65%	64%	集計予定(今後完了予定)			

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額						
		執行額	執行額						
(47)	障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	※	※	※	5	※	002778		
		※	※						
(48)	障害者自立支援給付 (平成18年度) 【再掲】	※	※	※	1,3,5,6,7,8	※	002776		
		※	※						
(49)	工賃向上計画支援事業 (平成24年度) (旧工賃倍増5カ年計画支援事業)	※	※	※	8	※	002778		
		※	※						
(50)	就労移行等連携調整事業 (平成27年度)	※	※	※	-	※	002778		
		※	※						
(51)	定着支援地域連携モデル事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	005641		
		※	※						
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和7年度
		2,011,566,484			2,124,796,652		2,207,268,103		
施策の執行額(千円)		1,986,857,983			1,925,915,322				
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和5年3月8日		障害者や難病患者の方々が、地域や職場において、本人の希望に応じて、その方らしく暮らし、働くことができるよう、昨年十二月に成立した障害者総合支援法等改正法の円滑な施行に向けた準備を進めます。また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅷ－1－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること(施策目標Ⅶ－1－2) 基本目標Ⅶ: 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1: 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること		担当 部局名	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課	作成責任者名	精神・障害保健課長 海老名 英治
施策の概要	【1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について】 ○ 我が国の地域精神保健医療福祉については、平成16年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策を行ってきた。 ○ その後、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月)において、新たな政策理念として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方を基軸とした。これは、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本とし、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すもので、地域共生社会の実現にも資するものである。 ○ 精神保健に関するニーズの多様化に伴い、自殺対策、虐待(児童、高齢者、障害者)、生活困窮者・生活保護、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力(DV)等の各分野において、すでに8割以上の市町村が、地域住民の身近な相談窓口として、広く分野を超えて精神保健上の課題を抱えた住民を対象に、相談に対応している状況ではあるが、引き続き身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要である。 ○ 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々病状が障害の程度に大きく影響するため、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携を推進し、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その意向やニーズに応じ、身近な地域で切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心して暮らせるようにする体制を構築する必要がある。このために、地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る9事業メニューから構成される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施。 ○ また、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要であることから、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」や普及啓発に係る事業(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の事業メニューの一つ)を実施。 ○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全国的な実現に向けた具体的かつ実効的な仕組み、体制等について検討するため「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を令和3年10月より開催しており、今後の方向性や取組について、令和4年6月にとりまとめたところ。 ○ さらに、令和4年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するための具体的な方策について検討するため、「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」を開催しており、令和5年9月に報告書を取りまとめたところ。 【2. 依存症対策について】 ○ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などに取り組んでいる。					
施策を取り巻く現状	・ 現在、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画に基づく取組を進めており、同計画において新たに定められる目標値を踏まえ、更に取組を進展させていく必要がある。 ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、目標値を例年達成していることから、退院後の精神障害者の地域での生活を支える仕組みづくりが有効に機能している状況と考える。 ・ 依存症の特性として、本人は病気が進行しても自認しにくく、自ら専門治療等につながりにくいと言われているところ、患者数が多く、また、支援の取組が最も進められているアルコール依存症でも、依存症が疑われる者の生涯経験者数(推計)は54万人であるのに対し、依存症の受診患者数(2021年度)は約10.8万人(外来)、約2.6万人(入院)と乖離があるなど、多くの方が支援を必要としつつ、適切な支援につながっていない可能性が指摘されている。					
施策実現のための課題	1	誰もが安心して地域で生活できる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き推進していくために、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携に向けた取組が必要である。				
	2	メンタルヘルスの不調や精神疾患は、誰もが経験しうる身近なものであるが、本人やその周囲にいる人が支援や医療の必要性に気づきにくく、理解しづらい場合や、不調に気づいていても相談のしづらさを感じたり、どこに相談して良いかわからない場合があるため、メンタルヘルスに関する正しい情報を発信する等、行動変容を伴う普及啓発が必要である。				
	3	・ 依存症は、その疾病の特性から、誤解や偏見もあり、依存症を抱える方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていないといった課題がある。このため、イベント等の開催やHP、SNSでの発信等を通じて依存症に関する正しい理解や相談窓口について普及啓発を行うことにより、依存症を抱える方やその家族が相談等につながるようにすることが必要。 ・ 依存症の相談拠点の設置、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援が必要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進		精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようすることは、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。		
	目標2 (課題2)	地域住民のメンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解の普及		メンタルヘルスや精神疾患に関する普及啓発を推進することは精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの最も重要な要素と考えられるため。		
	目標3 (課題3)	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進		都道府県等における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進することで、地域の支援体制の構築を図り、依存症を抱える方の支援を充実していくことが重要であるため。		

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○1	精神病床における1年以上長期入院患者数(アウトカム)	17.2万人	平成30年度末	13.8万人	令和8年度	－	－	15.3万人	－	－	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しているが、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、本指標を選定した。	・目標値は、障害福祉計画によって示される目標値と一致するよう設定した。 ・年度ごとの目標値及び年度ごとの実績値は第7期障害福祉計画の終期である令和8年度に追記予定。 ・実績値については、「精神保健福祉資料」から引用している。	
						－	－	15.6万人	－				
○2	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野37】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	316日	令和元年度	325.3日以上	令和8年度	－	－	316日以上	－	－	退院後の精神障害者の地域での平均生活日数を測定指標とすることで、精神障害を抱える者も地域の中で支援を受けながら生活できているという状況を測る要素の1つであることから、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の進捗状況を反映する指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・目標値は、障害福祉計画によって示される目標値と一致するよう設定した。 ・年度ごとの目標値及び年度ごとの実績値は第7期障害福祉計画の終期である令和8年度に追記予定。 ・実績値については、「精神保健福祉資料」から引用している。	
						－	－	集計中	－				
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID	
		執行額	執行額										
(1)	精神障害者措置入院等(昭和25年度等)	※	※	※	－	※						002790	
		※	※										
(2)	精神障害者保健福祉対策(平成12年度等)	※	※	※	1.2	※						002791	
		※	※										
(3)	精神障害者社会復帰調査研究等事業(平成15年度)	※	※	※	－	※						002774	
		※	※										
(4)	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等(平成17年度)	※	※	※	－	※						002793	
		※	※										
(5)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等(平成17年度)	※	※	※	－	※						002794	
		※	※										
(6)	心神喪失者等医療観察法人材養成研修(平成17年度)	※	※	※	－	※						002795	
		※	※										
(7)	医療観察等実施費(平成17年度)	※	※	※	－	※						002799	
		※	※										
(8)	障害者医療費(平成17年度)	※	※	※	－	※						002777	
		※	※										
(9)	精神保健福祉人材養成等研修事業(平成22年度)	※	※	※	－	※						002801	
		※	※										
(10)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金(平成24年度)	※	※	※	－	※						002807	
		※	※										

達成目標2について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○3	心のサポーター養成研修の実施自治体数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野38】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	8自治体	令和3年度	98自治体	令和7年度	-	16自治体	24自治体	30自治体	98自治体	・ 心のサポーターは、メンタルヘルスの問題を抱える家族の方やその同僚などに対する、傾聴を中心とした支援者のことを指しており、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与し、精神疾患の予防や早期介入につながるものである。 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上では、地域住民の理解や支えも重要であり、普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が求められていることから、心のサポーターの養成に関する取組を測定指標として設定した。	令和3年度から開始された事業。令和7年度目標値は過年度実績等を踏まえ設定した。	
4	心のサポーター養成研修の受講者数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野38】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	939人	令和3年度	15,105人	令和7年度	-	1,672人	2,400人	3,830人	15,105人		令和3年度から開始された事業。令和7年度目標値は過年度実績等を踏まえ設定した。	
5	心のサポーター指導者養成研修受講者数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野38】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	47人	令和3年度	1,374人	令和7年度	-	99人	150人	1,072人	1,374人		令和3年度から開始された事業。令和7年度目標値は過年度実績等を踏まえ設定した。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		執行額	執行額										
(11)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 (「世界メンタルヘルスデー」(10月10日)に合わせたイベントの開催に係る経費)(平成29年度)	※	※	※	-	※					002774		
(12)	心のサポーター養成事業 (令和3年度)	※	※	※	3,4,5	※					002774		

(11)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 (「世界メンタルヘルスデー」(10月10日)に合わせたイベントの開催に係る経費)(平成29年度)	※	※	※	-	※	002774
(12)	心のサポーター養成事業 (令和3年度)	※	※	※	3,4,5	※	002774

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
6	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に係る相談拠点、専門医療機関、治療拠点機関をいずれも設置する都道府県、指定都市数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野27】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34自治体	令和2年度	67自治体	令和8年度	67自治体	67自治体	67自治体	67自治体	67自治体	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その整備状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和6年度の目標値は、昨年度と同様に全ての都道府県・指定都市で設置すること目標として、67自治体と設定した。なお、この目標水準は新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同水準である。	
7	精神保健福祉センター及び保健所の依存症に関する相談件数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野27】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34,249件	平成28年度	直近3カ年の 平均値	毎年度	39,652件	40,125件	39,126件	38,383件	直近3カ年の 平均値	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その活用状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。	
8	依存症専門医療機関における新規受診患者数 (アウトカム)	11,747人	平成30年度	直近3カ年の 平均値	毎年度	15,181人	17,394人	17,871人	18,551人	直近3カ年の 平均値	地域における依存症の支援体制を構築するため、専門的な医療機関による体制整備を進め、適切な支援としての専門医療につながるができるよう取組を進めているところ。適切な支援につながった結果に該当するものとして、当該専門医療機関の利用状況を測定指標として選定した。	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。	
9	普及啓発イベント・シンポジウムの開催回数 (アウトプット)	3回	平成30年度	直近3カ年の 平均値	毎年度	4回	4回	4回	4回	5回	依存症に関する正しい知識と理解について国民一人ひとりに普及啓発を進めるに当たり、その取組の状況を測定指標として選定した。	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。	
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										
		執行額	執行額										
(13)	精神障害者保健福祉対策(うち依存症対策 地域支援事業) (平成29年度)	※	※	※	6,7	※					002792		
		※	※										
(14)	精神障害者社会復帰調査研究等事業 (平成15年度)	※	※	※	6～9	※					002774		
		※	※										

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和5年度
	281,629,057	287,608,408	285,725,562		
施策の執行額(千円)	278,696,067	285,559,212			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説		令和3年3月5日	(地域共生社会、障害者支援等) 障害のある方々が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日常生活の支援、グループホームの整備、精神障害のある方々への包括的な支援体制の構築などに取り組むとともに、労働施策と福祉施策において切れ目のない支援を目指します。 (中略) 依存症対策について、医療・相談体制の整備や民間団体の活動支援等に取り組むほか、薬物乱用防止対策にも関係省庁とともに引き続き取り組んでまいります。	
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和4年2月25日	障害福祉施策については、障害者の地域における自立した生活の支援や、雇用と福祉の連携による就労支援の推進、地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現等について、関係審議会で議論を進めるとともに、発達障害者や医療的ケア児への支援、難聴対策の推進等に取り組みます。 (中略) また、依存症対策や薬物乱用防止対策にも引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症にも対応した心のケアを進めてまいります。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅸ-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標Ⅸ-1) 基本目標Ⅸ:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みを整備を図ること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること				担当 部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 山下 護 年金課長 和田 幸典 数理課長 鈴木 健二 首席年金数理官 楠田 裕子 事業企画課長 重永 将志 事業管理課長 岡 譲			
施策の概要		本施策は、以下を柱に実施している。 1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。 2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて、計画的に公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。 令和6(2024)年度からは、第4期中期目標(対象期間: 令和6年4月1日～令和11年3月31日)及び中期計画に基づいて業務を実施している。										
施策を取り巻く現状		直近の公的年金制度の適用状況については、被保険者数は全体で6,745万人(2023(令和5)年度末)であり、全人口の約半数にあたる。 国民年金の被保険者の種別ごとの人数については、第2号被保険者等 が4,672万人(2023年度末)と全体の約69%を占めており、自営業者や学生等である第1号被保険者が1,387万人、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は686万人(2023年度末)となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年比54万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年比18万人、36万人減で、近年減少傾向にある。 公的年金制度の給付の状況については、全人口の約3割にあたる3,978万人(2023年度末)が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約6割を公的年金等が占めている。										
施策実現のための課題		1	終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。									
		2	公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与することが課題である。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)	公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する。						社会経済の変動に対応し持続可能な公的年金制度等を構築するためには、継続的な検証及び改善が必要なため。			
		目標2 (課題2)	公的年金制度の適切な事業運営を図る。						国民生活の安定に寄与するためには、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことが必要なため。			
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	年度ごとの実績値						
①	年金制度改正法の立案と実現(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野③】	-	-	年金制度改正法の成立・着実な施行	令和7年度			財政検証及び制度改正を行うために必要となる有識者等による議論・検討	・財政検証の実施 ・制度改正等を行うために必要となる有識者等による議論・検討	・年金制度改正法の成立 ・年金制度改正法の着実な施行	国民皆年金制度である国民年金及び厚生年金保険制度について、社会経済、人口構成、就労状況等の変化に対応し、働き方に中立的な制度の構築、制度の持続可能性の向上と公的年金制度の所得保障機能の向上を図ることができるよう、効果的な制度改正案を立案し、これを実現することは、持続可能な年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。	左記のとおり
②	「公的年金シミュレーター」のアクセス件数(アウトプット)	-	-	公的年金シミュレーターのアクセス件数の増加を図る	令和7年度			公的年金シミュレーター運用開始初年度(令和4年度)を上回るアクセス件数(220万件)	公的年金シミュレーター運用開始初年度(令和4年度)を上回るアクセス件数(220万件)	公的年金シミュレーター運用開始初年度(令和4年度)を上回るアクセス件数(220万件)	・ 持続可能な年金制度の構築のためには、年金制度を分かりやすく周知するだけでなく、将来の受給可能な年金額がどの程度なのかを示し、公的年金制度の信頼を高めることが必要である。 ・ 年金広報の取り組みの1つとして、令和4年4月に「公的年金シミュレーター」の運用を開始した。「公的年金シミュレーター」は、ねんきん定期便に記載されている二次元コードをスマホで読み取ること、将来の年金受給見込額を簡単に試算できるWEBサイトである。「公的年金シミュレーター」のアクセス件数を増やし、より多くの国民が将来の年金受給見込額を試算することは、公的年金制度の信頼を高める上で重要な意義を持つと考えられるため、当該指標を選定した。	「公的年金シミュレーター」は、ねんきん定期便に記載される二次元コードからのアクセスが大半を占めている。この二次元コードは、令和4年度分のねんきん定期便から付与されているものであり、運用開始年度である令和4年度のアクセス件数を基準として当該目標値を設定した。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	測定理由	
3	年金セミナーの実施					3,077回	3,488回	3,156回	3,460回		将来世代に対して、公的年金制度の仕組みや理念について年金セミナーを行うことにより意識改革を図ることで、保険料納付の促進につながるなど、公的年金制度の持続可能性の確保に寄与するため。 (参考) 平成28年度実績: 3,467回、平成29年度実績: 3,650回、平成30年度実績: 3,993回、令和元年度実績: 3,834回、令和2年度実績: 2,125回	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 (昭和17年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野等】	—	—	—	-	・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等の検証を実施するため、財政検証システムを改修。「財政の現況及び見通し」を作成し、公表を行う。 ・検証の結果等を踏まえ、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案により、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。 ・なお、本経費は令和4年度以降デジタル庁に移管されているため、令和4年度以降に係る予算額等の記載は「—」としている。	—
		—	—				
(2)	公的年金財政検証関係経費 (平成13年度)	—	—	—	-	・社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムを改修し、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政検証における検証(レビュー)の支援を行う。 ・厚生年金(厚生年金の実施機関たる共済組合等を含む)、国民年金の年金財政について、安定性、公平性の確保に關し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。 ・なお、本経費は令和4年度以降デジタル庁に移管されているため、令和4年度以降の予算額等の記載は「—」としている。	—
		—	—				
(3)	年金生活者支援給付金の支給に必要な事務費 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野等】	※	※	※	-	※	002825
		※	※				
(4)	年金生活者支援給付金の支給に必要な経費 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野等】	※	※	※	-	※	002839
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○4	国民年金の現年度納付率 (アウトプット)	65.0%	平成28年度	前年度実績から1.0ポイント程度の伸び幅を目指す	令和7年度	前年度実績を上回り令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	前年度実績を上回り令和2年度から2.0ポイント程度(74.0%)の水準	前年度実績以上の納付率を確保する	前年度実績以上の納付率を確保する	前年度実績から1.0ポイント程度の伸び幅を目指す	国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和7年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/chukikeikaku/index.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考)平成27年度実績：63.4%、平成28年度実績：65%、平成29年度実績：66.3%、平成30年度実績：68.1%、令和元年度実績：69.3%、令和2年度実績：71.5%	左記のとおり
						73.9%	76.1%	77.6%	78.6%			
○5	厚生年金保険等の適用の状況 (アウトプット)	115,105事業所	平成28年度	70,000事業所	令和7年度	適用目標事業所数：88,000事業所	適用目標事業所数：80,000事業所	適用目標事業所数：70,000事業所	適用目標事業所数：75,000事業所	適用目標事業所数：70,000事業所	厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和7年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考)平成27年度実績：92,550事業所、平成28年度実績：115,105事業所、平成29年度実績：99,064事業所、平成30年度実績：100,727事業所、令和元年度実績：91,342事業所、令和2年度実績：99,682事業所	左記のとおり
						104,225事業所	96,120事業所	94,548事業所	83,270事業所			

6	年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」(注))の達成率(アウトカム) (注) サービススタンダード ・老齢年金: 1ヶ月※ ・障害年金: 3ヶ月 ※加入状況の再確認を要する方は2ヶ月	①95.9% ②91.7%	平成28年度	90%以上 ①老齢厚生年金 ②障害厚生年金	令和7年度	90%	90%	90%	90%	90%	年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所用日数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和7年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/chukikeikaku/index.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: ①94.1% ②90.1%、平成28年度実績: ①95.9% ②91.7%、平成29年度実績: ①88.2% ②85.0%、平成30年度実績: ①82.2% ②88.5%、令和元年度実績: ①95.3% ②90.1%、令和2年度実績: ①97.4% ②75.4%	左記のとおり
7	「ねんきんネット」の利用者拡大(アウトプット)	457万件	平成28年度	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る	令和7年度	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(ID取得件数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)	「ねんきんネット」で年金記録の確認や年金の手続が行われる環境を整備することが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、「ねんきんネット」を利用した個人向けサービスの利用拡大を図ることを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和7年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: 418万件、平成28年度実績: 457万件、平成29年度実績: 527万件、平成30年度実績: 622万件、令和元年度実績: 729万件、令和2年度実績: 860万件	左記のとおり
8	未統合記録の解明件数(アウトプット)	3,145万件	平成28年度	未統合記録の解明・統合を図る	令和7年度	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図り、一人でも多くの方の記録の回復につなげていくことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和7年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考) 平成27年度実績: 3,110万件、平成28年度実績: 3,145万件、平成29年度実績: 3,192万件、平成30年度実績: 3,234万件、令和元年度実績: 3,272万件、令和2年度実績: 3,301万件	左記のとおり
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(5)	保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定) (昭和17年度)	※ ※	※ ※	※	6	※						002828
(6)	福祉年金給付に必要な経費 (昭和34年度)	※ ※	※ ※	※	6	※						002830
(7)	国民年金給付に必要な経費 (昭和36年度)	※ ※	※ ※	※	6	※						002827
(8)	社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費 (昭和48年度)	※ ※	※ ※	※	4,5,6	※						002833
(9)	基礎年金給付に必要な経費 (昭和61年度)	※ ※	※ ※	※	6	※						002826

(10)	存続厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費 (昭和61年度)	※	※	※	6	※		002829
		※	※					
(11)	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費 (平成17年度)	※	※	※	4,5,6	※		002834
		※	※					
(12)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金) (平成21年度)	※	※	※	4,5,6,7,8	※		002835
		※	※					
(13)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金) (平成21年度)	※	※	※	4,5,6	※		002836
		※	※					
(14)	ねんきん定期便 (平成21年度)	※	※	※	7	※		002837
		※	※					
(16)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等) (平成22年度)	※	※	※	4,5,6	※		002822
		※	※					
(17)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等) (平成22年度)	※	※	※	4	※		005650
		※	※					

施策の予算額(千円)	令和5年度		令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定時期	令和4年度
	54,613,721,778		56,502,434,770	55,159,495,948		
施策の執行額(千円)	49,657,045,743		50,845,093,608			

施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	・第217回通常国会における石破内閣総理大臣施政方針演説 「経済財政運営と改革の基本方針2025」	・令和7年1月24日 ・令和7年6月13日	・第217回通常国会における石破内閣総理大臣施政方針演説 年金制度の財政状況は、支え手の増加などにより前回の見直し時に比べ好転しています。今後とも成長型経済の実現に努めるとともに、働き方に中立的な制度とするなど、将来にわたる安心をより確実なものとしてまいります。 ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (1) 全世代型社会保障の構築 (働き方に中立的な年金制度の構築) 公的年金については、働き方に中立的な制度を構築する観点から、改正年金法を踏まえ、更なる被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しを進めるとともに、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進する。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅸ－1－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標Ⅹ－1－2) 基本目標Ⅹ: 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること		担当 部署名	年金局企業年金・個人年金課	作成責任者名	企業年金・個人年金課長 海老 敬子					
施策の概要		○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。 (参考)関連法令: 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) 等 ○ 「資産所得倍増プラン」(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)において、 ①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること。 ②iDeCoの拠出限度額の引上げや受給開始年齢の上限引き上げについて2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、 ③iDeCoの各種手続きの簡素化等を行うこと とされた(「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」(令和5年6月16日閣議決定)にも、同主旨の記載)。 ○「資産運用立国実現プラン」(令和5年12月13日資産運用立国分科会取りまとめ)においては、 DBの改革として ・資産運用力の向上として、ガイドラインを改定するなど、必要な方策を講じること、 ・共同運用の選択肢の拡大として、企業年金連合会による共同運用事業の発展等に向けた取組を促すこと、 ・加入者のための運用の見える化の充実として、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)を行うこと、 企業型DCの改革として ・適切な商品選択に向けた制度改善として、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化(情報開示)、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進するなどの方策を講じること、 ・加入者のための運用の見える化の充実として、事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)を行うこと、 企業年金を含む私的年金の更なる普及促進を行うことが盛り込まれた。 ○以上の文書における指摘等を踏まえ、社会保障審議会企業年金・個人年金部において私的年金制度全般の改革についての議論を整理(令和6年12月27日)。その上で、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」を第217回通常国会に提出し、令和7年6月13日に成立(令和8年4月1日等に施行予定)。										
施策を取り巻く現状		私的年金制度は、加入者数が継続的に増加しており、高齢期の資産形成のために活用が進んでいる。 さらに、 ・働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化 ・生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化 ・高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり ・高齢期の長期化とそれに伴う老後生活へのニーズの多様化 等の経済・社会の変化を背景に、国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、国民の豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築が求められている。										
施策実現のための課題		1	老後生活の基本を支える機能を有する公的年金と相まって老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する老後生活へニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCoの普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。									
課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。					私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要なため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
○1	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数) (アウトプット)	1,412万人	平成27年度	2,190万人	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	高齢期における個人の所得確保を図るため、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。	平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人、平成29年度実績:1,671万人、平成30年度実績:1,785万人、令和元年度実績:1,854万人、令和2年度実績:1,912万人
						1,962万人	2,035万人	2,090万人	2,140万人	2,190万人		
						1,985万人	2,040万人	2,094万人	集計中 (R7年 12月頃 公表予定)			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
2	企業年金(DB・企業型DC)の加入者数(延べ人数)					1,712万人	1,716万人	1,733万人	集計中 (R7年 12月頃 公表予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
3	iDeCoの加入者数					239万人	290万人	328万人	363万人		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
4	国民年金基金の ①加入員数②国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する加入員数の割合 (※) 農業者年金基金被保険者、国民年金保険料免除者、納付猶予者、学生納付特例者を除く。					①34万人 ②4.40%	①34万人 ②4.40%	①33万人 ②4.40%	集計中 (R7年 12月頃 公表予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としていところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である各制度ごとの加入者数及び加入割合を参考指標とすることが有益であるため。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額					
(1)	企業年金等の健全な育成に必要な経費 (昭和40年度)	※	※	※	1	※	002840	
		※	※					
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定時期	令和4年度
		17,347		26,092		19,165		
施策の執行額(千円)		10,834		18,926				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		「経済財政運営と改革の基本方針2025」			令和7年6月13日	第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (7) 資産運用立国の実現 資産運用立国に向けた更なる改革を実行する。全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、NISA制度の一層の充実の検討、金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備に取り組むほか、企業型DC(企業型確定拠出年金)及びiDeCo(個人型確定拠出年金)の運用改善を進めるとともに、令和7年度税制改正の大綱に基づく拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。企業年金加入者のための運用の見える化を行う。家計の安定的な資産形成の基盤となる金融経済教育を充実する。成長分野への資金供給を強化する観点から、東証グロース市場の機能向上、インバクト投資市場の拡大、データセンターのREIT(不動産投資信託)への組入促進、有価証券報告書の株主総会前の開示の後押しにつながる制度横断的な検討、コーポレートガバナンス改革、銀証ファイアウォール規制 の在り方についての検討を行うほか、資産運用の高度化を図る観点から、「金融・資産運用特区」4地域による広報・誘致活動の充実、アセットオーナー・プリンシプルの受入促進に取り組む。 VII. 資産運用立国の取組の深化 2. 家計の安定的な資産形成 ①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備 確定拠出年金(iDeCo及び企業型DC)については、令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。 企業型DCについて、足元の物価が上昇する市場環境下において、元本確保型商品では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、事業主は加入者に対しより丁寧に説明するとともに、必要に応じて指定運用方法を含めた運用商品の構成の見直しを検討するよう促す。 確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。 企業年金(DB及び企業型DC)の運用状況等の情報開示に向け、厚生労働省が情報を集約し公表することとされているが、必要に応じてデジタル庁とも連携しながら、その早期実現を図る。 VII. 資産運用立国の取組の深化 5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化 ②アセットオーナーシップ改革の更なる推進 確定給付企業年金(DB)について、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを更に進めていく。また、給付のあり方等は労使で検討されるべきものであるが、加入者の退職後の生活におけるインフレ抵抗力が確保されるよう、DBの運用のあり方を含め、事例を整理・公表する。		

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(X-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること(施策目標X-1-2) 基本目標X：高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること	担当 部局名	老健局総務課 健康・生活衛生局健康課	作成責任者名	総務課長 江口 満 健康課長 丹藤 昌治
施策の概要	○ 介護保険制度には、保険者である市町村が、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する「地域支援事業」という仕組みがあり、生活支援サービスは、地域支援事業に位置付けられ、市町村が中心となり、要支援者や要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象に、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスと日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきた。 ○ 地域支援事業については、平成26年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成27年4月から平成29年4月までに、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村が行う総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参加する多様なサービスを総合的に提供する仕組み(以下「新しい総合事業」という。)へと見直しを行った。 ○ 新しい総合事業は、一般介護予防事業とサービス・活動事業に分かれる。このうち一般介護予防事業は、すべての65歳以上の高齢者を対象としている。住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すものである。 ○ サービス・活動事業は、要支援者や基本チェックリスト※1該当者等を対象としている。要支援者や事業の対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業の対象として支援するものである。事業は大きく分けて4つに分類される。 ①掃除・洗濯等の日常生活場の支援を訪問により提供する「訪問型サービス」 ②機能訓練や集いの場等への通所により日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」 ③栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等の提供を行う「その他生活支援サービス」 ④これらの新しい総合事業によるサービス等が適切に提供されるよう調整する「介護予防ケアマネジメント」 ※1 高齢者が自身で生活機能に低下があるかどうかチェックする質問リストのこと。 ○ 少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営む機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要である。そのため、令和6年度から、「21世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」※2を開始し、高齢期に至るまで健康を保持するための若年期からの取組の重要性など、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進している。 ※2 健康増進法(平成14年法律第103号)第7条第1項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。対象期間は、令和6年度から12年間。				
施策を取り巻く現状	1. 介護保険制度をとりまく状況 ・ 65歳以上の高齢者数は2043年にピークを迎える見込み(3,953万人)。 ・ 要介護認定率及び一人当たり介護給付費が特に高い85歳以上人口は、2035年頃まで一貫して増加。 ・ 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加(2025年には約470万人との推計)。 ・ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加(2040年に30.3%との推計)。 ・ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。 ・ 高齢者の生活機能は、75歳以上で急速に低下。身の回りの動作等は維持されていても、買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。 2. 日常生活支援や介護予防 ・ 単身世帯等の増加、支援を必要とする軽度の高齢者の増加の中、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組んでいる。 2-1 生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等) ・ 従前相当サービスを実施している市町村は、訪問型で1,593市町村(91.5%)、通所型で1,582市町村(90.9%)。従前相当サービス以外の多様なサービス・活動をいずれか実施している市町村は、訪問型で1,134市町村(65.1%)、通所型では1,242市町村(71.3%)。(令和5年度) ・ 通いの場の数及び参加率は令和元年度まで上昇傾向であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により低下し、令和3年度以降は再び上昇。 2-2 関係者間の連携(包括的支援事業等) ・ 地域ケア会議は1,718市町村(98.7%)で開催。同会議を開催している地域包括支援センターの割合は、94.0%(5,126か所)。年12回以上(月平均1回以上)開催している地域包括センターは約2割。(令和5年度) ・ 生活支援コーディネーターは、第1層(市町村区域)では1,701市町村(97.7%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,690市町村(97.1%)に配置されている。(令和5年度) ・ 協議体は、第1層(市町村区域)では1,657市町村(95.2%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,612市町村(92.6%)に設置されている。(令和5年度) 3 予防・健康づくり ・ 介護予防とフレイル対策(運動、口腔、栄養等)、生活習慣病対策を一体的に実施するため、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施(令和2年4月～)。 ・ 令和4年の健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)は、平成22年と比較して男性で2.15年、女性で1.83年増加した(平成22年と平成25年の対比：男性0.77年、女性0.59年、平成22年と平成28年の対比：男性1.72年、女性1.17年、平成22年と令和元年の対比：男性2.26年、女性1.76年)。同期間における平均寿命は男性で1.50年、女性で0.79年増加(平成22年と平成25年の対比：男性0.66年、女性0.31年、平成22年と平成28年の対比：男性1.43年、女性0.84年、平成22年と令和元年の対比：男性1.86年、女性1.15年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成した。				

施策実現のための課題	1	【生活支援・介護予防サービス提供体制（介護予防・日常生活支援総合事業等）】 ○ 高齢化や単身世帯等の増加に伴い増加・多様化する生活支援のニーズに地域の実情に応じて対応することが必要。 ○ 生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要。	
	2	【関係者間の連携（包括的支援事業等）】 ○ 関係者の連携により、個別ケースの課題解決から地域課題の発見、その解決に向けた取組までつなげていくことが必要。	
	3	○ 介護予防と生活習慣病対策を一体的に実施し、さらなる健康寿命の延伸を図ることが必要である。 ○ 栄養・食生活、口腔、運動、社会参加等、高齢者の特性を踏まえ、健康状態、生活状況等を包括的に把握することが重要である。 ○ その結果を踏まえ、健康状態に課題がある高齢者を把握し、介護予防と保健事業が連携して、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う必要がある。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1	・要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。	地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が必要であるため。
	（課題1）	・通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。	
	目標2	・生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。	地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため。
	（課題2）	・地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。	
	目標3	適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。	高齢者の運動器障害や低栄養による自立度低下や虚弱を防ぐためには、適度な運動などによる健康づくりが必要であるため。
（課題3）			

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
							令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス・活動(多様な主体によるサービス・活動、住民主体によるサービス・活動、短期集中予防サービス、移動支援)及びその他生活支援サービスを実施している事業所数(アウトプット)		22,995事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(28,350事業所)以上	前年度(28,816事業所)以上	前年度(29,000事業所)以上	前年度(28,251事業所)以上	前年度以上	・ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、そのニーズも多様化している。 ・ そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様なサービス・活動が利用できる体制を市町村が整備していく必要があることから、その事業所数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (出典):介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	・ 事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うために、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定が困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 ・ なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における議論の中間整理(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。
	訪問型:多様なサービス・活動	11,159事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(14,066事業所)以上	前年度(14,304事業所)以上	前年度(14,720事業所)以上	前年度(14,584事業所)以上	前年度以上			
		通所型:多様なサービス・活動	10,061事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(12,433事業所)以上	前年度(12,611事業所)以上	前年度(12,637事業所)以上	前年度(12,232事業所)以上	前年度以上		
	その他生活支援サービス		1,775事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(1,851事業所)以上	前年度(1,901事業所)以上	前年度(1,643事業所)以上	前年度(1,435事業所)以上	前年度以上		
		○2	介護予防に資する通いの場への参加率【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18】(アウトプット)	4.2%	平成28年度	8%	令和7年	—	—	6.4%	7.2%		
4.8%	5.5%							6.70%	集計中(令和8年3月頃算出予定)				

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等)	※	※	※	—	※	002265
	【新経済・財政再生計画関連： 社会保障分野 17.20.21.28.29.60 ii】 (関連 1-10-1)	※	※				
(2)	在宅福祉事業費補助金 (昭和38年度)	※	※	※	2	※	002843
		※	※				
(3)	全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	※	※	※	2	※	002845
		※	※				
(4)	全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	※	※	※	—	※	002844
		※	※				
(5)	老人保健健康増進等事業 (平成2年度)	※	※	※	—	※	002842
	【新経済・財政再生計画関連： 社会保障分野⑦】	※	※				
(6)	後期高齢者医療制度事業費 補助金 (平成20年度)	※	※	※	—	※	002267 018673
	(関連 1-10-1)	※	※				
(7)	後期高齢者医療企画指導費 (関連 1-10-1)	※	※	※	—	※	002282
		※	※				
(8)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	※	※	※	1,2	※	002846
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○3	個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数(アウトプット)	33,057件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (41,296件)以上	前年度 (45,329件)以上	前年度 (46,712件)以上	前年度 (45,087件)以上	前年度以上	・ 個別ケースを扱う地域ケア会議は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために行っており、介護支援専門員の資質向上に繋げるためにも有効な手段である。 ・ そのため、地域包括支援センター等が積極的に個別ケースを扱う地域ケア会議を開催する必要があることから、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	・ 開催回数については、各自治体等が地域の実情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定は困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 ・ 自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度を実施する事業分から、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいります。
				日常生活圏域あたりの平均実施回数		45329件	46,712件	45,087件	集計中 (令和7年12月中算出予定)			
						6.95件	7.22件	6.92件	集計中 (令和7年12月中算出予定)			
4	地域課題を検討する地域ケア会議の開催市町村数(アウトプット)	1,314市町村	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度 (1,306市町村)以上	前年度 (1,318市町村)以上	前年度 (1,354市町村)以上	前年度 (1,416人)以上	前年度以上	・ 地域課題を検討する地域ケア会議は、複数の個別事例から明らかとなった地域課題を共有し、これを解決するために地域の関係者が参加して地域づくりや政策形成に結び付けていくことにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、地域課題を検討する地域ケア会議を開催する市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	・ 開催市町村数については、各自治体等が地域の実情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定は困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 ・ 自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度を実施する事業分から、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいります。
						1,318市町村	1,354市町村	1,416市町村	集計中 (令和7年12月中算出予定)			
5	生活支援コーディネーターの配置人数(アウトプット)	9,339人	令和2年度	前年度以上	毎年度	前年度 (9,339人)以上	前年度 (8,893人)以上	前年度 (9,203人)以上	前年度 (9,403人)以上	前年度以上	・ 生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、多様な主体と連携しながら、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う者であり、その配置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携、協働を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、生活支援コーディネーターの配置人数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	・ 配置人数については、各自治体等が地域の実情に応じ配置するため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定は困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 ・ なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における議論の中間整理(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。
						8,893人	9,203人	9,403人	集計中 (令和8年3月上旬公表予定)			

6	協議体の数 (アウトプット)	9,400箇所	令和2年度	前年度以上	毎年度	前年度 (9,400箇所) 以上	前年度 (9,453箇所) 以上	前年度 (9,995箇所) 以上	前年度 (10,858箇所) 以上	前年度以上	・ 協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場であり、その設置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、協議体の数を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	・ 設置数については、各自治体が地域の実情に応じ設置するため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定が困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。
						9,453箇所	9,995箇所	10,858箇所	集計中 (令和8年3月上旬公表予定)			
7	地域における生活支援・介護予防サービスの提供状況等をデータとして整理するとともに、生活支援コーディネーターや協議体を活用しながら、地域の課題を分析・評価している市町村数 (アウトプット)	1,102市町村	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	前年度 (1,102市町村) 以上	前年度 (1,262市町村) 以上	・ 生活支援コーディネーターや協議体が地域における生活支援体制整備に向けて有効に機能するためには、各市町村が生活支援コーディネーターや協議体が活動するにあたって参考となるデータを整理し、生活支援コーディネーターや協議体とともに、地域の課題の分析や評価等を行うことが必要である。 ・ そのため、市町村におけるデータの整理及び地域課題の分析・評価の実施状況を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典)：保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標(市町村分)	・ 各自治体が地域の実情に応じて分析や評価等を行うため、具体的な数値目標及び各年度の目標値を定めることは困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。
						-	-	1,102市町村	1,262市町村			
8	生活支援コーディネーターや協議体等とセンターの連携、調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数 (アウトプット)	1,609	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	前年度 (1,605市町村) 以上	前年度 (1,609市町村) 以上	前年度 (1,609市町村) 以上	前年度以上	・ 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターや協議体との連携を強化する必要がある。 ・ そのため、連携強化に資する支援を行っている市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	・ 連携強化に資する支援は各自治体が地域の実情に応じて行うため具体的な数値目標及び各年度の目標値を定めることは困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度を実施する事業分から、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいりたい。
						1,605市町村	1,609市町村	1,609市町村	集計中 (令和7年12月中算出予定)			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
9	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合(個別事例の検討件数／受給者数)が0.83%以上の市町村数					887市町村	808市町村	967市町村	集計中 (令和7年12月中算出予定)		地域ケア会議の開催については、地域の実情に応じた支援が行われているかどうかを測る指標として、地域ごとの受給者数のばらつきを踏まえた指標が有効であることから、地域における受給者数あたりの個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催数が0.83%(※)以上の市町村数を指標として選定した。 ※令和2年度地域包括支援センター調査による各センターの地域ケア会議開催数の中央値5.0回(5.0事例)を1圏域の基準として算出したもの	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(9)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	※	※	※	4,5,6,7	※					002846	
		※	※									
(10)	介護給付等費用適正化事業 (平成20年度)	※	※	※	-	※					002474	
		※	※									
(11)	百歳高齢者記念事業費等(昭和38年度)	※	※	※	-	※					002847	
		※	※									

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
10	ロコモティブシンドロームの減少(足腰に痛みがある高齢者の人数)(人口千人当たり)(65歳以上)(アウトカム)	-人 ※令和8年中に公表予定。	令和4年	210人	令和14年度					(目安) 210人 ※令和14年度目標値	・ ロコモティブシンドロームは、運動器の障害によって、立つ、歩くという移動機能の低下を来した状態とされており、生活機能の中でも、移動機能は健康寿命の延伸の観点からも、特に重要と考えられる。 ・ 高齢化が進行することを考慮すると、足腰の痛みのある者の割合の自然増加は避けられないが、取組の推進による改善効果や実行可能性を考慮して、指標を設定した。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kenkouinpon21_00006.html) (参考)令和元年度実績 232人 (出典):国民生活基礎調査(大規模調査:3年ごと)	左記のとおり	
11	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制(65歳以上)(アウトカム) 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGI】	-% ※令和8年中に公表予定。	令和6年	13%	令和14年度	(22%以下)	(22%以下)	(22%以下)	13%未満	13%未満	適切な栄養状態の確保は、高齢者の虚弱化の予防又は先送りにつながると考えられるため、当該指標を設定した。 また、ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強いため、重要な指標として当該指標を設定した。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kenkouinpon21_00006.html) (参考)平成28年度実績:17.9%、令和元年度実績:16.8% 【経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表のKGIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査 ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。	左記のとおり	
達成手段3 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID	
		執行額	執行額										
(12)	健康増進事業 (平成20年度) (関連:29-(1)-10-2))	※	※	※	8,9,10	※						002337	
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和6年度
		198,329,137				185,388,057				184,609,271			
施策の執行額(千円)		184,564,929				185,275,332							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明						令和6年3月8日		高齢者介護については、感染症や災害への対応力を強化しつつ地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症基本法の目的でもある共生社会の実現に向け、普及啓発や本人発信の支援など総合的な認知症施策に取り組みます。			

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(X-1-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部署名	老健局認知症施策・地域介護推進課	作成責任者名	認知症総合戦略企画官 野村 晋
施策の概要		総合的な認知症施策を推進すること(施策目標X-1-3) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること ・我が国の認知症高齢者数は、推計では、2025年に471万人になるとされており、65歳以上の人口がほぼピークを迎える2040年に584万人になると見込まれている。また、認知症の前段階とされる軽度認知障害(MCI)の高齢者数も2040年に612万人になると推計されている。 ・認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として平成30年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」(以下「大綱」という。))が取りまとめられた(※)。 ・これに基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしている。 ※大綱では、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開、の5つの柱に沿って施策を推進していくこととしている。対象期間は令和7年までとし、施策ごとにKPI/目標を設定している。 ・なお、大綱の対象期間は2025(令和7)年までとなっているが、策定後3年を目途に、施策の進捗を確認するとされており、令和4年度に策定後3年の確認を行った。 ・また、令和6年1月には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合い共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。)の実現を推進することを目的とした、「共生社会を実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という。))が施行された。 ・認知症基本法に基づき、令和6年12月に認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けた、認知症施策に関する全ての取組を推進していくこととしている。			
施策を取り巻く現状		平成27年に新オレンジプラン、その後継として令和元年6月に国家戦略としてとりまとめた「認知症施策推進大綱」の下、「共生」と「予防」を車の両輪として、政府一体となり総合的な認知症施策を進めている。なお、大綱の対象期間は令和7年までとなっており、策定後3年を目途に、施策の進捗を確認するとされており、令和4年度に各施策の中間評価を実施した。既に達成した項目等については、更に施策を進めるための新たな目標設定を行うとともに、進捗状況が低調であった項目については、目標達成に向けた対応を強化することとしており、引き続き、認知症施策の一層の推進に向け、総合的な取組を行うこととしている。なお、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和5年6月16日に公布され、令和6年1月1日に施行され、同法に基づき、令和6年12月に、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」を策定した。			
施策実現のための課題		1	・我が国の認知症高齢者数は、推計では、2025年に471万人になるとされており、65歳以上の人口がほぼピークを迎える2040年に584万人になると見込まれている。また、認知症の前段階とされる軽度認知障害(MCI)の高齢者数も2040年に612万人になると推計されている。今や誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを普及・啓発を通じて社会全体として確認していくことが必要である。 ・大綱に記載される施策の取組状況について、各地域における社会資源の状況等の関係で、自治体間で差異が生じていることが課題となっている。		
		2	・本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにする。認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを構築することが重要である。 ・自治体間で取組状況に差異が生じていることが課題となっている点は、同様。		
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由	
		目標1 (課題1)	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進・認知症の人や介護者への支援		社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図るとともに、認知症の人やその家族が集う取組を普及させる必要があるため。
		目標2 (課題2)	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供		本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	企業・職域型認知症サポーター数 (アウトプット)	259万人	令和元年度	400万人	令和7年末	前年度 (274万人) 以上	316万人以上	333万人以上	356万人以上	400万人	・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの認知症サポーター養成講座を行っており、企業・職域型認知症サポーターの人数を指標として選定した。	・企業・職域型の認知症サポーターの養成については、大綱において、令和7年末までに400万人を育成するという目標を掲げており、大綱の対象期間に目標を達成する毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
						288万人	300万人	312万人	325万人			
2	チームオレンジ等設置自治体数 (アウトカム・アウトプット)	87市町村	令和元年度	1,741市町村 (100%)	令和7年末	前年度 (138市町村) 以上	779市町村 以上	980市町村 以上	1293市町村以上	1,741市町村	・認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、養成するだけでなく、サポーター等を中心とした支援チームを作り、認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ等)の構築を令和元年度より進めている。	・チームオレンジ等については、大綱において、令和7年末までに全市町村に設置するという目標を掲げていることから、設置数及びチーム員数について、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は令和4年度時点の未達成数に最終目標年度までの年数を均等割りして設定した。
						220市町村	399市町村	593市町村	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
	チーム員数	3,118人	令和元年度	23,000人以上	令和7年末	前年度 (5,347人) 以上	6,238人以上	10,130人以上	21,000人以上	23,000人以上	・認知症サポーター数の増加によって、認知症の人やその家族を地域で支援する地域づくりの状況の変化を把握する指標として、チームオレンジのチーム数、チーム員数を目標に設定。	・チーム員については、前々年度の実績値を参考に設定していたが、令和4年度の実績値が目標を大きく上回ったため、令和6年度については増加分を考慮して設定した。
						8,536人	18,147人	33,642人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
3	認知症カフェ設置自治体数 (アウトプット)	1,412市町村	平成30年度	1,741市町村 (100%)	令和7年末	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	・認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がる。 ・家族など介護者の精神的身体的な負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置の推進を指標として選定した。	・認知症カフェについては、大綱において、すべての市町村で設置(1,741カ所)するという目標を掲げて、毎年度当該数値を達成することを目標としている。
						1,543市町村	1,563市町村	1,593市町村	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
4	認知症ケアパスを作成した自治体数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1,382市町村	平成30年度	1,741市町村 (100%)	令和7年末	-	1,621市町村以上	1,673市町村以上	1,704市町村以上	1,741市町村	・認知症ケアパスは、認知症の人の容態に応じ、相談先や必要な医療・介護サービスを受ける流れを標準的に示しており、認知症の人と家族にとって有益な情報であることから、認知症ケアパスを作成している自治体数を測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・認知症ケアパスについては、大綱において、令和7年末までにすべての市町村で作成するという目標を掲げていることから、作成市町村数について、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
						1,606市町村	1,631市町村	1,656市町村	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
達成手段1		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
(1)	認知症施策等総合支援事業等 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	1	※					006927	
		※	※									

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
						前年度 (27.8万人) 以上	34.5万人 以上	37.2万人 以上	40.4万人以上	44.6万人		
5	認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を修了した医師等の合計値 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野18】 (アウトプット)	263,086人	令和元年度	44.6万人	令和7年末	29.9万人	32.1万人	34.6万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)		・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。 ・その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを終了した医師等の合計の累計値を指標として設定した。	・累計修了者数については、大綱において、令和7年末までに44.6万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
	認知症サポート医養成研修の修了者数(内数)	11,170人	令和元年度	(1.6万人)	令和7年末	前年度 (1.1万人) 以上	1.3万人以上	1.4万人以上	1.5万人以上	1.6万人		
						(1.2万人)	1.3万人	1.4万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
	かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	66,088人	令和元年度	(9万人)	令和7年末	前年度(6.8万人)以上	7.6万人以上	8.1万人以上	8.5万人以上	9万人		
						(7.2万人)	7.7万人	8.1万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
	一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	165,999人	令和元年度	(30万人)	令和7年末	前年度 (17.6万人) 以上	22.5万人 以上	24.4万人 以上	26.6万人以上	30万人		
						(18.8万人)	20万人	21.6万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
	看護職員認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	19,829人	令和元年度	(4万人)	令和7年末	前年度 (2.2万人) 以上	2.9万人以上	3.3万人以上	3.6万人以上	4万人		
						(2.6万人)	2.9万人	3.4万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
6	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修の修了者の合計値	329,530人	令和元年度	42.7万人	令和7年末	35.28万人	35.28万人	35.28万人	41.3万人	42.7万人	・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。 ・認知症の人の介護にあたっては、認知症のことをよく理解し、本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行を緩徐化させ、行動・心理症状を予防できるような形でサービスを提供することが求められる。 ・このような良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を修了した介護職員等の合計の累計値を指標として設定した。	・これらの累計修了者数については、大綱において、令和2年度末までに35.28万人という目標を掲げており、当該目標値は令和2年度に達成した(ただし、内数の認知症介護実践リーダー研修については令和4年度に達成し、認知症介護指導者養成研修については令和4年度時点で未達成)が、今後も、着実に上伸していくことが適切である。 このため、令和6年度の目標値は、過去3年間(令和2～4年度)の増加数の差分を均等割りして設定した。
						36.9万人	38.5万人	40.1万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
	認知症介護実践者研修の修了者数(内数)	283,299人	令和元年度	36.6万人	令和7年末	(30.0万人)	(30.0万人)	(30.0万人)	35.4 万人	36.6万人		
						(31.7万人)	33.0万人	34.3万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
	認知症介護実践リーダー研修の修了者数(内数)	43,762人	令和元年度	5.9万人	令和7年末	(5.0万人)	(5.0万人)	(5.0万人)	5.7万人	5.9万人		
						(4.9万人)	5.2万人	5.5万人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			
	認知症介護指導者養成研修の修了者数(内数)	2,469人	令和元年度	2.9千人	令和7年末	(2.8千人)	(2.8千人)	(2.8千人)	2.8千人	2.9千人		
						(2.6千人)	2.7千人	2.8千人	集計中 (令和7年 11月頃 公表予定)			

(参考指標)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
7	「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野18】 (アウトカム)	65-69歳：1.7% 70-74歳：3.0% 75-79歳：8.0% 80-84歳：17.0% 85-89歳：32.8% 90歳以上：54.0%	65-69歳：1.5% 70-74歳：3.0% 75-79歳：7.0% 80-84歳：15.7% 85-89歳：31.2% 90歳以上：51.6%	65-69歳：1.6% 70-74歳：3.4% 75-79歳：6.9% 80-84歳：16.1% 85-89歳：33.2% 90歳以上：54.6%	集計中 (令和7年11月頃公表予定)		・本割合は各種認知症施策を総合的に実施した結果として変化するものであり、その変化を引き起こす要因を特定し因果関係を明らかにすることは困難であることを踏まえると、政策評価にあたっての測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われるので、参考指標として設定した。 ※日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態)に該当する認知症高齢者の年齢別階級割合が減少すること。 (参考)令和5年度実績値の算出式等 (分子：日常生活自立度Ⅱ以上に該当する認知症高齢者数、分母：高齢者人口) 【65-69歳】分母：7,335人、分子：116人 【70-74歳】分母：8,760人、分子：294人 【75-79歳】分母：7,500人、分子：518人 【80-84歳】分母：5,923人、分子：953人 【85-89歳】分母：3,971人、分子：1,319人 【90歳以上】分母：2,739人、分子：1,496人	
達成手段2		令和6年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	達成手段の概要等		行政事業レビューシート予算事業ID	
(2)	地域医療介護総合確保基金 (平成27年度)	※ ※	※ ※	349億円	5,6	※	002863	
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度	政策評価実施時期	令和5年度
		3,779,614,924千円の内数		3,898,476,160千円の内数		3,571,991,429千円の内数		
施策の執行額(千円)		3,256,964,913千円の内数		3,283,753,041千円の内数				
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第211通常国会 共生社会の実現を推進するための認知症基本法			公布日：令和5年6月16日 施行日：令和6年1月1日		認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(＝共生社会)の実現を推進	

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(X-1-4))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標X－1－4) 基本目標X：高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること		担当 部局名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 江口 満	
施策の概要	○ 本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために実施している。そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。 ○ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。 ○ 介護サービス基盤の整備に当たっては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)による介護保険法改正(令和3年4月1日施行)により、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めるべく、①介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構成の変化の見通しを勘案すること、②介護保険事業(支援)計画の記載事項として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加等の規定を盛り込み、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を進めることとしている。 ○ このため、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、令和22(2040)年に向けた中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第9期(令和6年度～8年度)においては、第8期計画の達成状況や検証を踏まえ、第9期中に目指すべき姿を明らかにした上で、目標を設定し、取組を進めることとしている。						
施策を取り巻く現状	○ 介護保険制度創設以降、75歳以上人口は急速に増加し、85歳以上人口はこれを上回る勢いで増加している。 ○ いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年だけでなく、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和25(2043)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代(担い手)の減少も顕著になる見込みである。 ○ こうした高齢化の進展のスピードや地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となる。 ○ 令和6(2024)年から開始した第9期介護保険事業計画期間に向けて、社会保障審議会介護保険部会において議論が行われ、令和4年12月に、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保を内容とした「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。この取りまとめを踏まえた「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)」が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日以降順次施行することとされたところ。 ○ 介護保険サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加し、制度創設時の平成12年4月末には149万人であったサービス利用者数は令和6年3月末には532万人と約3.6倍に増加している。こうした介護保険制度の定着にあわせて、サービス利用が伸び、それに伴いその費用も増加している。 ○ 平成12年度は3.2兆円だった介護給付費は令和5年度には10.8兆円となっており、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には介護給付費は約15兆円、高齢人口がピークを迎える令和22(2040)年には約26兆円になると推計されている。						
施策実現のための課題	1	・ 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となることが見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。					
	2	・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	介護保険制度の適切な運営を図る。			総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者(特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していくと推計される。このような中で今後も介護保険制度を維持していく必要があるため。		
	目標2 (課題2)	必要な介護サービスの量及び質を確保する。			利用者の尊厳に配慮し、必要な方に必要なサービスを提供するためには、サービスの量と質を一体的に確保することが必要であるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野46.47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 (※～令和元年度) 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者の割合(アウトプット)	75.9% (※)	平成30年度 (※)	100%	令和8年度	100%	100%	100%	100%	100%	適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費の適正化に係る取組を実施した保険者の割合を指標として設定し、介護保険制度の適正な運営を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2023のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※実績値については、実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況等に基づき把握。 令和2年度:1,314/1,741=75.5% 令和3年度:1,368/1,741=78.6% 令和4年度:1,368/1,741=78.6% 令和5年度:1,386/1,741=79.6% 令和6年度:1,488/1,741=85.5%	「介護給付適正化計画」に関する指針(令和5年9月12日老介発0912第1号別紙)において、第9期事業計画期間中に介護給付費適正化3事業の実施率100%を目指すこととされているため、第9期事業計画最終年度である令和8年度を目標年度とした。
						78.6%	78.6%	79.6%	85.5%			
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野46.47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	7.1	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る (7.1以下)	基準値を下回る (7.1以下)	基準値を下回る (7.1以下)	基準値を下回る (7.1以下)	基準値を下回る (7.1以下)	・ 国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重症度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・ なお、一定程度までは標準偏差を縮小することは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具体的な最終目標の設定が困難である。	・ 各年度において縮小すべき標準偏差については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書から引用。
						6.4	6.6	5.8	5.7			
3	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野46.47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	11.0%	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る (11.0%以下)	基準値を下回る (11.0%以下)	基準値を下回る (11.0%以下)	基準値を下回る (11.0%以下)	基準値を下回る (11.0%以下)	・ 国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重症度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・ この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率については、二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、高齢者の介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえると、具体的な最終目標の設定が困難である。	・ 各年度において縮小すべき平均値については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書から引用。
						9.1%	9.4%	8.5%	8.1%			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費―【事業報告】 (平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業―【名簿管理】 (平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	0.8億円	0.8億円	0.8億円	-	①・全国の保険者(1,573保険者)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績を集計し、結果をインターネット上で公表する。 ・介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ※②・③については、達成手段2において記載。	-
(2)	国民健康保険中央会施行経費等((項)介護保険制度運営推進費 (平成12年度)) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野4、医療・福祉サービス改革 46】 【新経済・財政再生計画 改革工程表】	※	※	※	1	※	002855
(3)	介護給付費等負担金 (平成12年度)	※	※	※	-	※	002857
(4)	介護給付費財政調整交付金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野4、医療・福祉サービス改革 47a】 【新経済・財政再生計画 改革工程表】	※	※	※	-	※	002858
(5)	介護納付金負担金等 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7,33- i ,35,36,⑦】	※	※	※	-	※	002859
(6)	介護保険関係業務補助金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	※	※	※	-	※	002856
(7)	要介護認定適正化等事業 (平成13年度)	※	※	※	1,2,3	※	006931
(8)	介護事業実態調査事業 (平成13年度)	※	※	※	-	※	006934
(9)	介護報酬改定検証・研究委員会費 (平成23年度)	※	※	※	-	※	006935
(10)	介護支援専門員研修オンライン化等運用事業 (令和2年度)	※	※	※	-	※	006948

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
4	地域密着型サービス事業所数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連・社会保障分野⑦】	26,780件	平成29年度	前年度実績 から増加	毎年度	前年度 (28,198件) 以上	前年度 (28,507件) 以上	前年度 (28,652件) 以上	前年度 (28,747件) 以上	前年度実績 から増加	・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。	・事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度実績から増加させることを目標としている。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第8期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 ※数値は、介護サービス施設・事業所調査から引用。 (参考)平成28年度実績:25,986件
	【うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数(実績値)】	-	-	-	-	1,178件	1,255件	1,357件	集計中 (令和8年1月頃 公表予定)			
	【うち、小規模多機能型居宅介護事業所数(実績値)】	-	-	-	-	5,614件	5,570件	5,523件	集計中 (令和8年1月頃 公表予定)			
5	ICT・介護ロボット等の導入事業者割合	29%	令和5年度	90%	令和11年	-	-	-	36%	43%	・ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するために、介護事業所数に占める介護テクノロジー等を導入している事業所の割合を設定したい。(情報公表システムのうち「事業所の特色」における介護テクノロジー等の導入に関する設問において導入ありと回答した事業所数/「事業所の特色」に回答した事業所数)	デジタル庁行政改革会議において策定した「介護分野におけるKPI」において、令和11年に導入率90%をKPIとして掲げていることから、それを最終目標として各年度ごとに割り戻した割合を目標に設定。 (令和5年度までの目標値・実績値の設定は、地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合にしており、集計時期の関係で前年度より上昇としている。)
(指標5関係参考)	地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合 【新経済・財政再生計画 改革工程表:社会保障分野15、52】	-	令和3年度	前年度実績 から上昇	毎年度	-	前年度実績 から上昇	前年度実績 から上昇	前年度実績 から上昇		・ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するために、多くの介護福祉施設等において効果的なテクノロジーの活用を推し進める観点から、導入支援件数ではなく、導入施設等の割合を目標とした。(地域医療介護総合確保基金による介護ロボット導入支援事業での補助施設数(累計)/主な介護保険施設数) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和5年度の当該割合については、令和6年度中の集計予定としていることから、取組を推進する観点から前年度より上昇とするもの。
						21.9%	29.9%					
6	生産性向上方策等周知件数	34,039件	令和5年度	前年度実績 から増加	毎年度	-	-	-	前年度 (34,039件) 以上	前年度 (148,856件) 以上	・ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するための手引きである生産性向上ガイドラインを活用したセミナー、フォーラム、都道府県窓口セミナーへの参加件数、動画再生回数の増加数の合計値を設定することで、サービスの質と量を一体的に確保する取組の広がりを把握できる。 ・なお、数値自体は、把握が可能である予算事業等を通じて実施する取組を普及させるセミナー等の範囲において集計する。	令和7年度の当該件数については、令和8年度中の集計予定としていることから、取組を推進する観点から前年度より上昇とするもの。
(指標6関係参考)	地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画 改革工程表:社会保障分野15、52】	38	令和元年度	前年度実績 から増加	毎年度	前年度実績 から増加	前年度実績 から増加	前年度実績 から増加	前年度実績 から増加		・ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するための手引きである生産性向上ガイドラインを活用した事業所数等を計することで、サービスの質と量を一体的に確保する取組の広がりを把握できる。 ・なお、数値自体は、把握が可能である、予算事業等を通じて実施する取組を普及させるセミナー等の範囲において集計する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	予算等を踏まえ開催するセミナー数なども増減するものではあるが、取組を拡大させるという目的に照らし前年度実績から増加と設定。
						116	229	278				

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(11)	介護保険施行企画指導費等(再掲) ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費一【事業報告】 (平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業一【名簿管理】 (平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	0.8億円 ②0.05億円 ③0.04億円	②0.09億円 ③0.04億円 ②0.04億円 ③0.02億円	②0.07億円 ③0.04億円	—	※①については、達成手段1にて記載。 ② 各都道府県における介護支援専門員登録等業務の円滑化及び介護保険事業者の指定等事務の適正化を支援し、介護保険サービスの質の確保を図るため、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用保守を行う。また、介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備及び届出について、行政機関にて効率的に業務を行えるよう、所轄庁が異なる全国の事業者の情報をデータシステムにより一括して管理する業務管理体制データ管理システムの運用保守を行う。 ③ 健康管理・疾病予防・介護予防等について特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰すること(健康寿命をのばそう！アワード)により、個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の奨励・普及を図るとともに、企業、団体、自治体が一体となり、個人の主体的な取組があいまって、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進する。	② — ③002848
(12)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	※ ※	※ ※	※	4、5	※	002850
(13)	地域医療介護総合確保基金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野15、52、39-iv、44-ii、44-iv、⑦】	※ ※	※ ※	※	4、5	※	002863
(14)	介護サービス指導者等養成研修等事業等 ①介護保険指導監督等職員等研修事業(令和4年度) ※令和4年度より、介護保険指導監督市町村職員支援事業(平成28年度)と介護保険指導監督等都道府県職員等支援事業(平成29年度)を整理統合し1本化 ②高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業(平成30年度) ③業務管理体制の整備に関する届出システム運用事業(令和4年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	002849
(15)	介護テクノロジー開発等加速化事業 (平成28年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	0 19699
(16)	介護事業所における生産性向上推進事業 (平成30年度)	※ ※	※ ※	※	6	※	006941
(17)	介護関連データの収集等に係るシステム改修費 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野39-ii】	2.9億円 2.9億円	2.0億円 2.0億円	2.3億円	—	介護保険総合データベースシステムでは、介護保険法に基づき市町村等から匿名化した要介護認定情報、介護レセプト情報等を収集・蓄積しており、これらのデータの利活用のために必要な改修等を行うもの。	— (デジタル庁予算)
(18)	ケアプランデータ連携システム構築事業 (令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 14、15、52】	※ ※	※ ※	※	—	※	002871
(19)	介護関連データ利活用に係る基盤整備事業費 (令和3年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野39-ii】	※ ※	※ ※	※	—	※	003049
(20)	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業 (令和5年度)	※ ※	※ ※	※	—	※	007745

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定時期	令和4年度
	3,536,433,684千円の内数	3,713,980,850千円の内数	3,240,271,022千円の内数		
施策の執行額(千円)	3,180,719,663千円の内数	3,099,217,950千円の内数			
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明		令和6年3月8日	高齢者介護については、感染症や災害への対応力を強化しつつ地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症基本法の目的でもある共生社会の実現に向け、普及啓発や本人発信の支援など総合的な認知症施策に取り組めます。 あわせて、介護ロボット、ICT等を活用した介護現場の生産性向上の取組により、サービスの質の向上や職場環境の一層の改善に取り組むとともに、必要な処遇改善を図るなど、総合的な人材確保対策を進めます。身寄りのない高齢者の身元保証等について、実態把握や課題の整理を進めます	

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(XⅢ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		行政手続のオンライン化を推進すること(施策目標XⅢ－1－1) 基本目標XⅢ: 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標1: デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること			担当 部署名	大臣官房情報化担当参事官室	作成責任者名	大臣官房参事官(情報化担当) 岡部 史哉				
施策の概要		・ 厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組など、多くの課題に直面している。 ・ こうした課題に対して、ICT・デジタル技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、健康・医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号))や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」なども踏まえつつ、情報政策の推進による改革に取り組んできたところ。 ・ 更に、デジタル化を通じて、利用者視点でのサービス改革が実現するよう、令和3年9月に設置されたデジタル庁など関係省庁と連携しながら、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用の推進等について、検討を進めている。										
施策を取り巻く現状		2002年に定められたデジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する(デジタルファースト)、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする(ワンスオンリー)及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する(コネクテッド・ワンストップ)。)を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。 各府省庁は、この方針に従って、オンライン化対象の行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施することとされており、新たにオンライン化等の検討を行う際には、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov等)の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応することとなっている。 また、各省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うこととされている。デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要があり、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討することとされている。										
施策実現のための課題		1	・ デジタル手続法、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①デジタルファースト: 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー: 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ: 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。 ・ 一方で、重点手続(「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部)」において、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100 万件以上のもの及び100 万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等とされているもの)に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(平成28年度)は12%であるため、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進することが必要。 ・ また、デジタル手続法に基づき、情報システム整備計画(令和5年6月改定版)に規定することとされている手続や規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)に基づいて策定された書面主義見直し方針の対象手続について、オンライン化に向けた取組の推進が必要。更に今後のオンライン申請率向上のため、随時利用者等からの要望等を把握し、オンライン申請システムの改善を図る。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。					簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上を図るため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績値								
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○1	重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(アウトカム)	16%	平成29年度	前年度を上回る値	毎年度	前年度(38%)以上	46%以上	50%以上	前年度を上回る値(68%)	前年度を上回る値(71%)	・ オンライン申請率は、オンライン申請が行われている程度や、オンライン申請の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 ・ また、対象手続については、利用件数が多い等の理由により、オンライン申請の効果が大きい重点手続を選定した。 ・ 実績値は、重点手続に該当する厚生労働省所管手続の全申請件数(分母)のうち、オンライン申請件数(分子)の割合を算出することとする。(参考: 令和6年度実績) 分子＝約1.3億件、分母＝約1.8億件 ※分子について、一部速報値による推定	・ 年度ごとの目標値については、別途令和3年10月に作成されている「オンライン利用率引上げに係る基本計画(※)」において、計画記載の手続は概ね令和5年度末までに50%とすると設定されており、これを達成した。今後も引き続き利用率を向上するべく、前年度以上を目標としている。 ※当該計画は、本政策評価対象として従来から設定している21の重点手続を全て網羅している計画ではない。
						52%	59%	67%	70%			
2	デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合(アウトプット)	15.4%	令和元年度	令和7年度	100%	前年度(19.1%)以上	前年度(26.3%)以上	前年度(32.1%)以上	前年度を上回る値(58%)	100%	・ オンライン実施手続の割合は、オンライン化が行われている程度や、オンライン化の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 ・ 測定指標の対象手続について、令和4年度までの実績値は、一部の手続のみを対象とした情報システム整備計画の内容を踏まえ、対象手続数を分母として設定していた。令和5年度以降の実績値では、より広範な書面主義見直し方針に基づく対象手続を分母として設定している。また、分子は、前述の対象手続のうち、令和6年度末時点でオンライン化済となった手続数の暫定値を設定している。なお、令和6年度末までに、対象となる3,390手続のうち、2,268手続がオンライン化済みとなった。 ・ 令和6年度までの年度毎の目標値について、情報システム整備計画は毎年度改定されるため分母(オンライン化対象手続の総数)が変動すること、算定対象の手続にオンライン化時期が未定のものが含まれることにより流動的であるため、前年度以上としている。 ・ 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、書面主義見直し方針の対象手続のうち、令和2年末時点でオンライン化していない手続を令和7年末までにオンライン化することが決定されているため、令和7年度の目標は100%としている。	
						26%	32%	58%	67%			

達成手段1		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額					
(1)	申請・届出等手続の電子化 (平成14年度)	※	※	※	1	※	007748	
		※	※					
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度	政策評価実施時期	令和5年度
		89,413		76,854		37,865		
施策の執行額(千円)		89,413		76,535				
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		①デジタル手続法 ②デジタル社会の実現に向けた重点計画			①デジタル手続法 2002年12月13日公布、2003年2月3日施行 ②デジタル社会の実現に向けた重点計画 2023年6月9日閣議決定	【①】 デジタル手続法 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、 ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、 ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。 ＜行政のデジタル化に関する基本原則＞ ・デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する ・ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする ・コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する 【②】 デジタル社会の実現に向けた重点計画 国の情報システムを整備する際に留意すべき事項 ② 行政手続のデジタル化の推進 各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。 また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。 ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。 (略) ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルやe-Gov等を活用する。 (略)		

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(XⅢ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		データヘルス改革を推進すること(XⅢ-2-1) 基本目標XⅢ:国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標2:健康・医療・介護分野の情報化を推進すること		担当 部署名	大臣官房情報化担当参事官室 保険局医療介護連携政策課 医政局医療情報担当参事官室 医薬局総務課	作成責任者名	大臣官房参事官(情報化担当) 岡部 史哉 保険データ企画室長 井上 翔太 医政局参事官(医療情報担当) 木下 栄作 医薬局総務課長 笹子 宗一郎					
施策の概要		「データヘルス改革に関する工程表」(令和3年6月策定)に沿って、着実に取組を推進し、 ・ 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大 ・ 電子処方箋の仕組みの構築 ・ 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大 などの実現を図る。										
施策を取り巻く現状		我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、2023年現在で高齢化率29.1%となっており、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところである。 世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠である。 こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。 また、毎年のように各地で自然災害が発生し、我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあり、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。またその際には、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことが必須となっている。										
		<全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大> ・「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、医療機関等との間で電子カルテ情報等を共有・交換する電子カルテ情報共有サービスを構築中であり、令和7年1月から全国複数箇所においてモデル事業を開始し、令和7年度中の本格運用を目指す。										
		<自身の保健医療情報を活用できる仕組み> ・今後は、令和7年度中に運用開始予定の電子カルテ情報共有サービスを活用し自身の電子カルテ情報等を閲覧・活用が可能となる予定である。 ・オンライン資格確認により、マイナポータル上で自身の保健医療情報を閲覧できるほか、医療機関等において患者の同意を取得して保健医療情報を閲覧することが可能であり、患者自身がより良い医療を受けられる環境となっている。										
		<電子処方箋の仕組みの構築> ・令和5年1月から全国で運用を開始し、「フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、令和7年3月末までにオンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関・薬局へ電子処方箋に導入を進めることを目標としていたが、電子処方箋の新たな目標については令和7年夏を目処に見直しを行う。										
施策実現のための課題		1	デジタル化を通じた強靱な社会保障を構築するため、オンライン資格確認等システムやマイナナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進める必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
		目標1	データヘルス改革に関する工程表に沿って、着実に取組を推進				「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大」、「電子処方箋の仕組みの構築」、「自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大」などの実現を図るため。					
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			令和7年度	
○1	全国の医療機関における電子カルテ普及率(一般病院200床以上399床以下)(アウトカム)	74.80%	令和2年度	85%	令和8年度	-	-	85%	-	-	・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。 ・一般病院(400床以上)における電子カルテ普及率については、令和2年度に91.2%を達成し、令和5年度には93.7%で上昇を維持しているところ。今後は一般病院(200床以上399床以下)における電子カルテの普及率を測定指標とする。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査)(参考)令和5年度実績値79.2%は、分母:200床以上399床以下の一般病院の数(1,207)、分子:200床以上399床以下の電子カルテを導入している一般病院の数(956)から算出したもの。 ※なお、次回の「医療施設(静態)調査」(令和8年)の結果が判明するのは令和9年秋頃の予定であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。	・一般病院(200床以上)について、まずは精神科単独の病院を除く病院において電子カルテの普及を進めるため、この数値を目標として掲げる。 ・日本再興戦略(閣議決定)等において、「2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%」にするとの目標を掲げており、該当の目標は達成したため。次は200床以上399床以下の一般病院にて目標を設定した。
2	保険医療機関・薬局のオンライン資格確認導入に係る補助(顔認証カードリーダー交付件数)(アウトプット)	-	-	-	-	本格運用開始	全ての医療機関・薬局に導入	全ての医療機関・薬局に導入	-	-	オンライン資格確認の導入は、医療機関等においても、安心・安全で質の高い医療を提供するための医療DXの基盤の整備につながるものであり、データヘルス改革の推進にも資するものであるから、この測定指標を選定した。 ※実績値に係る実数 【令和3年度】分子=130,789 機関/分母=229,106機関(厚生局に登録された保険医療機関・薬局) 【令和4年度】分子=211,780機関/分母=222,375機関(令和5年2月診療分のレセプトに基づく保険医療機関・薬局) 【令和5年度】分子=213,221機関/分母=221,996機関(令和6年2月診療分のレセプトに基づく保険医療機関・薬局) 【※本指標は令和5年度まで】	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)のフォローアップにおいて、2022年度末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を進めることとされた。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、2023年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務付けるとともに、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に経過措置を設けた。

3	全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数 (アウトカム)	-	-	100%	令和7年度	本格運用開始	全ての医療機関・薬局に導入	全ての医療機関・薬局に導入	全ての医療機関・薬局に導入	全ての医療機関・薬局に導入	オンライン資格確認の導入は、医療機関等において、安心・安全で質の高い医療を提供するための医療DXの基盤の整備につながるものであり、データヘルス改革の推進にも資するものであるから、この測定指標を選定した。 ※実績値に係る実数 【令和3年度】分子＝32,998機関／分母＝229,106機関(厚生局に登録された保険医療機関・薬局) 【令和4年度】分子＝137,858機関／分母＝222,375機関(令和5年2月診療分のレセプトに基づく保険医療機関・薬局) 【令和5年度】分子＝208,620機関／分母＝221,996機関(令和6年2月診療分のレセプトに基づく保険医療機関・薬局) 【令和6年度】分子＝212,250機関／分母＝221,586機関(令和7年2月診療分のレセプトに基づく保険医療機関・薬局)	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)のフォローアップにおいて、2022年度末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を進めることとされた。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、2023年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務付けるとともに、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に経過措置を設けた。	
						14.4%	62.0%	94.0%	95.8%				
4	全国の医療機関等における電子処方箋システムの運用開始施設数 (アウトカム)	-	-	患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入	-	-	-	オンライン資格確認システム運用開始施設数の90%	オンライン資格確認システムを導入した概ね全ての医療機関・薬局	患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入	オンライン資格確認システムを導入した医療機関・薬局で電子処方箋の導入が進むことで、医療機関や薬局を跨いで直近の処方・調剤情報の確認、重複投薬チェックが可能になり、国民がより安心安全で質の高い医療を受けられるようになることが期待されることから、「フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)において、2025年3月を目指して、オンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関・薬局での電子処方箋システムの導入を支援するとの目標が定められたことを踏まえ、この測定指標を選定した。 【令和4年度】分子＝2,005機関／分母＝137,858機関(令和5年3月27日時点の電子処方箋を運用開始した医療機関・薬局数／オンライン資格確認システムを導入した医療機関・薬局数) 【令和5年度】分子＝19,424機関／分母＝208,620機関(令和6年3月31日時点の電子処方箋を運用開始した医療機関・薬局数／オンライン資格確認システムを導入した医療機関・薬局数) 【令和6年度】分子＝63,680機関／分母＝212,255機関(令和7年3月31日時点の電子処方箋を運用開始した医療機関・薬局数／オンライン資格確認システムを導入した医療機関・薬局数)	令和7年7月の「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームにおいて、目標の達成状況を踏まえ、医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、電子処方箋の新たな目標として、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」こととされたことを踏まえて設定した。	
						-	1.5%	9.31%	30.0%				
達成手段1		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID		
(1)	医療情報システム等標準化推進事業 (平成16年度)	※ ※	※ ※	※	1	※					002060		
(2)	社会保障・税番号活用推進事業(医療保険者等) (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	2	※					002970		
(3)	医療提供体制設備整備交付金 (令和元年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,3	※					002002		
(4)	電子処方箋管理サービスの導入に向けた医療機関等のシステム整備の支援のための事業等	※ ※	※ ※	※	3	※					019867 019869 019879 019884		
施策の予算額(千円)		令和5年度 49,480,000				令和6年度 57,223,000				令和7年度 12,382,000		政策評価実施予定時期	令和8年度
施策の執行額(千円)		40,421,000				41,701,000							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日				関係部分(概要・記載箇所)			
		「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 「成長戦略等の フォローアップ」				令和6年6月21日閣議決定 令和5年6月16日閣議決定				「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 2. DX (3)DX投資促進に向けた環境整備 ④医療・介護のDX 医療・介護の情報を共有可能とする全国医療情報プラットフォームの核となる電子カルテ情報共有サービスを来年度に本格稼働すべく、システム構築を進める。また、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行う共通算定システムを2026年度に本格的に提供すべく、開発を進める。 「成長戦略等の フォローアップ」 Ⅱ. 「GX・DX等への投資」関連のフォローアップ 2. 「DX」関連 (医療のDX) ・2024年4月を目途に、居宅でのオンライン資格確認や、資格情報のみの取得が可能なオンライン資格確認ができるようにシステム導入支援等を行う。また、2024年4月を目途に、マイナンバーカードの電子証明書機能がスマートフォンに搭載される状況を踏まえつつ、スマートフォンでのオンライン資格確認が可能となるようにする。 ・質の高い個人健康情報(PHR)の活用による再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床効果の検証やウイルスベクター生産技術の開発を促し、患者がより効果的な医療サービスを受けることができる措置を2023年度中に検討し、所要の措置を講ずる。			